

公害弁連第39回総会議案書

2010. 3. 27 沖 縄

全国公害弁護団連絡会議

事務局 東京都渋谷区渋谷2-10-16
スガハラビル 5 階
渋谷法律事務所
TEL 03-5468-8688
FAX 03-5468-8689

〔総会スローガン〕

- 1 裁判闘争を一層強化してすべての公害裁判に勝利し、全面解決闘争を前進させよう。
- 2 官僚司法を打破し、国民のための司法の実現をめざして司法改革運動を進めよう。
- 3 「規制緩和」に反対し、公害・環境行政の後退や大規模公共事業による公害・環境破壊を断固阻止しよう。
- 4 公害被害者・障害者・労働者・国民との連帯と専門家との連携を強め、公害根絶・環境保全・新たな被害者救済制度の確立・公害被害の完全救済・恒久対策の確立・公害地域の再生のたたかいを前進させよう。
- 5 実効性ある情報公開制度を確立させ、戦略的環境アセスメント法を制定させて、公害・環境対策の前進を勝ち取ろう。
- 6 ダイオキシン対策と被害救済を徹底させ、拡大生産者責任を明確にした廃棄物処理法改正を実現し、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムの転換を勝ち取ろう。
- 7 史上最大の社会災害であるアスベスト問題の解決のために、国と大企業の責任を明確にして、アスベスト被害者の全面的な救済と抜本的な対策を勝ち取ろう。
- 8 真に地球環境保全に役立つ温暖化対策の確立を勝ち取ろう。
- 9 公害・環境問題における、アジア諸国をはじめとした国際的な交流・連帯を強めよう。
- 10 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、米国と一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止しよう。

目 次

【一】基調報告

第一 公害・環境をとりまく情勢	1
第二 公害裁判の前進と課題	
一 大気汚染公害裁判の前進と課題	7
二 道路公害裁判の前進と課題	9
三 基地騒音裁判の前進と課題	11
四 廃棄物問題のたたかいの前進と課題	12
五 海・川を守るたたかいの前進と課題	14
六 水俣病のたたかいの前進と課題	15
第三 公害弁連の今後の方向と発展について	23

【二】各地裁判のたたかいの報告

(大気汚染)

〔1〕川崎公害裁判報告	川崎公害裁判弁護団 事務局長 弁護士 篠原 義仁	26
〔2〕西淀川公害訴訟の報告	西淀川公害訴訟弁護団 弁護士 村松 昭夫	29
〔3〕尼崎道路公害訴訟・差し止め判決から10年	尼崎道路公害訴訟弁護団 弁護士 羽柴 修	30
〔4〕名古屋南部おおぞら裁判・道路連絡会の報告	弁護士 松本 篤周	32
〔5〕東京大気裁判和解から2年・広がるたたかい	東京大気汚染公害裁判弁護団 弁護士 原 希世巳	33

(基地騒音)

〔1〕横田基地対策弁護団報告	横田基地対策弁護団 弁護士 土橋 実	35
〔2〕新嘉手納基地爆音訴訟 報告	弁護士 増田 広充	36
〔3〕普天間基地爆音訴訟 控訴審結審を迎えて	弁護士 齋藤 祐介	39
〔4〕岩国爆音訴訟、ついに提訴！	同弁護団 弁護士 田畑 元久	41

(イタイイタイ病)

イタイイタイ病訴訟～カドミウム被害根絶の運動		
イタイイタイ病弁護団 事務局長 弁護士 水谷 敏彦		43

(水俣病)

〔1〕ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟の最新情勢		
ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団 弁護士 板井 俊介		48
〔2〕ノーモア・ミナマタ近畿訴訟～水俣病の最終解決のために		
ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団 事務局長 弁護士 井奥 圭介		50
〔3〕ノーモアミナマタ新潟全被害者救済訴訟について	同訴訟弁護団 事務局長 弁護士 味岡 申宰	51
〔4〕ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟	ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団 弁護士 中杉喜代司	52

(新幹線公害)

名古屋新幹線公害訴訟(和解後)の報告	名古屋新幹線公害訴訟弁護団 弁護士 高木 輝雄	54
--------------------------	-------------------------	----

(道路建設差止)

〔1〕圏央道天狗裁判の現状	高尾山天狗裁判弁護団 事務局長 弁護士 関島 保雄	56
〔2〕広島から・高架道路延伸・道路公害差止～7年半かかって結審しました	弁護士 足立 修一	58
〔3〕国分寺道路計画認可取消訴訟の報告	弁護士 吉田 健一	59

(カネミ油症)

カネミ油症事件報告	カネミ油症事件弁護団 弁護士 高木 健康	61
-----------------	----------------------	----

(薬害裁判)

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告	薬害ヤコブ病訴訟(大津訴訟) 弁護団 弁護士 中島 晃	63
〔2〕薬害ヤコブ病東京訴訟	薬害ヤコブ病東京弁護団 弁護士 阿部 哲二	64
〔3〕薬害イレッサ訴訟	薬害イレッサ西日本訴訟弁護団 事務局長 弁護士 永井 弘二	65
〔4〕薬害イレッサ東日本訴訟	薬害イレッサ東日本訴訟弁護団 弁護士 岡村 実	67

(産業廃棄物問題)				
九州廃棄物問題研究会報告	弁護士	高橋 謙一	69	
(ダム・干拓問題)				
〔1〕 新たな局面を迎えた川辺川ダム問題	川辺川利水訴訟弁護団 事務局長	弁護士	森 徳和	70
〔2〕 黒部川出し平ダム排砂被害訴訟 報告	黒部川排砂被害訴訟弁護団	弁護士	青島 明生	72
〔3〕 よみがえれ！有明訴訟	よみがえれ！有明訴訟弁護団	弁護士	後藤 富和	75
(アスベスト)				
〔1〕 大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み				
大阪じん肺アスベスト弁護団副団長	弁護士	村松 昭夫	77	
公害弁連担当	弁護士	伊藤 明子		
〔2〕 尼崎アスベスト訴訟の到達点	兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 団員	弁護士	今西 雄介	78
【三】 特別報告				
全国公害被害者総行動実行委員会報告	全国公害被害者総行動実行委員会 事務局長	中山 裕二	81	
COP15の結果と今後の課題	弁護士	早川 光俊	83	
みずしま財団 報告	(財) 水島地域環境再生財団 研究員	塩飽 敏史	85	
あおぞら財団 報告	財団法人 公害地域再生センター(あおぞら財団)研究員	眞鍋麻衣子	87	
「36回、国・阪神高速との連絡会」を振り返って	尼崎公害患者・家族の会 会長	松 光子	89	
道路公害に反対する運動の報告	道路全国連(道路公害反対運動全国連絡会)事務局長	橋本 良仁	90	
ハッ場ダム訴訟報告	弁護士	広田 次男	92	
公害・地球環境問題懇談会の報告	公害・地球環境問題懇談会 事務局長代行	清水 滯	93	
全国じん肺弁護団連絡会議 報告	全国じん肺弁護団連絡会議 幹事長	弁護士	山下登司夫	96
首都圏建設アスベスト訴訟の報告	首都圏建設アスベスト訴訟弁護団	弁護士	佃 俊彦	100
薬害肝炎第3幕(続編)	薬害肝炎全国弁護団 代表	鈴木 利廣	102	
第4次厚木基地爆音訴訟 2年目の報告	弁護士	北村 亮典	103	
全国基地爆音訴訟原告団連絡会議	第四次厚木爆音訴訟原告団 事務局長	斎藤 英昭	105	
景観と住環境を考える全国ネットワークの活動	代表	弁護士	日置 雅晴	107
環境影響評価法の改正をめぐる状況	弁護士	藤原 猛爾	108	
軈の浦世界遺産訴訟第1審判決について	弁護士	越智 敏裕	111	
泡瀬干潟埋立事業差止・高裁判決とその後の展望	弁護士	堀 雅博	112	
【四】 2008年度 組織活動				115
【五】 2009年度 活動方針				119
【六】 公害関係資料				
〔水俣病関係〕				123
〔諫早湾関係〕				125
【七】 2008年度 活動日誌				126
【八】 歴代人事一覧				127
【九】 公害弁連規約				131

【一】基 調 報 告

第一 公害・環境をとりまく情勢

1 政治的社会的情勢

2009年8月30日の衆議院総選挙で民主党が圧勝し、自民・公明政権から民主・社民・国民新党の連立政権へと16年振りの政権交代が行われ、9月には鳩山由紀夫代表が第93代内閣総理大臣となった。民主党は、選挙のマニフェストとして「官僚丸投げの政治から政治家主導の政治への転換」を掲げ、「税金の無駄遣いをなくす」ことを公約の第一とした。その具体的施策として、「川辺川ダム、八ッ場ダムは中止。時代に合わない国の大型直轄事業は全面的に見直す。」ことを挙げ、公共事業を推進してきた自民党政治との違いを鮮明にした。また、地球温暖化防止についても、「2020年までに温暖化ガスを25%削減（1990年比）するため、排出量取引市場を創設し、地球温暖化対策税の導入を検討します。」と、中期削減目標として「25%削減」を明言し、わずか数%削減（90年比）しか掲げなかった、産業界べったりの自民党麻生政権との違いを際立たせた。

このように国民の圧倒的な支持を背景に、鳩山政権は、川辺川ダムや八ッ場ダムの中止を手始めに、公共事業の見直しや税金の無駄遣いを見直すための「事業仕分け」を行ったが、八ッ場ダムでは地元自治体をはじめとする反発が強く、マスコミも中止反対派の地元住民の報道や「モッタイナイ論」を流し続けた。官僚は、基本的には「ものごとを決定するのは官僚であり、それが国の根幹だ」という従来の態度、方針を変更しようとはせず、全面的な抵抗を続けている。また、税金の無駄遣いを見直して新たな財源を確保するといった民主党の目論見は、予定どおり進行しているとは言えない。昨年12月にコペンハーゲンで開催されたCOP15、COPMOP5においても、日本政府は、中期削減目標として25%を明言したものの、目標達成への中身については未だ決まっていないのが現状であり、国際的にも充分なアピールができたとは言えず、会議期間中NGOより2度も化石賞を受けてしまった。コペンハー

ゲン会議では、温室効果ガス排出量の中期削減目標等の決議を目指したが、中期削減目標等は決議するまでには至らず、一步下がった内容の決議についても「留意」決議に止まった。しかし、鳩山首相、オバマ米国大統領、温家宝中国首相をはじめとする世界120カ国の首脳が一堂に会し、地球温暖化防止対策につき話し合ったことは、本年11月に予定されているCOP16メキシコ会議に向けて大きな意味を持つものと言えよう。

鳩山首相と小沢幹事長をめぐる政治資金規正法違反によって支持率が落ちてきた鳩山政権には、未だに不況を脱していない経済状況と過去最大の予算規模となった財政問題をいかに克服するか、また外交としては5月に期限を切った普天間基地の移転先をどこにするのかなどの課題が山積している。今年7月に予定されている参議院選挙に向けて政局がどのように動いていくかは、公害・環境事件にとっても重大な関心事である。

2 わが国の公害・環境破壊の現状

わが国の大気汚染、騒音、水質汚濁、廃棄物問題などの公害・環境破壊の現状、特に昨年12月に開催されたCOP15、COPMOP5の「コペンハーゲン会議」において当初予定されていた京都議定書後の中期削減目標等を決議することができなかった地球温暖化問題の現状は次のとおりであり、その特徴的な状況を指摘する。

第一に、地球温暖化問題では、「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2007年に取りまとめた第4次評価報告書によると、世界平均地上気温は1906～2005年の間に0.74（0.56～0.92）℃上昇し、20世紀を通じて平均海面水位は17（12～22）cm上昇した。また、最近50年間の気温上昇の速度は、過去100年間のほぼ2倍に増大しており、海面上昇の速度も近年ではより大きくなっている。日本では、20世紀中に平均気温が約1℃上昇した。

また、日本の温室効果ガスの排出状況をみると、日

本の2007年度の温室効果ガス総排出量は、13億7,400万トン（CO₂換算）であった。京都議定書の規定による基準年（1990年度。ただしHFCs、PFCs及びSF₆については1995年）の総排出量（12億6,100万トン）と比べると9.0%上回っている。また、前年度と比べると2.4%の減少となっている。（ただし、これはリーマンショックによる経済の減速によるもので、政府の温暖化防止対策の効果によるものとは言えない。）2007年度のCO₂排出量は13億400万トン（1990年比14.0%増加）であった。部門別にみると、産業部門からの排出量は4億7,100万トン（同2.3%減少）、運輸部門からの排出量は2億4,900万トン（同14.6%増加）、業務その他部門からの排出量は2億3,600万トン（同43.8%増加）、家庭部門からの排出量は1億8,000万トン（同41.2%増加）であった。CO₂排出量の部門別内訳をみると、直接の排出量の割合では、エネルギー転換部門（発電所等）が33.8%、産業部門（工場等）が29.7%、運輸部門（自動車・船舶等）が18.5%、業務その他部門（商業・サービス・事務所等）が6.7%、家庭部門が4.8%、工業プロセス（石灰石消費等）が4.1%、廃棄物（廃プラスチック・廃油の焼却）が2.4%であった。

第二に、都市部を中心とした窒素酸化物（NO_x）や浮遊粒子状物質（SPM）の汚染は、緩やかな改善傾向がみられるが、悪性が強い微小粒子状物質（PM_{2.5}）については、昨年9月に米国並みの厳しい環境基準が設定・告示された。しかし、未だに測定局が少なく、殆ど基準が達成されていない。

全国の有効測定局における2007年度のNO₂年平均値は、一般局が0.013ppm、自排局が0.025ppmで、一般局ではほぼ横ばいであり、自排局では緩やかな改善傾向がみられる。環境基準達成率は、一般局100%、自排局94.4%であり、自排局では2006年度と比べてやや改善した。また、2007年度に環境基準が達成されなかった測定局の分布をみると、自排局は、自動車NO_x・PM法の対策地域のうち埼玉県を除く千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、大阪府及び兵庫県に、岡山県、福岡県を加えた9都府県に分布している。自動車NO_x・PM法に基づく対策地域全体における環境基準達成局の割合は、2007年度は90.6%（自排局）と2006年度と比較して6.9ポイント改善した。また、年平均値は近年ほぼ横ばいながら緩やかな改善傾向も見られる。

一方、SPMについてみると、全国の有効測定局の

2007年度の年平均値は、一般局が0.024mg/m³、自排局が0.027mg/m³で近年緩やかな改善傾向が見られる。SPMの環境基準達成率は、一般局89.5%、自排局88.6%であり、2006年度と比べて一般局、自排局ともやや低下しており、環境基準を達成していない測定局は、全国24府県に分布している。

第三に、近年長期曝露による健康被害が懸念されている有害大気汚染物質についてみれば、2007年度のベンゼンでは、月1回以上測定を実施した459地点の測定結果で、環境基準の超過地点は3地点であった。

第四に、自動車騒音の環境基準の達成状況については、2007年度の自動車騒音常時監視の結果によると、全国3,861千戸の住居等を対象に行った評価では、昼間又は夜間で環境基準を超過したのは464千戸（12%）であった。このうち、幹線交通を担う道路に近接する空間にある1,610千戸のうち昼間または夜間で環境基準を超過した住居等は311千戸（19%）であった。

第五に、航空機騒音に係る環境基準の達成状況は、長期的に改善の傾向にあり、2007年度においては測定地点の約74%の地点で達成した。また、新幹線鉄道騒音については、東海道、山陽、東北及び上越新幹線沿線において、主に住居地域を中心におおむね75デシベル以下が達成されているが、一部で達成していない地域が残されている。

第六に、水環境について、2007年度の有機汚濁の代表的な水質指標である生物化学的酸素要求量（BOD）又は化学的酸素要求量（COD）の環境基準の達成率は85.8%となっている。水域別では、河川90.0%、湖沼50.3%、海域78.7%となり、河川では1.2%減少したものの上昇傾向にある。湖沼では依然として達成率が低くなっている。また、2006年の赤潮の発生状況は、瀬戸内海94件、有明海29件となっており、東京湾及び三河湾では青潮の発生も見られた。湖沼についてもアオコや淡水赤潮の発生が見られた。

地下水質の汚濁では、2007年度の調査対象井戸（4,631本）の7.0%（325本）において環境基準を超過する項目が見られた。施肥、家畜排せつ物、生活排水等が原因と見られる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過率が4.1%と最も高くなっている。一方、汚染

源が主に事業場であるトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物についても、依然として新たな汚染が発見された。

第七に、市街地等の土壤汚染については、土壤汚染対策法に基づく調査や対策が進められているとともに、工場跡地などの再開発・売却の際や環境管理等の一環として自主的な汚染調査を行う事業者の増加、地方公共団体における地下水の常時監視の体制整備や土壤汚染対策に係る条例の整備等に伴い、近年土壤汚染事例の判明件数が増加している。都道府県や土壤汚染対策法の政令市が把握している調査結果では、2007年度に土壤の汚染に係る環境基準又は土壤汚染対策法の指定基準を超える汚染が判明した事例は、732件となっている。事例を有害物質の項目別でみると、鉛、フッ素、砒素などが多く見られる。

第八に、廃棄物の現況については、2006年度における一般廃棄物の総排出量は5,204万トン（前年度比1.3%減）、国民一人1日当たりの一般廃棄物の排出量は1,116グラム（前年度比1.3%減）となっている。一般廃棄物の総処理量のうち、中間処理されるものは全体の処理量の約92%に当たる4,525万トンとなっている。リサイクル率は、1990年度の5.3%から2006年度の19.6%に大きく増加している。中間処理量のうち、直接焼却される一般廃棄物の量は3,807万トン（全体処理量の77.7%）である。直接最終処分量は約120万トンで、総排出量の2.5%となっており、また、これに焼却残渣と処理残渣を合わせた最終処分量の総量は681万トンであり、どちらも年々減少している。

一方、2006年における全国の産業廃棄物の総排出量は約4億1,850万トンとなっている。そのうち再生利用量が約2億1,477万トン（全体の51%）、中間処理による減量化量が約1億8,193万トン（43%）、最終処分量が約2,180万トン（5%）となっている。

3 公害・環境をめぐる注目すべき動き

(1) 2009年度で最も注目すべき展開があったのはノーモア・ミナマタ訴訟である。自公政権は、与党プロジェクトチーム（PT）案に反対していたチッソを賛成に転換させるために、チッソ本社から事業部門を分社化して、残された本社にのみ賠償責

任を負わせ、3年後にはチッソ本社を解散させることによって、チッソが実質的に水俣病の賠償責任から免れることを目的とした「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」案を国会に上程した。これは、被害者救済法案とは名ばかりの、分社化によるチッソの免責と水俣病被害者の大量切り捨てを画策した幕引き法案であった。ノーモア・ミナマタ訴訟の原告団・弁護団・支援者らは、約2週間にわたって衆議院議員会館前において坐り込み行動を行った。しかし、当初チッソの免責を認めない法案を提出していた民主党がチッソの分社化と免責を認めたために、7月8日一部修正のうえ同法案が成立してしまった。しかし、この間の行動により、原告団・弁護団・支援者らの連帯が一層強固なものとなった。また、ノーモア・ミナマタ訴訟は横への広がりも見せ、2009年2月27日に近畿に移住した患者ら12名を原告とするノーモア・ミナマタ近畿訴訟、6月12日には昭和電工と国を被告とするノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟（一次から三次で原告74名）がそれぞれ提訴され、上記坐り込み行動に参加し、8月23日には「ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議」が結成された。さらに、9月20日、21日には、不知火海沿岸6市2町にわたって、1,044名の住民に対する水俣病の大検診が医師140名、医療スタッフ600名の協力のもとに実施され、93%に当たる受診者が水俣病又は水俣病の疑いと診断された。この大検診の結果は、未だ知られていない被害者が数多くいることを明らかにした。国は不知火海沿岸においてさえ、未だに被害実態調査を行っておらず、特措法によって水俣病の救済を強引に終了させようとしていた政府らの目論見は、破綻するに至った。民主党政権となった国は、10月31日に水俣市を訪れた田島一成環境副大臣が訴訟団との和解による解決を図る旨述べた。事前協議を経て、2010年1月22日第1回の和解協議が始まり、2月、3月と月2回のペースで和解期日が実施されて、3月中にも裁判所の所見が出される状況となっている。また、新潟訴訟でも和解の予備交渉が始まっている。さらに、2月7日には関東に移住した患者らについても検診が実施され、同月23日には原告23名がノーモア・ミナマタ東京訴訟を提訴した。熊本訴訟においても追加提訴が続き、2月末

現在で2,126名となり、4訴訟の原告数は合計2,235名となった。このようにノーモア・ミナマタ訴訟は、基本合意に向けて正念場を迎えている。

(2) 政権交代によって「時代に合わない国の大型直轄事業は全面的に見直す」と公約された公共事業をめぐる訴訟は、ハッ場ダムや川辺川ダムについて前原国交大臣が工事中止を明言したものの、諫早湾干拓事業の排水門については開門の公約を果たしていない。赤松農水大臣は、開門について自分で判断することを避け、地元での協議を指示した。ところが、地元長崎県では、同事業を始めた元長崎県知事の息子である西岡武夫参議院議員の名前を出して開門を阻止する態度を変えていない。しかし、2009年度も17年連続でタイラギ漁ができず、調整池内では毒性の強いアオコが蔓延している。さらに、昨年梅雨時の大雨で後背地の畑が水に浸かり、農業者らの要求で、長崎県が排水門を開けたところ、大量の濁水が流れ出て諫早湾内のアサリが死滅した。このように、農民漁民双方にとって排水門を常時開門して調整池の水質を改善することが待ったなしの状況になっている。

川辺川ダム計画については、2008年9月の熊本県知事による反対表明に続き、前原国交大臣の工事中止の表明によって、ダムによらない治水や利水に議論が移っている。また、潮谷前熊本県知事が撤去の方針を表明していた荒瀬ダムについては、2008年6月に蒲島現県知事が荒瀬ダムの撤去を凍結する旨表明したが、本年2月3日、同知事は2012年から荒瀬ダムの撤去作業に着手することを明らかにした。

出し平ダム排砂被害訴訟では、2008年11月の富山地裁判決は、ワカメの収穫減量につき損害賠償を認めたものの、漁業被害と差止請求を認めなかった。当事者双方が控訴し、2009年度は、弁論が1回、弁論準備手続が3回行われた。また、本件訴訟と表裏の関係にある富山県漁業協同組合連合会が関西電力より受領した漁業被害補償金・漁業振興対策費の交付請求訴訟については、本年1月22日に結審し、3月31日に判決が言い渡される。

公害弁連には加入していないが、昨年10月に事業の差止を認めた画期的判決が続けて言い渡された。10月1日には、輦の浦世界遺産訴訟において広

島地裁が景観利益を理由に公有水面の埋立免許の差止を認めた。さらに、10月15日に、福岡高裁那覇支部は、経済的合理性がないことを理由に、一審判決を支持し、沖縄県と沖縄市に対して泡瀬干潟埋立事業に対する公金支出の差止を命じた。

(3) これらの海や川に関する訴訟に対して、道路建設の差止を求めるたたかいは、政権交代の影響が直接的には表れていない。

先ず、圏央道高尾山天狗裁判では、①裏高尾の事業認定取消・収用裁決取消訴訟につき、昨年11月13日最高裁第2小法廷が上告棄却・上告受理申立を受理しない決定を言い渡した。②高尾山トンネル工事の事業認定・収用裁決取消訴訟は、東京地裁で本年2月17日結審し、今夏にも判決となる。この訴訟では、本件事業の公益性を担保する費用便益分析(B/C)の合理性が中心的な争点となった。昨年10月には国交省の担当官僚の証人尋問が行われ、「費用便益分析は外部業者に丸投げ」され、国は、「費用便益分析に関するデータ」をもっていないと言いはり、費用便益分析を根拠付ける資料の開示を拒絶した。③民事差止訴訟は、東京高裁で本年3月4日に結審し、これも今夏には判決となる予定である。ここでも費用便益分析の信用性や自然破壊等の被害立証が重要である。また、既に完成している八王子ジャンクションについては、景観破壊等を理由として慰謝料請求、住民の所有権を工事に利用している区域について所有権に基づく妨害排除命令・工作物撤去請求を追加請求したが、後者については時機に遅れた攻撃防御として却下されてしまった。

次に、広島地裁における国道2号線の高架道路延伸・道路公害差止・損害賠償請求訴訟では、昨年5月に裁判所による55箇所騒音鑑定が実施され、本年1月25日に結審となった。

東京・国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線の事業認可取消訴訟が2007年12月25日に提訴された。本件道路は、1943年に計画され、1965年に都市計画決定されたが、2006年に事業認可されたもので、約250世帯もの住民を立ち退かせ、静穏な第一種住居専用地域に大気汚染と騒音を撒き散らす道路である。本年1月にはほぼ主張と書証の提出を終え、現場検証や人証の段階に入るところである。

(4) 大気汚染のたたかいでは、第一に、昨年9月9日にPM2.5の環境基準が設定されたことが特出される。新基準は、年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、日平均 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下という米国基準並みの厳しい値であり、東京大気汚染裁判和解以後2年間にわたって全国の大気汚染をたたかってきた力を結集して取り組んだ大きな成果である。新基準によると、沿道局・一般局、大都市・地方都市の別なく、軒並み環境基準をオーバーしている。第二に、新たな被害者救済制度を求めるたたかいでは、自治体レベルの制度として既に実施されている川崎市、東京都では多くの被害者が救済を受け、喜びの声が広がっている。名古屋、大阪、千葉、埼玉等他の自治体でも、自治体レベルの医療費救済制度を創設する運動が広がっている。また、国レベルの新たな救済制度をめざすたたかいは、昨年11月日本環境会議が「新たな大気汚染公害被害者救済制度をめざして」と題する提言を発表した。この提言は、現行公健法を維持した上で、①医療費救済制度、②被害補償制度を創設するもので、その財源負担を加害者である国、自治体、自動車メーカー、燃料メーカーに求める内容となっている。第三に、道路公害対策を求めるたたかいでは、尾崎における環境ロードプライシングと川崎における川崎駅東口大改造の実施などをはじめ、名古屋、東京等においても実施に向けた粘り強い取り組みが行われている。

(5) アスベストのたたかいでは、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟が昨年11月11日に結審となり、本年5月19日大阪地裁においてアスベスト国賠訴訟として初めての判決を迎える。約100年にわたる全国一のアスベスト産業地である大阪・泉南地域では、極めて零細な石綿工場が戦前・戦後を通じて日本経済を下支えしてきた。国は、1937年から1940年にかけて行われた内務省保険院の労働衛生調査以来アスベストの被害を熟知しながら、2005年の「クボタショック」後の2006年までアスベストの全面禁止を怠ってきた。訴訟団・弁護士は、「国は、知ってた！できた！でもやらなかった」の標語を掲げて、署名、要請行動等に精力的に取り組んでいる。一方、国と加害企業クボタを被告とする兵庫尼崎アスベスト訴訟は、周辺住民への被害の予見可能性

などが主な争点となっており、現在主張・立証が展開されている。さらに、建設作業従事者やその遺族が東京地裁と横浜地裁で大量提訴した首都圏建設アスベスト訴訟は、原告合計212名で、国及び主要な建材メーカー46社を被告として提訴されたが、2009年度はDVDの取調べ、医師証人尋問、原告本人尋問等の立証活動を活発に行った。

(6) 薬害に対するたたかいとしては、薬害イレッサ訴訟が注目される。イレッサは、2002年7月に世界に先駆けて日本で承認され、昨年9月末までに既に799名の副作用死が確認されているが、相継ぐ臨床試験でも延命効果が確認されていないにもかかわらず、我が国では承認条件について何の見直しもされていない。薬害イレッサ訴訟は、大阪地裁の西日本訴訟と東京地裁の東日本訴訟が係属しているが、共に主張・立証がほぼ終了し、いよいよ西日本訴訟が7月30日、東日本訴訟が8月25日に結審弁論を迎える。また、薬害ヤコブ訴訟においては、2002年の「確認書調印」以来潜在患者の掘り起こしや未和解の患者に対する粘り強い取り組みが行われている。

食品公害のカネミ油症のたたかいでは、40年を越えた現在でも被害者には様々な症状が残っており、救済されないまま放置されている状態である。2008年福岡地裁小倉支部に提起されたカネミ油症新認定訴訟では、3次提訴まで行われ、原告数が48名となった。昨年10月には原田正純教授の証人尋問が行われ、今後は本人尋問が実施される。運動としては、本年1月24日に長崎市で大集会が開かれ、民主党の国会議員が参加してカネミ被害者救済法の必要性を訴えた。

イタイイタイ病訴訟では、昨年8月に神岡鉱業所に対する第38回立入調査が住民・学者・弁護士ら110名が参加して実施された。また、認定患者は現在5名となった。

(7) 基地公害訴訟のたたかいは、昨年2月27日に福岡高裁那覇支部において新嘉手納基地爆音訴訟二審判決が出された。一審判決では85W値未満の地域に居住する原告は、過去の損害賠償請求さえ認められなかったが、二審判決では一部を除いて75W値の地域に居住する原告まで過去の損害賠償請求

が認められた。しかし、夜間早朝の飛行差止請求や将来の損害賠償請求は認容されなかった。原告住民らは、差止請求について最高裁に上告し、現在最高裁第三小法廷に係属している。次に普天間基地爆音訴訟では、本年1月28日に福岡高裁那覇支部において控訴審の結審弁論が行われ、7月29日に判決日が指定された。一方、普天間基地の移転問題は、連立与党内の足並みが揃わず、移転先とされる辺野古のある名護市長選で反対派市長が当選するなど、政府が期限を定めた5月を前に、ますます混迷の度を深めている。新々訴訟を提起している第5次小松基地爆音訴訟と第4次厚木基地爆音訴訟は、共に第一審が継続中である。特に厚木基地訴訟では、行政訴訟による差止の訴えも請求しており、訴訟要件である「重大な損害を生じるおそれ」や差止の対象である「処分」などに関して主張が展開されている。昨年5月には事実上の検証が行われ、被害状況の陳述書を作成して、原告611名分が提出された。さらに今年度は原告7,054名全員について居住状況の陳述書の作成を目指している。岩国爆音訴訟は、昨年3月23日に原告476名で山口地裁岩国支部に提訴され、10月30日に178名の原告で追加提訴がなされた。岩国基地では滑走路の沖合移転を条件に普天間基地の空中給油機部隊の移駐を決定し、さらに厚木基地で行われていた米空母の艦載機の訓練飛行まで移ってくることに、岩国の住民が怒って提訴したものである。横田基地では、2010年から自衛隊航空総隊司令部が移転することになり、新たな訴訟の提起に向けてようやく動き出した。

- (8) 地球温暖化防止の取組みについては、昨年度も公害・地球環境問題懇談会の参加団体で構成される温暖化防止対策推進委員会に参加して、シンポジウムの開催、署名、要請行動等を行ってきたが、昨年12月にはCOP15・COPMOP5が開催されたデンマークのコペンハーゲンに22名（公害弁連としてはノーモア・ミナマタと圏央道高尾山の各弁護団と公害弁連事務局から4名）の代表団を派遣した。代表団はCOP15の会場であるベラセンターで水俣病の被害を訴えたり、世界各国のNGOが集まったクリマフォーラムで地球温暖化防止を訴えるパフォーマンスを行ったり、10万人のデモに参加する

などの行動を行った。COP15は、世界の120カ国の首脳が参加して協議が行われたが、結局2013年以降の削減目標や制度枠組みについて正式な決定としては採択できず、「コペンハーゲン合意に留意」とするとの決定をするに止まった。「コペンハーゲン合意」は、賛同する国が名前を連ねるとともに、2010年1月末までに、先進国は各国別の中期削減目標を、途上国は各国別の削減行動を書き込むことになっているが、先進国の大半の国が削減数値目標を条約事務局に通告しており、中国・インド・南アフリカ・ブラジル・メキシコ・韓国などが削減行動を書き込んでいる。日本は25%の削減目標を通告しているが、その中身となる政策や措置を早急に作り上げる必要がある。政府は、温暖化基本法を現通常国会に上程して今国会中の成立を目指しているが、①「25%削減」につき他国の行動を前提とする条件をつける、②「キャップアンドトレード排出量取引」の「キャップ」をはずす、③温暖化対策として原子力発電を推進する、④再生可能エネルギー制度の目標を弱体化させるといった極めて問題点の多い法案を閣議決定しようとしている。

第二 公害裁判の前進と課題

一 大気汚染公害裁判の前進と課題

1 PM2.5環境基準かちとる

2008年12月の中環審諮問以降、この間せめぎあいが続いてきたが、2009年9月9日PM2.5基準が告示されるに至った。新基準は、年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、日平均 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下という米国基準並みの厳しい値となっており、画期的な成果といえることができる。

この新基準と対比すると、わが国でこれまで測定されたPM2.5濃度は、沿道局はもちろんのこと、一般局でも、大都市はおろか地方都市でも軒並みこれをオーバーする値となっており、今後は、移動発生源・固定発生源をめぐって規制、対策の抜本的強化が求められるとともに、新たな道路計画をめぐるアセスメントでも事業者側は対応の見直しを迫られることとなる。

東京大気汚染裁判和解以降、この2年間、全国の大気裁判でたたかってきた力を一つにして、実に旺盛なたたかいが展開されてきた。

2008年3月には、日本環境会議、岡山大学の主催で、WHOの第一人者を招いての国際シンポジウムを開催。その後、毎回の専門委員会が開かれる度に、環境省水・大気局長との交渉とこれに先立つ環境省前宣伝に粘り強く取り組み、ポイントでは、専門委員会に対する意見書、申入書をぶつけて、論議の方向をも牽制、リードしてきた。

そして終盤では、3ヶ月という短期間のうちに、厳しい環境基準設定を求める約6,000に迫る団体署名を環境大臣あてに提出し、さらに答申案に対するパブリックコメントでは、1ヶ月で1万通を超える数を集中した。

こうしたたたかひの成果としての新基準設定に大きな確信を持ち、今後に生かしていくことが求められる。

2 新たな被害者救済制度を求めて

(1) 各地のたたかひの前進

全国に先駆けて新制度をかちとった川崎では、この間、自己負担（1割）撤廃をはじめとした制度改善

の運動に旺盛に取り組む、一部前進をかちとっている。

東京では、2008年8月の制度開始以降、既に4万5,000人以上が認定を受け、学者グループによるアンケート結果からも、本制度が大きな成果をあげていることが確認されている。

一方、新たな自治体救済をめざして、名古屋では、対市長交渉で、新制度実施に要する費用の試算をかちとり（年間4.8億円）、条例救済復活に向けた運動が本格化しつつある。

さらに大阪でも「あおぞらプロジェクト IN 大阪」を立ちあげ、大規模な実態調査が取組まれ、これを踏まえた要求運動が展開されようとしている。

また、東京での前進を受けて、千葉、埼玉でも新制度に向けた準備会が活動を開始している。

(2) 国レベルの新たな救済制度をめざして

2009年11月、日本環境会議が提言「新たな大気汚染公害被害者救済制度をめざして」を発表した。現行公健法は維持したうえで、新たに①医療費救済制度と②被害補償制度を創設するもので、①は医療費自己負担分の救済、②は公健法並みの救済を内容とし、いずれも公害被害の救済制度と位置づけ、加害者の国、自治体、自動車メーカー、燃料メーカーに財源負担を求めるものとなっている。

この提言自体、私たちの各地大気裁判判決と勝利和解をふまえたものとして提起されており、これにこの間のPM2.5新基準設定という大きな前進、さらには環境健康被害救済基本法の制定をマニフェストで掲げる民主党政権の誕生という有利な情勢を追い風にして、全国患者会、大気全国連に結集しての旺盛なたたかひが、今展開されようとしている。

3 道路公害対策を求めて

差止め判決から丸10年が経過した尼崎では、①湾岸線への大型車転換をはかる環境ロードプライシングの

充実、実施と②和解条項で合意された国道43号線本町歩道橋の改善、エレベーター設置について精力的に取り組みがなされ、②については、2009年度中着工、2012年完成で合意をみた。一方①についてもNO_x環境基準クリアのため3号神戸線、43号線の4万台のセンサス大型車の25%湾岸線への誘導、転換を求めて粘り強い交渉が展開され、当面料金大型車への限定をとりはらい、センサス大型車の一部（ETCコーポレートカード利用車）も対象とする環境ロープラを2010年3月1日から実施することで合意をみるに至った。

一方、国和解10周年を迎えた川崎では、第1次緑化対策にメドが立ったことをうけて、「公害の現場」たる交差点に記念碑を建立させ、階段利用をやめ平面移動を可能とする川崎駅東口大改造の実施をかちとるなど、具体的前進をかちとっている。しかし、大型車の臨海部誘導に向けては、この間交渉は暗礁に乗りあげており、①ロードプライシングの実施と②ナンバープレート規制、③走行車線規制の約束ずみのメニューの具体化めざして、中規模交渉を重ねての粘り強いたたかいが取り組まれている。

さらに名古屋では、この間、国道23号線の交通量低減に向けて2007年に実施されたアンケートをふまえ、県警と道路管理者による検討会が開催されているが、原告側としては、車線制限と湾岸道路の料金割引（少なくとも5割以上）の実施を求めて取り組みがなされている。

また東京では、この間、患者会、地域連絡会を中心に各区段階での学習会、現地調査を重視し、公害対策要求書をまとめ提出する取り組みが行われ、これを国との連絡会で交渉する中で現地での説明会、原告側との共同の現地見分をかちとるなど和解3年目にしようやく具体的対策が軌道に乗ってきた感がある。

4 今後の課題

(1) PM2.5環境基準をめぐるっては、まず何よりも測定体制の整備が急務である。国は2009年度内に事務処理基準を改訂して、従来のNO₂・SPM並みの測定体制を指示する見込みであるが、これを早急に各自治体の実施させなければならない（ちなみに東京都は、3年間で全76局測定を表明）。

(2) 前述の有利な条件を活用して、国、自治体レベ

ルでの新たな救済制度を求めるたたかいに旺盛に取り組む必要がある。

ここでとりわけ、川崎、東京の新規患者、その他地域の未救済患者にスポットをあて、もしくは運動の前面に立てての取り組みが重要となっている。

あわせて、国レベルの救済を求めることでは、全国患者会、大気全国連に結集しつつ、新たな支援組織も立ちあげての全国レベルの運動の構築が望まれており、この点での各地弁護団の奮起が求められている。

(3) 各地和解をふまえた道路公害対策を求めるたたかいでは、道路緑化、バリアフリー等の沿道対策の課題では着実な前進がみられるものの、発生源たる巨大幹線道路の交通量削減の課題では、尼崎の粘り強い取り組みによる前進はありながらも、全体としてはかばかしい進展はみられていない。

この点で各地の連携を強化し、必要に応じて再度国交省本省交渉も行うなど取り組みの強化が求められている。

二 道路公害裁判の前進と課題

1 道路公害裁判について

圏央道建設に伴うトンネル・ジャンクション・インターチェンジ工事から高尾山の貴重な自然と国史跡八王子城跡を守ることをめざす裁判が引き続き行われている。

民事差止訴訟は2007年6月15日の第1審（東京地方裁判所八王子支部（現立川支部））不当判決を受けて住民らが控訴、現在は控訴審（東京高等裁判所第8民事部係属）段階にある。控訴の段階では八王子ジャンクションが完成していたことから、住民（控訴人＝一審原告）らは、景観破壊等を理由とした損害賠償（慰謝料）請求を追加している。また、さらに、住民らの所有地であるにも関わらず、国側が買収したと称して工事に利用している区域（八王子市高尾町2513番地）について、所有権に基づく妨害排除請求としての工作物撤去等の請求を追加した。現在、損害賠償請求に関する控訴人ら本人尋問が昨年（2009年）中に終了し、本年（2010年）3月4日に弁論終結予定とされているが、前記の妨害排除請求の扱いについての議論が続いており、いまなお進行は流動的な状態となっている。

高尾山トンネル工事の事業認定・収用裁決取消訴訟（現在、東京地方裁判所民事第3部係属）は本年（2010年）2月17日に弁論終結した。この訴訟では、訴訟進行中の2008年春のいわゆる「ガソリン国会」などで、公共事業とりわけ道路建設の事業認定の前提となる費用便益分析（Bパイク）の合理性が大きな問題となり、その後、国土交通省自身が、費用便益分析の手法を定めた「費用便益マニュアル」を改訂するなどの動きがあった。そこで、原告らは、2008年秋から、当該事業認定の前提となった費用便益分析に関するデータ（対象となった道路網、予測交通量など）の開示を求め求釈明を繰り返したが、被告国は一貫して不開示の姿勢を貫いた。このため、原告らは、国土交通省官僚の証人尋問を申請、2009年10月28日に、国土交通省関東地方整備局の官僚の証人尋問が実現した。この中では、費用便益分析は外部業者に丸投げ的に委託しており、業者から納品されるのは結果のみであり、その結果を国土交通省は検証しておらず、検証するに必要なデータも取得していないという実態が明らかになった。土地

収用は国民の財産権の侵害を例外的に認める場合であるから、土地収用につながる事業認定（とりわけ公益性判断）の前提となる費用便益分析の合理性については、例外を主張する国に説明責任と立証責任がある。にも関わらず、国が、そのためのデータを持っていないことが明らかになったことの意味は大きい。

裏高尾の事業認定取消・収用裁決取消訴訟については、昨年（2009年）11月13日、最高裁第二小法廷が上告棄却・上告受理申立を受理しない決定を言い渡した。しかし、この決定は、民事訴訟法が定める要件を満たさないという形式的な理由で上告及び上告受理申立を斥けたに過ぎない。また、同決定が対象とする事件は高尾山トンネル工事とは地域が異なり、また、原審の口頭弁論終結（2007年9月）以後、2008年春の「ガソリン国会」を経て、費用便益分析が重大争点となり、高尾山事業認定取消訴訟の中で国の分析のずさんさが明らかになるなど、情勢が大きく変化している。これらのことからして、今回の決定は他の二つの訴訟の帰趨を左右するものではない。

同じく東京では都市計画道路3・2・6号調布保谷線が240～270棟の建物と約800人を立ち退かせ、まちを分断・破壊し、大気汚染などをもたらす公害道路になる虞があるとして、西東京区間の建設工事差止民事訴訟が提訴（2004年10月。東京地方裁判所民事第13部）され、2009年2月結審、同年7月に差止請求棄却の不当判決がなされたため、住民は東京高裁に控訴した。

さらに、下北沢補助54号線、国分寺3・2・8号線、二子玉川補助49号線、横浜環状道路南線（圏央道）に関し、司法の場で争われている。

広島では、2002年8月、広島地方裁判所に対し、広島市内の中心部を貫く国道2号線の沿道100メートル内に居住・通勤する原告151名が、国と広島市を被告として、高架道路建設差止・道路公害の差止（供用制限）・生活妨害・健康被害に対する損害賠償（総額約3億3,000万円）を求めて提訴した。訴訟は本年（2010年）1月25日に弁論終結（判決日は未定）したが、この間、原告側は、差止請求の適法性、大気汚染、騒音・振動問題、交通政策論などの総論の主張立証を継続するとともに、2008年度は、騒音被害の総論立証を行い、住民が主体となって、沿道での騒音測定を行った。その結果、国

道43号線最高裁判決で騒音被害の違法性を認めた基準を上回る数値が日常的に記録されており、現在は、沿道での騒音鑑定の実施とその費用負担をどうするかを巡り攻防が続いている。2009年5月には、裁判所による55カ所での騒音鑑定が実施された。第2期工事は引き続き、凍結されている。

大阪の第2京阪道路をめぐるのは、2003年と2004年に、門真市と寝屋川市の約6,000名による大規模な公害調停が始まり、新たなアセスメントの再実施とそれに基づく公害対策を求めている。当初は、国土交通省（浪速国道事務所）と西日本高速道路株式会社、大阪府、門真市を相手方としたものだったが、大阪府と門真市は、住民の意向に沿って、それぞれ大気汚染調査と騒音現況調査を行うとの回答をしたことから、住民らは、これら2市に対する調停は2007年中に取り下げ、国土交通省と西日本高速道路株式会社を相手に取り組みをすすめている。

2 道路行政の転換を求める世論の合流を

前回総会基調報告は、「無駄な公共事業を見直す動きが、昨年までに引き続き広がっている。」「まさに20世紀型の大型公共事業としての日本の道路行政について、世界の流れを見据えた抜本的転換が求められている。」と指摘した。

昨年（2009年）秋の新政権の誕生は、各地の運動が作り上げてきた「無駄な公共事業を見直す動き」の劇的な反映であり、日本の道路行政を転換させる重要な機会が生まれたことを意味する。

新政権は誕生するとすぐに、八ツ場ダムや川辺川ダムなどダム事業中止に向けた動きを開始した。その個々の進め方についての議論はあるが、全国143カ所以上のダム事業の見直しは、「無駄な公共事業を見直す動き」にとって画期的なできごとである。

道路事業については、ダム事業と比べてより複雑な要素がある。

民主党マニフェストは「コンクリートより人」を強調し、新政権は、これまで高速道路推進にお墨付きを与える役割を果たしてきた国幹会議（国土開発幹線自動車道建設会議）を廃止（2009年9月29日発表）し、道路建設の見直しを表明したこともあるが、現在までのところ、大規模道路計画に手をつける動きは見られない。

かつての自民党政治の下での「無駄な公共事業」に対する批判的世論の反映としての新政権の誕生は、道路行政を転換させる重要な機会であるが、それは自動的に実現されるものではなく、世論と運動の結集がいっそう重要になっている。

第1は、政治と社会が激動し、「コンクリートより人」という提起もされているこの時期は、日本の将来像とも結びつけて道路問題を検討する機会だということである。いわゆる「少子高齢化」は、道路問題に引きつけられれば、自動車保有台数の伸びが鈍化すると予想されるということであり、自動車偏重を前提にした道路行政・交通行政を見直す機会を提供している。

第2は、現在進められている各地の運動を一層広げ、これを中央での道路行政転換に結びつけていく連携を発展させることである。新政権の道路事業見直しの方向が鮮明さを欠く背景の一つとして、民主党の地方議員には道路推進の立場の議員が少なからずおり、中央と地方の「ねじれ」があることが指摘されている。各地で、それぞれの道路が無駄であり、実は住民利益にならないことを明らかにし、地方から世論を結集していくことが重要である。また、これから新しく計画する道路は地方議会での都市計画決定が必要であり、また、高速道路などへのアクセス道路についても地方での予算措置が必要であることから、それぞれの地方議会への働きかけも重要になる。

第3は、費用便益分析（BバイC）の活用である。無駄な道路建設は「公益性」の名によって正当化・合理化されてきた。BバイCが1を下回る道路は建設しないというのは自公政権ですら公言してきたことであり、民主党のマニフェストも、「必要な道路を造る」といいながら、その前提として「費用対効果を厳密にチェックしたうえで」との条件を付している。この間、高尾山天狗裁判などで明らかになっているのは、費用便益分析の手法を定めたマニュアルの内容に問題があり、さらに、国の費用便益分析は、このマニュアルに沿ったとさえいえないものであり、住民らが専門機関に依頼した分析結果を基にすると1をはるかに下回るということであった。客観的な資料をもとに「公益性」論をうち破る上で、こうした費用便益分析の活用は重要な意味を持つ。

国民不在の道路行政は、いま国民的批判にさらされている。これらの国民的世論と結びつくならば、道路行政の転換をもとめとりくみをいっそう強化するこ

とができる。

さらに、世界的に見ても、20世紀が「開発の世紀」、「環境破壊の世紀」であったことに対する反省として、「21世紀は環境の世紀」といわれ、そのもとで、車依存社会からの転換がはかられている。

世界の環境問題の重要な注目点の一つである地球温暖化問題の解決にとっても、自動車による二酸化炭素排出を減らすことは喫緊の課題である。道路建設（整

備）が道路交通量の増加を招くことは環境省も認めているところであり、この点からも、道路行政の転換が必要である。

まさに20世紀型の大規模公共事業としての日本の道路行政について、世界の流れを見据えた抜本的転換が求められている。

三 基地騒音裁判の前進と課題

1 基地問題を取り巻く事情

昨年の総選挙における自由民主党の歴史的な大敗と民主党の大躍進の結果、民主党を中心とする連立政権が樹立された。民主党は、総選挙に先立って、「国民の生活が第一」、「暮らしのための政治」という政権公約、いわゆるマニフェストを掲げ、基地問題、とりわけ在日米軍基地問題について、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直す方針を打ち出していた。こうした与党第一党の政権公約を敷衍すれば、我々が取り組む基地騒音問題もまた国民の生活を脅かす深刻な被害として、早急に解決すべき政治課題に挙げられてしかるべきものである。

しかし、基地問題は公害発生源としての問題である以上に、防衛政策や日米安保問題に関するものであって、この点についての民主党内部の考えが必ずしも一様でないことは、党の成り立ちからしても否定しがたいところである。普天間基地移設問題を巡る連立政権内での足並みの乱れに象徴されるように、政権に参加する社会民主党や国民新党との間でも基地問題に関して一致した施策を打ち出せていないのが実態である。

他方で、普天間基地の移設先とされてきた辺野古をかかえる沖縄県名護市では、今年1月、基地受け入れに反対する新市長が誕生し、煮え切らない連立政権に対して、基地被害のたらい回しを拒絶する明確な民意が示されるに至った。今なお政権内の情勢は混迷していることが報じられているが、普天間基地移設問題の決

断が、政府の重要な試金石になることは疑いない。

今回の政権交代は、基地被害問題を解決する上で重大な契機になりうるものであるが、上記のような「危うさ」を内包しており、ひとつ間違えば、基地被害問題解決どころか、被害を訴える住民を「地域エゴ」とのいわれなき批判に晒すことにさえなりかねない。政府の動きに対して警戒しつつも、我々は訴訟や運動を通じて、被害の実態を明らかにしていく努力を怠ってはならない。

2 基地騒音裁判の動き

(1) 昨年度の総会に先立つ2009年2月27日には、福岡高等裁判所那覇支部において、新嘉手納基地爆音訴訟の控訴審判決が出された。2005年2月の第一審判決では、W値（うるささ指数）85未満の地域の被害を受忍限度内として損害賠償請求を棄却するという、これまでの基地騒音裁判の到達点を無視した判断が示されていたが、高裁では、受忍限度をW値75として、過去分に関しては広く損害賠償請求を認容するとともに、国側が極力主張してきた「危険への接近」論を排除する判断を示し、近年の基地騒音裁判の水準が改めて追認された。しかしながら、将来にわたる賠償請求や、住民の悲願である夜間早朝の飛行差止請求は、基地騒音の健康影響に関する綿密な立証にもかかわらず、斥けられる結果となった。住民は、飛行差止めを勝

ち取るために、最高裁判所に上告するとともに、新たな訴訟を立ち上げる決意を固めている。

(2) これまで基地騒音に生活を脅かされながらも、訴訟にまでは発展していなかった岩国基地周辺住民も、厚木基地からの米空母艦載機の移駐計画などによる基地強化の動きに対して、ついに立ち上がり、2009年3月23日、提訴に踏み切り、10月30日にも追加提訴を行った。岩国訴訟では、飛行差止請求、損害賠償請求に加え、艦載機移駐の差止めも求め、基地強化そのものの是非を問う姿勢を示している。

(3) 今年1月28日には、福岡高等裁判所那覇支部において、普天間基地爆音訴訟の控訴審の審理が終結し、7月29日には判決の言渡しが予定されている。「世界一危険な基地」とも評される普天間基地の被害について、賠償のみで幕引きが図られてよいはずがない。本来であればすでに返還が実現していたはずの普天間基地問題の解決は、判決での成果はもとより、全国の基地被害運動が連携して、国民的な運動に発展させることによって実現しなければならない。

(4) 自衛隊航空総隊司令部が移転し、新たな司令部

の建設工事が着々と行われ、軍々共用空港化が押し進められている横田基地は、騒音被害こそそのレベルが減少しているものの、被害が解消したわけではなく、本格的な基地利用が再開されれば、現在の騒音レベルで推移することはありえない。一時取り沙汰された民間航空機の乗り入れ、いわゆる軍民共用化問題は、米側の反対が強く、現在では事実上沈静化しているものの、再燃の可能性を残している。現在進められている新たな訴訟提起への準備は、横田基地のあり方に歯止めを掛けるものとなることが期待される。

3 記念シンポジウム

「沖縄から基地騒音被害の解消を目指して」

今年度の総会においては、「沖縄から基地騒音被害の解消を目指して」と題した記念シンポジウムを開催することとなった。基地騒音裁判は全国でたたかわれているが、最も深刻な基地被害に晒され、基地の存在によって現代史の中で翻弄されてきたのは、沖縄の住民にほかならない。沖縄が基地被害の象徴であるからこそ、基地騒音被害解消の象徴でもあるべきである。

本総会での議論が、すべての基地騒音問題の解決の礎となることを期待したい。

四 廃棄物問題の闘いの前進と課題

1 廃棄物処理、リサイクル制度の拡充

日本包装容器リサイクル協会は、09（21）年度に全国の市町村が家庭から収集する使用済みペットボトルのうち過去最大の20万4,000トンが、同協会を通じて国内のリサイクル業者に引き渡される見通しになったことを公表した。市町村が収集するペットボトル量が毎年増加していることに加え、協会を通さずに独自ルートで中国向けに輸出されていたペットボトルが、景気悪化の影響で大幅に減少して協会ルートに戻ってきた

のが増加の要因とされている。

プラスチック処理促進協会は、08（20）年のプラスチック製品の生産、廃棄、再資源化の状況を明らかにした。廃プラの総排出量は998万トンで前年と同水準であったが、有効利用率は前年比3%増の76%で過去最高となった。処分方法では、マテリアルリサイクルはほぼ横ばいの214万トンであったが、サーマルリサイクルのうち廃棄物発電が64万トン増の353万トンと大幅に増加した。マテリアルリサイクルの再利用先を支えてきた輸出量は、景気後退の影響で減少に転じた。

環境省は、使用済みブラウン管テレビを再利用（リユース）目的で輸出する際の判断基準を策定した。ブラウン管テレビは、有害物質の鉛を含むため、リユース目的で輸出した製品が、輸出先で不適切に処理されたりするケースが発生していた。そのため、製造後15年以内、正常に作動するなどの基準を策定してバーゼル条約の適用を受ける再生使用（リサイクル）目的の輸出と適用外の再使用（リユース）目的の輸出の区別を明らかにする対策を講じた。

環境省は、07（19）年度の産業廃棄物の排出及び処理状況の調査結果を公表した。産業廃棄物の総排出量は、約4億1,900万トンで前年より約100万トン減少した。業種別の排出量は、電気・ガス・熱供給・水道業、農業、建設業の3業種で約6割を占めており、これに鉄鋼業、パルプ・紙・紙加工製造業、化学工業を併せると全体の約8割を占める。排出された産業廃棄物のうち約半数にあたる2億1,881万トンが再生利用されており、最終処分されたのは48%に止まった。

また、環境省は、08（20）年度に新たに発見された産業廃棄物の不法投棄は308件、投棄量は20万3,000トンと公表した。件数は前年度より74件減少したが、投棄量は10万1,000トン増加した。これを受けて、環境省は、今国会に廃棄物処理法の改正案を提出し、法人による悪質な不法投棄に対する罰金を現行の1億円から3億円に引き上げ、不法投棄を重ねながら不当な利益を上げる業者を排除していく方針を鮮明にした。

2 市民のリサイクル意識の向上

内閣府は、09（21）年度に実施した「環境問題に関する世論調査」の結果を発表した。ゴミ問題に関心があると回答した者は92.4%にのぼり、普段の生活でゴミを減らすためにリサイクルを実施している人は67.1%に達した。また、ゴミを少なくするための行動について、63.3%が詰め替え製品をよく使うと回答し、レジ袋をもらわないよう買い物袋を持参したり簡易包装を店に求めたりしていると回答した者は62.0%に及んだ。レジ袋をもらわないという回答は、05（17）年度に実施した同様の調査（31.9%）の2倍近くになり、身近なところから環境問題に取り組む人が増えつつあることが明らかになった。循環型社会への移行については、現在の生活水準が落ちることになっても循環型社会に移行すべきだという回答と多少落ちてしまってもやむをえないという

回答を併せると52.9%に達し過半数を超えた。循環型社会への移行が必要という意識が、国民の間に浸透しつつあることが明らかになった。

3 各地の闘いの成果と課題

福島県いわき市の産業廃棄物最終処分場に関して、いわき市が不許可処分を下したことに對して、山一商事が不服申立てを行っていた問題で、福島県は、環境省が山一商事の再審査請求を認容する裁決を下したことから、いわき市の不許可処分を取り消す方針を示した。これに對して、いわき市は、不許可処分が取り消されても再度不許可にすると表明していた。09（21）年6月、山一商事は、「現下の経済環境でこれ以上時間と資金を投入しても採算が合わない可能性が高い」として、いわき市に提出していた設置許可申請を取り下げ、最終処分場の建設を断念した。

千葉県旭市（旧海上町）の産業廃棄物最終処分場について、地元住民が、千葉県を相手として設置許可取り消しを求めている行政訴訟で、09（21）年5月、東京高裁は、「県は、環境影響評価や住民からの意見聴取などを行っておらず、許可手続に重大な瑕疵があった」として千葉地裁に続き設置許可の取り消しを認める判決を下した。千葉県は、的確な指導が困難になるとして上告した。他方、地元住民が、エコテックを相手取り建設差止を求めた民事訴訟では、同年7月、東京高裁が建設差止を命じた千葉地裁判決を取り消し、地元住民の請求を棄却した。地元住民は、上告して闘いを続けている。

09（21）年5月、山梨県北杜市の公共関与型廃棄物最終処分場が操業開始した問題で、収支計画を検証してきた経営審査委員会は、34億5,700万円の最終赤字になることを明らかにし、埋立期間の5年半延長、受入品目の拡大を提言した。これに對して、北杜市が、「受け入れ交渉の第2ラウンドはない」として、公害防止協定の見直しにつながる埋立期間の延長や受入品目の拡大を拒否したことから、県と地元との対立が表面化し協議は長期化する見通しとなった。一方、地元住民が、山梨県に對して、同処分場の設置許可取り消しを求めた訴訟では、甲府地裁が10（22）年1月に請求を棄却する判決を下した。地元住民は、控訴して闘いを継続していく予定である。

愛知県春日井市の産業廃棄物処理施設について、愛

知県は、試験運転中の2度にわたる改善命令にもかかわらず、臭気等の測定値が維持管理上の基準を超えているとして、名成産業に対する設置許可を取り消す手続に入った。同施設については、地元住民が、名成産業を相手取り操業差止の訴訟を提起したが、名古屋地裁は、09（21）年10月、施設は構造上の基準に適合しているとして地元住民の請求を棄却した。稼働前の産業廃棄物処理施設について設置許可が取り消されれば、極めて異例のケースとなる。

廃棄物最終処分場及び焼却施設については、建設計

画や建設数が減少したことに伴い、反対運動や訴訟の数も減少傾向にあるが、千葉県旭市（旧海上町）のように行政訴訟と民事訴訟の結論が異なるケースが見られる。また、愛知県春日井市のケースは、司法判断と行政判断が異なるもので、愛知県が法令を厳格に解釈して設置許可を取り消せば、新しい行政の対応として注目を浴びる事例になりうる。いずれのケースも粘り強い住民運動の成果であり、今後その成果を検証することが求められる。

五 海・川を守るたたかいの前進と課題

島国であるわたしたちの国は、海と川の水系が一体となって国土と生態系を形作っている。古来、わたしたちは、その水辺環境が生み出すめぐみを糧とし、海と川にはぐくまれながら生きてきた。

ところが、わたしたちの国土の海と山は、戦後、人の一生にもみないわずかな間に、次々に破壊されてきた。ふるさとの海は干潟や藻場が埋立や干拓で失われ、岸辺はコンクリートで幾何学模様に固められ、川には次々にダムが建設されて、海と川が一体となった水系は寸断され、それぞれの水辺環境は破壊され続けてきた。

そうした破壊行為を主要に担ってきたのは、無駄で有害な大規模開発型公共事業である。無駄で有害な公共事業はまた、いったん走り出したら止まらない公共事業でもあった。

地球環境問題の問題群のなかで、生物多様性の保全が重要な課題であることが認識されるようになるにつれ、多種多様な生物の生息地であり、生物多様性の宝庫たる海と川の水辺環境の保全は、持続可能な社会を構築する上で不可欠であると指摘されるようになった。そして、これを破壊する愚行は、いま、国際的に反省されようとしている。

しかしながら、わたしたちの国の海と川は、いまだ破壊から保全、再生へと歴史的な転換を果たし切れていない。

海の破壊の象徴である諫早湾干拓事業においても、川の破壊の象徴である川辺川ダム建設事業においても、いまだ、たたかいは途上にある。

2つの水辺環境破壊に対するたたかいは、裁判闘争と地域の生活者、住民、自治体、市民、自然保護団体の運動が連携をとりながら、着実な前進を遂げてきた。象徴たる2つのたたかいにおいて、確実に破壊から保全、再生への歴史的転換を実現することは、わたしたちの国の海と川の水辺環境を守り、持続可能な社会を構築する上で、かぎりなく大きな意義を持つであろう。2つのたたかいの前進とともに、海と川を破壊するあらゆる戦線において、着実に、破壊から保全、再生への転換を実現しなければならない。

昨年、わたしたちの国は、歴史上初めて選挙による政権交代を実現した。誕生した民主党政権は、いまだ公共事業による自然破壊が進んでいることへの反省を表明し、公共事業のあり方を見直し、これまで行われた公共事業においても環境への影響を検討し、環境復元措置等の対策を施すことを政策に掲げた。また、諫早湾干拓事業潮受堤排水門の開門、川辺川ダム建設の中止や、ダム建設の凍結と抜本的な見直しなどを公約した。

こうした新政権の公約には、われわれの長年にわたるたたかいの成果が反映している。

わたしたちが切り開いた、この有利な歴史的状況を

最大限活かして、それぞれの運動を前進させると共に、新政権に、確実な公約の実現を迫っていかねばならない。

本年は、国連の定めた国際生物多様性年である。10月には、名古屋において第10回生物多様性条約締約国会議が開催され、世界の目がわたしたちの国の生物多

様性保全の実態に注がれる。

そのなかで、これまでの成果を活かし、さらに前進させ、破壊から保全、再生へ転換しようとする歴史の歯車をこれまで以上に大きく動かすこと、これがわたしたちに与えられた本年の課題である。

六 水俣病のたたかいの前進と課題

1 水俣病をめぐる闘いの概観

平成21年12月31日現在、熊本・鹿児島両県で、7,509名の水俣病患者が公健法上の認定申請を行い、新保健手帳申請者は、両県で29,071名（うち交付者数は25,475名）に達する。昨年より認定申請者数は約1,000名以上増、新保健手帳においては約7,000名の増加がみられる。つまり、水俣病被害者は今日に至っても全国各地に取り残されており、合計で3万3,000名以上の水俣病被害者が、声を上げ続けている現状である。

水俣病をめぐる闘いは、1996年5月22日の政府解決策を踏まえた裁判所における和解を経て、2004年10月15日、最高裁判所は水俣病における国、及び熊本県の賠償責任を断罪し、現在の水俣病認定基準を否定して感覚障害だけの水俣病を認めた。そして、この判決の後、続々と水俣病の認定申請を求める人が続出し、2005年10月3日ノーモア・ミナマタ国賠訴訟が司法救済制度による解決を求めて提起された。

こうした中で、今年是水俣病公式確認54年目を迎え、1996年の政治解決の意味を踏まえて、現在も取り残された多くの未救済の水俣病患者を最後の一人まで救済するための制度構築こそが最重要の課題となっている。

そして、2010年1月22日、熊本地方裁判所に係属しているノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟において、国は、歴史上初めて裁判上の和解協議に応じ、司法手続における水俣病被害者の補償の実現がまた一步進展した。

同時に国は、2010年5月1日の水俣病公式確認54年目を期に、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の運用を開始して水俣病問題の解決

を図ろうとしているが、残された課題は余りにも大きく重いものがある。

2 水俣病被害者をめぐる状況

(1) 1995年12月15日の政府解決策の二つの側面

いわゆる水俣病第三次訴訟における水俣病全国連を中心とする水俣病患者の闘いが、政府解決策を引き出し、1977年に打ち出された、いわゆる52年判断条件による水俣病患者大量切り捨て政策を転換させ多くの水俣病被害者を救済したことは、水俣病患者が「生きていうちに救済を」強く求めていたことからして高く評価されるべきことである。それはまさに、どんなによい解決でも「お墓に布団をかぶせる」ようなものであってはならないからである（足立昭二裁判長）。

もう一方の側面は、政府解決策においては、行政の責任、及び、水俣病患者としての救済という点が後退したのも紛れもない事実であった。この点は、水俣病第三次訴訟第1陣の控訴審である福岡高裁における和解協議を担当した友納治夫元裁判長は「私共が試みた和解協議の中で、病像論にしても責任論にしても、先ほど申し上げた意味で少し引いた姿勢を裁判所がとった、そして国の政治決着の中で、やっぱりそれらの点をはっきりさせていない。これはもし何か関連があるとすれば大変遺憾だと思うわけで、そのことが現在も尾を引いているとすれば大変不幸なことだと思います」（「水俣病救済における司法の役割」花伝社102頁）と発言していることに端的

に表されている。

このような側面を持つ政府解決策は、政府が、水俣病第三次訴訟第1陣の福岡高裁で31回にもわたって開かれた和解協議への出席をすべて拒否し、水俣病問題の抜本的な解決を拒否し続けた後、政府から事実上提案されたものであった。このような政府の態度は、いたずらに紛争を長引かせておきながら、真の解決を目指して闘い続ける水俣病患者が死に絶え、あるいは経済的苦境に陥るのを待った上で、自らの責任を回避した解決を水俣病患者に迫るものであって、そもそも決して許されるものではない。しかしながら、この時点においては、国の法的責任を裏付ける確定判決が存在しなかったこともまた事実であった。

(2) 水俣病関西訴訟最高裁判決の二つの側面

2004年10月15日、最高裁判所は、水俣病関西訴訟最高裁判決を言い渡した。

- ① この判決は、感覚障害だけの水俣病を認めたことのほかに、行政（国及び熊本県）に水俣病の発生拡大の賠償責任を認め、1995年12月15日の水俣病政府解決策の法的根拠を与え、かつ、熊本や鹿児島で水俣病をめぐる認定申請や提訴を促した点で高く評価されるべき判決である。すなわち、この判決は水俣病患者の闘いの正当性を認め、これを大きく鼓舞し、また、上記のように、この判決により潜在的に取り残されていた多くの水俣病患者が手を挙げて名乗り出る勇気を与えた最上級審の確定判決である点で歴史的に高く評価されるべきである。
- ② しかしながら、一方で、この判決は、司法認定と行政認定の水俣病というダブルスタンダードを容認するがごとき事態を認めたこと、さらに、水俣地区から関西地区に移住した原告に除斥期間を適用したことなど、すべての水俣病患者救済を図る上で環境省、熊本県や原因企業チッソの正義なき責任逃れを許す弱点も併せ持つものである。すなわち、この判決が、環境省に行政救済システムの変更を拒否する口実を与え、チッソに除斥期間など責任逃れをする口実を与えた点で、水俣病患者の闘いに新たな試練を与えたという側面も持ち合わせていることを看過してはならない。

(3) 水俣病被害者をめぐる新たな状況

水俣病第三次訴訟の時点では、原告らを主に診断し、法廷でも医師証人となった藤野紘医師等は、現地の医師会からも疎外され、あたかも二重患者製造機のような中傷を受けて来た。しかしながら、政府解決策以来、水俣市・芦北郡医師会は水俣協立病院の医師を会員として受け入れ、医学的にもその成果を評価するなど大きな転換を示している。こうした中で、多くの医師が、水俣病の診断書を書くという新たな事態が生まれ、現在に至っている。

また、06年の水俣病公式確認50年事業で、水俣市民の中にも大きな変化が生まれている。06年3月12日の「水俣病五十年フォーラム」では友納治夫元裁判長、大石利生ノーモア・ミナマタ訴訟原告団長が報告者に名前を連ねた。また、出版事業では水俣病裁判の役割が大きく見直されるというあらたな状況も生まれている。

また、環境大臣の私的諮問機関であった水俣病懇談会が、水俣病の認定基準をめぐって環境省の意図とは違う独自の答申を出そうと努力したことなどは、かつてなかった新たな動きであった。

このように、2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決は、これを期に、水俣病問題の抜本的解決を求める気運の拡大に大いに貢献したものである。

3 水俣病被害者の新たな闘い

こうした中で、最高裁判決後、熊本・鹿児島両県で新たに水俣病認定申請者が合計で7,509名も名乗り出て、さらにこれとは別に、25,475名が新保健手帳の交付を受けるなど（09年12月末日時点）、水俣病被害者の闘いは全く新しい歴史的段階を迎えている。

この闘いの中で、2,200人を超える不知火患者会の水俣病被害者が原告となり（2010年2月23日現在）、国・熊本県・チッソを被告に新たに訴訟まで提起したことは、当初の予想をはるかに超え、誰もが予想し得なかった被害者の闘いが起こっている事を示している。

この裁判の動きは熊本におけるノーモア・ミナマタ国賠訴訟の範囲を超えて、以下のように、いくつかの患者団体にも大きな広がりを見せた。

(1) 熊本における闘い

これまで、集団訴訟による司法解決までは踏み込

まなかつた水俣病被害者互助会も、ノーモア・ミナマタ訴訟と同様の国家賠償訴訟に踏み切り、司法における胎児性水俣病問題、昭和44年以降の水俣病罹患問題に対する判断を求めている。

(2) 近畿における闘い

次に、水俣地域から数千名が移住したといわれる近畿地方の水俣病患者らも立ち上がり、2009年2月27日、水俣病不知火患者会近畿支部の会員12名が国、熊本県、チッソを被告として損害賠償訴訟を提起した。

同訴訟は、その後、2010年3月9日までにさらに追加提訴を行って原告を拡大し、今後とも民主医療連合会近畿地協に協力依頼して、2ないし3ヶ月に1度のペースで水俣病の集団検診を実施する方針である。

このように、今後も近畿地方に移住した水俣病被害者の存在が明らかとされることにより、水俣病問題の実態と深刻さが浮き彫りとなるであろう。そして、近畿における水俣病被害者の数は未だ未知数であることも明確となるであろう。

(3) 新潟における闘い

また、2009年6月12日、昭和電工による排水によって水俣病に罹患した阿賀野患者会の被害者を原告とするノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟は、原告27名で提訴した。その後、2009年12月3日には第二陣16名、2010年2月4日には第三陣31名が追加提訴し、原告団は総勢74名となった。

一方、新潟県は、2009年4月、「新潟水俣病地域福祉推進条例」を制定施行し、新潟版「もやい直し」が実施されているが、水俣病の真相の究明には、さらなる水俣病被害者の発掘も重要であるとしてさらなる闘いが予定されている。

(4) 関東における闘い

熊本をはじめ、近畿、新潟で集団的な訴訟が係属し、大きなうねりを巻き起こしてきた中で、関東地方における水俣病被害者の存在も明らかとなっていった。2010年2月、東京でも約50名の水俣病検診が行われた。その結果、対象者の9割に水俣病の症状がみられた。これを受け、ここで水俣病の症状があると見られた水俣病被害者らが中心となり、2010年2月23日、23名の原告が東京地裁に提訴した。この提訴により、

不知火患者会の裁判原告は2,235名に達している。

関東地域においては、不知火海沿岸地域からの移住者の多い神奈川県川崎市で検診を行い、さらに追加提訴を行う見込みである。関東地域における水俣病被害者の掘り起こしが進むことは間違いない。

(5) その他の行政訴訟

その他、大阪地裁、熊本地裁において、水俣病関西訴訟の勝訴原告が公健法上の水俣病としての行政認定を求める義務付け訴訟が係属している。このうち、大阪地裁に係属する事件は、2010年5月に判決が言い渡される予定である。行政認定を求めるこれらの訴訟は、環境省が、2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決によっても行わなかった昭和52年判断条件の見直しを法的に義務づけるものであり、水俣病問題の根源に迫るものであって、この判決の影響力は大きく、政府に与える衝撃も極めて大きなものとなるであろう。

(6) 弁護士会の動き等

こうした闘いに対して、九州弁護士会連合会は「水俣病被害者放置は人権侵害」と国、熊本県などに警告し、水俣病被害者の闘いを大きく支持するものとなった。

そして、日本弁護士連合会も、水俣病問題検討プロジェクトチームを編成し、2008年6月、水俣現地に赴いて被害実態調査を行い、同年11月には水俣病の最終解決のためのシンポジウムを開くなど、弁護士会をあげて水俣病問題が取り上げられてきた。また、2009年3月には水俣病特措法案に反対する会長声明を発表し、特措法が成立した今、同法の問題点を指摘し水俣病問題の解決の在り方についての意見書の作成中とのことである。

これらの多くの水俣病患者、及び、それを取り巻く諸団体による闘い、支援の拡がり、多くの水俣病患者らが救済されぬまま取り残されていたことを実証した。しかし、このように最高裁判決によっても正当に救済されない水俣病患者らが提訴までしなければならぬ現状は、かつて水俣病第二次訴訟控訴審判決において、「認定基準が厳格に失する」と真正面から否定されても認定基準を改めず行政の大量切り捨て政策を突き進んだために、やむなく提訴に

至らざるを得なかった第三次訴訟当時の状況と、驚くほどの相似形をなしている。

それは結局、以下に述べるような加害者側の無責任な態度に起因するものである。

4 加害企業チッソ・国・熊本県などの動き

(1) 政府、環境省などの動き

水俣病関西訴訟最高裁判決以降、情勢はめまぐるしく展開した。

① 第2の政治解決策（与党PT案）の提示

環境省は、最高裁判決後も、「現行認定基準による行政認定制度をあくまでも変えない」として、まさに司法を無視し、水俣病被害者を切り捨てる政策を継続した。そして、水俣病の被害を矮小化するために05年10月、緩やかな条件の下にいわゆる新保健手帳を交付して認定申請、訴訟を押さえ込もうと画策した。その後、この新保健手帳による押さえ込みが出来ないとわかるや、いわゆる第2の政治決着路線を模索してきた。

07年4月から10月にかけて、自民党及び公明党で構成されていた与党PT（当時）は、調査費用として約8億円を予算計上して、救済対象になりうる人数や症状、日常生活の支障などを把握し、救済内容を検討すると同時に、①認定申請者らを救済する姿勢を打ち出すことで、熊本・鹿児島県の認定審査会の前委員を説得し、②チッソに救済策実施に伴う費用負担を求める説明材料とする狙いとしたアンケート調査などを実施した。

この調査は、対象者を認定申請者・新保健手帳交付者とするもので、その全員を対象に月1回のアンケート調査、うち5%については無作為抽出でサンプル調査、アンケート調査票の内容は水俣病に特徴的な神経症状や日常生活での身体能力・支障の程度・季節的変化などを聴取するものであったが、調査の謝礼は5,000円、経費は1人6,000円（2007年1月12日熊日夕刊1面）とされるなど、異例のものであった。

これを受け、07年10月25日、与党PTは、現在、申請患者が急増している水俣病未認定患者につき、04年に最高裁で下された司法基準はもちろんのこと、95年の政治解決をも下回る水準で、しかも、申請については期限を付して、ある一定の期限を

過ぎればその後は一切の救済に応じないとする旨の政治決着案を発表した。

具体的には、行政が指定した医師の診断のみにより、四肢抹消優位の感覚障害が認められる人に対し、①一時金150万円、②毎月の療養手当1万円、③医療費の自己負担分を全額免除するという内容である。

これは、民間の医師の診断書による審査を排除している点で大量切り捨ての危険性を孕んだものであると同時に、司法判断で示された賠償水準を無視し、しかも、一定の期限までに申請しなければその後は一切救済しないという制度であり、最高裁判決で断罪された水俣病の発生・拡大の加害者として、無責任かつ恥知らずな提案である。国は再び多くの水俣病患者を切り捨てることを公言したのである。

同案に対しては、その直後に一部の患者団体が受け入れを表明したものの、その実態が、救済対象者を認定申請者及び新保健手帳所持者の約4割にとどめるものと発表されたことから、圧倒的多数の患者団体が猛反発するに至り、後述するように、チッソにも拒否されるなどして、実施が遅れた格好となった。

② 「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の成立

その後、与党PT案（当時）では解決不可能であることを悟った政府は、2009年度財務省予算原案に、原因企業チッソが政府解決策に応じることを前提にした援助費として22億9,500万円を計上し、後述するように、チッソ分社化法案と認定制度の廃止を前提とした新救済策とを一体化した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解決に関する特別措置法」案を2009年3月の国会に提出した。

これは、究極の加害者救済というべき悪法であり、潜在的な水俣病患者の掘り起こし調査すら行わず、どのくらいの水俣病患者が存在するのかすら不明の状態、公健法上の指定地域を解除し認定制度自体を終了させるという水俣病幕引き法であった。水俣病患者が取り残されていることを知りながら、故意に水俣病患者らを闇に葬らんとするものであって、まさに水俣病史上最大の汚点となる政策である。

同法案に対して、当初、当時野党であった民主

党は反対姿勢を示し、対案となる民主党案も提出していたが、その後、急遽、民主党は軌道修正して、自民、公明、民主、国民新党が一致して同法の成立に賛同した。

その結果、2009年7月8日の参議院本会議で「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立した。不知火患者会ら水俣病患者団体は、11団体の連名でチッソ分社化反対を訴えて闘ったが、自民、公明、民主、国民新党の賛成多数で可決されたものである。

しかし、同法は、補償策の具体化を後に閣議決定される「措置方針」に丸投げしており、その措置方針は、実質的には水俣病発生・拡大の加害者として断罪された環境省が策定することが予定されたものであって、最高裁判決の趣旨を踏まえたものとは言い難いものであった。

また、同法は目的として水俣病問題の解決を掲げる一方で（同法1条）、認定申請や訴訟を取り下げを条件とするものである（同5条）。そして原因企業チッソを賠償責任から解放するためにチッソの分社化を認め（同8条以下）、税制優遇措置も与え（同30ないし32条）、その後、水俣病認定制度を終了することを宣言している（同7条）。

要するに、政府は、同法の成立により、水俣病問題の幕引き政策に正当性を得たとして、直ちに同法の措置方針を発動して幕引きを図ろうと目論んだものである。

③ 歴史上初の国の和解協議

しかし、特措法成立以降も、ノーモア・ミナマタ訴訟では司法による解決を求め続けた。その結果、新政権下で水俣病問題の担当となった田島一成環境副大臣は、2009年10月31日、水俣市において、「可能であれば、和解による解決を図りたい」と述べ、和解に向けた事前協議を進める意向を明らかにした。かつて水俣病第三次訴訟では、全国の各裁判所の再三にわたる和解勧告を拒み続け、最後の最後まで和解のテーブルに付かなかった国の姿勢は、ここにきて大きく転換せざるをえない状況となった。

その背景としては、これまで司法救済を求め続けた不知火患者会が団結を崩さず、他の患者団体とも連帯してすべての被害者を救済すべき声をあげ続けたこと、2009年11月18日の第18陣追加提訴

によりノーモア・ミナマタ訴訟の原告数が2,018名となり、訴訟による解決を求める声が大きくなったことがあげられる。

一方、2009年9月の鳩山新政権の発足による影響は、大きなものとは言い難い。「官僚依存からの脱却」を掲げて政権交代を果たした民主党であるが、前述のとおり、2009年7月に成立した水俣病特措法の議決においては同法に賛成する側に回った。そもそも同法は、実質的には、水俣病問題の幕引きを図ろうとする環境省が法案提出したに等しい代物であり、その意味において、水俣病問題に対する民主党の立場は官僚追従の域を出ないものであった。すなわち、民主党は、水俣病問題において官僚依存から脱却するどころか、水俣病の発生拡大の責任を断罪された環境省を追従するような姿勢に止まったと評価されるべきである。

しかし、そのような状況において政府に裁判上の和解を肯定させたということは、特措法成立当時、訴訟をする患者であるか否かを問わず、特措法を一律適用する形で直ちに幕引きを図ろうとした政府も、ノーモア・ミナマタ訴訟の闘いにより、訴訟上の和解により解決を求める声を受け入れざるを得なくなったというべきである。

④ 熊本地裁における和解協議

2010年1月22日、熊本地方裁判所民事第2部は、ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟第23回口頭弁論期日において、「係属中の全ての事件」の原告2,018名、並びに、国、熊本県及びチッソ株式会社に対し、訴訟上の和解による解決を勧告した。

この和解勧告は、同年1月15日付けでなされた原告らによる和解勧告の要請、及び、被告国及び熊本県による和解勧告の要請を受けてなされたものである。この和解勧告を受け、同日、国は訴訟上の和解のテーブルについた。

その後も和解協議は続いているが、裁判上の和解をするにあたり、対象者の判定方法、対象者問題（対象地域の線引き問題、昭和44年以降の出生者問題）、給付内容、提訴期間の制限のいずれについても大問題であり、予断を許さない情勢にある。

⑤ 国際的な水銀規制問題

ところで、中国やブラジルなどの発展途上国で金を採掘する際に使われた結果、環境中に放出される水銀は、世界の総水銀排出量の3分の1に当た

る年間1千トンに達し、最大の水銀汚染になっているとの国連の報告書が明らかになった。そして日本は、2006年には約236トンの水銀を「輸出」している。日本は水銀を産出しないので、これらは日本国内で回収・保管されていたものであり、イラン、香港、インドなどに輸出されている（2007年1月28日熊日）。このような状況の中、これまで、日本は「法的拘束力のある条約制定」と「各国の自主的対応」との間で曖昧な対応を続け、近時指摘される長期の水銀微量汚染が胎児の発達に与える悪影響においても決して先進的とはいえない対応に止まっている。

これに対し、原田正純熊本学園大教授は「日本は水俣病の認定を意識するあまり、胎児期汚染を含む軽症例の研究を怠り、国際社会に発信するチャンス自ら捨ててきた。胎児性患者を対象とした被害認定基準づくりや汚染メカニズムの解明など、日本がすべきことは山積している」（2009年2月22日熊日）と述べ批判している。このように我が国の姿勢は、自国の水銀汚染被害についてきっちり調べることをせず、その一方で水銀汚染を世界に広げるものである。そうでありながら、さらにアジア地域の経済成長による環境汚染だけを殊更問題にするのであれば、自国はおろか世界の環境破壊に対する無責任な態度といわざるを得ない。

その後、09年1月20日にアメリカ大統領に就任したオバマの政策転換により、09年2月20日、ケニアのナイロビで開催された第25回国連環境計画（UNEP）管理理事会において、2013年までに水銀規制条約を締結する方針が決まった。そのために、本年には政府間交渉委員会を設置し条約制定の準備に入るとのことである。本来であれば、この条約制定の推進役は、水俣病の教訓から水銀規制の必要性を学んだ日本であるべきであった。しかし、変革を掲げるオバマ政権の環境問題に対する姿勢を示す格好の場となった現実、国際社会からみても恥ずべきものである。

(2) 熊本県の動き

最高裁判決直後の04年11月、熊本県は、水俣病解決に向けて前出の不知火海沿岸住民47万人の調査を提案し、鹿児島県も認定審査会委員への働きかけを

やめるなど地方自治体に国の水俣病政策への不信感が表明された。

ちなみに、熊本県は、総合対策医療事業に要する費用を国と費用を折半していたが、平成18年12月に総務省から特別交付税を交付され、これにより国75%、県25%となった。但し、最高裁判決以後の新保健手帳では国80%と県20%となっている。

このような費用負担割合の下で、日々、新保健手帳申請者が増え続ける中、熊本県は本心では自らの財政負担の軽減のみに腐心しつつ、表向きは国の与党PTの方針、水俣病特措法に追随するのみであったと言っていよい。

すなわち、蒲島熊本県知事も、熊本県独自の政策を打ち立てることはなく、特措法による解決を希望するという、国を追随する政策に盲進した。

そのことの証左として、熊本県では、09年2月15日、それまで1年7ヶ月にわたって休止していた水俣病認定審査会が急遽開催され、50名の審査が行われた。しかし、この審査会開催に際し、「車の両輪」「ワンセット」「二層式」と熊本県幹部が繰り返したように、結局、熊本県は、この審査会で棄却した人を新救済策の対象にすると公言しているのである。このような動きは「認定制度の切符切りと擲擲〔やゆ〕されたこともある審査会だが、今回の姿はそういう役割を担っていることを公然と認めたことになりはしないか」と批判されている（2009年2月25日熊日）。

2009年11月、熊本県は認定審査会が「棄却相当」とした62名の棄却処分を「保留」としたが、これは、特措法による解決のみに邁進する熊本県の姿勢を、よりいっそう明らかにしたといえる。

(3) チッソなどの動き

一方で、水俣病の原因企業であるチッソは、これまで、経済的な発展を担うチッソと患者補償などを担うチッソとの分社化論を探ってきたが、ノーモア・ミナマタ国賠訴訟の場では第一次訴訟以来主張してこなかった時効や除斥期間の抗弁を主張して水俣病患者に対する責任を否定した。

このようなチッソの基本的態度は、同社機関誌で、95年の政治解決策を「（関係当事者全ての）最終全面解決」の合意だったと位置づけた上で、「最高裁判決を以て、この裁判が終われば、当時の関係者（各対象グループ、国、県、及びチッソ）は、新たな紛争につ

なめるような行動をなすべきでなかったと考えます」
「それにもかかわらず、この合意の基本を無視したか
のような関係者の言動があり、それが今日の混乱に結
びついていることは残念でなりません」と公言する後
藤舜吉チッソ会長の言にもよく表れている。

すなわち、チッソは、07年10月に提示された与党
PT案に対し、同年11月、①ノーモア・ミナマタ訴訟
などの存在により、与党PT案による解決では展望が
持てない、②時効・除斥期間論を主張している訴訟
上の主張と矛盾する、③支払い能力を超えている上、
株主等に対して説明が不可能、などとして、一時金
の負担を拒否すると発表した。

しかし、結局チッソは、それ以降、チッソ分社化
と税制優遇措置をむしり取るために、これまで延々
と事態を引き延ばしながら、究極の加害者救済策で
ある「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の最終解
決に関する特別措置法」を引き出した。しかし、す
でに指摘したとおり、これは水俣病患者のみならず、
水俣病問題という歴史自体を闇に葬り去ろうとする
ものである。水俣病の原因企業チッソは、国家権力
と結びつき自らに有利な状況を引き出すまで被害者
救済には応じないと開き直ったものであり、それが
社会的に許されない企業態度であることは言うま
でもない。東京経済大学の除本理史教授によれば「チ
ッソが分社化すれば被害者側は手も足も出せない状
態になる。分社化は補償原資となる子会社の株式売
却益がいくらになるかで補償総額が左右されかねな
い『応能負担の論理』であるが、この論理はPPPと
は無縁。四大公害裁判後、明確になってきた日本の
環境問題解決の原則とは大きく乖離する」と批判し
ている（2009年3月4日熊本市内で開催されたシン
ポジウムより）。

しかし、このような批判があるにもかかわらず水
俣病特措法が成立し、チッソは分社化により水俣病
問題と法的に決別することが認められた。チッソの
後藤舜吉会長は2010年社内報において「紛争その他
水俣病の桎梏から解放される」という表現で、分社
化のメリットを語っている。しかも、政府を含め分
社化の時期なども何ら明らかになっていない段階で
「2010年10月1日」に新会社の事業を開始したいとい
う要望も示している。

5 水俣病救済と司法の役割

このように、環境省は、熊本県と鹿児島県を抱きか
かえ、あくまでも認定基準を変えずに司法救済制度も
拒否して、水俣病特措法での解決の名の下に、未だ取
り残されている水俣病患者への正当な補償の可能性を
も打ち切ろうとしている。

まず第1に、同特措法は「被害者大量切り捨て策」で
ある。

特措法における補償の対象者は、熊本、鹿児島両県
が設置する判定検討会が判断することが予定されてい
るが、自民公明の両党が行った2007年7月発表の「中間
とりまとめ」による限り、申請者の3人に1人しか救済
しないものと評せざるをえない。この点に関し、裁判
外の患者団体は、訴訟原告と同様の判定方式を求めて
いるが、環境省の意図は明らかではない。そもそも、
水俣病の「解決」と銘打っておきながら、国は未だに
地元が要求する地域住民の健康調査も行っておらず、
正確な被害者の実態把握ができていない。そうであり
ながら、3年の期限を切ってその後に現れた水俣病患者
を一切救済しない特措法は、現在声を上げている患者
の切り捨てに加え、未だ声を上げられないでいる潜在
患者を完全に切り捨てるものである。

第2に、同特措法は「加害者救済のための幕引き策」
である。

被害者補償を目的とする莫大な公的支援を受けた加
害企業チッソが、分社化によってその被害者補償責任
を免責されることになる。また、共同加害者である
国・熊本県の責任もあいまいなまま、地域指定解除に
よる幕引きが図られようとしている。

第3に、同特措法は「法治国家にあるまじき司法無視
の無法」である。

行政認定の認定基準を見直さないまま、国の認定審
査会を事実上機能停止させ、多くの水俣病被害者に特
措法で対処することは、最高裁判決を無視して開き直
ったものと評価されるべきである。しかも、「救済措置」
の対象者となるには、認定申請や訴訟提起を行う権利
を放棄することが条件とされ、憲法で保障された裁判
を受ける権利を侵害している。

このような「被害者大量切り捨て策」「加害者救済の
ための幕引き策」「法治国家にあるまじき司法無視の無
法」は、被害者としても絶対に受け入れられるもので
はないし、公害の原点とも言われる水俣病についてこ

のような法案の成立を許すことは、公害の歴史に悪しき前例を作ることになり、全ての公害被害者のためにも決して許されるものではない。

ノーモア・ミナマタ訴訟をはじめとする裁判での闘いは、これらの問題点を切り開き、真の被害者への補償実現を追求するものである。闘いはいま、重要な局面を迎えつつあるが、今後とも全国の公害被害者が力を合わせ、水俣病問題の真の全面解決を目指す闘いを展開することが求められている。今こそ、水俣病を経験し、被害者が加害者らに踏みにじられてきた歴史を踏まえ、すべての被害者を救済するための闘いを大きく展開すべきである。

第三 公害弁連の今後の方向と発展について

—公害被害者の早期救済、公害根絶とともに、 新たな環境問題への取り組みの強化を目指して—

1 和解や判決を勝ち取って公害被害者に 早期救済を

昨年度は、公害弁連の各訴訟において和解や判決が少ない年であったが、本年度は、和解協議が大詰めにきているノーモア・ミナマタ国賠等訴訟をはじめ、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟、普天間基地爆音訴訟、高尾山トンネル工事事業認定・収用裁決取消訴訟、圏央道高尾山事業差止訴訟、国道2号線高架道路延伸・道路公害差止訴訟の各訴訟で判決が予定されている。また、薬害イレッサ西日本訴訟と薬害イレッサ東日本訴訟では、既に結審日が決まっている。このように、今年は、公害・環境事件にとってとりわけ重要な一年であり、すべての訴訟につき和解や判決を勝ち取るべく、公害弁連として全力を上げて取り組む必要がある。

先ず、ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟では、熊本訴訟において急ピッチに和解協議が進められており、3月15日にも裁判所から所見が示されるとの報道がなされている。一方、政府は、「水俣病被害者救済特別措置法」に基づく手続を5月1日から開始したい意向を示している。このような状況下において、①一時金・療養手当・団体加算金の給付額、②対象者の判定方法、③対象地域と地域外の被害者に対する処遇、④昭和44年以降の出生者問題、⑤未提訴者に対する処遇など、予断を許さない問題を克服しなければならない。特に「ノーモア・ミナマタ」と掲げた被害者全員救済への道筋を如何に付けるかが肝要である。この和解は、新潟・近畿・東京の各訴訟にとっても極めて重大な意味を持つだけに、提訴者の更なる拡大を含めて、全国が結束して、勝利和解の獲得を目指さなければならない。

次に、大阪・泉南アスベスト国賠訴訟では、5月19日に大阪地裁でアスベスト国賠訴訟として初めて一審判決が出される。兵庫尼崎アスベスト、首都圏建設アスベストの各国賠訴訟の原告らにとっても、非常に注目される場所である。訴訟団・弁護団は、現在も署名、

大阪及び東京での行動などの運動を精力的に展開しているが、さらに広範な世論形成と国会議員に対する要請行動などを強めていく必要がある。

普天間基地爆音訴訟は、7月29日に福岡高裁那覇支部で控訴審判決を迎える。普天間基地については、1996年のSACO合意により、日米両政府が5年ないし7年以内に全面返還する旨表明しているが、未だにその合意が実行されていない。一審判決では、米軍機の飛行等の騒音が受忍限度を超える違法状態にあるとして損害賠償請求を容認しており、日本政府自身も「最も危険な基地」であってすぐに移転しなければならないことを自認している。このような違法な騒音を、沖縄県内はもちろんのこと、国内のほかの基地にも移転するべきではない。普天間基地の周辺住民が騒音被害や墜落等の事故の危険から免れるために、全国の基地被害者の力を結集して運動を展開していく。本総会・記念シンポジウム『沖縄から基地騒音被害の解消を目指して』を開催するのも、その一環である。また、このシンポジウムでは、他の基地訴訟における基地騒音被害の解消に向けた取り組みについても報告して討議する。

薬害イレッサ訴訟では、西日本訴訟が7月30日、東日本訴訟が8月25日に結審を迎える。肺がんに対する抗がん剤であるイレッサは、2002年の承認から昨年9月まで約800名もの患者が副作用で死亡しているにもかかわらず、何らの見直しもされずに、その使用が継続されている。このような我国の現状を変えるには、早期に勝利判決を取ることが不可欠である。「夢の新薬」と虚偽かつ誇大な宣伝をおこなったアストラゼネカ社に対しても、さらに広範な運動を展開する必要がある。また、抗がん剤は、現在医薬品副作用被害救済制度の適用を除外されているが、同制度の抗がん剤への適用を認めさせるたたかひも強化していく。

2 大型公共事業等による環境破壊を止めさせる 取り組みの強化を

「コンクリートから人」を掲げる民主党政権も、ダムなどとは異なり、現在までのところ大規模道路計画の見直しには直結していない。しかし、自動車保有台数も頭打ちとなり、特定財源もなくした今こそ、自動車に偏重した道路交通行政を転換させるため、各地の運動を一層広げる必要がある。道路計画の見直しには、費用便益分析を厳格に行って、本当に必要な道路かをチェックすることが不可欠である。その意味でも、2月17日に東京地裁で結審した高尾山トンネル工事の事業認定・収用裁決取消訴訟と3月4日に東京高裁で結審した高尾山トンネル工事差止訴訟の勝訴に向けて全力を尽さなければならない。また、現在第2期工事の着工が凍結状態になっている国道2号線の高架道路延伸・道路公害差止訴訟でも、広島地裁で1月25日に結審したが、現在の差止状態を固定化させるためにも勝訴を目指す。この3訴訟を中心に、国分寺都市計画道路の事業認可取消訴訟や全国各地の道路反対闘争と連携して粘り強い運動を展開していく。

一方、「海」のたたかいであるよみがえれ！有明訴訟では、民主党政権が地元長崎県に責任転嫁する形で、潮受堤防の排水門を開門することによって有明海を再生する公約を果たしていない。ただ、頑固に排水門の開門に反対している農水省や長崎県も、いよいよ開門を拒む理由がなくなり、追い詰められてきている。昨年も漁業は、アサリの死滅やノリの色落ちなど大きな被害を受けており、一方後背地の農業者にとっても、毒性の強いアオコで汚染された水の冠水被害を受けている。漁民ばかりか、農民にも常時の開門を求める運動の輪を広げ、多くの国会議員や長崎県以外の自治体とも連携して政府に排水門の開門を迫っていく。

3 被害者救済制度の創設や公害地域再生の 取り組みに前進を

大気汚染のたたかいでは、昨年9月に米国並みの厳しいPM2.5の環境基準を作らせることができたが、これを実効あるものにするためには、まずは各地にPM2.5の測定局を作らせる必要がある。次に、川崎市と東京都において創設された新たな被害者救済制度をほかの自治体に広げる運動は、名古屋、大阪、千葉、埼玉などで

一定の前進を見ているが、今年度はこれらの運動を本格化させるとともに、日本環境会議の提言に沿った国レベルの新たな救済制度の創設を目指す。さらに、大気汚染の各訴訟の原告団・弁護団が国との「連絡会」を通じて実現を図っている環境再生の取り組みでは、ロードプライシング等による大型車削減方策の実施や道路沿線の環境改善を迫る運動を粘り強く展開していかなければならない。

4 公害弁連のたたかいの経験をふまえて、 新たな取り組みを

公害弁連は、全国の公害事件弁護団を糾合して、その被害者・弁護団・支援者の団結の力で、40年にわたって訴訟や全国被害者総行動をはじめとする運動を展開し、被害者の救済と公害の根絶と環境の再生を目指して遂行してきた。これまで四大公害訴訟にはじまって、多くの公害裁判に取り組んできたが、最近では、無駄で有害な大型公共事業の差止等の訴訟やアスベスト訴訟が公害弁連の中心的役割を果たしつつある。とくに、アスベスト訴訟は、全国じん肺弁連との連携のもとに訴訟や運動を展開している。また、グローバルな環境問題である地球温暖化防止について、公害弁連は、公害・地球環境問題懇談会の参加団体として、労働組合や婦人団体などの他の参加団体との連携のもとに運動を行っている。公害弁連としては、今後も積極的に日本環境法律家連盟、薬害弁連、景観と住環境を考える全国ネットワーク等と協力しつつ、勝利判決を目指していく。公害弁連は、さらに加入弁護団を増やし、幅広い事件の弁護団を結集して、これまでの経験を生かして公害根絶と被害者救済の目的達成に努力していく。2009年度では、ノーモア・ミナマタ国賠等近畿訴訟弁護団、ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟弁護団、ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団、岩国爆音訴訟弁護団が正式加盟した。

5 地球環境問題、アジア諸国との交流の 取り組みの強化

地球温暖化問題は、昨年12月コペンハーゲン会議(COP15・COPMOP5)に公害・地球環境問題懇談会の代表団の一員として公害弁連から4名が参加したが、先進国の中期削減目標や途上国支援の決議は成立せず、

今年11月のメキシコ会議（COP16、COPMOP6）に引き継がれた。また、日本政府は、2020年までに1990年比で25%の削減という中期削減目標を掲げたが、それを達成するための法制度が未だ整っていない。政府は、今国会において「地球温暖化対策基本法案」を提出してその成立を目指しているが、他国の行動を前提としたり、原子力発電の推進を掲げたり、排出量取引制度や炭素税の導入を先送りしたり、経済との調和条項を設けようとするなど、産業界の反対にその姿勢が相当に揺らいでいる。他のNGOとも協力して、政府に25%削減の実効性ある政策を取らせる運動を広範に展開していくことが重要である。

昨年は、京都で開催された第9回アジア・太平洋NGO環境会議に参加したが、韓国で2回実施したシンポジウムから既に4年を経過しているので、中国・韓国・日本の3カ国によるシンポジウムの準備を進める。また、今年も要請があれば、韓国司法修習生の「日本の公害・環境訴訟」研修について実施の方向で検討する。

【二】各地裁判のたたかいの報告

(大気汚染)

〔1〕川崎公害裁判報告

川崎公害裁判弁護団
弁護士 篠原 義 仁

1 写真集の発行

- 1 裁判和解後の私たちの取り組みにとって、田中正造の言葉は、銘記しておく必要があるように思われます。

すなわち、足尾鉍毒問題で、1901年（明治34年）12月10日、田中正造が天皇に直訴したときの「謹奏表」（直訴文）には、次の6つの要求が掲げられています（荒畑寒村『谷中村滅亡記』より）。

**「渡瀬の水源を清むる其の一なり、
破壊せる河身を修築して其の天然の旧に復する其の二なり、
激甚なる毒土を除去する其の三なり、
沿岸無量の天産を復活する其の四なり、
頽廢せる多数町村を恢復する其の五なり、
而して、毒水毒屑の流出を根絶する其の六なり」**

これを今日的命題に言い換えてみると、それは、被害の救済、公害の根絶、環境再生とまちづくり、という、私たちの三本柱の課題と重なり合います。

- 2 「きれいな空気と生きる権利を求めて」を合言葉にして取り組まれた川崎公害裁判は、1996年12月25日、固定発生源である加害企業との間で原告勝利の和解を成立させました。

次いで、99年5月20日、移動発生源である自動車の大量走行を許容してきた道路の設置、管理者である国・首都高速道路公団との間でも勝利の和解をかち取りました。

企業和解から13年。国和解から10年。

川崎公害裁判のたたかいは、大きな区切りを迎えるところとなりました。

日本最大の京浜工業地帯のど真ん中に位置し、電力・鉄鋼・石油化学コンビナートの工場群の煙突が林立して川崎の空を汚し、首都高速横羽線、第1・第2・第3京浜、東名高速など幹線道路が市内を貫いて自動車排ガスをまきちらし、その結果、ぜん息をはじめとする公害病認定患者はゆうに数千人を超えて発生しました。

「アリとゾウ」のたたかいに擬せられたこの大気汚染裁判は、1982年の第1次提訴以降、第4次まで、合計440人が原告団に結集し、巨大な企業、巨大な権力を被告として、川崎市内、神奈川県内をはじめとする全国からの広範な支援の力を得て、被害者への損害賠償の支払と抜本的な公害対策を約束させて終結しました。

- 3 私たち川崎公害裁判原告団（「川崎公害病患者と家族の会」）、弁護団、支援組織（「川崎公害裁判の成果を生かし、公害根絶・環境再生をめざす市民連絡会」）は、裁判後も三者の団結を維持して、裁判和解を基礎に被害者の救済、公害の根絶、環境再生とまちづくりを三本の柱にすえて、将来的課題にもチャレンジして格闘をつづけてきました。

裁判提訴当初は、前二者の二本柱のたたかいでしたが、勝利和解を直前に控えた段階において、

イタイイタイ病の経験、大阪西淀川の実践を学ぶなかで三本目の柱が追加されました。

「勝利和解は、たたかいの中間点。これをどう生かすかが本当のたたかい、私たちの真価が問われる。」、そう肝に銘じて裁判後の活動を継続してきました。

私たちは、企業和解10周年を記念して「よみがえれ青い空—川崎公害裁判からまちづくりへ」を出版して、皆さんのご意見を仰ぎました。

そして、国和解から10周年の今（昨年11月28日）、写真集「川崎公害と環境再生」を発刊しました。

写真集では、三本柱の取り組みの紹介とともに「環境再生とまちづくり」を展望するために、川崎の今昔を概観し、その視点をも合わせもつ内容としました。

「川崎に青い空があったのか？」は、当然のこととして、川崎には海もあり、漁協があって「浅草のり」の産地として活発な漁業が営まれ、海水浴場も大々的に展開されていたことは、「知らぬ者」にとって大きな驚きを与えています。

今では、すっかり千葉産として定着しています、長十郎梨の「ふるさと」は川崎です。

私たちはそれを「経済至上主義」「開発優先政策」という名の下に人の手が奪ったことを確認し、「環境優先」「生命第一」を基本命題にして、再び人の手で環境再生をはかりたいという思いを強くしています。その思いから、写真集のタイトルがつけられました。

4 この写真集は、裁判後も「解散できない」、3課題達成まで「解散しない」原告団、弁護団、支援団体の共同の作業でまとめあげられました。

前述したとおり、昔に遡っての記述（写真）もありますが、それは将来を展望する上での参考として載せられたもので、この写真集の目標は、現在、そして将来に向けられています。

企業和解から13年、国和解から10年の区切りとして著作物、写真集と発行を重ねましたが、この10周年はたたかいの中間点 — いつゴールに達するのかわからない、私たちは、ひきつづき奮闘する決意でいます（以上、公害弁連ニュース165号から抜粋）。

2 「環境再生とまちづくり」の取り組み

1 この分野での2009年、1年間の特徴は、和解直後の道路連絡会で、国道15号、国道1号等の道路構造対策、沿道対策、緑化対策、産業道路の車線削減と緑化対策等の、ひきつづく追求のたたかいでした。そのなかで、川崎市川崎区、幸区に係る一連の事業は、川崎公害裁判闘争の成果に基づき、実施されてきたことを確認させた上で、その旨の記念碑を国交省の責任と費用負担で建立することを確認させてきました。

その記念碑の建立が、概ね第一次「緑化対策」がメドが立ったということもあって、国和解10周年をも記念するものとして昨年11月28日の「国和解10周年のつどい—写真集の発行—」の当日に、国道15号（いわゆる京浜第一国道）と川崎区内のメインのとおりである新川通と交差する地点に建立されるに至りました（記念碑のタイトルは加藤満生弁護士長の揮毫）。

各地でさまざまな取り組みがあるなかで、こうした記念碑を「公害の現場」に建立させた取り組みは、貴重なたたかいとして特筆することができます。

なお、同じ国道15号の中央分離帯の旧川崎合同法律事務所の目の前の地点には、原告側が提供（「かわさきまちづくり隊」に参画している本谷勲東京農工大名誉教授の寄贈）した高野槇が移植され、その高野槇の表示板も私たちの要求に基づき移植地点の歩道側に設立されました。

また、追加植栽（国道15号に高中低木を5万5千本植栽予定）も、若干テンポが落ちつつありますが、ひきつづき予算を計上させ追及しています。

2 国道15号の歩道には、既存の中央分離帯を削ってその道路幅を上り、下り線の歩道に割り付け、その結果として大きく拡幅された歩道は、自転車道と歩道とが分離される構造となりました。

しかし、歩道と分離して築造された自転車道はストレートな構造ではなく、自転車利用者として使い勝手が悪く、折角、自転車道と歩道を分離したにもかかわらず、それは十二分に機能していません。ここ2年間、私たちと国交省の間で完成後の道路構造につきその改善の協議が行われ、共同の

現地調査を実施して、その改善が合意されました。

ところが、国道15号と交差する細街路からの交通状況（自動車、自転車、歩行者）との関連で県警（公安委員会）との了解にまで達することができず、私たちの要求をうけての国交省の奮闘がつづいています（但し、国交省として「本気にやる気を出して、もっと早く進めろよ」という面を有しつつ）。

3 この一年、劇的な展開をみたのは、川崎市との交渉のなかでかちとった、不自由なJR川崎駅東口（地下街「アゼリア」を含む）の構造改善です。

すなわち、JR川崎駅東口（中央側）からは、川崎区の中心地のたちばな通り及び平和通りには直接、平面移動ができず、エスカレーター、エレベーターを使ってもまだ段差が残る使い勝手の悪いアゼリア（地下街）を上り下りするしかありませんでした。

また、バスに乗車する場合にも前記アゼリア経由（タクシー乗車だけはタクシー乗り場が駅直結でアゼリア利用は不要）をしなければならず、健常者はもとより公害患者や高齢者、乳母車利用者、その他ハンディキャップを負った人には、きわめて不評でした。

しかし、JR川崎駅西口が、東芝堀川町工場の移転に伴って再開発され、東口バス停を利用して西口側の幸区へ向って発着していたバスが、西口バス停の増強にともなってそこに移動しました。

それをチャンスとして捉え、川崎駅東口（中央側）からたちばな通り、平和通りへの、地下街を使わずしての平面移動と地下街を使わないでのバス利用の実現の要求をかかげて、川崎市交渉した結果、バス停の構造改善を含めた東口駅前大改造計画の約束を取り付け、昨秋からその工事が開始されました。

工事完成に伴って、市民の目にももっともわかり易い形で駅前大改造が実現します。

4 その一方で、大気汚染公害対策を国交省に迫る、すなわち、大型車を市街地から臨海部へ誘導するための、①ロードプライシングの実施、②ナンバープレート規制、③走行車線規制の課題は、「暗礁」に乗りあげた状態で進行していません。

昨年度報告で触れたとおり、前記3つの課題を実

現するための、国交省の手による事業者及びドライバーに対するアンケート調査は、尼崎の経験に見なられて実施され、昨春、ようやくまとめの作業が完了しました。

アンケート調査の結果は、前記3つの施策の有効性と川崎市固有の課題でもある臨海部に位置する国道357号の整備の重要性を確認しました。

その結果として、①については、国交省主導の下における旧道路公団との協議を経ての早期の実現、②と③については県警・公安委員会のすり合せによる対策の具体化が求められ、①については、私たちは尼崎の実践に学んで、(i) 住居地域に位置する高速横浜線と臨海部に位置する高速湾岸線の料金格差を2分の1とすること（横浜市鶴見区の生麦ランプと東京都大田区の羽田ランプの区間が対象）、(ii) 実施時期は2010年4月1日とすること、ということで具体的要求を明示して、昨年9月16日の国交省（関東地方整備局）との「道路連絡会」に臨みました。

しかし、国交省は前記3つの施策の展開は約束ずみで、そして、そのスムーズな実施、運用を図るために実施したアンケート調査の位置づけ、経緯を無視して抽象的、及び腰的回答に終始して、9・16交渉は、何らの実をあげることなく空転し、そのため、年1回程度をメドとするとの約定の「道路連絡会」が1ヶ月後の10月27日にも開催されました。

しかし、この日も国交省の腰は定まらず、再び「道路連絡会」は空転しました。

こうした状況のなかで国交省は、中規模交渉（名称は、いわゆる「勉強会」）で協議、実施したいと提案し、私たちの方でも、国道15号、国道1号の「環境再生とまちづくり」の対策が、中規模の川崎国道事務所、及び横浜国道事務所相手の交渉でにつまった経験に学んで、国交相提案の「勉強会」方式を受け入れることとしました。

そして、11月、12月、1月と月1回ペースの「勉強会」が実施されましたが、11月、12月交渉にあっては若干の資料要求に基づくその開示はありましたが、やはり進展なく、ようやく1月26日交渉で少しその先に期待をもたせるかのような終り方で交渉は終了し（しかし、相変わらず3つの課題についての国交省側の具体的回答、積極的提案はない）、次回3月4日交渉にその望みをつなぐところとなっています（2010年1月28日記）。

〔2〕西淀川公害訴訟の報告

西淀川公害訴訟弁護団
弁護士 村 松 昭 夫

1 公害根絶に向けて

西淀川公害訴訟は、道路公害根絶に向けて「道路連絡会」の取り組み等継続的な取り組みを行っている。

大阪の大気汚染は、ここ数年はNO₂もSPMも改善傾向を示し、西淀川区においても同様であるが、決して安心して生活できるレベルまで改善されたわけでない。PM2.5に関しては、和解条項の履行として区内2カ所で国交省による常時測定が行われているが、その測定値は昨年9月に設定された環境基準値を大幅に上回っており、引き続き公害根絶に向けた闘いが求められている。また、大気汚染公害患者も増え続けている。

2 第13回道路連絡会について

第13回道路連絡会は、2009年7月30日午後2時～午後4時の日程で公開で行われた。

はじめに、公害被害者が被害の苦みの訴えとともに、道路公害の現状、歌島橋交差点の改変が住民の声も聞かれないまま強行されたことに対する抗議などがあり、その後協議に入った。なお、当日被害を訴える予定であったOさんが、病状の急変のために急遽出席できなくなったことも報告され、未だ公害被害が継続していることが確認された。

まず、原告側は、連絡会開催にあたり、①国道43号線を中心に大型車等の交通量削減を行うこと、②PM2.5の環境基準設定に伴う対策について、③国道2号線歌島橋交差点の整備に関連して、横断歩道の撤去の撤回や防犯対策、交差点周辺の緑を増やすこと等を要望した。

これに対して、国側は、引き続き道路管理者として道路構造の改善、単体規制、新技術の開発等総合的に取り組んでいくこと、大型車規制の重要性も認識していること、また、ロードプライシングに関してはその効果を検証していく予定であるとの回答であった。PM2.5の環境基準設定への対応に関しては、環境基準は設定されるが、環境省から対策等については何ら方向

性が示されていないとして、その方向性が示されることを待っているとの回答であった。原告側は、環境省の対応を待つのではなく、道路管理者として緊急に環境基準のクリアーを目指して対策を取ることを要望した。また、歌島橋交差点の横断歩道の撤去問題に関しては、これに応じる姿勢を見せなかったが、今後、横断歩道橋撤去の是非も含めてアンケートを実施すると回答し、その方向での協議を約束した。

道路連絡会は、最後に、①大型車・交通量削減問題は、9月に実施する交通量調査結果を踏まえて協議の上検討すること。②PM2.5に関しては、国側は対策を取る責任があり、引き続き協議、検討すること。③歌島橋交差点地下横断歩道整備の効果については、横断歩道撤去の是非も含めて利用者アンケートを実施し、結果を反映させていくこと等を確認した。

3 今後の課題

道路連絡会は13回目を迎えたが、引き続き国側は交通量とりわけ大型車の交通量を削減するには消極的であり、そのことが区内の大気環境を大きく改善する上で最大のネックとなっている点はここ数年と同様である。まさに、国の国民の命や健康を守る基本姿勢が問われていると言わねばならない。

大阪では、未認定の公害被害者の救済に向けて、公害患者会、民医連、労働組合等による「あおぞらプロジェクト IN 大阪」が大規模な実態調査を行い、未認定患者らの深刻な被害実態が明らかになりつつある。今後は、道路公害対策の実施と共に、より詳細な聞き取りなどによって被害実態を明らかにして、未認定患者らの救済に向けた制度要求を行っていくことが求められている。

〔3〕 尼崎道路公害訴訟・差し止め判決から10年

～大型車交通量削減＝環境ロードプライシングの充実に向けて～

尼崎道路公害訴訟弁護団
弁護士 羽 柴 修

1 差し止め判決から10年

2000年1月31日の差し止め判決から丸10年が経過した。この間大阪高裁和解、公調委でのあっせん合意を経て、昨年12月8日まで35回の道路連絡会（尼崎南部地域道路沿道環境改善連絡会）が開催されてきたが、昨年は①湾岸線への大型車の転換を図る環境ロードプライシングの充実施策実施に向け、精力的に意見交換を重ね、さらに、②尼崎南部地域再生の課題の一つであり、和解条項でも合意された「国道43号線の歩道空間のバリアフリー化」・東本町歩道橋の改善、EL（エレベーター）設置工事）についても詰めの作業が行われた。②については、09年10月28日の第34回連絡会で合意され、2009年度内に東本町交差点の占用物件移設などの工事が開始されることとなり、2012年中には完成する。当該交差点の東西南北4箇所にもELが設置され、高齢者・公害患者が利用しやすい歩道橋・歩道空間に生まれ変わる。①については、警察庁の道路交通規制実施に関する回答書（2008年7月）を踏まえ、湾岸線が大型車交通転換の迂回路となることを前提に、阪神高速、近畿地方整備局の具体的充実施策の策定、実行が合意された。以下この点について報告する。

2 大型車の削減方策・湾岸線への交通の転換について

(1) 2008年までの連絡会及び準備会で、43号線と3号神戸線の大型車を湾岸線へ交通転換を図る環境ロープラについては、大型車4万台のうち、25%相当＝9,600台の転換を図ることを目標に、①対象車種を料金大型車のみでなくセンサス区分大型車とすること、②湾岸線の六甲アイランドから天保山（東線）までを対象範囲とすること、③湾岸線大型車通行料金の割引率を試行段階の20%から50%とすることなどの基本的方向性が打ち出されていた。

昨年はこれらの方向性を現実に実行に移すための意見交換が行われ、以下の合意を得て第一段階のロープラ充実施策として実行に移された。

(2) 2009年3月6日第31回連絡会で、環境ロードプライシング試行充実化について以下のとおり合意された。

- ①2009年4月1日から、料金大型車を対象とする環境ロープラを実施する。
- ②割引率は5割（実施済の夜間・休日割引など含む）。
- ③対象エリアは3号神戸西線六甲アイランド北から東線・天保山まで
- ④対象車種については当面料金大型車とするが、国交省と阪神高速株式会社は、4月1日実施の充実施策実施後、調査結果を踏まえ、10月にはセンサス大型車を対象とする環境ロープラ充実施策を提案する。

原告・患者側の要求は、NO_xレベルで環境基準をクリアするために3号神戸線・43号線の4万台のセンサス大型車の25%相当を湾岸線へ誘導・転換することが必要であり、対象車種をセンサス大型車に拡充することである。4月1日実施の料金大型車を対象とする環境ロードプライシング実施後の調査では、尼崎・大阪断面、尼崎・西宮断面のいずれにおいても、4月1日以降、大型車については湾岸線の比率が増加し43号線の比率は減少している、尼崎東西両断面の大型車交通量を見ると、国道43号・3号神戸線から5号湾岸線へ、約1,800台から2,200台転換していると推計されるとのことであった。

(3) 料金大型車（しかもETC搭載車両）のみを対象とする環境ロードプライシングでは、前記40,000台

中、2,000台の転換効果しかない訳であり、それは原告・患者側の要求（9,600万台）の2割程度でしかなく、これでは警察による大型車交通規制実施の前提条件となる迂回路（湾岸線への誘導）とはならない。そこで10月1日からセンサス大型車に対象車種を拡げる環境ロードプライシング充実化策が注目され、準備会前のWG会議で拡充案が協議された。近畿地方整備局というより、阪神高速の料金制度を巡る抵抗が強く協議は難航したが、散々もめたあげく2009年12月8日、以下の内容で第二段階の充実化策が合意された。

拡充案は、

- ①対象エリアは従前通り六甲アイランド北から天保山までとする。
- ②対象車種：センサス区分上の大型車（料金普通車）とするが、当面はETCコーポレートカード利用車（事前登録が必要）とする。
- ③割引率：30%（但し、実施済の割引制度を合わせると率として50%）
- ④実施時期：システム整備後、速やかに実施する（その後、2010年3月1日実施が決まる）。

である。

※コーポレートカードというのは、NEXCO（東、中、西日本高速道路株式会社）が貸与するETCカードで、阪神高速を含む全国の高速道路で利用可能。主に利用頻度が高い事業者などの申請を受けて貸与されるカード。料金清算システムの問題だが、事業者でない普通乗用車などが利用するのはクレジット会社が発行するETCカードである。

- (4) この拡充案は第二段階のその又第1段階のような実施策であるが、これまで辛抱強く環境ローブラ試行充実を追求してきたことから、原告・患者会、弁護団は以下のとおり今後の方針を確認した。

- ①対象車種をセンサス区分上の大型車に拡大したことは評価するが、ETCカード中、「コーポレートカード利用車かつ事前登録」とするのは認められない。ETCカード中のクレジットカード利用車両も対象とすべきである。
- ②この拡充案は、環境ローブラ充実化策に関する31回連絡会合意のセンサス大型車を対象とする施策であることは評価するが、あくまで前記合

意（センサス大型車を対象とする）の第一段階の施策として受け入れる。（対象車種が拡大することは間違いない）

ETCカード中、クレジットカード利用大型車を対象としない理由（清算システムあるいは車載器積み替えによる不正利用）が理解できない。阪神高速側資料によると3号神戸線全線のETCカード利用車内訳は、コーポレートカードが6,500台/日、クレジットカードが9,500台/日、尼崎・大阪断面では、同2,500台/日、4,000台/日である。阪神高速が抵抗する理由は、センサス大型車のうち、最大積載量5トン未満かつ車両総重量8トン未満の普通貨物車（ナンバー1, 8, 9, 0）、乗員定員29人以下かつ車両総重量8トン未満のバス（ナンバー2）が普通車料金であり、これらを割引対象とすると乗用車（ナンバー3, 5, 7）や小型貨物車（対象とならない）と料金差別をすることになるということのようである。43号線や3号神戸線を利用する大型車は、普通貨物車が多く、これをローブラの対象としない意味がないことから、我々が強く要求したところであり、高速道路料金の無料化が社会実験段階に入ることを考えれば、阪神高速や国土交通省の抵抗は何ほどのことかと机を叩きたくなるころではあるが、そこは粘り強く交渉していく他ない。

3 2010年度の闘い

兎にも角にも、センサス大型車を対象とする第一段階の環境ローブラ充実化策が3月1日（月）から実行段階に入った。本年2月22日には、36回連絡会が開催される予定であり、前記のクレジットETCカード利用のセンサス大型車を対象とする環境ローブラ施策の実現に向けて協議が始まる。差し止め判決から10年経過したが、原告・患者の命と健康を守り、青い空を子どもたちに手渡す闘いはまだまだ終わりそうにない。

〔4〕名古屋南部あおぞら裁判・道路連絡会の報告

弁護士 松 本 篤 周

1 はじめに

01年8月全面解決和解が成立し、8年半余りが経過した。和解を契機として設置された道路沿道環境改善に関する連絡会（略称連絡会）の取り組みの到達点について、報告します。大気汚染の改善のため、23号の交通量を減らし、道路からの大気汚染物質の排出を減らすことが課題です。そのために車線削減と湾岸道路への交通の誘導を求めてきました。

2 08年度交通流動調査結果（08年11月5日実施：最新データ）

交通量低減策の前提として、01年以降毎年一回、交通流動調査（24時間）が実施されてきました。公害患者の居住地にある国道23号と、迂回路としての役割が想定されている伊勢湾岸道の名古屋南部地域の中央断面の交通量の01年と最新の08年のデータとの比較は以下の通りです（なお、09年度の交通流動調査は、昨年11月11日に実施され、本年3月中に公表予定）。

	01年 (全車) (うち大型車)		08年 (全車) (うち大型車)	
国道23号	89,900	39,300	91,200	38,200
伊勢湾岸道	15,000	4,100	72,900	39,100

上記の交通量のうち、23号の中央断面の交通量すなわち通過交通量は、01年が28,900、08年が20,600で約3割減少しており、減少分は伊勢湾岸にシフトした結果と考えられますが、伊勢湾岸を含めた通過交通量の全体量が、01年が10,100から08年には27,700に増加しています。結局、伊勢湾岸の開通に伴い、通過交通量の一部が伊勢湾岸にシフトしたものの、名古屋南部地域全体の通過交通量の激増（2.7倍）という結果をもたらしています。この結果は、当然の事ながら、単に新しい道路を造るだけでは、それが呼び水となって交通量全体の増加をもたらし、単純に交通量低減にはつながらないことを事実を持って如実に示していると言えます。

3 「国道23号の交通量低減に関する意向調査」について

原告側の要求の柱の一つであった懸案の「①大型車の交通量削減のための総合的な調査の実施」が07年10月24日に実施されました。対象は、事業所及びドライバーで、回収数は、事業所票が2,552通（回収率56%、有効回収率47.2%）ドライバー票が21,893通（回収率33.6%、有効回収率25.3%）です。

中部整備局から分析結果が正式公表されました。結論の部分をそのまま以下に引用します。

「・本アンケートは、対象地域及び隣接地域の運送業等の事業所に出入りするドライバーに対し特に重点的に配布・回収を行ったため、実際よりも大型車、運送業者の傾向が強めに現れたものになっていると推察される。

・仮に国道23号の車線削減や伊勢湾岸道の料金割引が実施された場合、回答者のうち約2～3割が他の経路に転換すると答えた。転換先の路線としては、伊勢湾岸道とそれ以外の道路が同程度となっており、それ以外の道路としては国道1号と東海通がほぼ同程度となっている。一方、転換しないとの回答では、国道23号の方が距離・ルートのもしくは時間的に有利であることを挙げたものが多い。

・大型車、運送業、長距離トリップの車等は転換意向がやや高く、逆に非運送業、近距離トリップの車等は、転換意向がやや低い傾向が見られるが、全体的にこれらの差はそれほど顕著ではない。」

中部整備局は、今後アンケート結果を踏まえて、交通管理者である愛知県警、道路管理者である愛知県・名古屋市・NEXCO中日本・名古屋都市高速などと検討会を発足させ、23号の交通負荷削減の方策について検討を開始し、昨年12月までに3回の検討会を開催しています。

今後の予定としては、現況再現のシミュレーションを行い、これを踏まえて、09年度内にアンケート結果を踏まえた将来予測のシミュレーションを完成させる

予定です。

原告側としては、上記のアンケート結果とこれに基づく車線削減シミュレーションを踏まえれば、車線削減と湾岸道路の料金割引（少なくとも5割以上）の施策が有効であることは明らかであると考えられます。23号の車線削減及びロードプライシングによる湾岸線への交通量の誘導を組み合わせた政策を早急に具体化させ、抜本的な交通負荷の軽減と大気環境の改善を実現すべく、上記検討会に原告・患者会の意見を反映させるべく頑張りたいと考えています。

4 環境施設帯整備について

和解のもう一つの柱である沿道整備は、和解後6年が経過しましたが、進捗状況ははかばかしくありません。住民への周知がさらに工夫される必要があります。

中部整備局としては、住民アンケートにより過半数以上の賛成の得られた8地区を優先整備地区として整備を進める方針を立てるとともに、08年9月から11月にかけて、未着手19地区について、6つの学区のブロックに分けて、環境施設帯予定地内の地権者、居住者及び隣接地権者を対象に、地権者等の意向を確認するためのアンケート調査と用地測量・立ち会いへの協力を依頼するための説明会を開くなど、メリハリをつけた計画進捗をはかろうとしているものの、まだ相当の日時を

要する見通しであり、抜本的に取り組みのテンポを引き上げる必要があります。

5 大気汚染の測定結果

08年度の名古屋南部地域の12の道路沿道測定局における大気汚染測定結果は、浮遊粒子状物質でほんの僅かではあるが改善傾向が見られるものの、二酸化窒素は、ほとんど横ばいであり、いずれも大幅な改善にはほど遠い状況にあります。

6 まとめ

07年は伊勢湾岸への迂回のためのアンケート調査の実現するとともに、08年から09年度にかけて集計と評価が完了し、さらに09年度内には23号の車線削減の検討や伊勢湾岸への誘導策による交通流動のシミュレーションが完成する見込みになっています。今後、23号の車線削減、伊勢湾岸道へのロードプライシングによる誘導策による交通量低減の実現策の具体化を迫るなど具体的な進展が見られつつあります。また、沿道整備事業も、優先地区を決めた取り組みが本格化しつつありますが、大気汚染の現状はほぼ横ばいの傾向で、改善とは言えない現状にあり、「命あるうちに青空を」という被害者の切実な願いにはまだまだというのが現状です。弁護団としては引き続き努力を重ねる所存です。

〔5〕 東京大気裁判和解から2年・広がるたたかい

東京大気汚染公害裁判弁護団
弁護士 原 希世巳

1 4万4千人の患者を救済・東京の医療費助成制度

2008年8月の東京都のぜん息医療費救済制度実施から、2009年12月末までで4万4千人以上のぜん息患者が認定を受け、医療費が無料化された。600人の原告による裁判闘争が多数の患者を救済した。

奇しくも東京都における公健法の最高時認定数は約4

万4千人、1988年、地域指定から9年後のことであった。今回わずか2年5ヶ月で同水準に達したことになる。これは公害患者を中心とした広げる運動、そして東京民医連、保険医協会等の医療団体や、東京あおぞら連絡会等による運動があったからこそその成果である。

「制度の見直し」まであと3年半。制度に対する攻撃を許さない公害被害者運動の力関係を作っていくこと、

そのために質・量ともに強力な公害患者会を育てていくこと、さらに認定患者を現在の2倍、3倍へと増やしていくことを目指して運動を進めている。

2 2つめの金星・PM2.5環境基準設定！

和解条項で「設定を含めて検討」を約束させてから2年、昨年9月にPM2.5の環境基準が告示された。その内容は私たちが要求する米国並の厳しい規制値（年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下、日平均値の98%値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下）を実現するものだった。

中環審の専門委員会では、我が国の（極めて問題ある）疫学調査を根拠に米国基準よりも甘い基準に誘導させようとする動きも見られたが、全国大気連として約2年間に16回に及ぶ環境省局長交渉を行い、団体署名、最終盤のパブコメなどの運動に取り組んで、厳しい規制を実現させたものであった。東京の患者は全国の中でも中心的にそれらの運動を担った。

PM2.5は呼吸器疾患のみならず循環器疾患の発症・増悪の原因となり、死亡率を増加させることが明らかにされており、近年の学童のぜん息有症率の増加をもたらした最大の要因と考えられている。現在我が国で測定されている数少ないデータからも、大都市のみならず、地方都市でも軒並み今回設定された環境基準をオーバーしていることが報告されている。

東京都は今年から3年計画で都内の全76測定局でPM2.5の測定を開始することを表明した。これにより都内のほぼ全域にわたって、環境基準を超過する危険な実態にあることが明らかにされよう。より徹底した大気汚染公害対策を求めていく上で重要な武器になっていくであろう。

3 公害被害者の全面的な救済を求めて、さらなるたたかいへ

東京大気裁判の基本要求はあくまで公害被害者の全面的な救済であり、医療費助成制度にとどまるものではない。裁判のたたかいは公健法並みの生活補償・諸手当・遺族補償なども含めた全面的な救済を実現することであった。私たちは控訴審でのたたかいにおける諸情勢の到達点、東京都やトヨタの対応、川崎の到達点などからして、裁判の現実的な解決要求として、東京都に医療費救済制度を作らせることに絞り込み、これを勝ち取ってきた。全面的な救済制度は裁判後の運動課題と位置づけられたのである。

今日、東京で医療費助成制度を実現したことを機に、川崎はもとより、大阪、名古屋、埼玉、千葉などでも公害患者の救済を求める運動の機運が広がり、患者の実態調査などが取り組まれている。昨年11月には環境会議の研究者らにより制度の「提言」がなされた。そして民主党政権の成立（同党は「環境健康被害救済基本法」の制定をマニフェストに掲げている）、PM2.5環境基準の設定（公害は全くもって終わっていない）などの有利な情勢を最大限活用することにより、これを実現しうる現実的な可能性はあるとして、全国大気連、全国公害患者会は全面的救済制度を目指す運動に取り組もうとしている。

東京の公害患者会はこれら全国の運動を先頭に立って進め、支えていくことを決意しており、弁護団としてもこの運動に加わっていききたい。

4 大きく広がる道路公害対策を迫る運動

4和解条項の3つめの柱である都内の道路公害対策についてもこの1年間で大きく前進した。昨年は1月30日、7月27日に「準備会」、9月28日に2回目の「道路連絡会」、本年1月21日に「準備会」を行い、国・首都高・東京都らと交渉を重ねてきた。

すでに平成20年度段階で、東京都からは都道緑化倍增などの具体的施策を約束させて、かなりの幹線道路で植樹の充実を実現させた。運動的には各地域での学習会、現地調査を重視し、現在まで、足立、葛飾、江戸川、板橋、大田、千代田、品川、文京、世田谷の9つの地域から、具体的な公害対策要求書を提出して、交渉してきた。

国側は地域要求を具体的に議論していく場を作ることには抵抗が続けたが、交渉の結果相当の区で、現地での説明会（葛飾、板橋、文京）、原告側と共同の現地見分（品川、足立）が実現できる見通しとなっている。

国らは、道路緑化などの他、大和町や松原橋など8つの激甚交差点についての公害対策、都内の大型貨物車の走行規制の検討、自転車道ネットワーク整備などの道路公害対策を約束している。毎回の準備会や連絡会ではこれらの課題について具体的な対策を実現していくことを目指して協議が積み重ねられている。

今後はさらに地域での公害対策を求める運動を広げ、地域からの要求書を積み上げ、交渉のテーブルにのせて実現していく運動に取り組んでいく。弁護団も、改めて地域ごとの担当を明確にして、担当者を中心に連携して運動を進めていく体制を取っている。

(基地騒音)

〔1〕横田基地対策弁護団報告

横田基地対策弁護団
弁護士 土 橋 実

1 訴訟の経過

新横田基地公害訴訟は、横田基地を離発着する米軍機の騒音被害等に苦しむ基地周辺住民が、1996年から1998年にかけて、アメリカ合衆国と国を被告とし、夜間早朝の飛行差し止め、過去及び将来の損害賠償の支払いを求めて提訴した訴訟である。訴訟には、東京都昭島市、福生市、八王子市、日野市、羽村市、立川市、武蔵村山市、瑞穂町、埼玉県入間市及び飯能市の9市1町の被害地域住民約6,000人が名を連ね、我が国最大規模の訴訟である。横田基地をめぐる公害裁判は、1976年に提訴された旧訴訟からかぞえ実に30年以上もたたかいが続いている。

2005年11月30日、東京高裁はW値75以上の地域に住む住民に過去の損害賠償を認めたほか、基地公害訴訟でははじめて口頭弁論終結から判決言渡り日までの将来の損害賠償の支払いを認めた。しかし、2007年5月29日、最高裁第三小法廷は、原告らの将来請求の訴えを退けたため、新横田基地公害訴訟は過去の被害に対する損害賠償を勝ち取って終結した（判例時報1978号7頁）。

2 裁判終結後の取り組み

横田基地の飛行回数はここ数年ピーク時に比べ減少し、うるささ指数を示すW値も以前よりも低い数値となっている。国はいわゆる騒音コンターの見直しを行い、2007年5月に告示された新コンターは、旧告示コンターに比べ被害地域は一回り小さくなっている。それでは、横田基地の騒音被害はなくなったのかといえば「否」である。訴訟団の八王子支部は被害地域の約3,000世帯にアンケート調査を実施したが、依然として騒音被害や墜落の恐怖を訴える回答が多く、新たな裁判に

ついても多数の賛同意見が寄せられている。

2008年1月、訴訟の終結に伴い新横田基地公害訴訟団は解散したが、引き続き「横田基地問題対策準備会」を設立し、新たな訴訟を視野に入れ活動を継続している。現在、準備会では騒音測定機器を購入し、独自に騒音測定調査を行っている。2009年8月、準備会では、準備会メンバーを対象にしたアンケート調査を実施したが、騒音による会話妨害など日常生活における騒音被害を訴える回答がほとんどであった。

弁護団は、準備会の発足に合わせ、新たに「横田基地対策弁護団」へ衣替えし、準備会と協力し運動を継続している。弁護団では、新横田基地訴訟の到達点を各論点ごとにまとめ、地元で学習会活動を行なうなどしている。

3 横田基地を取り巻く状況等

横田基地には、自衛隊航空総隊司令部が移転し、現在、新たな司令部の建設工事が行われている。基地内の土壌は、燃料漏れ事故など汚染されている可能性が高く、建設工事で基地外へ残土が搬出され環境汚染の不安が広がっている。不況で国民が苦しむ中、引き続き多額の横田基地関連思いやり予算が執行されている。そうした中で、2008年6月には基地所属ヘリコプターが相模川河川敷へ緊急着陸する事態が生じ、7月には基地所属ヘリコプターから飲料水のペットボトルやアンテナ部品の落下事故、8月には基地所属軍属の暴行傷害事件、2009年1月には基地内での火災事故などの事故・事件が多発し、近隣住民の不安は大きくなっている。今後、自衛隊司令部の移転によって、基地周辺の環境にどのような影響がもたらされるかを注視していく必要がある。

2009年1月、環境省は航空騒音の評価基準を従来の「WECPNL」から、国際基準の新指標「Lden」へ変更することを表明した。評価基準の変更が、騒音被害地域にどのような影響を及ぼすかについて、引き続き注視していく必要がある。

2008年は厚木と小松で新たな基地訴訟が提起され、2009年7月には岩国ではじめて基地訴訟が提起された。準備会や対策弁護団は、引き続き横田基地の動向を注視しつつ、他基地訴訟と連携し新たな訴訟を視野に入れた運動を継続していく方針である。

〔2〕新嘉手納基地爆音訴訟 報告

弁護士 増 田 広 充（大阪弁護士会52期）

1 「賠償勝訴」「差止め認めず」

2009年2月27日午後1時半。

沖縄県那覇市にある福岡高裁那覇支部前広場は、控訴審判決の速報を固唾をのんで待つ数百人の原告団、報道陣らの緊張感で包まれていました。

数分後、十重二十重になった人垣の輪の中で、法廷から届いた一部勝訴の報を伝える「賠償勝訴」「差止め認めず」という2つの垂れ幕が掲げられました。

2 足跡

新嘉手納爆音訴訟の控訴審判決は、提訴から9年余の月日を経たこの日、一つの回答を提示しました。しかし、一部勝訴という判決結果と判決理由は、重要な争点で端的さを欠く歯切れの悪いものでした。それは米軍基地の騒音（爆音）問題の頑迷な根深さと、その難題との対峙から退いた高裁の自嘲を滲ませていたように思えます。

ここで、改めて新嘉手納爆音訴訟の足跡を簡単に説明します。

嘉手納基地周辺の住民が、せめて眠れる夜を返して欲しいと1982年2月、那覇地裁沖縄支部に夜間飛行差止めと損害賠償を求めて提訴しました（旧訴訟）。旧訴訟では1994年2月、一審判決がW値80以上地域の損害賠償を認め、1998年5月、控訴審判決がW値75以上地域の損害賠償を認めました。いずれも飛行差止めは認めませ

んでした。国側及び原告側とも上告を断念しました。

旧訴訟の結果を踏まえて2000年3月、新嘉手納基地爆音訴訟が提訴されました。

被告にはアメリカ合衆国も加え、予備的に、国に対し、地位協定に基づく合同委員会において外交交渉義務があることの確認を請求しました。また沖縄県が4年がかりで行った基地周辺住民の健康影響調査に基づき、調査で確認された12例の健康被害を飛行差止めの根拠の一つに位置付けました。

しかしながら2005年2月の一審判決は、W値85未満の地域の損害賠償請求を棄却し、飛行差止めも棄却、アメリカ合衆国に対する請求は訴状送達せず却下しました。

3 成果

控訴審判決は、一審判決を変更し、W値75以上の地域（一部例外を除く）の損害を認め、W値95からW値75までの5区域について、それぞれ月額18,000円、12,000円、9,000円、6,000円、3,000円の請求を認容しました。その結果、原告5,519人（一審では3,881人）に対し、総額約56億2,692万円の賠償（一審では約28億円）が認められました。

爆音被害について、一審は、W値85未満の地域において騒音は減少傾向にあるから損害賠償請求は認められないとしましたが、控訴審は受忍限度をW値75未満とした上で、W値と実勢騒音との間に著しい乖離がな

い限りW値どおりの騒音曝露があると推認する判断をしました。

また 国が対処療法的に進めてきた家屋防音工事による損害額の減額についても、その限界を認め、減額率の上限を損害額の20%と明示しました。一審は防音工事による減額を1室目10%、2室目以降5%とし、上限を設けなかったため、部屋数が多い世帯は大幅な減額を甘受せざるを得ませんでしたので、評価される点です。

4 夜間差止請求

(1) 第三者行為論

国に対する夜間飛行差止め請求に対し、控訴審判決は「第三者行為論」を展開し、「条約ないし国内法には、国が米軍機の運航等を規制・制限しうる規定がなく、支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するものであるから主張自体失当」として請求を棄却しました。横田基地公害訴訟における1993年最高裁判決を踏襲したものでした。

米軍基地問題において「第三者行為論」が意味するものは、米軍が住民の権利を侵害する如何なる行為をしようとも、国はその活動を規制・制限しえず、未然にこれを防止する司法的救済の道もないということになります。

この結論は、個人の尊厳を究極の価値とする日本国憲法の理念を破綻させるものであり、別の角度からみれば、日米安保条約や日米地位協定の重大な欠陥を示しているといえます。

米軍機が沖縄の空を縦横無尽に飛行できるのは、日本という主権国が基地をアメリカに提供し、法的に飛行を容認しているからです。容認するか否かも含め、容認するとした場合の条件等につきアメリカに要求することは当然できるはずです。

国の「支配が及ばない」という理屈は、原理的にも理解し難いと言わざるを得ません。

(2) 健康被害

控訴審判決は健康被害、特に聴力損失について「法的因果関係は認められない」としました。

しかし、前記しました沖縄県の健康影響調査は国際的にも最高水準、最大規模を誇る調査であり、公的機関による極めて信憑性の高い調査です。

それもあって判決は、W値95の激甚地区を中心と

して騒音性難聴被害が生じている事実は認めました。また、聴力被害と基地騒音との因果関係について「疫学的手法による成果を一つの根拠として法的因果関係の判断を行うことにも、十分な理由があると考えられる」としました。

それにもかかわらず、判決は、「難聴になる原因としての騒音は米軍機だけとは限らない」「その人の過去の生活歴や仕事歴、特に騒音職場歴等、騒音性難聴の原因となりうる要素が全て判明しないと（嘉手納米軍機が原因とは）断定できない」という、東大ルンパール事件等で最高裁が示した因果関係認定基準より更に厳しい条件を課して因果関係を否定したのです。

まさに「敢えて被害に目を瞑った」としか言いようがない判断です。

もっとも控訴審は、そのままでは気が引けたのか、「本件飛行場の航空機騒音が周辺住民の健康に悪影響を及ぼす可能性があることは、否定できない。原告らが健康への悪影響について不安を感じながら生活せざるを得ないことは、慰謝料の算定に於いて考慮する必要がある」と付け足しました。

控訴審がこのような牽強附会の解釈を押し通してまで米軍機による騒音性難聴を否定し続けるのは、米軍機騒音による具体的な健康被害を認めてしまえば、飛行差止めという判断から逃げることでなくなるからではないかと思われます。

さらに本判決は、睡眠や住民間のコミュニケーションに対する妨害を「生活妨害」に過ぎないという評価をしました。しかし睡眠やコミュニケーション形成は健康、人格形成、人間関係構築の中核を構成するものです。これらの被害を重大な権利侵害と捉えず、単なる生活妨害と評価した点に、騒音被害を殊更軽視しようとする控訴審判決の姿勢がうかがえます。

(3) 司法責任の放棄

控訴審判決は、アメリカ政府に対する差止め請求について、横田基地公害訴訟の2002年最高裁判決を踏襲し、「在日米軍の活動は、国際慣習法上、民事裁判権が免除されている公的活動そのものであるから、その請求は不適法である」として却下しました。

結局、日本の司法制度では、裁判所は、米軍が現在進行形で違法な騒音をまき散らし、日々多数の住

民の人権を侵害している状態を現認しながら、米軍に基地を提供する国に対しても、米軍を管理するアメリカ政府に対しても差止めを命じることができず、違法状態の存続を容認するという結論です。

控訴審判決はこの点について、「差止請求が認められないということは、被告に、本件飛行場周辺の騒音の状況を改善する責務がないことを意味するものではなく、むしろ、被告としては、原告らに差止請求という形式による司法的救済の道が閉ざされている以上、より一層強い意味で、騒音の状況の改善を図るべき政治的責務を負っている」と判示しました。

司法による救済はムリ、と断言してしまったのです。

控訴審判決が国に対して「苦言」を呈したことは一定の評価ができるとしても、この判示自体は司法の職責放棄と言わざるを得ません。

少数者の人権を保障することが裁判所の職責のほずです。それが、少数者である「基地被害者」の人権保障を多数決原理で動く国に行えと判示することは、大いなる自己否定です。

政治的少数派である沖縄県民あるいは基地周辺住民の意見が、国政に反映されるには大きな壁があります。このことは沖縄の基地を巡る歴史的事実と現状が端的に物語っています。

5 損害賠償

(1) 実勢騒音を採用

従前の裁判例では、W値ごとに区切られたコンター図をもとに、同一コンター内に居住する者は同程度の被害を受けていることを前提としてきました。

しかし控訴審は「実勢騒音が区域指定におけるW値の想定する騒音レベルと著しく乖離」した場合には、当該W値区域内の原告であっても損害賠償を認めないとして、W値75地域の一部（原告21名）について、騒音レベルが低く、受忍限度内であるとして請求を棄却しました。

控訴審判決のように実勢騒音を加味した判断が定着してしまうと、今後の騒音被害訴訟に於いて、原告団・弁護団側が同一コンター内でもどの範囲なら原告たり得るのかという線引きを迫られかねず、被害の立証の為に原告が実勢騒音の測定をしなければならぬという事態になりかねません。

(2) 危険への接近

控訴審は、原告らが爆音被害を「容認」していたと評価した上で、「特段の事情」があるとして、被告の免責を認めませんでした。

この判断に対する評価はさらに検討を尽くす必要がありますが、控訴審判決は、最高裁昭和56年大法院判決内で言及されている免責を認めるべきでない「特段の事情」について、「『危険への接近』は違法性判断における利益衡量上の一要素」「加害者を免責させるのが衡平の理念に反するときには（略）『特段の事情』があるものとして免責を認めないのが相当」という規範を提示し、嘉手納基地周辺の爆音について、旧訴訟提起後3回も違法判断が出ているにもかかわらず抜本的騒音対策が取られていないことを「特段の事情」の中に織り込み、危険への接近に対する国側の主張を退けました。

また沖縄の基地形成過程や地形的・地域的特殊性を相当重視して「特段の事情」を検討しており、この点が他地域の基地訴訟においては消極的評価を招く可能性があります。

6 上告、さらに第3次訴訟へ

嘉手納基地は面積1,987万2,000㎡、2市2町にまたがって存在する、極東最大の軍用飛行場と評されています。

W値95以上の区域が常時住民が居住する生活空間にも及んでいるのは、国内でもこの嘉手納基地周辺地域だけです。

控訴審判決は、この国内最悪級の騒音被害地区で、公的機関が認めた健康被害の事実を突きつけられながらも、飛行差止めの判断を回避し、騒音被害が発生している現状を追認しました。

控訴審の裁判体は訴訟係属中、非常に真摯に対応されました。判決文の中には、控訴審が原告の救済に心を尽くされたのであろうという形跡も窺われます。他方、健康被害の認定は回避しつつ、その事情は慰謝料に斟酌すべきという迂遠で歯切れの悪い判示の仕方に、自らの限界を自嘲しているかのような諦めのニュアンスが漂ってきます。

米軍基地問題は高度な国際関係に絡む問題であり、裁判所では対峙しきれないということなのでしょう。

しかし、原告団は諦めません。

国に対し政治責任を求める事は当然ですが、あわせ

て司法に対してもその責務の遂行を求め続けます。

控訴審判決で差止めを棄却された原告の代表411名と損害賠償を棄却された55名が最高裁に上告手続きをしました。

同時にアメリカ政府を相手とする訴訟についても、20名の原告が上告をしました。

また、新たな訴訟を来年に提起すべく、準備も進められています。

日本の司法は、本当に未来永劫「日本の基地における米軍の行動に対し日本は手出し、口出しができない」

という解釈を続けるつもりなのでしょうか。真正面から最高裁に挑みたいと思います。もちろん最高裁の壁は極めて高く、厳しいたたかいになることは覚悟の上です。それでも「絶対に諦めない、諦められない」のです。今も現地の住民の方々は猛烈な爆音に曝され、墜落の恐怖とともに生活することを余儀なくされているからです。多くの方々がこの裁判に注目され、私たちの最高裁での闘いにご支援、ご声援を頂ける事を願っております。

〔3〕 普天間基地爆音訴訟 控訴審結審を迎えて

弁護士 齋 藤 祐 介

1 普天間飛行場の概要

普天間飛行場は、世界一危険な基地であると言われる。

同基地は、1945年4月、沖縄本島に上陸した米軍が、住民の避難により無人地帯となった宜野湾村（当時）の中心部を占拠して建設され、その後整備された2800mの滑走路を有する米軍基地である。

宜野湾市の面積の約24.7%を占め、住宅密集地のど真ん中に位置し、周囲に普天間第二小学校や沖縄国際大学をはじめとする学校、病院、マンションが立ち並んでいる姿は異常である。

普天間飛行場には、現在、固定翼機が16機、ヘリコプターが36機常駐配備され、岩国飛行場と並ぶ日本有数の海兵隊航空基地となっている。

普天間飛行場は、長い間、周辺住民を生命・身体の危険にさらし、爆音を撒き散らして、難聴、高血圧、不眠症等の健康被害、生活妨害、睡眠妨害、墜落の恐怖等の精神的損害をもたらしてきた。

2 一審判決及び控訴審の結審

2002年10月、普天間爆音訴訟が那覇地方裁判所沖縄支部に提起されてから7年以上が過ぎた。

2008年6月26日に、那覇地方裁判所沖縄支部は、普天間飛行場建設から63年目にして、初めて、普天間飛行場がもたらす爆音等を違法と断罪する司法判断を示した。

しかしながら、周辺住民が切に求める飛行差止や健康被害、低出生体重児、幼児問題行動の訴えは退けた。

政権交代がされ、普天間飛行場移設問題が右往左往する中、本年1月28日、福岡高等裁判所那覇支部に係属していた普天間爆音訴訟の控訴審は、ついに結審した。

3 控訴審の審理

控訴審において、弁護団は、一審判決で認められなかった飛行差止の実現、W値75地域において1日100円、W値80地域において1日200円という20年前の東京地裁八王子支部の判断の枠の域を出ない低額の損害賠償額の増額、ヘリコプターが配備されている基地特有の低周波被害の認定、健康被害や低出生体重児、幼児問題

行動の認定、将来の損害賠償請求の実現等を求めて、主張・立証を行ってきた。

特筆すべき点をいくつか挙げる。

2009年10月20日には、普天間基地問題に精力的に取り組む伊波洋一宜野湾市長の証人尋問が行われた。

伊波市長は、普天間飛行場の現状は日米双方の安全基準を逸脱する異常な危険性を有していること、騒音測定器を設置している宜野湾市内の地区では、2000年度からの3年間の騒音発生回数が毎年約3万回にも達していること、本来住宅があったところに普天間飛行場が建設され危険を広げていったのであって、危険（基地）の方から住民に接近してきたものであること、国は沖縄の米軍基地を維持するための政策をとっているが、米軍基地による被害対策には全く主眼を置いていないこと等、これまで普天間基地を抱える宜野湾市の市長として長年取り組んできた調査・研究に基づく造詣の深い証言がなされた。

また、同月14日には、控訴審の現地進行協議が行われ、早朝から夕方まで、裁判官は熱心に、普天間飛行場の爆音や原告による被害の訴えに耳を傾けていた（もっとも、現地進行協議の際は飛行機がほとんど飛ばなかったが）。

概して、裁判官は、普天間飛行場による被害の把握に熱心だったと言えよう。

一審係属中の2004年8月には、米軍ヘリが沖縄県宜野湾市内の沖縄国際大学に墜落、炎上する大事故が発生し、県民に大きな不安を与えるとともに、市街地中心部に位置する普天間飛行場の危険性を如実に示すこととなった。

本年1月28日には、この事故当時の映像（宜野湾市作成）が法廷で再生され、普天間飛行場の危険性及びこれに対する住民の恐怖を改めて訴えて、結審に至った。

4 普天間飛行場をとりまく政治状況

1996年のSACO合意により、普天間飛行場の5年ないし7年以内の全面返還が発表されたことは、普天間飛行場から生ずる爆音などの被害に直接曝されている普天間飛行場周辺住民のみならず、多くの沖縄県民に期待をもたらすものであった。

しかし、普天間飛行場の返還には、代替施設の提供が条件とされたことから、返還の実現は遅々として進まなかった。

そんな中、2005年には、日米両政府が、沖縄県民の頭越しに、名護市辺野古沖のキャンプ・シュワブ沿岸を埋め立て、普天間飛行場代替施設を建設することを発表した。

これは、結局、沖縄に基地負担を押し付ける現状と何ら変わらないどころか、むしろ、新たな新基地の負担を沖縄に負わせるもので、多くの沖縄県民に怒りと不安を与えた。

そして、2009年の政権交代後の、普天間飛行場移設問題に関しては、辺野古移設容認論、グアム移設論、嘉手納統合案、伊江島移設案、下地島移設案、大村航空基地案、佐賀空港案等々が錯綜し、混迷を極めていくことは、ご存知のとおりである。

5 控訴審判決は、2010年7月29日、言い渡される。

普天間飛行場の異常な危険性からして、1日も早く、飛行差止が実現されなければならない。

これまでの第三者行為論による紋切型の判断では、司法が、普天間飛行場周辺住民への切迫した危険を存続させることに他ならない。

一日も早い危険の除去のため、従来の枠組みを超えた判決が出ることを期待したい。

また、弁護団は、控訴審結審後も、普天間飛行場に関し混迷する政治状況の中、普天間飛行場の即時閉鎖及び新たな代替施設建設阻止を目指し、これまで以上の闘争を続けて行かなくてはならない。

〔4〕岩国爆音訴訟、ついに提訴！

同弁護士 田 畑 元 久

1 岩国基地への市民の対応

岩国基地は、岩国市臨海部中央の錦川河口の三角州に位置し、三角州の底辺に沿って滑走路が南北に走る。

岩国基地は、戦前からの海軍基地が、戦後、進駐軍に接收され、現在は、米海兵隊及び海上自衛隊の航空基地であるが、市民は長らく、航空機騒音、危険な飛行や墜落の恐怖、凶悪犯罪、産業発展・街づくりの阻害などに苦しみながらも、国との対決を避け、基地の有り様を巡る訴訟は闘われなかった。

1968年に九州大学に板付基地所属のファントム戦闘機が墜落した事件を受け、同型機が配備される岩国基地周辺住民から墜落の危険の回避や騒音軽減のために「滑走路の沖合移転」を求める声が上がリ、それがいつしか市民の「悲願」とまで言われるようになり、官民一体の運動が続いた。

その声に応えるとのふれこみで、1997年より滑走路を沖合に1キロメートル移設するために213ヘクタールを埋め立てる事業が始まった。

しかし、この事業は「基地の拡大・強化」でもあり、極東最大級の最新鋭基地になることで更なる被害・危険の呼び込みの虞も指摘されていた。

2 沖合移転に騙された市民の怒りが爆発！

1996年のSACO合意による普天間の空中給油機隊の移駐受け入れ等、従順な岩国市民を与し易しと見た国は、2005年10月、横須賀を母港とする米空母艦載機を厚木基地から岩国基地に移駐させる案を、住民の意見も聞かず、米国との「米軍再編中間報告」(「2プラス2」)で合意してしまい、沖合移転で、危険回避や騒音軽減どころか、一層の危険・負担を呼び込むことが判明した。

市民の怒りは沸点に達し、2006年3月に住民投票で基地強化反対の意思表示で答えると、国は、同年12月、空中給油機部隊の移駐受け入れの見返りとして約束済みの新市庁舎建設への補助金の交付を完工目前で拒み、市民を惑わせ、補助金交付と引換えに市長を移駐容認

派に代えさせた。

かように、国が米国の利益を優先し、平和で平穏な生活を送る住民の基本的人権を守らず、自治体も国に追従するに至り、住民は自らの人権は自らが闘わなければ守れないことを自覚した。

まず、住民は、埋立工事に関して2008年1月に国が山口県に対してした、公有水面埋立承認の変更申請について、県が住民への縦覧や関係市町村長の意見聴取を省いて承認する動きを差し止めること等を求める行政訴訟を同年2月に原告18人で山口地裁に提起し、変更承認後は承認取消に訴えを変更し、現在も闘われている。

並行して、同年夏頃から、被害の根幹を告発する、爆音訴訟の準備を進め、従来の全国の闘いの到達点であるW値75以上の地域の住民を対象に、町会単位で十数回、市議・弁護士・住民有志らが赴き説明会を開いたが、住民の積年の恨みが噴出し、運動は予想を超えた広がりを見せた。

その中で、基地問題は政治的信条に関わらない人権問題であること、及び、人権は多数決で否定できず、少数者が多数者の信任を得た国に異議を申し立てて構わないこと、が理解された。

また、現在の爆音に耐え難きを耐えてきたことが空母艦載機移駐など更なる被害を呼び込むことに繋がるという政治力学への理解も広がった。

その結果、大方の予想を超える476名もの原告で、2009年3月23日、爆音訴訟が提訴された。

さらに、「締め切りを知らなかった。自分も参加したい。」の声にも押され、2009年10月30日、178名の原告で追加提訴した。

3 周辺住民も立ち上がる！

沖合拡張の埋立工事用の土砂は、市内の愛宕山を崩して住宅・公共施設・公園等を開発する市街地開発事業で調達されたが、埋立が概ね済むと、過大な見積りでの住宅分譲が進まず大赤字が予想されるとして、県は市と合意の上、都市計画法・新住宅市街地開発法に

規定の無い、事業「廃止」を強行し、これを受けて中国地方整備局は事業認可を取り消した。これは、事業継続のままでは不可能な、米軍住宅建設のための国の買い上げを可能にするための暴挙であった。

愛宕山の住民は、基地近隣の住民の爆音被害が軽減され、愛宕山に良好な住宅市街地が誕生すると信じて、権利を手放し、工事の騒音・振動や水害などに耐えてきたのに、更なる基地被害の呼び込みに利用されたことに憤り、事業認可取消処分を取り消しを求め、中国地方整備局を相手取り、2009年7月31日、広島地裁に提訴した。

また、米軍住宅建設に向けた、市内部の協議、県・市・県住宅供給公社の協議の文書の公開を市に請求したところ、市情報公開審査会の一部開示の答申をも無視した市長の全面非開示決定の取消請求を、2009年9月2日、山口地裁に提訴した。

岩国市民は「ものを言う住民」に変身した。

4 政権交代後の国の姿勢に変化は見られない。

爆音訴訟に於いて、国は未だ具体的主張に至っていないが、基本的には従来 of 姿勢と変化は見られず、同様の主張を繰り返そうとしている。

また、鳩山内閣は艦載機移駐について日米合意どおり進めると公明党議員の質問主意書に対して答弁した。

政権交代により一挙に打開、という幻想は打ち払い、自らの人権は自ら闘ってこそ守られる、という基本に忠実に、法廷内外の闘いを切り結ぶ必要が改めて明らかになった。

(イタイイタイ病)

イタイイタイ病訴訟～カドミウム被害根絶の運動

イタイイタイ病弁護団 事務局長
弁護士 水谷 敏彦

I 昨年の動き

一昨年のイタイイタイ病公害病指定・提訴40周年を経て、カドミウム被害根絶の運動は昨年も着実に前進した。

特に懸案事項であるカドミウム腎症をめぐる、環境省が公表した住民健康影響調査検討会の報告書はカドミウム腎症が救済を要する疾病であることを明らかにしており、救済を求めていく手がかりとなるものであった。

また、被害住民が設置を求めている総合センター（資料館）について、富山県は県立資料館を設置する方向で動き出したと見られ、この面でも進展があった。

以下、各分野での動向を報告する。

II 発生源対策関係

昨年も8月9日、立入調査（第38回）を実施し、住民や科学者、弁護士等総勢110名が参加、神岡鉱業に対する監視を継続している。

1 旧亜鉛電解工場地下汚染調査のための竖坑掘削

旧亜鉛電解工場等から漏れ出た大量のカドミウムで汚染された六郎地域地下を調査するため、旧亜鉛電解工場敷地に、ライナープレートで土留めしながら人力により直径約1.5mの竖坑（井戸）が掘削された。この竖坑（井戸）により、地盤汚染の状況や既設のバリア井戸の水位変化との関連性等を調査・分析し、対策に結びつけることが期待される。

2 神岡碎石ヤードの再利用

神岡碎石の操業は間もなく終了し、広大なヤード

が使われなくなるが、このヤードについて、会社側から、沈砂池の新設、苗木植栽、周辺緑化等の利用方針が示された。これは、住民側からの栃洞露天掘水や坑内濁水の処理施設の改善等の申入れに応えたもので、栃洞露天掘水が及ぼす悪影響の大幅な減少が見込まれる。

3 耐震強化対策、廃止鉱山の三次元デジタル化等

その他にも、会社との間で、①工場施設の耐震強化対策を引き続き進めていくことや、②デジタル粉塵計を活用した作業環境の改善、③三次元のデジタル化を視野に入れた廃止鉱山内の清濁水把握等が合意された。

III イタイイタイ病関係

1 イ病認定・要観判定

昨年の認定申請は1名のみであった。申請者本人は骨生検を希望していたものの、主治医は検査に堪えられないとの意見であり、骨生検は見送られ、認定には至らなかった。

テトラサイクリン二重標識法による骨生検は患者に大きな負担を強いるものであり、県に対し簡易な吉木法による審査を求めてゆく必要がある。

また、住民健康調査からの要観判定はなかった。

2009年12月現在の患者数は5名（総数は195名）、要観察者は1名（総数は336名）である（末尾「年次別一覧表」参照）。

2 不服審査請求

03年10月から04年1月にかけて公害健康被害補償不服審査会に審査請求を申し立てた4症例のうち、先行

2事件については、07年10月24日付けで不服審査会の裁決が出た。その裁決では、「不服審査は、処分庁による処分が適法、適正になされたかどうかを審査する建前であり、認定審査会の判断過程に著しい瑕疵が存在しない限りは認定審査会の意見を受けた県知事の処分を尊重する」という見解が採られ、処分庁意見を尊重して認定申請者側に厳格な立証を求める結果となった。

これに対し、後行2事件では、「当審査会としては、請求人及び処分庁双方の主張を念頭に置きつつ、…公健法第113条の規定に基づき、両議院の同意を得て、環境大臣から任命された委員により構成されていることに鑑み、その知識経験を十分に活用して最善を尽くし、責務を全うするとの基本認識のもとに検討し、判断することとしたい。」とし、先行事件のように処分庁意見を基本的に尊重するというスタンスは採られなかったが、結論的には、処分庁主張の医学的見解に与し、請求を棄却した。

なお、後行事件のうちの1症例には、「認定申請者は死亡時に骨軟化症であったが、その約4か月前の時点で骨軟化症が存在しなかったと断言できるのかという疑問が消えない」という問題点があり、「剖検によって明らかとなった骨軟化症の存在が原処分時にもあったと推定できる所見が生前のX線所見、生化学所見及び臨床所見を総合的に判断して認められるかどうか再度精査してみる必要がある」として、県の認定審査会に再審理が求められた。しかし、昨年5月31日開催の認定審査会は再び不認定とした。

公害病患者救済を旨とすべき公害健康被害補償不服審査会が、その本来の責務を果たさなかったとの感が強い。第1次不服審査請求（1992年裁決）では吉木法の有効性を認めて患者救済を行ったことに比して、大きく後退したと言わざるを得ない。

この第2次不服審査請求後、X線写真の所見（骨改変層あり）で認定された症例が出ており、不服審査請求に取り組んだ意義があったと考えられる。

また、不服審査会の強い勧告に従い、県は認定審査会の議事録を作成する運用に改めた。これも不服審査請求に取り組んだことによる前進面と言える。

3 カドミウム腎症の救済

カドミウムによる腎臓障害（近位尿細管機能障害）をカドミウム腎症として公害病指定するよう長年求

めてきているが、昨年は環境省の「カドミウム汚染地域住民健康影響調査検討会」の報告が出され、大きな動きがあった。

1 カドミウム汚染地域住民健康影響調査検討会報告とその公表について

8月18日、環境省環境保健部企画課保健業務室は、標記報告書について記者会見を行い、1997（平成9）年度～2007（平成19）年度の住民健康調査で得られた約6,000人の検査データを中心に、それ以前のデータも含めて集計し、近位尿細管機能の経時的変化や腎機能との関連などについて解析・評価した結果をとりまとめたとして、その内容を以下のとおり発表した。

2 発表の内容

(1) 報告の概要

調査対象者には、

- ①尿中 $\beta 2$ -MGが高値で持続する者（検診対象住民の7%以下程度と推定される）の腎機能の低下速度は、一般人の低下速度に比べると速いが、糖尿病や高血圧等の他疾患が原因となる低下の速度に比べると遅いこと
- ②尿中 $\beta 2$ -MGが高値の者は、一般人に比べるといわゆる慢性腎臓病に相当する割合が高いこと
- ③現時点で尿中 $\beta 2$ -MGが低値の者は、今後腎機能に影響が及ぶほど高値となる可能性が低いこと

等が明らかになった。

(2) 今後の対応

- ①地域住民の健康管理と更なるデータの収集のため、今後も住民健康調査を継続する
- ②近位尿細管障害を呈する住民に対する健康管理の必要性の周知・広報の強化や適切な保健指導を進める
- ③検診体制のあり方について検討する
- ④対象地域で認められる近位尿細管障害に伴う慢性腎臓病の予後や、他の原因による慢性腎臓病と比較してどの程度心血管障害等の健康障害と関連するのかを検討するため、地域住民の透析患者数等の調査を進める

3 報告書と報告会での報告内容の特徴

被害者団体には報告書が届けられたので、環境省に説明会の開催を求め、11月26日、県の健

康センターで、検討会の座長である柴崎敏昭慶應義塾大学薬学部教授、森口裕保健業務室長、蛭川雄太郎同室補佐の出席のもと、説明を受けた。

この報告書及び報告会から判明したことは次のとおりである。

- ①尿中 $\beta 2$ -MGが高値で持続する人は、近位尿細管の障害だけではなく、一般人に比べて3～5倍速度で腎機能が低下する。
- ②汚染地域住民の近位尿細管機能は、受診時の年齢よりも出生世代と強い関連があり、居住が古い世代ほど影響が強い可能性が示された。
このことが明記された意義は大きく、単なる加齢で $\beta 2$ -MG値が悪化したのではなく、当時の状況＝激しいカドミウム汚染を反映していることが想定される。
- ③今回は骨病変との関係は解明されておらず、それはこの点をはかるマーカー項目が少なく、これを解明するのに役立つマーカーが入っていないので、今後項目を増加するなどして改善する。

4 評価

(1) 重要な意義の認められる点

報告書の記載や発表の仕方については後記のとおり問題があるが、今回の検討結果自体にはカドミウム腎症の解明・救済の点で重要なものがある。

- ①少なくとも $\beta 2$ -MGが高値で持続する人については、腎機能においても一般人よりも3～5倍の速度で低下する、すなわち、腎障害を受けることが認められたこと。
- ②慢性腎臓病という疾病に該当する者が多数いることが公式に認められたこと。なお、精検受診者の、男性で75%、女性で94%と高率の人が慢性腎臓病とされている。
- ③このような $\beta 2$ -MGが高値の人が、住民の約3分の1の受診者の中に数百人存在することが認められた。地域全体では数千人の規模で存在するとみられることが明らかになった。
- ④年齢ではなく世代に応じて発生していることから、近位尿細管障害がカドミウム汚染と関連することが裏付けられたこと。

これらの点は、環境省がこれまで公害病指定を拒否してきた根拠である、①非特異疾患性（他の原因でも腎臓障害が起こりうる）、②機能異常の不可逆性の有無不明（カドミウム摂取中止で機能が回復するかどうかかわからない）、③疾病性（機能異常であるとしても病気とは言えない）のすべての点を克服する根拠となりうると考えられ、カドミウム腎症の公害病指定を求める取り組みにとって大きな武器ができたと評価できる。

(2) 問題がある発表の仕方

他方で、発表の仕方をみると、次のように、相変わらずできる限り被害を小さく見せようとするカドミウム隠しの姿勢が感じられることは問題である。

- ①もともと糸球体が障害される糖尿病や高血圧等の疾患と比べて糸球体障害である腎機能の低下速度が遅い、などと意味のないことを公表していること。
- ②被害住民にとっては、 $\beta 2$ -MGが高値で持続する人の腎機能が一般人よりも3～5倍の速度で低下することが重要であるのに、この数字をはっきり書かず、逆に、低値の者は今後腎機能に影響が及ぶほど高値となる可能性が低い、等とネガティブに取り上げて公表していること。
- ③今後の対応について、本来被害住民がもっとも心配する $\beta 2$ -MG高値で持続する人の腎機能低下への対策・対応の検討があげられておらず、他原因の腎臓病と心血管障害等の健康障害との関連しか検討が予定されていないこと。
- ④前回の発表の際に要請した集落ごとの、カドミウム汚染の程度と腎障害発生率の関係についての分析が行われていないこと。
- ⑤本体である骨の障害との関連性が検討されていないこと。

今後、こうした不十分な点の改善を求め、公害病指定を求めて取り組んでいく必要がある。

4 イタイイタイ病研究

1 第28回イタイイタイ病セミナー

昨年10月17日、富山県民会館において、第28回

イタイイタイ病セミナーが開催され、会場を満員とする約150名が参加した。

講師には、カドミウムによる腎臓障害について長年研究され、カドミウム被害者の救済に貢献された齋藤寛長崎大学名誉教授（前長崎大学長）をお招きし、「カドミウムによる環境汚染とその影響～35年間にわたるフィールドワークから学んだもの～」との演題で御講演をいただいた。

また、水谷イ病弁護団事務局長が2003年以降のイ病不服審査請求の内容と経過について報告を行った。

2 イタイイタイ病総合研究班

環境省委託による総合研究班は3年間で1区切りとして研究を継続しており、昨年はその3年目の年であった。

主に、

- ①イ病患者等に関する資料の収集・保存等に関する研究
 - ②汚染地域における生命予後等に関する疫学的研究
 - ③汚染地域における骨代謝異常に関する研究
 - ④カドミ暴露によるリン代謝異常に関する研究
 - ⑤カドミの消化管・肝臓・腎臓での細胞膜透過に関する研究
 - ⑥カドミウムの毒性に関する研究
 - ⑦カドミによる細胞傷害の分子機序に関する研究
- 等が行われているが、基礎的すぎると見られる研究も少なくない。3年目ということで、今後のまとめが注目される。

IV その他の諸課題

1 イタイイタイ病総合センター（資料館）の設置

昨年11月27日、イタイイタイ病関係資料継承検討委員会の「県立資料館を整備することが望ましい」とする中間報告が出され、これを受けた県知事が資料館整備を進める意向を示した。これは、神通川流域住民が求めてきた「カドミウム被害総合センター（資料館）」設置に大きく一歩を踏み出すものであり、県議会での全会派賛同による陳情可決、県関係国会議員への要請活動等々、これまでの取り組みの成果と言えるものである。

本年は、このセンター（資料館）をどのようなも

のにしていくのか具体的な計画が進められるものと予想される。地元被害住民の思いが十分採り入れられた施設となるよう、引き続き県への働きかけを強める必要がある。

2 イ病ニュース第100号の発行

昨年10月、1969年8月8日『鉍害裁判』から数えて第100号となる記念すべき『イタイイタイ病ニュース』を多数の関係者から投稿を得て発行することができた。

3 証言集の出版準備

イ病運動史研究会において、イ病問題をめぐる住民運動と裁判闘争の歴史を学びながら今後の運動の在り方を考えていこうという目的で、小松義久伊対協名誉会長らから貴重な証言を聞き取ってきた。これを証言集として出版すべく準備を進めている。本年度中の出版を目指したい。

イ病患者認定・要観察者判定年次別一覧表

2009.12

S	認定患者			要観察者							
	認定	死亡	現在数	判定	要観察者削除内訳				現在数		
					患者認定	死亡	解除	計			
S	42	73	3	70	155	0	2	0	2	153	
	43	44	12	102	33	19	2	29	50	136	
	44	3	8	97	1	1	6	106	113	24	
	45	4	4	97	2	2	5	15	22	4	
	46	1	5	93	1	0	0	0	0	5	
	47	0	11	82	138	0	5	0	5	138	
	48	1	2	81	21	0	10	16	26	133	
	49	3	12	72	7	2	6	9	17	123	
	50	0	7	65	4	0	4	20	24	103	
	51	0	6	59	5	0	2	3	5	103	
	52	0	9	50	4	0	8	0	8	99	
	53	1	1	50	4	1	6	6	13	90	
	54	0	5	45	1	0	6	0	6	85	
	55	1	4	42	3	1	9	10	20	68	
	56	1	4	39	1	①	0	7	0	7	62
	57	0	5	34	4	0	8	0	8	58	
	58	10	7	37	0	④	6	7	0	13	45
	59	1	6	32	1	1	7	0	8	38	
	60	1	9	24	0	0	8	0	8	30	
	61	4	7	21	1	③	1	7	0	8	23
	62	0	3	18	0	0	5	0	5	18	
	63	1	2	17	1	1	0	0	1	18	
H	1	4	6	15	0	①	2	4	0	6	12
	2	1	4	12	0	①	0	2	0	2	10
	3	1	1	12	5	1	1	0	2	13	
	4	5	6	11	5	③	1	2	0	3	15
	5	18	14	15	0	⑬	4	1	0	5	10
	6	3	4	14	2	3	0	0	3	9	
	7	0	1	13	0	0	0	0	0	9	
	8	0	2	11	1	0	5	0	5	5	
	9	0	2	9	0	0	0	0	0	5	
	10	2	2	9	0	0	0	0	0	5	
	11	0	3	6	0	0	0	0	0	5	
	12	1	1	6	0	0	0	0	0	5	
	13	1	1	6	1	1	0	0	1	5	
	14	1	3	4	1	①	0	2	0	2	4
	15	1	1	4	0	0	1	0	1	3	
	16	1	2	3	0	①	0	1	0	1	2
	17	0	1	2	0	0	0	0	0	2	
	18	3	1	4	0	0	1	0	1	1	
	19	1	0	5	2	1	0	0	1	2	
	20	3	2	6	0	1	0	0	1	1	
	21		1	5	0	0	1	0	1	0	
	22										
合計	195	190	5	404	49	141	214	404	0		
				(336)	(28)		(146)				

注:()は実数 ○数は申請中死亡者

(水俣病)

〔1〕 ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟の最新情勢

ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟弁護団
弁護士 板 井 俊 介

1 最新の情勢（和解協議の状況）

2010年1月22日、熊本地方裁判所民事第2部（高橋亮介裁判長）は、ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟第23回口頭弁論期日において、「係属中の全ての事件」の原告2,018名、並びに、国、熊本県及びチッソ株式会社に対し、訴訟上の和解による解決を勧告した。

かつて水俣病第三次訴訟において、被告国は、熊本をはじめ、東京、大阪、福岡の各裁判所から再三にわたり和解勧告を受けたにもかかわらずこれを拒否し続けた。しかし、この和解勧告を受け、被告国は、これまでの姿勢を転換し、訴訟上の和解のテーブルについた。この和解勧告と第1回和解協議の開始は、水俣病問題の解決に向けた歴史的転換であった。

その後、2010年2月12日の第2回和解期日において、国は、原告ら対象者の判定方式として、原告の推薦する医師2名、被告側の医師2名、及び、原被告双方の同意のある座長1名の計5名からなる「第三者委員会」が対象者を判定する方式を提案した。続く同年2月26日の第3回和解期日では、これまで昭和43年末までに出生した者に限っていたメチル水銀曝露の時期を昭和44年11月生まれまでに拡張し、居住地域も鹿児島県出水市と熊本県上天草市龍ヶ岳町で3地区を拡大するとの意向を示した。

なお、このほかの補償内容である一時金や療養手当の給付内容について、裁判所は、3月15日の第4回和解期日において、一時金と療養手当の具体的金額を明示して第三者委員会が判定する内容の所見を出した。3月29日の第5回和解期日において、この所見に対する対応が求められている。

ノーモア・ミナマタ訴訟は、いま極めて重要かつ緊迫した局面を迎えている。

2 国の目論み

2010年3月7日、小沢鋭仁環境大臣が初めて水俣市入りした。小沢大臣は「まず5月1日までに多くの皆さんと和解、救済を成立させたい」と述べ、5月1日を「申請のスタート」と考えていることを明らかにした。5月1日は水俣病公式確認の日とされ今年（昭和31年）5月1日から数えて54回目の節目の日にあたるが、政府は、この日に鳩山総理大臣を水俣の慰霊祭に出席させ水俣病問題の解決をアピールするものと考えられる。すなわち、3月7日の小沢大臣の水俣市入りは、5月1日を目前に総理大臣来訪の「露払い」として行われたセレモニーである。

3 未だ多数存在する水俣病被害者

平成21年12月31日現在、熊本・鹿児島両県で、7,509名の水俣病患者が公健法上の認定申請を行い、新保健手帳申請者は、両県で29,071名（うち交付者数は25,475名）に達する。昨年より認定申請者数は約1,000名以上増、新保健手帳においては約7,000名の増加がみられる。つまり、水俣病被害者は今日に至っても全国各地に取り残されており、合計で3万3,000名以上の水俣病被害者が、声を上げ続けている現状である。

また、熊本でも数百名単位で追加提訴が予定されている。2010年3月9日にはノーモア・ミナマタ近畿訴訟で23名が追加提訴をし、原告団は合計35名となった。さらに同日行われた提訴説明会には約50名の水俣病被害者が参加し、今後提訴する予定である。関東地区でも同年2月23日に東京地裁に23名の水俣病被害者が提訴するに至った。新潟でもすでに74名の原告団が形成さ

れ、今後追加提訴が予定されており、水俣病被害者の甚大さが浮き彫りとなっている。

水俣病問題の根深さは、これら多くの水俣病被害者の追加提訴により、さらに明らかにされるであろう。

4 あるべき水俣病問題の解決の在り方

熊本地裁で継続する裁判所での和解協議の内容は、水俣病問題の解決の在り方を左右するものとなる。あるべき解決を考える際、重要な点は以下の3つに集約される。

まず第1に、2004年の水俣病関西訴訟最高裁判決を踏まえた補償であることである。

すなわち、2004年の最高裁判決は、国及び熊本県に水俣病の発生・拡大の法的責任があることを明確に認め、原告らが水俣病被害者であることを明らかにした上で、一人あたり450万円から850万円の賠償を認めた。したがって、今回の解決においても、あくまで個々の原告が水俣病被害者であること、チッソのみならず国及び熊本県の責任において正当に補償されるべき者であることを大前提に、最高裁判決で示された賠償額を踏まえた給付がなされることが必要にして不可欠である。

第2に、不知火海沿岸に居住する47万人ともいわれる全住民の健康調査を実施することである。

公式発見から54年を経ても未だ水俣病問題が解決しないのは、水俣病の被害の真相、実態を把握しようとしてこなかったからである。行政は、果たして何人の水俣病被害者がいるのかすら解明しようとしなが、そうである限り、すべての水俣病被害者への正当な補償の実現は物理的に不可能である。

小沢環境大臣は2010年3月7日の水俣市訪問において、「今回の救済策で水俣病問題のすべてが解決するとは思っていない」と言い放ち、水俣病発生拡大の責任を断罪された国の責任者として、改めて無責任であることを公言したが、それは、まさに水俣病被害者の全容を把握しないことに起因するものである。

このような健康調査が実施されない限り、対象地域の線引き問題や昭和44年以降に水銀曝露を受けた水俣病被害者に対する補償問題、そして、未だ名乗りを上げることができない水俣病被害者の存在が明らかにならず、すべての水俣病被害者への補償も実現できないというべきである。

第3に、チッソ分社化を認める「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」が成立した今、将来における水俣病被害者に対する責任を保障する体制の在り方を明確にすることである。

すなわち、チッソ分社化は、環境大臣の認可及び裁判所の許可が必要であるとされているが（同法第9条、10条）、それはあくまで、同法の定める措置方針において補償対象者とされた者のみに対する考慮を要するとされているのであり、そこでは胎児性水俣病患者への補償、及び、未だ手を挙げられない水俣病被害者に対する配慮は含まれていない。しかし、もともとチッソ分社化など絶対に許されるべきことではないことは言うまでもないが、仮にチッソ分社化が認められた段階では、もはやチッソは自らの責任で水俣病に関する賠償責任を果たすことを要しないこととなる以上、国及び熊本県の責任はなおさら明確にされるべきである。

この点、熊本県（蒲島県知事）は最高裁判決で責任を断罪された主体でありながら、また、水俣市の窮状をもっともよく知る者でありながら、水俣病問題の真の解決の境地を切り開こうとする主体的な姿勢は全く見られないというべきである。

以上のような点を踏まえ、現在名乗りを上げている水俣病被害者と、将来手を挙げるであろう水俣病被害者の両者に配慮された解決でなければならない。私たちは、いかなる状態になろうとも、すべての水俣病被害者の正当な補償の実現を訴え続け、最後の一人への補償が実現するまで闘い続ける所存である。

〔2〕 ノーモア・ミナマタ近畿訴訟～水俣病の最終解決のために

ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団 事務局長
弁護士 井 奥 圭 介

1 訴訟の経緯

ノーモア・ミナマタ国賠等近畿訴訟は、①水俣病の発生地域から主として近畿地方に転出した水俣病患者の救済と、②水俣病最終解決に向けての全国的な世論喚起を二つの大きな目的として、12名が原告となり、2009年2月27日に大阪地裁に提訴した。

そして、同年6月23日には、大阪地裁202号大法廷において第1回口頭弁論が開かれ、2名の原告が意見陳述で水俣病の被害を訴えて、いよいよ審理が開始された。

その後、同年10月13日、12月22日と2回の口頭弁論を重ね、原告側は、被告チッソ、国・熊本県の犯罪性、水俣病の病像論についての主張を終え、次回2010年3月9日の第4回口頭弁論においては、各原告の共通診断書を提出し、あわせて個別の被害を主張する予定にしている。

多くの住民が大阪や名古屋などの大都市に出ていき、そこで新たな生活を築いてきたが、それらの県外転出者には、これまで水俣病被害救済の手が差し伸べられてこなかった。あれだけ騒がれたはずの1996年の「政治解決」のことさえ知らなかったという人がほとんどなのである。

水俣病の最終解決のためには、これらの県外転出者も含めた救済が不可欠であり、我々ノーモア・ミナマタ近畿訴訟弁護団は、熊本訴訟弁護団や新潟訴訟弁護団、さらには現在提訴準備を進めている東京訴訟の弁護団とも連繋して、この重要な課題に取り組んでいく所存である。

2 原告拡大の取り組み

これまで近畿における水俣病患者掘り起こしの原動力となった民主医療機関連合会近畿地協は、今も2～3ヶ月に1回のペースで水俣病の集団検診を継続的に実施しており、各回20～30名の受診者の8割以上が水俣病と診断されている。

我々弁護団員はその集団検診に立ち会い、患者に訴訟への参加をよびかけている。その結果、原告として立ち上がることを決意する患者の数は徐々に増えており、特に昨年7月の水俣病特別措置法の成立以降はその動きが加速している。

そのような状況をふまえて、本年3月には二次提訴を予定しており、さらに原告数の増大に向けた取り組みを継続していくことにしている。

3 近畿訴訟の課題

高度経済成長期を通じて、水俣病の発生地域からも、

〔3〕 ノーモアミナマタ新潟全被害者救済訴訟について

同訴訟弁護団 事務局長
弁護士 味 岡 申 宰

1 新潟水俣病の教訓を後世に伝える活動

1995年の協定締結後も新潟水俣病共闘会議（共産党、社民党、民主団体、労働組合、新潟水俣病被害者の会、同弁護士等で構成）が運動の中核となり、公害根絶、被害者救済の運動を粘り強く継続してきました。その一つは、新潟県とともに「水俣病の教訓を後世に伝える事業」の取り組みであり、2001年に開館した新潟水俣病資料館（県立環境と人間のふれあい館）とその活動です。新潟水俣病被害者の会は、解決金の一部を拠出し「新潟水俣環境賞」を設立し、現在は小中学生を対象に環境問題や水俣病をテーマとする作文コンクールを行なっています。水俣病被害者の皆さんは、資料館の「語り部」となって水俣病の経験と教訓を次の世代に引き継いでいます。毎年、新潟水俣病現地調査を実施し、全国各地から参加されています。

2 新潟における水俣病被害者の救済の闘いの始まり

九州と同様、新潟においても未だ救済されない水俣病患者は多数存在し、新保健手帳の申請者は450人を超え、その所持者は約350人にのぼっています。そして、新保健手帳を所持する患者さんによる新潟水俣病阿賀野患者会が結成されました。同会の基本的要求の三つの柱は、第二の水俣病を引き起こした昭和電工と国の責任による解決を求める、水俣病患者としての解決を求める、水俣病の被害を償うに足りる一時金、療養手当、医療費助成の補償を求めるということです。

3 新潟県独自の条例による福祉施策

昨年4月、新潟県の「新潟水俣病地域福祉推進条例」が施行されました。泉田知事が新潟水俣病40年にあたって発した「ふるさとの環境づくり宣言」を具体化したものです。条例は、「新潟水俣病患者が社会的に認知

されること及びその福祉の増進を図るとともに、新潟水俣病によって人々の絆に深刻な影響を受けた地域社会の再生と融和を促進し、もって誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的」とし、県民が水俣病について正しい理解を深めるよう、教育の推進や啓発活動を行うことを定めています。その取り組みの一環として、07年より「阿賀野川流域地域フィールドミュージアム事業」がスタートしています。熊本に遅れること17年、新潟版「もやい直し」の第一歩です。

4 ノーモアミナマタ新潟全被害者救済訴訟

昨年6月12日、阿賀野患者会の会員27名がノーモアミナマタ新潟全被害者救済訴訟を提起しました。この訴訟は、新潟水俣病患者の一人の切り捨ても許さず、また潜在患者を含む未だ救済されていない新潟水俣病患者の救済を目的とし、新潟水俣病阿賀野患者会の代表訴訟として位置付けられています。

5 水俣病特別措置法をめぐる闘い

昨年7月15日、九州に続き、近畿訴訟、新潟訴訟が裁判を提起し闘いに立ち上がった直後、自民党公明党の連立政権は、裁判闘争をしている原告らの反対を押し切って「水俣病患者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」（以下、特別措置法という）を国会に上程し、民主党も賛成するなか強行採決されました。同法は、その前文において「水俣病の被害の拡大を防止できなかったことについて、政府としてその責任を認め、おわびをしなければならない。」とし、「水俣病問題の最終解決を図り、環境を守り、安心して暮らしていける社会を実現すべく、この法律を制定する。」としています。しかし、特別措置法は、チッソの分社化を認めるだけでなく、多くの患者の切り捨てを狙ったものでした。すなわち、同法制定過程における自公連

立政権下の与党PT案によると水俣病被害者の約3分の1が切り捨てられる計算になります。環境省原保健部長の発言に象徴されるようにノーモアミナマタ訴訟の原告らを診断してきた原告医師団の診断書の信用性を否定し、多くの水俣病被害者を切り捨てようとするものです。このような水俣病特別措置法には反対ですが、法案が成立している現在、裁判原告以外の被害者は現実としては特別措置法の申請をすることになります。なお、水俣病特別措置法は、水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する具体的な内容について規定されている事項は少なく、その救済内容と救済システムにどのような内容を盛り込むのかが、今せめぎ合いとなっているのです。

そして、本年1月15日、阿賀野患者会、ノーモアミナマタ新潟全被害者救済訴訟弁護団、新潟水俣病共闘会議は、共同で特別措置法の救済措置の方針が真に全被害者の救済に繋がるように質問と要望を提出し面会した。我々の要望は、第一に解決に際し行政による汚染地域住民の健康調査の実施を約束すること、第二に救済手続期間を制限しないこと、第三にメチル水銀汚染時期を不当に狭く解釈し居住要件を不当に限定しないこと、第四に適正な対象選定方法を確立すること（主

治医の診断書の尊重、適正な第三者機関の設置等）、第五に偏見差別の解消の施策を実施することです。

また、昭和電工は、昨年12月4日、特別措置法を受け入れるとの声明を出し、今まで阿賀野患者会等との交渉を門前拒否し続けていましたが、ようやく本年1月15日、門前払いではなく、社屋に入れましたが、役員は出てこず、全く誠意が見られない状況にあり、今後も粘り強く交渉することになっています。

6 ノーモアミナマタ新潟訴訟の現状

昨年12月3日に第二陣が追加提訴され43名の原告団となり、さらに2月4日には31名が追加提訴し、全体として74名の原告団となりました。そして、今後も追加提訴が準備されています。現在、原告は環境省との間で和解の予備交渉を行っており、熊本、近畿、東京訴訟の原告らと連帯して闘っており、司法救済による解決と水俣特別措置法による切り捨てを許さない闘いが前進しています。

闘いは、これからが正念場です。皆様のご支援をお願いいたします。

〔4〕 ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟

ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団
弁護士 中 杉 喜代司

1 国や熊本県・鹿児島県は、不知火海沿岸住民の健康調査を行ってこなかった。このため、埋もれた患者をどのように救済の対象とすべきかが重大な問題となっている。まして、不知火海沿岸地域を離れ、全国各地へ移住した患者らは、健康調査を受けることができなかったばかりか、水俣現地で起こっている患者救済をめぐる状況について、国や県から何らの情報も得られないまま、放置され続けている。かかる状況下において、近畿地方の患者12名が昨年2月

27日にノーモア・ミナマタ国賠等近畿訴訟として大阪地裁に提訴した。昨年9月に実施された大検診では、その実施を知った関東地方在住の患者数名が受診したが、関東周辺には全く情報が伝えられないまま苦しんでいる多数の水俣病患者がいることが十分に予想された。そこで、これらの隠れた患者らを掘り起こし、東京でもその被害救済を図るため、急遽検診を実施することになった。ノーモア・ミナマタ国賠等熊本訴訟では、本年1月から和解協議が始まり、月

2回のペースで和解期日が実施されている状況のもとで、東京では2月7日に検診を実施し、提訴希望者については同月中に提訴することにした。ただ、関東では弁護士や支援の体制づくりが十分に間に合わないため、熊本の弁護士、原告団、支援者の全面的な協力のもとに、検診希望者を募ったところ、49名が受診し、そのうち46名が水俣病又は水俣病の疑いと診断された。この検診は、非常に短い準備期間にもかかわらず、東京民医連をはじめとする民主医療機関連合会関東地協が実施に漕ぎ着けてくれたものであり、熊本からも藤野・高岡の両医師が応援に駆け付けてくれた。当初は30名の検診予定で計画され、予定人数まで受診者が集まるかと危惧されたが、検診日までに50名を超える受診希望者があり、その後も増え続けている状況である。そのため、4月11日に第2回目の検診を神奈川県川崎市内で実施する予定である。

2 2月7日の検診の受診者に、既に検診を受けていた患者も含めて、23名が原告となって、2月23日に東京地裁へ提訴した。提訴原告は、熊本県出身者が13名、鹿児島県出身者が10名で、現在の住所地としては東京都7名、神奈川県8名、千葉県4名、埼玉県3名、静岡県1名となっている。また、公健法による汚染指定地域及び保険手帳の対象地域以外の地域の出身者は、4名であり、昭和44年以降に生れた原告もいる。そのため、地域制限や年齢制限の克服が重要な課題となる。

さらに、まだ検診についての情報を十分に伝達できない状態で、第一陣の提訴を行ったにもかかわらず、予定を上回る検診希望者が申し出ていることからみて、まだまだ情報を知らないまま苦しんでいる水俣病患者が関東周辺にも多数いることが予測される。今回の提訴者も、検診を受けるまで水俣病の症状や訴訟に関する情報は全くと言ってよいほど知らされていなかった。「ノーモア・ミナマタ」——水俣病の最終解決のためには、これら県外転出者を含めた被害者の救済が不可欠であり、そのための救済システムの獲得が最大の課題と言える。

ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟弁護団としては、先ず弁護団自体の充実を図りながら、熊本訴訟・新潟訴訟・近畿訴訟の先輩弁護団と連携して、新たな訴訟に取組んでいきたい

(新幹線公害)

名古屋新幹線公害訴訟（和解後）の報告

名古屋新幹線公害訴訟弁護団
弁護士 高 木 輝 雄

第1 はじめに

1986年4月28日、当時の国鉄との間に和解協定を締結して間もなく満24年になる。

この間、弁護団は原告団とともに和解内容の履行監視をはじめ、新幹線沿線の環境整備のため様々な活動を行ってきており、それは現在も続けられている。

第2 1年間の主な動き

1 環境省との協議

2009年6月1日、第34回全国公害被害者総行動デーに合わせ、環境省水・大気環境局自動車環境対策課と協議を行った。

ここでは主に、①新幹線のダイヤ改正による列車本数の増大・スピードアップの問題、②騒音対策（第4次75dB対策）の進捗状況、③新幹線六番町鉄橋上を都市高速道路がまたぐ建設計画をめぐる桁下反射音問題、④振動対策、⑤防音壁にアスベストが含まれている問題、等について協議が行われた。

2 JRとの協議

2009年12月15日、原告団・弁護団とJR東海との第24回定期協議が行われた。

ここでは主に、①騒音対策（原告居住のすべての地域において70dB以下を実現すること）、②振動対策（原告居住のすべての地域において65dB以下を実現すること）、③六番町鉄橋上を高速道路がまたぐことによる騒音増大問題（名古屋高速道路公社への対応）、④列車本数の増大（和解当時約230本が現在約320本）、⑤アスベスト含有防音壁の取り替え、⑥高架下・移転跡地の環境整備、等について協議が行われた。

これとは別に、JRとは必要に応じて打合せや書面のやりとりを行っている。

まだまだ定期協議等の継続が必要である。

3 騒音・振動の状況

名古屋市による和解協定にもとづく定期監視測定の結果は次のとおりであった（測定期間2009年10月9日～20日）。

	騒音(dB)	振動(dB)	列車速度(km/h)
①熱田区河田町（上り）	65	60	188
②同（下り）	69	57	178
③熱田区二番（上り）	67	59	207
④熱田区四番（下り）	70	62	204
⑤南区豊田（上り）	67	60	220
⑥同（下り）	66	61	220
⑦熱田区六番町（鉄橋）	70	63	202

これによれば、原告団・弁護団の要求する騒音70dB以下・振動65dB以下を全測定地点でクリアしている。これは和解後はじめてのことで、大きな評価ができる。しかし、この監視測定地点は新幹線高架から25メートル離れた地点で、しかも全部で7ポイントである。

よりきめ細やかな測定が必要である。

4 地元自治体との協議

第33回健康と環境を守れ！愛知の住民いっせい行動の一環として、2009年8月5日愛知県との協議が行われ、9月1日名古屋市との協議が行われた。ここでは主に、関連情報の開示の問題や高速道路建設問題について協議が行われた。

これとは別に、名古屋市環境局とは、移転跡地の

活用、六番町鉄橋桁下反射音、監視測定等について
随時協議を行っている。

5 原告団の状況等

- ① 環境社会学会、東海社会学会の現地視察、懇談
が行われた。
- ② 2009年12月5日、第23回原告団世話人総会が開
催され、1年の活動をふり返り、新しい方針を議
論した。
- ③ この1年の間に、小倉義一原告団長、武藤磯松
同副団長が亡くなりました。いずれもご高齢
で病気が原因ですが、住民運動体が共通して抱
える課題です。

(道路建設差止)

〔1〕 圏央道天狗裁判の現状

高尾山天狗裁判弁護団 事務局長
弁護士 関 島 保 雄

第1 圏央道高尾山裁判の経過

1 現在の圏央道の開通状況及び工事の状況

2007年6月23日あきる野インターチェンジから裏高尾ジャンクション間約9.2キロが開通し、中央自動車道と関越道合計約40kmが開通した。

圏央道は八王子ジャンクションから坂戸インターまで約50kmと茨城県の一部10km、合計約60kmが開通。全体は300kmで2割程度しか完成していない。

現在八王子ジャンクション裏高尾から高尾山トンネル及び八王子南インターチェンジ間の工事に着工している。高尾山トンネルの先進掘削（直径5メートル延長約600メートル）は貫通したもよう。

現在高尾山トンネルの地盤凝固剤注入工事（止水工事）が完了し、トンネル径10メートルに拡幅工事の直前である。

2 高尾山トンネル事業認定取消裁判の状況

圏央道高尾山トンネル・南浅川インターチェンジ事業認定取消請求訴訟。

2005年11月事業認定差止請求訴訟を提起し、2006年5月15日事業認定取消請求訴訟提起し、東京地裁民事3部（行政部）で審理中。

2008年 4月22日 奥西京都大学名誉教授、小泉東京学芸大学教授証人尋問

6月24日 辰濃さん（元朝日新聞天声人語執筆者）、多田正（環境問題学者）、鷹取（環境総合研究所・環境問題研究者）証人尋問。

2009年 7月 現地協議で高尾山周辺へ

2009年 7月 控訴人3名の尋問

2009年10月28日 国土交通省役人古川、安田八十五関

東学院大学教授尋問

2010年 2月17日 結審予定

全体計画は八王子ジャンクションから海老名北インターチェンジまでの区間の事業認定の取消を請求しているが、最近の裁判での中心的争点は国土交通省の費用便益分析は過大な便益を出しているのではないかという争点です。

裁判は2009年10月に証人尋問を行い、2010年2月17日結審する事になっています。

① 国土交通省は国民に費用便益比の計算の内訳や根拠データを開示していない。

国土交通省の事業認定申請では、圏央道八王子ジャンクション（JCT）から海老名北インターチェンジ（IC）、つまり中央道接続部から東名道近くまでの便益が1兆4,761億円に対し建設費用は5,741億円、費用便益比は2.6で公益性が高い事業としています。国交省は費用便益比が1.0以下は事業をしないと明言していますが、2.6の高い費用便益比は建設に有利な根拠となっています。

費用便益分析が適正に行われたか、分析に用いたデータと分析手法及び結果が適正であるか否かは、事業の公共性と公益性、合法性判断の根幹となる問題です。ところが、国交省は計算の結果のみを示すだけで根拠資料を一切明らかにしてきませんでした。

② 裁判所を通じて費用便益比計算のデータの開示請求にも応じない国土交通省。

そのため、原告側は、計算の根拠となったデータの開示を求めました。しかし、国交省はコンピュータで解析したので、データは保存していないと不誠実な回答に終始してきました。

国土交通省が回答しないのは、計算の根拠を

示せないことを意味します。データを示すと、計算の根拠にならないデータを使っているか、計算そのものがマニュアル通りでないかが明白になることを避けていると疑われ、国交省の主張する費用便益比2.6が根拠の無い数字であるという印象を裁判所に与える結果となりました。求釈明を通じて国交省がデータを隠している印象を裁判所に与えることができたのです。

原告側は、費用便益比の2.6を出した国交省役人の証人採用を裁判所に強く求めてきましたが、ようやく裁判所は原告側の要求の意味とその重要性を認識して証人採用に踏み切ったもので、裁判の進行上、重要な転換点となりました。

- ③ 国土交通省役人の尋問結果、費用便益分析は第三者に丸投げでチェックもしていないことが判明。

国土交通省の吉川証人の尋問を2009年10月28日行った結果は、費用便益分析を外部の業者に全部委託していること認め、その業者から費用便益分析の結果だけを受け取ったもので、その分析のデータや道路ネットワークのデータなどを国土交通省としては貰っていないことを認めました。だから、原告らにデータを提出できないと回答せざるを得なかった原因が明らかとなったのです。

しかも、尋問の結果、国土交通省は費用便益分析をマニュアルに従って行った等と主張していましたが、国土交通省は自ら分析をしていないし、委託した業者がマニュアルに従って分析を行ったかどうかの点検さえしていないことが明らかとなったのです。

これでは、国土交通省が発表した費用便益比2.6が正しい分析結果であるということは証明されていないことになります。

- ④ 国土交通省の費用便益分析は過大な便益となっている。

原告側は、圏央道八王子ジャンクションと相模原インターチェンジ間の費用便益分析の内訳を情報公開で入手しました。

これによると、国交省の費用便益分析は、圏央道により直接影響を受ける国道16号、国道16号バイパス、国道129号の占める便益の割合は1割未満で、東京、神奈川、埼玉県全体を含める

「その他の道路」の便益が全体の便益の9割以上を占めていることです。しかも「その他道路」の便益は圏央道が出来たことによる走行時間短縮便益がたったの12秒以下という誤差としか考えられないもので、本来便益の対象の道路にすべきでないことが明らかになりました。

さらに、原告側は、東京湾アクアラインの無意味さを建設前から予測していた関東学院大学の安田八十五教授を証人申請し、国土交通省の役人と同じ日に証人尋問をしました。安田教授は圏央道の費用便益分析では、圏央道から直接影響を受ける道路（国道16号、16号バイパス、国道411号、国道129号）だけを対象にすべきで、それ以外の周辺の道路などに範囲を広げるべきではないとし、原告側の費用便益分析の問題点の指摘と一致する証言をしました。

原告側の計算によると、圏央道開通と関係ない「その他の道路」の便益を除くと費用便益比は0.3程度になることが明らかになったのです。

- ⑤ 結論

国土交通省の費用便益分析は東京湾アクアラインと同様に、道路建設を前提に、建設の口実にするために、便益を過大に計上していることです。

安田教授の証言によって、東京湾アクアラインと圏央道が全く同じ過大な便益の構図によって事業が進められていることを明らかにしました。そして、国土交通省の役人の証言は、費用便益分析も業者に丸投げで任せて、その分析結果の点検もしていないことを明らかにしました。

国土交通省の主張する費用便益分析は全く信用できないことが、この二人の証人尋問で一層明確になりました。

- ⑥ ミープランによる圏央道費用便益分析

原告は国土交通省の費用便益分析の問題点を明らかにするため（株）アプレイザルにミープランモデルを使った圏央道費用便益分析を依頼した結果。

その結果走行時間短縮便益は1日約1,200万円の増大

しかし鉄道運賃も含めた走行費用便益は1日3,000万円の増大（便益減少）

結局総合的には1日1,800万円のマイナス（便益

減少)となった。

圏央道は無駄で効果のない道路といえる。

3 圏央道工事差し止め請求裁判の状況

2000年10月25日 東京地裁八王子支部へ提訴

原告総数人間1322名、自然物5
(高尾山・八王子城跡・ブナ・ムササビ・オオタカ) 自然保護団体7団体。自然物は訴え却下される。

差し止め請求区間八王子城跡トンネル北浅川橋から高尾山トンネル及び八王子南インターチェンジ工事区間の工事差し止め。

2006年 6月15日 一審八王子支部判決。原告の請求棄却。

東京高裁第8民事部に控訴した。
控訴審では開通部分に関して損害

賠償請求を追加(裏高尾住民一人100万円、その他は一人10万円)

控訴審で高尾山トンネル南坑口付近高尾町2513番の土地の一部に収用手続きを経ることなく圏央道工事の工作物を設置し圏央道工事を行っているので、工事工作物の撤去の請求を追加したが、裁判所が審理の対象にすることに消極的。現在裁判所に判決前に訴えの追加変更を認めなければその旨の決定を求めている。却下決定が出たら最高裁の判断を求める。

高尾町2513番の土地の区域の境界問題が裁判の審理にならなければ、2010年3月4日結審予定。

〔2〕 広島から・高架道路延伸・道路公害差し止め

～7年半かかって結審しました

弁護士 足立修一

1 2010年1月25日、結審しました

2002年8月、広島市内の中心部を貫く国道2号線の沿道100メートル内に居住・通勤する原告らが、国と広島市を被告として、高架道路建設差し止め・道路公害の差し止め(供用制限)・生活妨害・健康被害に対する損害賠償を求めて提訴しました。昨年5月に騒音鑑定を実施して、7年半かかって、本年1月25日ようやく結審しました。判決期日は追って指定という状況です。

2 結審に至る過程では

昨年5月の騒音鑑定実施後、裁判所が結審に向けて、

大きく舵を切り、原告、被告の双方は、年度内結審に向けた準備をしてきました。被告らは、最終局面において、「危険への接近法理」による免責や減額の主張をしてきました。特に、本件訴訟では、沿道に居住する住民のみならず、沿道の事業所に勤務する勤務者なども原告に加えていましたが、被告らは、勤務者である原告には損害賠償は認められないとする主張をかなりしつこく行ってきました。弁護団としては、勤務者原告であっても、居住者と同様の騒音による生活妨害を受けていることを主張・立証してきました。

裁判では、道路からの騒音・排ガス・振動が受忍限度内かどうか、争われて来ましたが。訴訟の後半では、騒音による生活妨害、健康被害を主張・立証の柱とし

て展開してきました。

3 広島市内の国道2号線の状況

広島市内の国道2号線の現状は、24時間交通量で見ると約7万台から8万台で、大型車の混入率も約17%あります。この結果、騒音被害では、1997年に、当時既に高架道路ができ、2階建てになっている道路部分の沿道で、昼間85デシベルという全国で最高の値を記録したこともあります。

今回の騒音鑑定では、1列目に居住、生活する原告については、WHOガイドラインに比べるとかなり緩い日本の環境基準に照らしても、これを超える騒音にさらされている事実が明らかになり、43号線最高裁判決に照らし、受忍限度を超えるという判断がなされることが見込まれます。

また、大気汚染についても、沿道の自排局の測定結果で、二酸化窒素、SPMなども短期的評価ではかなり高い値が出ています。これらは、騒音被害と合わせて、耐え難い苦しみを沿道の住民・勤務者に与えています。

4 国道2号線の高架道路延伸工事の現状と展望

2003年10月、広島市内中心部への国道2号線西広島バイパスの高架道路延伸計画は、第1期工事（西区庚午から同区観音本町までの2.1キロ）が完成し、供用されて

しました。

しかし、他方で、第2期工事（中区舟入中町から同区平野町までの2.3キロ）部分については、2002年11月、広島市が地元の意見調整が必要ということを指摘し、第2期工事の着工を見送り、現状でもその状態が続いています。広島市は、沿道住民が本件訴訟を提起していることや広島市の財政難の状況が深刻であることを受け、2007年度まで第2期工事部分の着工を凍結することを宣言し、その後、2008年4月には、広島市の2008年度の国への要望から、国道2号線高架延伸工事が外れるという状況に至り、第2期工事については、現状の差止め状態が継続する見通しになってきました。

5 今後の裁判の展開について

広島で提訴した公害差止裁判では、高架道路の延伸を阻止することのみならず、現状における道路公害による被害（騒音・振動・大気汚染）を問題として、総体としての公害の防止及び被害に対する損害賠償を求めてきました。途中で、高架道路が部分開通し、その後は止まっているという状況になっていますが、今後も、工事の差止めと現状の道路公害を少しでも減らせるように闘っていきたいと思います。

判決言い渡しの時期は未定ですが、今後とも、皆さまのご支援、ご注目をお願いしたいと思います。

〔3〕国分寺道路計画認可取消訴訟の報告

三多摩法律事務所
弁護士 吉田 健一

1 認可取消訴訟の提起

国土交通省関東地方整備局長は、07年11月26日、東京都が申請していた国分寺都市計画道路3・2・8号府中所沢線（本件道路）の建設事業を認可した。建設予定

地の地権者を含む住民ら21名は、この認可は違法であるとして、認可取消を求めて、07年12月25日に、東京地裁に提訴した。

2 住宅街に38メートル道路の建設

本件道路は、1943年（昭和18年）に計画され、1965年（昭和40年）に幅員28メートルの道路として都市計画決定されたが、2006年に幅員が36メートルに拡幅されることとなった。多摩地域の体系的なネットワークの形成による交通渋滞の緩和や南北方向の自動車交通の円滑化などのために必要な道路であるとされ、環境への影響もないというアセスの結果が鵜呑みにされて、事業認可されたのである。

しかし、建設予定地は、JR中央線で新宿から30分という通勤などの便も良く、一方では緑も残されている静穏な居住空間である。当初計画の第二次大戦中はもとより、都市計画決定された40年前と比べても、住宅の密集化など地域周辺の変化は、著しいものがある。本件道路は、国分寺市中央部の住宅街、第一種低層住居専用地域に建設されるものであるが、一部原告らを含む約250世帯（都の説明によっても約800人）もの住民が立ち退きを余儀なくされる。この地域で長年居住してきた住民が多く、高齢者の立ち退きはきわめて困難である。

他方で、渋滞がひどいと言われてきた府中街道も改善が進められているのみならず、今後の人口減少、車両の減少を見据えると、道路建設の必要性には重大な疑問がある。

3 道路公害、環境破壊のおそれ

本件道路の建設は、周辺住民には大気汚染や騒音などの道路公害、環境破壊をもたらすことになる。

現在でも、国分寺市内で18歳以下を対象としている医療費助成認定数で429名もの多数のぜんそく等の患者がおり、大気汚染訴訟で明らかにされているように道路公害により健康破壊をさらに拡大することは必至である。この9月に環境基準として告示されたPM2.5による健康被害も危惧される。また、現行環境基準では、静穏な第一種住居専用地域が道路建設によって一転して近接空間となり、激しい道路騒音が許容されてしまう。その矛盾が顕著に示されている。さらには、緑地も奪われ良好な居住環境も破壊される。

しかも、このような道路を建設のために540億円という巨額の費用が必要とされる。無駄な公共事業であることは明白である。それが、住民に対する説明も十分

ないまま強行されようとしているのである。

4 訴訟の現状

原告住民側は、道路建設の問題点、違法性を明らかにする主張の提出を終了。提訴後2年を経て、いよいよ立証手続に進む段階となっている。2010年1月段階で、検証申出、証人申請、専門家の意見書、原告らの陳述書など立証に必要な資料をほぼ提出した。本件道路予定地や周辺の現状など、現地での検証を早期に実現し、立証を進めていきたい。

住民は、道路を考える会や地権者の会等を組織して、運動を進めている。しかし、現地では、行政による土地買収が進められ、道路建設予定地に空き地も目立つようになっている。このような動きに歯止めをかけるためにも、事業認可の違法性を認めさせ、認可を取り消す裁判所の判断が早期に求められる。

(カネミ油症)

カネミ油症事件報告

カネミ油症事件弁護団
弁護士 高木健康

1968年に発生したカネミ油症事件については、1987年に訴訟が終了し仮払金返還問題も2008年までにほぼ終了した。しかし、油症事件から40年を越える年数を経た現在も、被害者には様々な症状が残っており、救済策もないままの状態である。新認定訴訟と被害者救済運動の現状を報告する。

1 カネミ油症新認定訴訟の現状

旧訴訟の後にカネミ油症に認定された被害者（新認定被害者と呼ぶ）は、旧訴訟の原告が受けた賠償も受けないまま放置されていた。これらの被害者に一時金を獲得するために、2008年5月23日にカネミ油症新認定訴訟を福岡地方裁判所小倉支部に提起した。同年11月27日に第2次提訴、2009年8月6日に第3次提訴を行い、総原告数は48名となった。

訴訟の早期審理のために、被告は食用油を製造販売したカネミ倉庫株式会社と同社の代表者の相続人である現在の代表者らに絞った。食品を製造・販売をする企業は、何より食品の安全を守らねばならない。カネミ倉庫は、ライスオイル製造工程の中の脱臭工程でPCBを熱媒体として使用し、PCBが混入したままライスオイルを販売した。このPCBが混入した食用油を食べて起きたのがカネミ油症であり、カネミ油症事件についてカネミ倉庫に責任があることは明白である。旧訴訟でも、カネミ倉庫は責任を認めた判決に上訴せず、その責任が確定している。

油症による被害の立証のため、第5回弁論（2009. 10. 6）、第6回弁論（2009. 12. 10）で、原田正純教授（熊本学園大学）の証人尋問を行った。原田教授は、油症事件発

生の数年後から油症患者を診つづけてこられた。原田教授は、「油症の皮膚症状は改善されているが、全身症状は続発症というか、色々な病気が併発している。個別で見ると特異症状ではないが、集団で見ると頻度が高い」「油症はダイオキシンを多量に食べた世界に例のない病気であり、患者以上の教科書はない」「単に症状が残っているだけでなく、医療費の問題、仕事の問題、家族の問題、若い人は結婚の問題、いろんな問題が山積みしている」など、油症被害がいまだに深刻な状態であることを証言した。

今後は、各原告の症状や被害実態の立証のため、2010年4月8日の裁判所での本人尋問を最初に、原告のいる広島市、長崎市、長崎県五島での出張本人尋問を予定している。

一日でも早い解決を目指したい。

2 カネミ油症被害者救済運動の現状

カネミ油症事件訴訟では、2度にわたって国の責任を認める判決を得たが、最終的に取り下げで終了したため、恒久的な救済制度を築くことができなかった。油症被害を受けた被害者の症状は今なお続いており、被害状態はより深刻になっている。カネミ油症被害者を放置できないとして、被害者の救済を求める運動が続けられている。

カネミ油症事件に関しては、2002年にカネミ油症被害者支援センターが発足し、支援センターの呼びかけで被害者救済運動が取り組まれてきた。2006年4月にはカネミ油症の全被害者団体が集まって「カネミ油症全被害者集会」を開き、被害者救済運動への取り組みを

決めた。2004年4月に行った日弁連への人権救済申立については、2006年4月に「カネミ被害者を放置することは人権侵害である」として、日弁連はカネミ倉庫と国に対する勧告とカネミに対する要望を決定した。同年には、カネミ油症被害者救済のための与党プロジェクトチームが発足した。このような動きの中で、2007年には仮払金問題解決のための特別措置法が衆・参全会一致で可決した。

更に、被害者らの要求により、2008年にはカネミ油症被害者（認定生存患者）についての「健康実態調査」を国（厚労省）が行った。この調査には約1,000人の被害者が回答をしており、2009年度中にも調査結果がまとめられる見込みである。このことにより、事件から40年を経た現在でもカネミ油症の症状が深刻に残っていることが明らかになると思われる。

支援センターの呼びかけで、各地の被害者も動き始めている。2010年1月24日には長崎の被害者を中心にした「カネミ油症 被害者の救済を求めて！ ナガサキ大集会」が長崎市で開かれた。民主党の2人の国会議員がカネミ被害者救済法の必要を訴えた。同じ日に、大阪でも関西の被害者を中心にした集会が開かれた。

今年は、カネミ油症被害者の救済制度のための重要な年になりそうだ。

(薬害裁判)

〔1〕薬害ヤコブ病訴訟大津訴訟 報告

薬害ヤコブ病訴訟（大津訴訟）弁護団
弁護士 中 島 晃

1 薬害ヤコブ病全面解決とたたかいの到達点

(1) 1996（平成8）年11月、大津地裁に我が国で最初の薬害ヤコブ病訴訟が提訴された。硬膜移植が原因で、CJD（クロイツフェルト・ヤコブ病）に罹患した患者谷たか子さんとその夫が、硬膜の輸入販売を承認（許可）した国とこれを輸入して販売した企業などを相手どって提起された損害賠償訴訟がそれである。

その後、薬害ヤコブ病訴訟は東京地裁にも提起されたことにより、大津と東京の2つの裁判所に係属することになったが、提訴以来5年4月を経て、2002年3月25日、原告・弁護団と厚労大臣、被告企業らとの間で「確認書」が調印され、全面解決が図られることになった。

(2) 同日、大津、東京両地裁で、判決対象原告について、和解が成立した。

和解内容は、①患者1人当たり一時金として平均6,000万円を支払う、②国は全ての患者に対して、1人当たり一律350万円を負担する、③1987（昭和62）年以降に移植手術を受けた患者に対しては、350万円の外に一時金の3分の1を国が負担する、というものであった。これは、国の負担で全ての被害者の救済を実現するという点で、積極的な意味をもつものである。

この第1次和解で、11名について和解が成立した後、大津地裁では順次、和解が成立し、2007（平成19）年3月まで、第2から第18陣までの和解成立により、この時点での提訴患者42名全員について和解が成立した。

2 大津訴訟の昨年1年間の経過

- ・2009（平成21）年6月2日、ヤコブ病サポートネットワーク第8回総会（於・東京）
- ・2009（平成21）年6月3日、新たに判明した患者1名について、大津地裁に訴訟提起（第21次提訴）
- ・2010（平成22）年1月21日、第20次和解成立（患者1名、和解金4,180万円）。これにより提訴患者44名について和解成立。

3 この1年間のたたかいと今後の課題

(1) この1年間、弁護団は引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組むとともに、未和解患者の早期和解成立に向けて、奮闘してきた。被告らは、さまざまな理由をつけて和解成立を遅らせてきたが、弁護団はねばり強く努力を積み重ねることによって、和解成立をかちとり、昨年6月に提訴した生存患者についても、和解が成立した。

(2) しかし、硬膜移植から発症まで期間が20年を超えるケースもあることから、今後も発症する可能性のある患者も残されており、弁護団としても引き続き潜在患者の掘り起こしに取り組んでいく必要がある。このため、サポート・ネットワークを中心とした相談活動が引き続き重視される必要がある。また、薬害ヤコブ病の患者家族と遺族の精神的ケアも含めてサポート活動を更に充実強化していくことが重要であり、この点で、医師・研究者や看護師、メディカルケースワーカーなどとの連携協力が必要とされている。

(3) さらに、薬害ヤコブ病訴訟で「確認書」が調印されてから約3月後に、世界にさがけて承認された肺ガン治療薬イレッサの副作用によって、我が国で既に799人も死者が出るなど、深刻な薬害の発生がいまも続いている。

こうしたなかで、薬害ヤコブ病の教訓を多くの人々に伝え、2度とこうした悲惨な薬害を繰り返してはならないという警鐘を鳴らすことによって、薬害根絶に向けて引き続き監視を強めることは、今後ますます重要な課題となってきた。

〔2〕 薬害ヤコブ病東京訴訟

薬害ヤコブ病東京弁護団
弁護士 阿 部 哲 二

東京訴訟は、1997年9月の第1次提訴から2002年3月25日の確認書調印を経て、2010年1月末までに72名の患者の事件が提訴された。

そして、69名については和解が成立し、未和解は3名となっている。

未和解3件の内、2件は、いまだ闘病を続ける患者さんのケースである。

1件は、1988年9歳の時に硬膜移植の脳外科手術を受け、20年後の29歳で発症している。もう1例は1986年11歳の時に硬膜移植手術を受け22年後33歳で発症したケースである。

この2例のように潜伏期間が非常に長いことがあるので、今後とも弁護団としては引き続き発症する例にそなえていきたい。

又、東京訴訟72名中、先の2名の方も含め5名の方が生存原告で闘病中である。

和解確認書では、発症から2年を超えて闘病が続く場合は、被告Bブラウン社が毎月一定額を生存給付金として支払う約束となっている。

家族の精神的な負担等に対するケアは、ヤコブ病サポートネットが行うようにしている。

患者家族が一番望んでいるのは治療方法の開発であるが、これはまだまだ困難を極めているようである。

学者研究者とも連絡を取り、厚生労働省に研究への支援を要請するなど、裁判内外の活動を続けていく。

〔3〕 薬害イレッサ訴訟

薬害イレッサ西日本訴訟弁護団 事務局長
弁護士 永 井 弘 二

1 はじめに

イレッサは、イギリスの巨大製薬企業アストラゼネカが製造し、日本子会社であるアストラゼネカ株式会社（本社：大阪市）が輸入承認した肺ガンに対する抗ガン剤です。承認前後から副作用の少ない分子標的治療薬であり、「夢の新薬」として過剰な期待が寄せられ、2002年7月5日、世界に先駆けて申請から僅か5ヶ月余りという異例な早さで承認されました。

しかし、販売直後から間質性肺炎等の急性肺障害による死亡が多発し、2002年10月15日、緊急安全性情報が発出され、何度も添付文書が改訂されるなどしてきました。イレッサによる間質性肺炎などの副作用によって死亡した被害者は、2009年9月までで799人に上っています。

2004年7月15日、大阪地裁に薬害イレッサ西日本訴訟が提起され、同年11月25日には、東京地裁に薬害イレッサ東日本訴訟が提起されました。この訴訟は、国（厚労省）とアストラゼネカ（日本法人）を相手どった、被害の救済を求める損害賠償請求訴訟（国家賠償訴訟）です。

現在、原被告双方の専門家証人の尋問が基本的に終了し、本年5月頃にも結審となる予定です。

訴訟としてもいよいよ大詰めを迎えてきます。今後の全体的解決も展望しつつ、より一層運動を強めていく必要がありますので、皆様のさらなるご支援をよろしくお願いいたします。

2 イレッサと急性肺障害の総論的因果関係

アストラゼネカは2004年8月に特別調査結果を公表し、そこではイレッサによる急性間質性肺炎の発症率は5.8%、致死率は2.3%であり、通常の間質性肺炎の発症率、あるいは他の抗ガン剤の発症率の数百倍～数倍もの高率となっています。また、2006年9月には症例対照研究の結果が公表され、そこでは、イレッサは他の

抗ガン剤に対して3.2倍もの確率で間質性肺炎を発症させることが確認されました。したがって、イレッサと間質性肺炎等の急性肺障害との間には、疫学的因果関係があり、総論的な因果関係が認められることは明らかです。

3 致死的な急性肺障害の予見可能性

イレッサの想定された作用機序である上皮細胞成長因子受容体（EGFR：細胞の分化、増殖、再生に重要な役割を果たす。ガンではEGFRが過剰発現することから標的とされたが、当然、正常細胞にも多大な影響を及ぼすことが想定されていたはず。）の阻害作用からも予見が可能であるのみならず、2005年3月1日アストラゼネカが公表した動物実験結果で肺の炎症性変化が明らかとなったこと、そして、臨床試験や承認前の個人輸入による治験外使用により急性肺障害の副作用が多数報告されており、予見可能性があったことは明らかです。

したがって、イレッサにより、致死的な間質性肺炎等の急性肺障害の発症が予見された以上、原則としてイレッサは承認されるべきではなく、仮に百歩譲って、承認するとしても、十分な警告表示、適応の限定、全症例調査等の最大限の安全確保措置が取られるべきでした。

4 イレッサの有用性の否定

医薬品の有用性は、有効性と安全性の総合考慮により定まります。

イレッサでは、致死的な毒性が予見されていた以上、本来死亡を上回る有効性など存在せず、それ自体として有用性は否定されるべきでした。原病が肺ガンという予後不良の疾患であることを考慮してもなお、本来、抗ガン剤による死亡までをも許容することはあってはならないことです。

特にイレッサは、延命効果を確認することなく腫瘍縮小効果のみで承認・販売に至っており、その程度の有効性が、死亡という毒性を許容するなどという議論は決して許されません。

現在の医学では肺ガン等の固形ガンを治癒させる医薬品は発見されていないことから、抗ガン剤における有効性の指標は延命効果です。延命効果は、プラセボ（偽薬）群等の比較対照群を置き、イレッサ群と対照群双方に無作為にイレッサと対照薬を割り当て（無作為化）、どちらが割り当てられたかを患者、治験医共に分からなくした（二重盲検）、数百人から数千人単位の大規模な比較臨床試験（無作為化二重盲検比較第Ⅲ相臨床試験）によって、統計学的に有意な生存期間の延長が確認される必要があります。しかし、イレッサ承認当時の抗ガン剤承認ガイドラインでは、小規模な第Ⅱ相臨床試験により一定の腫瘍縮小効果が認められさえすれば承認されることとされていたため、イレッサも延命効果の確認なく承認されました。イレッサも同様ですが、抗ガン剤は正常細胞にも甚大な影響を与えるため、その毒性により寿命が短縮する可能性も高く、腫瘍縮小効果は延命効果には結びつきません。したがって、延命効果の確認されていない抗ガン剤は、決して有効性が確認されたことにはなりません。そのため、我が国においても、2005年11月1日、抗ガン剤承認のガイドラインが改訂され、原則として第Ⅲ相臨床試験により延命効果を確認することが義務づけられました。この改訂も薬害イレッサの教訓に学んだものに他なりません。

そして、イレッサは、これまで数度にわたる大規模第Ⅲ、Ⅳ相臨床試験（INTACT 1・2、ISEL、SWOG）による試験、そして、日本における承認条件となったドセタキセルとの比較試験など）において、延命効果を示すことができませんでした。特に最初の試験であるINTACTは、イレッサ承認前に解析結果が出ていたにもかかわらず、厚労省は、その結果を確認することなくイレッサを承認しており、その怠慢は強く責められるべきです。

さらに、ISEL試験を受けて、英国アストラゼネカは、2005年1月4日EUへのイレッサ承認申請を取り下げざるをえなくなり、米国FDAも2005年6月17日、イレッサの新規患者への投与を禁止しました。

そして、2007年1月31日、日本における承認条件となったドセタキセルとの比較試験で、イレッサは、ドセ

タキセルと同等ですらないことが示されました。この試験は、日本におけるイレッサの有効性を確認するために条件とされた試験ですので、ここで延命効果が示されなかった以上、イレッサを市場に置くことは許されないはずです。しかし、我が国では依然としてイレッサに対して何らの規制もされないままです。

アストラゼネカは、十数例の症例報告に依拠して、イレッサに有効性があるかのような議論を展開していますが、これは、第Ⅲ相臨床試験という医薬品の有効性確認についての科学的手法を真っ向から否定する「3た論法」（「使った」「治った」「故に効いた」）という前近代の非科学的議論を回顧するものに他ならず、既に駆逐された議論です。2009年7月、日本に遅れること7年経過した後、EUでは、ようやくEGFR遺伝子変異のある患者（西欧では患者の10～15%程度の患者）に限定して、イレッサが承認されましたが、日本では、こうした限定すらされないまま販売が継続されています。

このように、イレッサに医薬品としての有効性、有用性が認められないことは明らかであり、製造物責任法上の設計上の欠陥、警告・表示上の欠陥、販売指示上の欠陥、また、アストラゼネカの不法行為責任、厚労省の国家賠償責任が否定されることはあり得ません。

イレッサは、本年再審査を迎えます。この再審査においても適正な判断がなされるよう、運動展開することが強く求められています。

5 多大な虚偽・誇大広告宣伝

有用性がないにも関わらずイレッサは、分子標的薬として承認前から「ガン細胞に特異的に作用し、正常細胞に対する侵害の少ない夢の新薬」として大々的に宣伝されてきました。この虚偽、誇大宣伝が、イレッサの被害を拡大させたことは明らかで、こうした宣伝を繰り返したアストラゼネカ、これを放置した厚労省の責任は重大であり、イレッサには広告宣伝上の欠陥があり、また、アストラゼネカ、国の不法行為責任は著しく加重されると言えます。

6 訴訟の主題、イレッサの損害

本訴訟の主題は、ガン患者の生命の尊厳が、改めて問い直されなければならないということです。イレッ

サについては、余命幾ばくもない肺ガン患者であるから、ある程度の副作用死が生ずることはやむを得ないと議論がされてきました。

しかし、延命効果の確認された有用性のある抗ガン剤を提供することこそ、製薬企業、厚労省の重大な責務なのであり、その責務を放擲したまま、予後不良な肺ガンに対する治療薬だからとして、イレッサによる毒性死を許容するような議論をまかり通してはなりません。

せん。

抗ガン剤は、医薬品副作用被害救済制度から除外されており、ここでもガン患者の生命が軽んじられています。現在、薬害弁連などを中心に、抗ガン剤にも救済制度を適用するように求める請願署名運動を展開中です。

薬害イレッサ訴訟は、ガン患者の生命の尊厳を改めて問い直す訴訟です。

〔4〕薬害イレッサ東日本訴訟

薬害イレッサ東日本訴訟弁護団
弁護士 岡 村 実

1 2002年7月にわずか5ヶ月余の審査で世界に先駆けて承認された肺がん治療薬イレッサは、副作用が少ない夢のような薬という前評判にも関わらず、販売開始後半年の間に約180人、2年半で600人近い副作用死をだした。薬害イレッサ東日本訴訟は、このような状況の中で、2004年11月に国とアストラゼネカ社を被告として提訴された。

2 原告側の主張の中心は、イレッサには製造物責任法（PL法）上の欠陥があるとするものである。具体的には①設計上の欠陥、②指示警告上の欠陥、③広告宣伝上の欠陥、④販売上の指示の欠陥、⑤適応拡大による欠陥など多方面に及んでいる。

また国には、イレッサを承認した過失と、規制権限不行使の責任を追及している。

そして2004年以降の訴訟と、何度にもわたる大規模臨床試験でイレッサの欠陥性は徹底的に明らかにされてきた。イレッサ承認後の7年の間に他の抗がん剤や偽薬との比較試験を繰り返してきたが、ついに日本人にあっては数ヶ月の延命効果さえ確認されなかった。このような薬ともいえないものによって昨年9月末までに799名もの副作用死がでたことが報告

されている。抗がん剤とはいえども、これだけの被害者をだしたのはイレッサだけである。また日本だけがこれだけの被害者をだしている。アメリカでは、大規模臨床試験で延命効果が確認されなかったことから、2005年から新規患者への投与が禁止された。アストラゼネカ本社のお膝元EUでは承認申請自体が2005年1月に取り下げられた（なおEUでは昨年7月になって大幅に承認条件を絞り込んで承認された。）。日本では、これだけ多くの被害者をだしながら、承認条件については何の見直しもしていない。EU大資本が莫大な利益を得ながら日本を人体実験の場とし、国がこれを放置している状態である。

3 証拠調べでは、原告側3医師の証人尋問を申請して行い、被告側からも3医師の証人尋問が2008年秋までに行われ総論についての大枠の立証を終えた。

2009年の夏から秋にかけて、3人の原告本人尋問が行われた。娘、妻、父の命をイレッサによって奪われた3人の原告が、それぞれの被害を訴えた。余命半年、1年と宣告された中で、患者や家族は少しでも命を延ばすことができればと願い、副作用の少ない薬という宣伝に希望を持ちイレッサの服用を決めた。

そのイレッサによって愛する者が地獄のような呼吸苦の中で死んでいった事実を許すことのできないこととして原告らは訴えた。

その訴えは、被告らの末期の肺がん患者なのだから副作用死もやむを得ないとする主張が極めて、非人間的なものであることを明らかにした。

今年7月頃には結審を迎える予定である。

4 私たちはこの訴訟を通じて、

- ①被告らが責任を認めて謝罪すること。
 - ②正当な償いをする事。
 - ③抗がん剤副作用死補償制度をつくること。
 - ④イレッサの承認の見直しをすること。
- を求めている。

これらが1日も早く実現できるよう、結審にむけて訴訟で追い詰め、運動をひろげていきたいと考えている。

是非一層のご支援をお願いします。

(産業廃棄物問題)

九州廃棄物問題研究会報告

弁護士 高 橋 謙 一

1 九州廃棄物問題研究会とは、九州各地の廃棄物処理施設と、住民・市民の側に立って戦う団体である。現在、主として、①新設産業廃棄物最終処分場阻止、②一般廃棄物処理施設設置・操業阻止、③既設産業廃棄物最終処分場是正、の三つを柱として活動している。

2 まず、①に関しては、長年裁判が継続していた福岡県川崎町の安定型処分場差止訴訟について、2009年11月30日に、高裁から業者の控訴棄却の判決が出され、「きちんと反対運動を展開すれば安定型処分場は作れない」という流れを後押ししている。ただ不況の影響からか、最近安定型処分場建設計画が増えていて、[安定型処分場の廃止]を求める戦いは続いている。

3 ②については、相変わらず設置・操業の差止に成功はしていない。

しかし、従来から行っている「操業者にプレッシャーをかけ続けて現在の環境を維持できる適正な操業をさせる戦い」はいまだに功を奏しており、操業こそさせているが目立った環境変化は報告されていない。この戦いは、操業が終了するまでずっと続いていくことになるが、私どもは、住民・市民とともにがんばっていく所存である。

4 近時の最大の問題は、やはり③の既存産業廃棄物処分場是正である。仮処分などを使って操業を差止させた施設も、そのままでは有害物を垂れ流し続ける。従って、操業停止では足りず、危険物の全面撤

去（私どもは全て危険物だと思っているので結局は埋立物全部）が不可欠である。

福岡県旧筑穂町（合併後の飯塚市）の産業廃棄物処分場に対する撤去の義務付け訴訟の高裁で、処分場に本当に有害物が入っていないかどうか、ボーリング調査をする方向で進行協議がなされており、早ければ2010年3月頃には実現する可能性が高い。住民側がボーリング調査をすることで、安定型処分場の実態が暴けるのではないかと期待している。

(海・川問題)

〔1〕 新たな局面を迎えた川辺川ダム問題

川辺川利水訴訟弁護団 事務局長
弁護士 森 徳 和

1 川辺川ダム中止に至る経緯

(1) 治水問題

川辺川ダム建設計画については、2008（平成20）年8月、徳田正臣相良村長が、「現時点では容認し難い」として反対を表明し、同年9月、田中信孝人吉市長が、「計画そのものを白紙撤回すべき」と反対表明を行った。

川辺川、球磨川の流域自治体の首長の反対表明を背景に、同年9月、蒲島郁夫熊本県知事は、「現行計画を白紙撤回し、ダムによらない治水対策を追求すべきだ」と述べ、正式に川辺川ダム計画に反対する姿勢を明らかにした。

蒲島知事の反対表明直後に、熊日新聞と熊本放送が共同で行った世論調査によれば、85%の県民が知事の白紙撤回を支持した。

蒲島知事は、同年10月、金子一義国交大臣と国交省で会談し、ダムによらない球磨川流域の治水対策を検討する協議の場を設けることで一致した。その際、金子大臣は、ダムによる水没予定地を抱える五木村については、ダム事業にかかわらず振興を行う約束をしたと報道された。

2009（平成21）年1月、熊本県庁において、ダムによらない治水を検討する場の第1回会合が開かれたが、冒頭から坂田孝志八代市長が、「安全度を維持せず議論するのは無責任だ」と発言し、流域自治体の首長の意見の食い違いが際立った。同年3月、熊本県は、河床掘削、堤防かさ上げのほか、既存農地の遊水池化などを組み合わせた複合対策を国交省に提案したが、国交省は、過去最大の被害をもたらした豪雨に再び見舞われれば、約2万5千世帯が浸水するというシミュレーションを示し、ダムによらない治水

は非現実的であることを浮かび上がられる作戦をとった。そのため、熊本県が提案するダムによらない治水に対して、流域住民の賛否が分かれる状態となった。

(2) 利水問題

2008（平成20）年3月、国営川辺川総合土地改良事業の休止に伴い、人吉市に開設されていた農水省川辺川利水事業所は閉鎖された。

矢上雅義相良村長が、県知事選挙に出馬したことを受けて実施された村長選挙では、利水事業推進を公約とした徳田村長が当選した。

その間、土地改良事業の対象地域で構成される6市町村会議（座長内山慶治山江村長）は、矢上前村長が利水事業に反対を表明していたため中止状態にあったが、徳田新村長を迎えて新たな枠組みで新利水計画の議論を開始した。そのなかで、農水省が策定したチッソ発電所の導水路から取水する案（農水省案）を基本に新利水計画を推進することが確認された。

2009（平成21）年4月、相良村議会選挙が実施され、改選の結果、農水省案に対する賛成派と反対派が同数となったが、同年6月、同村議会では、反対派の一部が賛成に転じ農水省案の推進決議を可決した。その結果、6市町村会議は、農水省に対して川辺川利水事業の推進を要望し、一旦休止した利水事業の再開に向けた動きが始まった。

同年12月、新利水計画の対象地域のなかで、反対の農家が多い地区を対象として利水事業の参加意思を確認する意向調査が行われたが、農家の賛否は割れたままで、利水事業再開の目処は立っていない。

2 政権交代と川辺川ダム中止

2009（平成21）年9月、前原誠司国交大臣は、就任会見の席上、川辺川ダム事業を中止することを明言した。前原大臣は、中止の理由として、利水事業や発電事業の離脱を挙げて、「ダム事業の見直しは当然」と強調した。

同月下旬、前原大臣は、川辺川ダム建設予定地の視察を行い、水没予定地の五木村では、建設中止の方針について村民に謝罪したうえで、ダム計画を中止しても水没予定地の生活再建を国の財政支援で継続することを内容とした補償法案を年明けの通常国会に提出することを明らかにした。

前原大臣の中止宣言まで、ダムによらない治水を検討する場の会合は4回開催されたが、国交省は、ダムに替わる治水策については、受け身の姿勢を崩さなかった。ところが、政権交代後の第5回会合で、国交省は、「スピード感をもって進める」と表明し、ダムによらない治水の検討に本腰を入れ始めた。第6回会合では、戦後最大の洪水被害を出した1965（昭和40）年の大雨に見舞われても、当面の対策で流域の水位を最大84cm下げる効果があり、洪水常襲地帯では、宅地のかさ上げや小堤防の設置などで対応する考えを示した。

他方、川辺川、球磨川の流域自治体のうち、最大の受益地である八代市では、同年8月に行われた市長選挙で、ダム推進の旗頭の坂田市長が落選し、新たに当選した福島和敏市長は、ダム反対の姿勢を明らかにした。

これを受けて、同年12月、流域自治体で構成される川辺川ダム建設促進協議会は、国に対する治水対策の要望書から「川辺川ダム建設」の文言を削除し、ダム推進色を薄めることになった。

3 川辺川ダム中止をめぐる課題

（1）治水問題

蒲島知事の白紙撤回表明以降、ダムによらない治水を検討する場が設けられ、ダムに代わる治水対策が議論されてきたが、政権交代により川辺川ダム中止が政府の方針となり、本格的な治水論議が開始された。

また、公共工事を中止する場合の新たなルール作りが検討されており、五木村の生活再建のための補償法案作りは、全国のモデルケースとして注目を浴

びている。

（2）利水問題

休止した利水事業再開に向けて、6市町村会議は足並みを揃え事業推進を要望している。

他方、農水省案に反対の農家は、水を必要としない農家を利水事業に巻き込むことに警戒を強めており、農家本位の利水事業を実現することを求めている。

4 荒瀬ダム問題

（1）荒瀬ダム撤去に至る経緯

球磨川流域に設置された荒瀬ダムでは、ダム湖に土砂や泥土が堆積し環境悪化が深刻化していた。そのため、2002（平成14）年12月、潮谷義子熊本県知事は、2010年を目処に荒瀬ダムを撤去する方針を表明した。

ところが、2008（平成20）年6月、蒲島知事は、荒瀬ダム撤去を凍結すると表明した。また、同年11月には、熊本県が負担する撤去費用が69億円に達し存続させた場合の維持費用16億円を上回ることから、財政難を理由に荒瀬ダムを存続させることを正式表明した。

2009（平成21）年8月、福島和敏八代市長が誕生すると、荒瀬ダムの撤去を熊本県に求め、荒瀬ダム問題は新たな局面に入った。

（2）蒲島知事の方針転換

2010（平成22）年2月3日、蒲島知事は、荒瀬ダム存続の方針を撤回し2012（平成24）年から撤去作業に着手することを明らかにした。蒲島知事は、方針転換の理由について、荒瀬ダムの水利権が3月末に失効し、4月以降発電事業が行えないこと、脱ダムを掲げる民主党政権が誕生したことを挙げ、「ダム存続の前提条件が大きく崩れた」と説明した。

（3）荒瀬ダム撤去をめぐる課題

蒲島知事は、国交省の前原大臣に対して、国がダム撤去費用を負担することを求めてきたが、県営ダムを国の費用で撤去することは困難という見解を示し、社会資本整備総合交付金を活用することを求めている。

水利権が失効すれば、発電事業の継続が出来なくなり、熊本県は、年間3～4億円のダム維持費を負担しなければならない。熊本県は、撤去を始める2012（平成24）年まで発電事業を継続することを模索して

いるが、新たな水利権の取得には、地元漁業協同組合の同意が不可欠であり、同意を得る見通しは全く立っていない。

〔2〕黒部川出し平ダム排砂被害訴訟 報告

黒部川排砂被害訴訟弁護団

弁護士 青 島 明 生（富山県弁護士会）

1 事案の概要

出し平ダムは、清流で知られる黒部川上流に、関西電力が1985年に完成させた国内初の排砂式ダムである。関電は、この出し平ダムにおいて、'91年12月から'08年7月までに下記のとおり計17回の排砂（その実態はヘドロを含む大量の土砂の放出）を実施してきた。

1	1991年	12月	46万m ³
2	1994年	2月	8万m ³
3	1995年	7月	2万m ³
4	1995年	10月	172万m ³
5	1996年	6月	80万m ³
6	1997年	7月	46万m ³
7	1998年	6月	34万m ³
8	1999年	9月	70万m ³
9	2001年	6月	59万m ³
10	2002年	7月	6万m ³
11	2003年	6月	9万m ³
12	2004年	7月	28万m ³
13	2005年	6月	51万m ³
14	2006年	7月	24万m ³
15	同	月	16万m ³ （通砂）
16	2007年	6月	12万m ³
17	2008年	6月	35万m ³

以上合計714万m³（東京ドーム5.5杯余りにものぼる。

関電発表値。なお、その後測量方法の誤りが発見され、実際はもっと多い。）

黒部川河口以東の沿岸海域では、排砂後の'92年以来、ヒラメなど底物と言われる魚種と栽培ワカメの漁獲量減少が継続しており、本件海域の刺し網漁業者とワカメ栽培組合は廃業を余儀なくされるなど深刻な漁業被害を被っている。

なお、'01年からは、国交省が下流に建設した排砂ゲート付の「宇奈月ダム」との連携排砂を行っている。

排出された有機物は、東向きの海流によって黒部川河口以東の海域に流れて堆積し、海底を泥質化させた。被害海域は、水深30～40メートル以内の遠浅が黒部川河口から北へ1～1.5キロメートル、東へ約15キロメートルにわたって帯のように続く場所であり、かつては全域にわたって砂地の好漁場であった。遠浅の先は急激に落ち込む谷となり、漁業者らはこれを「ヒラメの通り道」と呼んでいる。

排砂による泥質化の影響を特に受けたのは、ヒラメなどの底物を対象魚とする「刺し網」漁業とワカメ養殖であった。

2 対関電、一審富山地裁判決までの裁判等の経過

'02年12月4日、刺し網漁業者13名とワカメ栽培組合は、関電を被告として、上記漁業被害は関電が実施してきたダム排砂によって本件海域の底質が泥質化され、魚類や海藻の生育環境が破壊されたことによるもので

あることを根拠として、関電に対し、漁業行使権に基づく排砂の差止（環境負荷の少ない方法による排砂の実施）、海底のヘドロ等の除去及び不法行為に基づく損害賠償を求める訴訟を富山地裁に提起した。

関電は、漁業被害の存在、損害賠償と妨害排除を求める権利主体性（漁業権の主体問題）、排砂との因果関係及び県漁連と取り交わした補償契約と少額の補償金で今後の排砂を認める記載されている確認書の効力が原告に及ぶこと等を主張した。

原告らは海底での出来事の立証には技術及び費用等の点で著しい困難を抱えたため、公調委による専門家の活用や調査の実施等を期待して、原因裁定の囑託を申し立て、これを受けて富山地裁は'04年8月、排砂と漁業被害との因果関係を調査するため、公害等調整委員会（公調委）に原因裁定を囑託した。

公調委は、'07年3月28日①刺し網漁業（魚類）の不漁は出し平ダムの排砂の影響によるものとは認められないが、②養殖ワカメの不漁は出し平ダムの排砂がワカメの生育環境を悪化させたことによるものである、とする裁定（判例時報1972号45頁以下、裁定委員長：加藤和夫 元札幌高裁長官）を行った。

'08年11月26日富山地裁はこれを受け、裁定の内容をその通り採用し、排砂による漁業被害について、ワカメについては、水深20メートル以浅の浅海域での泥質化が認められ、これによる収量減量の被害が認められるとして一部の損害賠償を命じたが、それ以外の漁業被害については、中深海域の泥質化が認められないと認定して原告主張のメカニズムが認められない、但し、問題海域で顕著な漁獲量減少が認められればメカニズムが明らかにならなくとも排砂との因果関係が認められるが、そのような顕著な漁獲減少も認められない、とし、差し止めについては、ワカメ栽培組合が1998年以降栽培を中止したから必要性がないとして認めなかった。

3 控訴審での審理の状況

この判決に対して同年12月原・被告とも名古屋高裁金沢支部に控訴した。

控訴審での原告漁業者・被告関電の主張・立証活動は、原告漁業者側では、中深海域での泥質化、顕著な漁獲減少の存在とワカメ栽培が中止ではなく排砂が止むまでの中断であることの立証、被告関電側ではワカ

メの収量減少が排砂以外によること及び浅海域での泥質化の否定であった。

控訴審では、'09年5月13日第1回弁論以降、9月7日、12月9日、'10年2月5日と進行協議が行われ、双方が立証を行っている。次回は4月28日の予定である。

原告漁業者側は、原判決が、中深海域で現在泥質であることは認めながら排砂前に砂質であったかどうか分からないとしていることに対して、従前の海洋調査及び海底図の正確な読み取りと福井県立大学の青海教授の現地調査から従前砂質であったことが認められること及びワカメ栽培は中止ではなく排砂が止むまでの中断であることを主張している。

そして、新たに京都大学の山下洋教授によるヒラメのライフサイクルから、夏の排砂とその後の浅海域の泥質化がヒラメの生育に重大な悪影響を及ぼすことを明らかにした報告書を提出した。また、それまでも認められていた黒部川河口を境に排砂の影響を受ける東側と受けない西側でヒラメの漁獲高の統計上の顕著な差が公調委決定以降拡大し続けているので、これを明らかにする弁護団報告書を漁業資源学の学者に協力を得て作成して提出した。

これに対して被告関電は、自らの主張を、公調委の審理の際にも関電側にたった学者の意見書や、一昨年自らがワカメ栽培地近くで行った調査結果をもとにして立証しようとしている。また、ワカメ栽培組合の収穫高について争ったり、排砂を認め損害賠償を制限した県漁連との合意が原告漁業者をも拘束するとの主張立証を新たな観点から行っている。

今後証人尋問等が行われる予定であり、原告漁業者は、本年中の結審・判決をのぞんで取り組みを行っている。結審・判決に向け全国の支援をお願いするものである。

4 対県漁連関電からの受取金引渡請求訴訟

(1) 県漁連相手方の訴訟の提起

なお、本件訴訟と表裏の関係にあり関電訴訟でも争点の1つにもなった論点として、富山県漁業協同組合連合会（県漁連）による関電との間の漁業被害補償交渉・合意と補償金・漁業振興対策費受領問題がある。

県漁連は、初回排砂直後の'92年から数年間にわたり関電との間で漁業被害補償交渉を行って合意し、

’96年に一時金として29億8,000万円を受領し、’95年以降毎年7,000万円の年金を関電から受領している(一時金と年金の総額は、’09年までで40億3,000万円)。

このうち、漁業被害の補償に回されたのはわずか4億8,000万円にすぎず、県漁連はその余の34億8,000万円について、「富山県全体の漁業振興対策費であり、排砂の被害補償金ではない」として、被害漁業者に支払おうとしない。

そこで原告らは、’07年12月5日に県漁連を相手として、受領金員の交付請求訴訟を提起した。

(2) 審理の状況

’08年から’09年にかけて13回の期日がもたれて双方が主張を行い、今年1月18日、22日に原告・被告双方の証人、本人・代表者各2人合計4人に対する尋問が行われ、同日結審し、本年3月31日の判決言い渡し期日が指定された。

(3) 双方の主張内容

県漁連の主張は、

- ・漁業権は単位漁協にあり、個々の漁業者には認められないから関電に対する漁業者の損害賠償請求権はなく、したがって、関電との交渉は単位漁協の委任を受けておこなった
- ・仮に個々の漁業者にも漁業権・損害賠償請求権が認められる場合に(備え?)単位漁協を通じて複委任も受けた
- ・また、個々の漁業者が単位漁協を通じて損害賠償金の一部を受け取ったから個々の漁業者は追認している

という、不自然で技巧的なものであった。

また、漁業補償の十倍近い漁業振興対策費を自ら取得し、これを被害者に配分しなくてもよいという根拠について、これまでの水銀、河川浚渫など過去の公害問題での補償金と同じ扱いであり、このように扱う慣習があるとも主張した。

(4) 審理の成果

これに対して今回の証人等尋問で以下のことが明らかになり、被告県漁連の主張に正当性がないことが明らかになり、原告の主張が根拠づけられた。

- ・県漁連は単位漁協には交渉経過、結果について説明したと言うが漁業者には説明していないし説明

資料も作っていない

- ・これまで県漁連が獲得した漁業被害の補償では個々の漁業者の被害を念頭に置いての被害調査や個々の漁業者に対する配分は行っておらず県漁連が漁業振興対策費を取得するというものであった
- ・県漁連は漁業者からは委任状をもらおうとは考えもしなかった
- ・関電との合意は、将来排砂被害が起きないことを前提としており関電もそのように考えていた
- ・関電との間で漁業振興対策費を漁業被害の補償にはあてない、漁業者に配分しないという合意はなかった
- ・漁業振興対策費として一旦合意した金員について、その後被害発生がわかった賠償分に一部あてられたことがあった
- ・ワカメ栽培組合の被害額を証明する資料について、その作成経過や内容から原告漁業者が主張し、富山地裁判決が認めた内容が信用できるに足りるものであることが明らかになった

これら有利な事実を2月末締め切りの最終準備書面で主張し、有利な判決の獲得を目指している。

〔3〕 よみがえれ！有明訴訟

よみがえれ！有明訴訟弁護団
弁護士 後 藤 富 和

第1 諫早湾・有明海は今

かつて宝の海と呼ばれわが国有数の漁獲量を誇った有明海。国営諫早湾干拓事業に着手した1990年頃から諫早湾近傍場を中心に漁獲量が減少した。特に、タイラギと呼ばれる大きな二枚貝は激減し諫早湾内のタイラギ漁は17年間連続で休漁となっている。

1997年にギロチンによって諫早湾奥は有明海と完全に切り離された。この直後から有明海異変と呼ばれる環境悪化がはじまり、2000年には未曾有の海苔不作が発生した。

その後、漁船漁業、海苔養殖業とも漁獲は回復していない。一部報道には海苔豊作などの見出しが出るが、それは漁期を伸ばして金にならない品質の悪い海苔でも収穫して枚数を稼いだり、就労時間、養殖場所を増やすなどの努力をした結果にすぎない。今期、佐賀県沖及び福岡県沖で大規模なノリの色落ち被害が発生し、ノリ養殖漁業は大打撃を被っている。

そのため、現在、有明海沿岸地域では頻発する漁業者の自殺が社会問題となっている。

第2 開門判決

2002年、漁業者と全国の市民が工事の中止（工事完成後は堤防撤去、開門など）を求め佐賀地裁に提訴した。

2008年6月27日、佐賀地方裁判所は、国に対して3年以内に5年間水門を開放するよう命じた。

この後2週間、有明海の漁民、そして全国の支援者が結集し農水省前に座り込み（洞爺湖サミットまで追いかけていき）控訴阻止行動を行った。

通常、地裁で負けた場合、国は早々に控訴するが、この時の世論の盛り上がりには国も抗しきれなかった。

まず、鳩山邦夫法務大臣（当時）が控訴に待ったをかけた。鳩山法相は開門すべき、控訴しないと言い出した。それに呼応するように佐賀県選出の岩永、今村

両農水副大臣（当時）も開門すべきと発言した。

この動きに困惑した若林農相（当時）は、鳩山法相と会談を持ち、その中で「開門の腹を決め」開門に向けたアセスを行うことを決定。控訴と同時に開門アセス談話を発表した。

しかし、この開門アセスは、のちに官僚の手によって都合のいいように弄られ、①開門を前提とするのではなく開門するかどうかを決めるアセス、②アセスで開門の結論が出ても関係者（長崎県知事）の同意がなければ開門しない、③仮に長崎県知事が同意してもアセスに3年、その後の対策工事に最低3年かかるというものとなった。これでは、金子長崎県知事（この原稿を書いている時点では長崎県知事選の結果は判明していない）が「理屈じゃなく」開門に反対している以上、開門しない結論を導くためのアセスでしかない。

2009年になり、国会の場で開門アセスに質問が集中した。

控訴時の農水副大臣であった岩永議員が鳩山法相に質問し、原口一博（民主）議員が鳩山法相に質問するなどして、大臣レベルでは開門の腹を決めていた事が国会でも明らかとなった。

それでも官僚は頑なに開門しない方向でのアセスにこだわり続けた。

現地長崎県では、未だに諫早干拓が防災効果を發揮しているとの神話が根付いている。しかし、実際には水門締め切り以降、後背地の湛水（冠水）被害の回数は締め切り前の約3倍に激増している。

そこで、2009年6月の公害被害者総行動で、この点を農水省に追及。農水省は、その力に逆らえず、担当者が諫早市長を訪問し、諫早湾干拓が諫早市街地の水害（の大部分）を防ぐ効果がないことを説明した。しかし、その説明を受けても諫早市長は「それでも堤防があるおかげで諫早市民は枕を高くして眠ることができているのです」と支離滅裂な回答を残した。

その直後、2009年6月末から7月初めにかけて九州地方で雨が降り、潮受け堤防で締め切られた調整池に水

が溜り後背地に逆流し広範囲にわたって後背地の畑が水に浸かってしまった。そのため、後背地の農業者たちが長崎県に対し開門を求め押し寄せた。それに対し、大量の濁水を一気に流すことによる漁業被害を恐れた漁業者達が「水門を開けるな」と長崎県に詰め寄った。長崎県はそれでも水門を開放した。その結果、水門近くの養殖場のアサリは全て死滅した。諫早干拓潮受け堤防に防災効果がないこと、そして漁民・弁護団が提案する順応的管理の手法を取り入れた潜り開門を行ってれば農民漁民双方にこのような被害を招くことはなかったはずであり、この悲劇は農水省と長崎県が招いた人災であるといわざるを得ない。

第3 政権交代

民主党は政策集 INDEX 2009において「諫早湾干拓事業については、干拓事業と有明海の環境変化との因果関係について科学的知見を得た上で、地域の意見によって有明海の再生に向けた取り組みを推進します。潮受堤防開門によって入植農業者の営農に塩害等の影響が生じないよう万全の対策を講じ、入植農業者の理解を得ます。」として開門を政策に盛り込んだ。

総選挙では、地元長崎県でも小選挙区は全て民主党候補が当選。漁民たちはこの政権交代に大きな期待を抱いた。

しかし、農水大臣となった赤松氏は、開門について自分で判断することを避け、地元での協議を指示した。国営事業なのになぜ政府が判断を避けるのか、漁民たちの間には民主党に裏切られたとの思いが広がった。それでも、原告団弁護団は、長崎県知事や諫早市長らに対して協議を申し入れた。しかし、いずれの団体も漁民らとの協議を拒否した。

また、佐賀県知事も長崎県知事に対し会見を申入れ、2009年12月に会見が実現したが、その会見は長崎県知事が絶対に開門しないという主張を繰り返すものであり実質的な話し合いには至らなかった。

この裏で、長崎県知事は、隠密に赤松農相と面会し、諫早湾干拓事業は「民主党のさる大物参議院議員のお父様が県知事時代にはじめられたことなので見直してできない」と、西岡武夫参議院議員（全国会議員の中で勤続年数が最長）の名前を出し開門しないよう求めるなど理性的とは思えぬ動きで開門を阻止しようとした。

国が漁民と農業者との対立構造を作り出し地域のコ

ミュニティーを破壊し尽くした状態で、「地元での協議」という方針を打ち出しても、既に話し合いを行うことができるバックボーンが破壊されているのだから、当事者同士の協議では解決を図ることは難しく、そればかりか、互いに不信感が募っている状況では協議の場の設定すら実現困難である。地元での協議は政府の逃げ口上でしかない。

今こそ、民主党政権は、リーダーシップを発揮し自らの政策集に掲げた「開門」の決断をすべきである。

第4 「開門」待ったなしの疲弊

2009年度、これまで休漁が続いていたタイラギ漁が佐賀県の太良町で復活した。しかし、これは有明海の再生を意味するものではない。気候の好条件が重なったことで奇跡的にごく一部の地域でタイラギが斃死せずに済んだだけのことである。現に、太良町の隣の小長井町では、17年連続の休漁に見舞われている。

ノリ養殖漁については、これまであまり被害を受けていなかった佐賀県沖にも赤潮が広がり、ノリの植え付けができない、あるいはノリが色落ちするという被害に見舞われており、この被害は筑後川河口に近い福岡県柳川市沖にまで広がっている。今年1月、佐賀県のノリ漁業者を中心に海上デモが起こったのも、漁業被害の深刻さを示している。

このように有明海は、どの地域であっても安心して漁業が営める環境にはない。漁民たちは潮受け堤防締め切り以降の漁業の落ち込みによる収入減から借金を重ね、毎年、自殺する漁民が後を絶たない。

また、これまで開門を頑なに拒んでいた諫早湾内漁業の1つである瑞穂漁協が今年2月に全会一致で開門決議を採択する等、長崎県内でも開門を望む声は日増しに高まってきている。

さらに、調整池内部では毒性の強いアオコが蔓延し、農作物や魚介類を通じた健康被害が懸念されており農業の面からも調整池の水質を浄化するために開門することが急務となっている。

このように、有明海とそこで生活する漁業者は疲弊しきっており、再生が待ったなしの状態である。

(アスベスト)

〔1〕大阪及び全国的なアスベスト被害者救済の取り組み

大阪じん肺アスベスト弁護団副団長 弁護士 村 松 昭 夫
公害弁連担当 弁護士 伊 藤 明 子

1 大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟

2010年5月19日、わが国の石綿被害の原点、大阪・泉南地域から国の責任を問う、全国初の集団訴訟が判決を迎える。2006年5月26日、8名の原告（被害者）による提訴から約3年半、追加提訴を経て第1陣原告は30名（被害者26名）となり、2009年9月には第2陣訴訟を提起した（原告17名・被害者12名）。被害者らは、石綿工場の元労働者、事業主、家族、近隣住民である。

大阪・泉南地域は、約100年にわたる全国一のアスベスト産業の集積地である。原料石綿から石綿糸や石綿布を作る一次加工品の製造を中心に、戦前は軍需産業を、戦後は経済復興や高度経済成長期の基幹産業を下支えしてきた。泉南地域の石綿工場は最盛期200社以上に及び、石綿紡織品の生産額は全国シェアの約80%を占めたという。

当然のことながら、泉南地域では石綿被害もすでに戦前から進行していた。早くも1937年から1940年にかけて、内務省保険院により大規模な労働衛生調査（保険院調査）が実施され、石綿被害の実態が明らかになっていた。この調査にあたった医師らが、すでに法規的取締りの必要性を提言していたことは重要である。当時、すでに多数の海外知見が集積しており、クボタショック後の検証においては、厚労省自身が「石綿肺の危険性は戦前から認識されていた」と公言している。しかし、戦後も泉南地域の石綿被害は改善されることなく進行し、劣悪な労働環境は、そのまま工場近隣に深刻なアスベスト公害を発生・拡大させた。

粉じん対策はローテクであり、他分野では戦前から実用化もされていた。一方、劣悪な小規模零細工場が密集し、原料石綿を取り扱う泉南地域は石綿被害の危険地帯であり、国による規制が不可欠であった。にも

かわらず、国は、戦前の保険院調査を隠ぺいし、地元医師やILOによる数々の警告を無視し、経済成長優先のため石綿産業を保護、育成、利用してきた。その結果、泉南地域では数十年に亘る深刻な被害が発生、拡大したのである。

原告団・弁護団は、経済政策学（アスベスト被害の社会経済構造から見た国の責任）、医学的知見、工学的知見に関する専門家の証人尋問のほか、ほぼ全員の原告本人尋問などにより、国の不作為の違法性と被害の大きさを明らかにすべく、可能な限りの主張立証を行った。

また、法定外の運動においても、2009年1月の「勝たせる会」結成後1年間で、日常的な宣伝行動、ニュースの発行、地元自治体への要請行動、各種集会・シンポの開催、結審行動（250名の参加）、首都圏建設アスベスト訴訟との共同行動、『アスベスト惨禍を国に問う』の出版、最終弁論冊子の発行など多彩な活動に取り組み、マスコミ報道とも相俟って、関西では本訴訟への関心、共感を広げてきた。とりわけ、様々な団体・個人の支援のなかで35万の公正判決署名を集中できたことは大きな成果である。こうした運動の前進の大きな原動力となっているのが、原告らの意識変化とそれに伴う被害の訴えなどの活発な活動である。

しかし、勝利判決を勝ち取っても、政治による決断がなければ泉南アスベスト国賠訴訟の全面解決はありえない。すでに、提訴後3年半の間に3名の原告が肺がん・石綿肺によって死亡し、他の原告らも高齢化とともに、病気の重篤化も進み、早期の全面解決の必要性は極めて高いものがある。

私たちは、5月19日に確実に勝利判決を勝ち取るとともに、この勝利判決を武器にして国に対して早期全面解決を決断させていく闘いを進める方針を掲げている。

そのためには、大阪での運動の継続・強化とともに、東京を中心とした全国での広範な世論形成、国会議員への要請行動、厚労省・環境省への要請行動などが不可欠である。私たちは、そのためにやるべき行動をすべてやりきる決意を固め、日々奮闘している。

まずは「アスベスト被害の原点」である泉南地域から、ノンアスベスト社会に向けた政策要求の実現に向けた礎となる判決・解決を勝ち取りたい。ますますのご支援・ご協力をお願いする次第である。

2 ゼネコンなどの個別企業責任の追及

弁護団は、国賠訴訟と並行して、労災やアスベスト新法を活用した救済活動、継続的な医療法律相談などを行っている。2010年1月現在、総相談者は約370名超、うち労災認定約20名以上（再審査請求による認定も含む）、アスベスト救済新法での関係の認定6名である。

2008年9月には、泉南地域の唯一の大手企業であった三菱マテリアル建材（旧三好石綿）と請求人団との和解協定が成立し、胸膜プラークのみの被害者を含む請求人全員の被害救済を図ることができた。2009年7月からは、千葉工場や隠岐在住の被害者も含めた第2次請求人団が補償交渉中である。

2009年は、個別企業相手のアスベスト被害訴訟でも2つの大きな成果があった。11月4日、ゼネコン2社を相手にした軽天下地工の訴訟で、遺憾の意の表明とともに従来のじん肺訴訟における和解水準を大幅に超える

金額での和解が成立し（大阪地裁）、また11月20日、神戸港の三井倉庫を相手にした同社の労働者遺族の訴訟で、全面勝訴の判決を得た（神戸地裁）。後者は大阪高裁において控訴審が係属中である。

この他、労災型だけでなく、主婦が家庭用ボイラーの石綿に暴露した案件（2009年12月大阪地裁に提訴）など、交渉中、訴訟準備中、訴訟中の案件が合計十数件あり、本年中に新たな成果が報告できる見込みである。

3 アスベスト被害の救済に向けた全国的な闘いを

アスベスト被害は複合型ストック災害であり、採掘、製造、流通、消費、廃棄とあらゆる場面で被害が発生しており、その被害救済はやっと手が付けられたところである。2007年には尼崎においてクボタと国の責任を追及する訴訟が提起され、首都圏でも2008年5月、建材メーカーと国の責任を問う約200名の建設労働者の集団提訴がなされたが、潜在的な被害者が多数いることは確実である。5月の大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の判決を機に、全国的な救済運動が広がることを期待する。

公害弁連は、公害被害者の救済に向けた闘いで多くの経験と知恵を蓄積しており、その経験と知恵をアスベスト被害の救済に生かすことが求められている。改めて、全国的な救済運動を巻き起こすことを呼びかけたい。

〔2〕 尼崎アスベスト訴訟の到達点

兵庫尼崎アスベスト訴訟弁護団 団員
弁護士 今 西 雄 介

1 はじめに

アスベスト工場の周辺住民で、アスベスト特有の疾患とされる中皮腫が原因で亡くなった被害者2名の遺族

らが、2007年5月8日、国とクボタを相手取り損害賠償を求めて神戸地裁へ提訴した尼崎アスベスト訴訟は、平成21年10月23日の期日で、第13回目の弁論を迎えた。昨年12月26日には、新たな被害者1名が加わり、これ

で被害者数3名、3遺族による裁判となった。

本訴訟は、いわゆる「公害型」と呼ばれるアスベストの被害者の遺族が原告となって加害企業と国の双方の責任を追及する全国初の訴訟である。

現在、国との間では、規制権限の有無、アスベスト被害の予見可能時期が争点として争われており、クボタとの間では、工場外へのアスベスト飛散の有無が争点として争われている。

今回はこれまでの議論の状況を紹介させていただくことにする。

2 国・クボタの予見可能時期

アスベスト被害の予見可能時期をめぐる議論についてであるが、本訴訟は被害者が「公害型」の訴訟であることから、「周辺住民への被害」の予見可能性がその対象となっている。

弁護団としては、国は遅くとも1960年（昭和35年）には予見が可能であったと主張している。

国は、戦前から主に泉南地域の石綿工場を対象として石綿肺の実態調査を実施しており、1940年には旧内務省の研究班が石綿被害に対する速やかなる対策を求めている。

そして、戦後、1955年には海外においてアスベストと肺がんの因果関係が確立したとされており、1960年（昭和35年）には、国際じん肺会議にて、南アのワグナーが環境曝露による中皮腫被害を報告し、世界中が注目した。

したがって、国は1960年の時点で、環境曝露によるアスベスト被害の予見が可能であった、と主張するものである。

これに対し、国はアスベストの知見を疾病ごとに分断し、石綿肺や肺がんの知見は本件とは無関係であり、かつ、労災型の知見も無関係であるとして、ワグナー論文だけでは知見の確立があったとは到底言えないと反論している。

すでに判例上、国民の生命・健康という被害法益が問題となる場合は、安全性に疑念を抱かせる程度の抽象的な危険であれば足り、必ずしも生命・健康に対する障害の性質、程度や発症頻度まで具体的に認識する必要はないとの法理が確立しているにもかかわらず、国はこの点を無視し、上記反論を現在も維持している。

なお、クボタは予見可能性の議論には全く反論して

おらず、弁護団と国の議論を静観している状況である。

3 規制権限

次に規制権限をめぐる議論の状況であるが、弁護団は、1947年に制定された旧労働基準法、1960年に制定された旧じん肺法、1972年に制定された労働安全衛生法などの法律によって、工場内の粉じんを抑制するための規制及び監督を実施することは可能であったと主張している。

また、1967年の公害対策基本法、1970年の改正大気汚染防止法によって、工場から大気中に排出されるアスベストを規制することもできたとも主張し、さらに、1950年制定の毒劇法によって規制は可能であったと主張している。

これに対し、国は本件の被害者は環境曝露による被害者であり、労働関連法規の規制権限は無関係であること、公害関連法規については、公害対策基本法は努力義務を定めただけであること、毒劇法については、アスベストは「急性毒性」の要件を欠くから規制権限たり得ないと反論している。

弁護団としては、あらゆる法律は人の生命健康を守ることが究極の目的であり、人の生命健康が脅かされている状況があれば、国はあらゆる法律を柔軟に解釈して規制を実施する義務があることから、労働関連法規も規制権限たり得る、公害対策基本法は、名宛人が政府であり、義務の内容も具体的であるから規制権限たり得る、毒劇法の「急性毒性」の要件は明文上明らかでなくこれまでシンナーなど急性毒性のない毒物でも同法によって規制されてきたから規制権限たり得ると主張して反論している。

4 工場からの飛散について

最後に、工場外への飛散をめぐる議論であるが、弁護団は、クボタの旧神崎工場内外で夥しい数の被害が報告されていること、クボタのアスベスト使用量は他の工場と桁はずれてあったこと、奈良県立医科大学の車谷教授や尼崎市の疫学調査で、旧神崎工場周辺住民の中皮腫死亡率は全国平均の数倍から数十倍となっており、工場から大量にアスベストが飛散していたのは明らかであると主張している。

これに対し、クボタは弁護団の根拠には直接ふれず、

アスベストを扱っていた作業工程は順次、自動化・密閉化を進めてきており、遅くとも1965年の時点で、アスベストの工場外への飛散はなかったか、あったとしても極めて微量だったと反論している。

そこで、弁護団は、クボタの作業工程には飛散が予想される作業が多数含まれていること、旧神崎工場から南側約50メートルに位置するヤンマーの工場からクボタが使用したと思われる青石綿が発見されたこと、周辺に住む多数の住民が大気中を舞うキラキラとした物質を目撃していること、クボタが実施した工場内の粉じん濃度も基準値を超えるものがいくつか散見されること（但しクボタは濃度データを1975年以降のものしか提出していない）、クボタは毎年のように尼崎労働基準監督署から粉じん対策などについての指導を受けていたことなどを証拠に基づいて示し、クボタの反論に理由がないことを主張している。

5 今後の展開

今後の進行については、国との関係では規制権限・知見に関する議論は大筋では終了しており、残された議論として、規制権限の関係で弁護団による環境関連法規の補充主張、知見の関係では、産業政策の観点から国がアスベストを推進してきたとする弁護団の主張がある。クボタとの関係では、飛散・知見についてのクボタとの議論がまだ若干残されている。

今年中にはすべての議論を終えて、証拠調べに入る予定である。

弁護団としては、これまでの議論を踏まえ、理論的には国とクボタの責任を問うことは十分に可能であり、今後はさらに運動を盛り上げて、裁判所が勝訴判決を書きうる社会状況を作り出していきたいと考えている。

皆様のさらなるご支援を心からお願い申し上げる次第である。

【三】特 別 報 告

全国公害被害者総行動実行委員会報告

全国公害被害者総行動実行委員会
事務局長 中 山 裕 二

はじめに

この報告書作成の準備をしている最中に、当実行委員会の原始メンバーであり、結成以来代表委員を務めていただいていたイタイイタイ病対策協議会名誉会長の小松義久さんの訃報が飛び込んできました。2010年2月11日午後、享年85歳でした。

当実行委員会にとって、小松さんは、精神的な支柱であり、私たちが全国で展開している被害者救済運動の原点でありました。

一昨年12月、イタイイタイ病訴訟提訴40周年事業にあわせて、雪の立山連峰を望む富山市で合宿会議を行いました。小松さんは、二日間の全日程にわたって参加され、貴重なアドバイスをいただき、私たちは公害被害者運動の原点、原則をあらためて学びました。これが、ご一緒した最後の機会になってしまいました。2月16日執り行われた葬儀には、小松さんの実績、お人柄を反映して1,000人近い方々の列席がありました。当実行委員会から弔辞を述べましたが、心からご冥福をお祈りいたします。

ところで、小松さんは、昨年11月各界の発展と郷土の振興に尽くしたとして、北日本新聞社の文化賞を受賞されました。また、同じく代表委員で東京大気汚染公害裁判をたたかった東京公害患者と家族の会会長の西順二さんは、東京弁護士会の人権賞を授与されました。

また、この3月には、当実行委員会自身が、ノーモアヤコブ薬害人権賞を受賞することになりました。このような顕彰は、大変喜ばしいことですし、当実行委員会の社会的な評価であると受け止めています。

第34回公害被害者総行動とその後のたたかい

2009年第34回総行動は、①大気のPM2.5の環境基準設定と新たな被害者救済制度の確立、②ノーモアミナマタ訴訟の勝利と被害者の司法救済、③有明、道路など環境を破壊する無駄な公共事業を食い止める、④薬害イレッサ訴訟の勝利、⑤地球温暖化を重点に、そして初めて実行委員会に参加した大阪・泉南アスベストのたたかいを位置づけて取り組みました。

6月1日夜、日比谷公会堂で151団体、1,200人が参加した決起集会を軸に、翌2日にかけて関係省庁、財界、加害企業など30の部署、部局とのいっせい交渉、霞ヶ関でのデモ行進などを行いました。

34回総行動は、全国各地で公害・薬害被害者、環境を破壊する無駄な「公共」事業に反対する仲間のたたかいを反映して、大きな盛り上がりを作り出すことができました。

特に、1日夜の総決起集会は、それぞれのたたかいを参加者に理解してもらうことに心を砕きました。たたかう仲間が自ら舞台に立ち、それぞれのたたかいを生きいきと報告しました。

34回総行動後、昨年8月には、自民党が下野し、民主党を中心とする政権ができ、あらたな政治状況のなかで、運動をすすめることとなりました。

大気汚染では、PM2.5の基準を設定させ、いよいよ医療費助成制度を全国にひろめる運動と仲間を増やす活動が本格化しています。日本環境会議は、昨年の尼崎集会で、新たな被害者救済制度の提言を行いました。

水俣のたたかいは、昨年9月、不知火海沿岸で受診者1,000名規模のいっせい検診を成功させ、熊本地裁に係属する原告団はついに2,000名を突破しました。これらのことを力に、今年1月には、熊本地裁は、和解勧告を

行うに至りました。和解協議が2週間に1度行われていますが、環境省は水俣病の公式確認の日である5月1日までの特措法に基く解決を急いでいるため、被害者の納得のいく解決を図るためには、総行動までのたたかいが極めて重要になっています。

有明のたたかいは、排水門開門の世論を広げつつ、長崎県の姿勢をかえるための行動を精力的に継続しています。民主党政権での農水大臣との面会は実現していません。道路関係では、高尾山の天狗裁判が、広範な人たちとの連携を深めながら法廷闘争をすすめています。

また、昨年から実行委員会に参加した大阪・泉南地域のアスベスト国賠訴訟は、今年5月19日に判決言い渡しが確定し、判決を目指すたたかいが正念場を迎えています。今後アスベスト問題が全国化することは必至であり、とりわけ東京、神奈川の建設アスベストとのたたかいの連携を強めていくための協同の動きが始まりました。

そして、気候変動の取り組みでは、何よりコペンハーゲンで開催されたCOP15への代表参加が特筆すべきことです。全国道路公害反対運動全国連絡協議会の橋本良仁さんを団長に、公害地球懇のみなさんにご尽力をいただき、東京公害患者と家族の会、ノーモアミナマタ原告団、弁護団からも参加することができました。公害被害者の視点での気候変動に取り組んでいかなければなりません。

第35回にむけて

今年1月の第1回実行委員会では、第35回公害被害者総行動の中心課題を①大気のPM2.5の環境基準にもとづく全国的な被害者救済制度の確立、②ノーモアミナマタ訴訟の勝利と被害者の司法救済、③有明、道路など環境を破壊する無駄な公共事業を食い止める、④薬害イレッサ訴訟の勝利、⑤泉南アスベスト訴訟の勝利、⑥地球温暖化と確認しています。民主党政権のもとでの最初の総行動になりますので、これまでの交渉ルールがどのように運用されるか不安もありましたが、事前準備の段階で、民主党本部幹事長室の企業、団体委員会と話ができて、従前どおり交渉が行えることになりました。

現在進行中の裁判をかかえるたたかいを中心にすすめていきますが、とりわけ、水俣のたたかいは、環境省

が今年5月1日の水俣病公式確認の日を解決の時間的目標にしている中で、補償内容が被害者の要求にこたえないものになる可能性もあります。ノーモアミナマタ原告団は、自身の追加提訴、東京での新訴訟提起などを行いながら被害者の納得のいく解決をめざしています。また、アスベストのたたかいは、大阪・泉南アスベスト訴訟が5月に判決を控えています。わが国で初めての環境型アスベスト被害についての司法判断です。

水俣、アスベストともに、総行動までのたたかいは決定的です。

今年の重点課題を勝利的にたたかっていくためには、首都圏での運動の強化が決定的です。首都圏での支援の輪を大きく広げるために、必要な体制も強化していきたいと思います。6月までに情勢の激変が予想されますが、準備を抜かりなくすすめていきたいと思います。

35回総行動は、6月3日～4日にかけて、3日夜の日比谷公会堂での総決起集会を軸に例年どおり2日間にわたって行います。

公害弁連の先生方と力をあわせて、見るべき前進を勝ち取るために全力をつくしていく決意です。

COP15の結果と今後の課題

弁護士 早川 光 俊

合意できず、「留意する」との決定に

2009年12月19日午後、気候変動枠組条約第15回締約国会議（COP15）と京都議定書第5回締約国会合（CMP5）は、2013年以降の削減目標や制度枠組みについての合意ができないまま、交渉を継続することだけを決めて終了した。20数カ国の首脳が協議して作成した「コペンハーゲン合意（Copenhagen Accord）」案は、ボリビアなど4カ国が異議を唱えたため、正式な決定としては採択できず、「コペンハーゲン合意に留意」するとの決定になってしまった。

国連の決議方法はコンセンサス（全会一致）で、1カ国でも「異議」を唱えると決定ができない。この「留意」というのは、コペンハーゲン合意をCOPとして正式の決定として採択できなかったため、このコペンハーゲン合意に「留意する」ことを決定したのである。そもそもCOP決定には拘束力（法的拘束力）はないが、COP決定の場合はCOPの正式な決定となるので、この決定に反する内容を決めたり、交渉したりするのは難しくなる。しかし、「留意」するとの決定は正式の決定ではないので、これに拘束されないことになる。

合意に失敗した理由

合意に至らなかった理由のひとつは、議長国であるデンマークのラスムセン首相の強引な進め方にもあったように思う。会議2日目の12月8日に英紙ガーディアンのリークで、会議前から一部の国で合意案を作成していたことが明らかになり、途上国側に大きな不信感を生みだした。12月18日には、20数カ国の首脳が非公式に作成したコペンハーゲン合意案を、本会議場で提示したのち、この作成に参加していない残りの160カ国あまりに対し、これから1時間で読んで、承認するかどうかを決断しろと迫った。時間がなかったとはいえ、コペンハーゲン合意案の協議が行われていたことすら知らされていなかったとする国々が強く反対したのは当然の成り行きである。

しかし、合意に至らなかった最大の要因は、コペンハーゲン合意の内容が期待に反する弱いものだったからである。こうした弱い内容の合意案になってしまったのは、何よりも地球温暖化の原因者である先進国が、IPCCの知見に沿った削減目標を掲げなかったためである。アメリカを含む先進国の2020年の削減目標は、積み上げても90年比で12～18%程度に過ぎず、IPCCが産業革命以前からの平均気温の上昇を2℃程度に抑制するために必要としていた90年比で2020年までに25～40%削減に及ばず、途上国が要求していた少なくとも40%以上の削減目標には遠く及ばなかった。交渉の進め方についても、先進国側は議定書の先進国の削減目標の交渉（議定書AWGの交渉）はアメリカの削減目標や途上国の削減行動の交渉（条約AWGの交渉）と一緒に進めるべきだと主張し、先進国の削減目標の交渉を先に進めることに強硬に反対した。また、途上国が強く要求していた2013年以降の資金援助についても、会議最終盤になってアメリカのヒラリー・クリントン国務長官が記者会見で発表するまで、明確なシグナルは発せられなかった。しかも、途上国に譲歩を迫るニンジンのような形で、途上国が合意しなければ、その資金援助も確約されないとの条件付きであった。これにツバルの交渉官が、「先進国は私たちを買収しようとしている。私たちの将来は売り物ではない。」と反発したのは当然である。

不十分なコペンハーゲン合意の内容

そもそも、この「コペンハーゲン合意」の内容は極めて不十分なものであった。人類の健全な生存を確保するために必要とされる、産業革命以前からの世界の平均気温の上昇幅を2℃未満に抑制することは目標とはされず、世界のCO₂排出量をピークから削減に向かわせる時期も明記されず、2050年削減目標については言及すらなかった。最大の問題は、先進国全体の2020年の中期目標の具体的数値がなく、各国が自主的な削減目標を積み上げるものでしかないことである。120人近い

世界の首脳が集まりながら、このような合意案しか作成できなかったことは、将来世代に対する背信行為と言わねばならない。

しかし、前進面も

一方で、今後の交渉の指針となり得る前進面も含まれている。2℃未満の必要性が認識され、不十分ながらも2013年以降の途上国への具体的な資金支援が記載されている。また、アメリカや中国、インドなどの途上国も、削減目標や削減行動を別表に書き込むことになった。何よりも、120人近い首脳がコペンハーゲンに集まったことは、地球温暖化問題が世界の最も重要な政治課題のひとつとなったことを示している。

今後の課題

コペンハーゲン合意は、賛同する国が名前を連ねるとともに、2010年1月末までに先進国は各国別の中期削減目標を、途上国は各国別の削減行動を書き込むことになっている。2月21日現在で、賛成国は102国とEU（あいまいな書き方の中国、インドなどを含む）となっている。削減数値目標を出しているのは54カ国とEUで、排出量比では約85%の国が賛成していることになる。先進国は大半の国が削減数値目標を条約事務局に通告しており、その削減率は全体で90年比17%程度である。途上国も62カ国が「支持」し、中国、インド、南ア、ブラジル、メキシコ、韓国などが削減行動を書き込んでいる。

このコペンハーゲン合意への賛同国が増え、先進国の削減目標や途上国の削減行動を書き込む国が増えることで、コペンハーゲン合意の前進面を今後の交渉に活かすことができるようになる。

日本の課題は、25%削減の実効性ある政策や措置を早急に作り上げることである。民主党政権は、温暖化基本法を現在の国会に上程し、今国会での成立を目指しているが、排出量取引制度と、原発の温暖化対策上の位置付けについて、政府内の調整が決着していないほか、経産省や産業界が基本法の制定に強硬に反対している。

CASAでは、CASA版ボトムアップモデルを開発し、COP3前の1997年10月とCOP6前の2000年10月に、日本における二酸化炭素（CO₂）の削減可能性についての提

言を発表した。今回、従来のCASA版ボトムアップモデルをアップデートするとともに、新たにマクロ経済・エネルギー需要モデルから成るCASA版トップダウンモデルを開発し、ボトムアップモデルとトップダウンを統合した「CASAモデル2020」により詳細な温暖化対策技術シナリオと、削減対策の経済影響を分析することが可能となった。

この「CASAモデル2020」を用いて、①BaU（現状推移）、②炭素税導入（CO₂トン当たり1万円の新規課税）、③CASA対策（既存技術の導入、再生可能エネルギーの普及など）という3つのケースについて、日本のエネルギー起源のCO₂排出削減可能性を検討した結果、2020年のCO₂排出量は、炭素税導入ケースで4.4%削減、CASA対策ケースで24.8%削減が可能との結論になった。CASA対策ケースは、省エネ化の進展により最終需要からのCO₂排出量を1990年比23.4%削減、電力部門からの排出量を27.2%削減可能であることを示している。炭素税導入ケースでは、BaUに比べると3.3%削減する効果があり、CASA対策と組み合わせることで国内対策によって25%削減を十分に達成できることが明らかとなっている。

このCASA対策ケースは、所謂「真水（国内対策）」での削減である。政府の25%削減は15%が「真水」で、残りは吸収源や国際排出量取引などの京都メカニズムで埋め合わせるとされているが、CASAの試算で、国内対策のみで25%削減が可能となったのは、粗鋼生産量などの生産量を固定（優遇）せず、電力部門で石炭火力を大きく減少させ、新エネルギーを大きく増加させたことにある。また、原発は40年で廃炉とし、新增設をしない想定にしている。マクロ経済への影響については、実質GDP、可処分所得、失業率のいずれも3つのケースで変化がほとんどみられておらず、温暖化対策による経済への影響が軽微であることが明らかとなっている。

COP16で合意を

2013年以降の削減目標や制度枠組みについては、今年11月のメキシコでのCOP16での合意を目指すことになった。コペンハーゲン合意の前進面を後退させることなく、不十分な点を克服して、COP16で必ず合意を成立させなければならない。それは私たち市民の責務でもある。

公害問題の特徴は生物的弱者、社会的弱者が被害者になること、加害と被害の関係が一方的なことである。温暖化問題も同じで、温暖化の影響をより深刻に受けるのは、脆弱な国土環境や生態系を持ち、経済的に貧しい途上国である。ツバルなどの小島諸国は、温室効果ガスを世界の0.01%しか排出していないのに、すでに海面上昇の影響を受け始め、国土を失い、国が消滅する危機に晒されている。日本などの先進国は加害者であり、日本の一人当たりの二酸化炭素排出量は貧しい国の100倍を超える。

いま1年間に970万人の子どもの命が失われている。3

秒に約1人の割合である。そのほとんどは貧しい途上国の子どもたちである。こうした死亡の原因は、呼吸器感染症、下痢、マラリアなど環境に密接に関連した疾患であり、地球温暖化はこれを倍増させる。貧困と環境問題は裏表の関係にある。貧困問題の解決なしに、地球温暖化問題の解決もない。いま、日本に住む私たちが膨大な食料残渣を出す暮らしをしている一方で、今日の糧が無く、失われていく命があることを忘れてはならない。そして、そうした途上国の子どもたちの命に、温暖化の加害国である日本が密接に関与していることも。

みずしま財団 報告

(財)水島地域環境再生財団
研究員 塩 飽 敏 史

1. はじめに

2000年3月14日に設立された(財)水島地域環境再生財団(以下、みずしま財団)は、今年で10周年を迎えます。水島コンビナートによる大気汚染公害被害地域である水島地域を中心とした環境再生、まちづくりを中心に行ってきた活動が、地域との連携で広がり、新たな展開を迎えています。

本稿では、地域との連携による活動を中心にみずしま財団の2009年度の活動を紹介するとともに、2008年度から施行されている公益法人改革への対応を踏まえて、みずしま財団のこれまでの10年とこれからの10年について述べたいと思います。

2. 動き出した地域との連携

―地元団体との協働による取り組み―

1) 寄島里海創生協議会

みずしま財団では、2000年の設立当初より、活動の大きな柱の一つとして、瀬戸内海の環境再生を目

指した取り組みを進めてきました。その内容としては、「備讃瀬戸海域における海底ゴミの実態把握とその減量化に向けた取り組み」、「アマモ場をはじめとした沿岸域の環境再生」、「海域を活用した環境学習プログラムづくり」と多岐にわたります。これらの活動は、岡山県南西部に位置する寄島町(現：浅口市)を中心的なフィールドとして、地元の寄島町漁協などの協力のもとに行ってきました。

その寄島地域で、2007年度に海域環境の再生、地域の活性化を目的に、行政の呼びかけにより、地元の市民活動団体や漁協によって立ち上げられたのが「寄島里海創生協議会」です。当初より、みずしま財団も海底ゴミ調査や体験学習のつながりから、本協議会に参加をしていましたが、2009年度は、内閣府の「官民パートナーシップ確立に向けた支援事業」を受けることにより、本格的な活動に取り組むこととなりました。本協議会では、①海ゴミ対策による海域環境の再生、②体験学習イベント、エコツアープログラムによる情報発信・地域の活性化、③担い手としての人材育成を目的に今年度は様々なプログ

ラムを行いました。みずしま財団は、事務局として、申請業務から、各団体の特徴を活かしたエコツアープログラム等の企画・運営を行うなど、各団体との協働による取り組みに尽力しました。

ここでは、10年に及ぶ同地域での活動の中でできた地域とのつながりと行政との連携で、一歩前へ踏み出すことができました。来年度以降は、海ゴミ回収処理体制の確立など更なる発展を目指します。

2) 水島○○○会

みずしま財団のもう一つの活動の柱である、公害で疲弊した水島地域のまちづくり活動は、様々な団体との連携という形で進みつつあります。

水島では、中心商店街を中心に衰退する地域を何とか活性化しようと関係者によって設立された「水島を元気にする会」、交流施設として整備されながら、利用者減によりその存続が危ぶまれている施設を何とか残そうと活動している「水島サロンを残す会」、商店街の婦人部によって結成された「水島おかみさん会」など、様々な会が存在しています。これらの団体は、地域の活性化を目指して、各種イベントの開催や、地域への奉仕活動、地域の食材を活かした名物作りなどを行っています。

みずしま財団は、研究員がこれらの会に参加し、広報や事業を実施するにあたってのコーディネーターなど、重要な役割を果たし、地域の人々から頼られる存在になっています。これも、地域の活動への参加による信頼の積み重ねの成果といえるでしょう。

3. みずしま財団の活動紹介

みずしま財団には、これらの他にも以下の4本の柱を中心に、継続的に事業を行なっています。

1) 地域再生

財団設立以前から進めている八間川調査も2010年3月には46回目を迎え、市民参加型調査として定着するとともに、これまでの成果を元にした教材開発など、今後に向けた取り組みも始まっています。また、公害経験の医療生協若手職員への継承とまちづくり活動を目的に、2008年に立ち上げられた「水島まちづくりワーキンググループ（以下まちづくりWG）」も、活動を継続し、後述の医学生の水島視察受け入

れや和解日記念行事の運営などを行っていますが、この中でもみずしま財団は事務局としての役割を担っています。

市民と行政担当者が環境問題について意見交換を行う、「環境月間における倉敷市との懇談会」も7回目を迎え、恒例行事として定着しつつあります。

2) 公害経験の継承・被害者支援

この中では、「資料保存・活用」と、「公害患者のQOL・ADLの維持向上」があります。今年度は、前者の取り組みとして、10周年記念事業としての資料整理、展示スペースの整備を行いました。後者の取り組みとしては、2006年に発行した「公害死亡患者遡及調査」及び、その後の剖検例の調査をまとめたパンフレットを作成し、さらなる普及を目指すとともに、あおぞら財団、水島協同病院や倉敷市との連携による「包括的呼吸リハビリテーション」の取り組みを進めました。

また、倉敷公害訴訟の和解記念日の12月26日に合わせて、今年も12月に患者さんが咳などを気にせず楽しめるコンサート&講演会を開催しています。

3) 公害・環境学習

みずしま財団では、昨年度まで、これまでの調査研究、まちづくり活動により蓄積されたデータを元に、環境学習プログラムの教材化を進めてきましたが、本年度は、それらを活かした環境学習プログラムの実践を行いました。

特に、埋め立てなどにより人々の日常的な生活から切り離されてしまった海とのつながりを取り戻すことを目的とした「海域を活用した環境学習プログラム」では、国土交通省や、岡山県などの行政に企画提案を行うことにより、委託事業として事業化するとともに、事業の実施にあたっては、地元の団体との連携も進めています。

その他、上述の「まちづくりWG」により、岡山県内の大学からの視察受け入れを行いました。大学生ばかりでなく、受け入れ側の医療生協若手職員などにとっても、公害問題を勉強する機会となり、公害経験の継承にもつながっています。

また、あおぞら財団の協力のもと作成した「フードマイレージ買い物ゲーム岡山版」も、県内各地の公民館講座などでの講師依頼が増えてきており、着

実に定着しつつあります。

4) 情報発信

情報発信としては、設立当初より刊行を続けてきた「みずしま財団たより」が、今年度50号を越え、地元のマスコミにも取り上げられるなど、地元の情報誌としても認知されてきています。この中では、取材などによってできた地元商店街や団体との連携が、上述のまちづくり活動に繋がっています。

4. これまでの10年とこれからの10年

—公益法人改革と今後の展望—

今後、公益法人改革において、公益財団法人には、さらなる公益性と持続可能性が求められることとなります。みずしま財団では、これまで様々な活動を

通じて、人や地域とのつながりをつくり、それが10年間の実績として徐々に実を結びつつありますが、収入源としての事業化は難しく、財政的には厳しい状態が続いています。今後は、これまでの蓄積を活かしつつ、財団としての持続可能性をいかに担保していくかが最大の課題といえるでしょう。

今後は、行政からの委託、請負に加えて、社会にとって価値ある事業を展開していくことで、多くの方から共感を得て、寄附をいただくなど、財政基盤を強化していきたいと思っています。同時にみずしま財団を支援していただける賛助会員を充実させることも必要です。それによって持続可能な団体となることは、和解金の一部を地域再生のためにと寄附し、みずしま財団を設立してくれた公害患者さんの願いに応えることだと思います。どうぞ皆様のご協力をお願いいたします。

あおぞら財団 報告

財団法人 公害地域再生センター（あおぞら財団）
研究員 眞 鍋 麻衣子

あおぞら財団の取り組み紹介 ～2009～

あおぞら財団が1996年に設立して2009年9月で丸13年。①公害のないまちづくり②公害経験を伝える③自然や環境について学ぶ④公害患者の生きがいづくり⑤みんなとつながる（国際交流）、の5つを柱に、活動を行っています。ここでは、主に2009年度の活動についてご報告させていただきしたいと思います。

1) 多様な主体と進める“交通まちづくり”

現在の大気汚染の原因の多くは、「工場からの排煙」から、「自動車からの排気ガス」へと移ってきており、道路・交通問題は、当財団の主要テーマとなっています。

近年では、高校生による自転車マップづくり、自

転車マナー教室（チャリンコチャンピオン）の開催、NPO「自転車文化タウンづくりの会」の事務局を担当



西淀川交通まちづくり意見交換会の様子

するなど、身近な乗り物である自転車を活かしたまちづくりに取り組んでいます。2009年には大阪府のイベント「水都大阪2009」で、自転車をキーワードに皆がつるみながら、大阪のまちが住みやすく、これからの子どもたちが安心して暮らしていけるよう

な取り組みをしよう！と立ち上げられた「つるむ de 大阪」に事務局として参加し、自転車ツアーやセミナーなどさまざまなイベント・企画を行いました。

また、交通まちづくりをテーマとして、地域に暮らす人たちが話しあいながら、まちづくりの方向性を検討する「西淀川交通まちづくり意見交換会(3回)」を開催しました。さらに、12月19日には広く市民の方に参加を呼びかけて「西淀川交通まちづくり討論会」を開催し、ビジョンや進め方についての評価について意見交換を行ないました。あおぞら財団として、地域の方たちとこのように話し合うのは初めての試みです。

また西淀川区にある「歌島橋交差点」が整備され、地下道が完成しましたが、それに伴い地上の横断歩道が住民そっちのけで撤去される事態が起こっています。あおぞら財団としては、このような横暴には断固反対し、住民の声を聞くように訴えています。

2) 地域連携で進める“環境学習”

地域の環境再生を進める取り組みの一つが、身近な環境に目を向け、自分の頭で考え、行動できる人を育む「環境学習」です。身近な自然を活かしたイベント(ハゼ釣り、シジミ採り)や調査(タンポポ、セミの抜け殻、大気汚染)や学校で使える教材づくり(公害教育、フードマイレージ)、公害・環境問題を学ぶ講座の開催などの取り組みを進めています。

中でも、菜の花プロジェクト(菜の花栽培、菜種油の採取、廃食油の回収・精製、BDFとして活用など)では、地域の小・中・高・大といった教育機関と連携しながら、子どもの成長に合わせた環境学習の機会づくりを進めています。

2009年度は、西淀川区内外の一般家庭や町内会、学校にお寺など、色んなところに廃油回収ステーションになっていただきました。財団の事務所にも、「廃油集めてるんですね？」と油を持って地域の方が飛び込んでこられます。この活動を通して、より多くの方に財団の活動を知ってもらおうと共に、気軽



廃油回収所ののぼり

に活動にも参加してもらおうという、「地域に開かれた財団」への一歩を踏み出すものとなりました。

3) 公害経験を伝える～西淀川・公害と環境資料館

2006年3月から、住民運動や裁判に関する資料や地域資料の保存・公開・活用を図



韓国の司法修習生と

り、公害の経験を伝える拠点として「西淀川・公害と環境資料館(エコ・ミュージズ)」をオープンしています。同館では、約20,000点に及ぶ資料保存と約5,000点の図書の貸し出しと併せて、歴史まち歩きイベント、展示、視察や研修の受け入れ、学校との連携、全国の公害・環境問題資料の保存・活用のためのネットワークづくり、アジアの環境NGOとの交流などの活動を続けています。公害経験とその克服の歴史は、これからの環境問題や持続可能な社会づくりを進める上で、重要な財産であると考えています。

2009年度からは3ヵ年事業として、他地域の公害を学び伝えていく「スタディツアー」を行い、そのスタートとして、富山イタイイタイ病の地を訪ねました。このツアーは広く一般の方に参加を呼びかけ、参加者は学校の先生や学生、NPO職員など、多彩な顔ぶれ45名となりました。2010年には新潟(水俣病)に足を運び、当時の様子、それから今の新潟水俣病の地が、どのような問題を抱え悩み、また取り組んでいるのかなど、現地で学んでくる予定です。

4) 公害患者の生きがいづくり～環境保健の取り組み

公害健康被害補償法による認定患者は、年々、高齢化しています。当財団では、患者会や医療機関・専門家の協力を得ながら、こうした患者の実態調査や生きがいづくりに取り組んでいます。

2009年度は、過去3ヵ年で取り組んできた呼吸リハビリプログラムの普及・啓発に取り組み、東京などで行った講習会は、新たに救済されたぜん息患者さんたちが、初めて呼吸リハビリに出会う場となりました。また医療従事者の方にも参加していただき、患者さんと医療従事者の方たちの架け橋的な役割も

担えたのではないかとと思っています。

5) 国際交流

近年財団では、今まさに公害で悩んでいる国や、これから公害が起これる国々などとの交流に取り組んでいます。2009年は、英訳・中国訳した資料を片手に、中国は北京・南京・上海に訪れ、現地視察と現地NGOとの交流をおこないました。日本が経験してきた公害の教訓を、少しでも伝えることが出来れば、そして少しでも公害を防ぐことが出来ればと思います。

地域に開かれた財団に

あおぞら財団は、公害被害者らの「手渡したいのは青い空」という願いを受けて設立され、その理念に共

感する方々に支えられています。

しかし、社会的な認知度についてみると、「環境」というテーマに関心の高い層からは一定の評価を得ていますが、未だ地域での認知度は低い状態です。せっかく西淀川に財団があるんだから、西淀川の住民の方に関心をもって参加していただきたい！と、先にも紹介したようなプロジェクトの推進や情報発信に、日々、試行錯誤しているところです。

2009年には、その活動が少しずつですが、地域の方に知られてきたかな？と思っています。2010年には、もっと地域の方と手を取り合って活動を進めることが出来る財団へとステップアップしていきたいですね。

参考：あおぞら財団HP <http://www.aozora.or.jp/>

「36回、国・阪神高速との連絡会」を振り返って

尼崎公害患者・家族の会
会長 松 光 子

長い長い闘いでした。何人の命が消えていったのか、何人の人々が動けなくなったのか。厳しい長い闘いでした。

2000年1月、素晴らしい画期的な大気裁判としては初めての「差止め判決」を勝ち取り、全員が心から喜び合いました。

「これで、長い間苦しみ続けて来た大型自動車の排ガスによる悲惨な状況から逃れられる」と考えたのですが、甘かったのです。

この判決から10年、和解、あっせん申請、あっせん合意から仕切りなおしの連絡会は36回に及び、怒りとあせり、苦しみの歳月でした。

傍聴者の見慣れた顔も、寝たきりになる人、動けなくなってきた人、そして死亡者と段々減って、この10年は何だったのか、この10年を元に戻して欲しい、返して欲しい思いで一杯です。

36回もの連絡会、毎回100名前後の会員や地域の人たちで埋め尽くしてきた思いは何だったのでしょうか。国交省や阪神高速会社の責任者は、このことが解っているのか、問い質したい思いです。

国道43号線によって町が南北に分断され、患者が医療機関や利用度の高い施設を利用するのに非常に困難である横断歩道橋のバリアフリー化についても、「バリアフリーだけでなく、排ガス対策も必要」との要望には「和解条項にない」と言い放ち、患者の猛烈な抗議が沸きあがったのです。

4基のエレベーター設置でも議論は平行線をたどりました。

しかし、昨年4月、連絡会での責任者として新しい方が赴任され、原告側との少人数によるワーキングを重

ねつつ環境ロープ・バリアフリーについて協議、6月の連絡会で環境ロードプライシングの湾岸線への誘導が決まりました。

バリアフリーの問題でも、不可能だと言って難航していたエレベーター4基設置も正式に決定し、10月から地元説明、設置場所の埋設物調査が始まり、さらに陸橋のリニューアルと排ガス対策として不完全ながら陸橋側板の曲線化等、私達の要求が次々と取り入れられました。エレベーターの型式にしてもいろいろの型が示されています。

環境ロードプライシングも、それまで8トン以上の大型車のみに限定されていたものが、今年の3月からは普通トラックや中型バスにも車種の拡大が決まり、私達

の要求通り実施されることになりました。まだ完全な策ではありませんが、一応の目安は付いたと考えています。

住民の力によって、国の巨額な予算を使う初めての環境ロードプライシング実施といい、国道交差点でのエレベーター設置も初めての成果です。

長い苦しい闘いでしたが、私達の運動が国の道路政策を変え始めた。そんな成果を今胸張って喜び合っているところです。

後は一日も早いバリアフリーの完成を待ち望んでいます。車いすの人も杖なしでは歩けない人も、家に閉じこもることなく外に出歩ける喜びを。

道路公害に反対する運動の報告

道路全国連（道路公害反対運動全国連絡会）
事務局長 橋 本 良 仁

1 大きな政治的变化

2009年8月30日の総選挙は、戦後50年以上続いてきた自民政権を崩壊させ、民主党中心の新政権を誕生させた。これまで、政治家・官僚・ゼネコンのトライアングル構造の下で進められてきたムダで有害な公共事業、とりわけ高速道路を始めとした大型道路建設は、これからいったいどうなるのであろうか。新政権誕生で国の道路政策に大きな政治的变化が起きるのだろうか。

新政権発足後半年を経過したが、1月18日から始まる通常国会に提出された政府予算案を見る限り、ムダで有害な道路建設を中止してもらいたいとの国民の期待は、萎みつつあると言わざるをえない。

2 大胆な道路政策の転換を

総選挙時に示した民主党のマニフェストは、公共事業、川辺川ダム、ハツ場ダムは中止する。時代に合わない国の大型直轄事業の全面的な見直しとともに道路整備に関しては費用対効果を厳密にチェックして、必要な道路を造ると明記していた。

新政権下で国幹会議は廃止されたが、これから一体どうするつもりなのか。これまでの国幹会議とは異なる、事業を正當に評価できる委員会が必要である。問題は委員会を構成する委員の人選であり、デタラメな費用対効果マニュアルなどに代わる真つ当な評価マニュアルの作成にある。

2009年4月、総選挙直前のどさくさ時に国幹会議が開催された。新政権は、同会議に4人の民主党議員が委員として出席し、事務局案に反対しなかったことを理由に、新規に4路線を建設するという結論をそのまま引き

継いだ。整備計画に格上げされた東京外環道路など4路線推進の結論は、前述のマニフェストとの整合性はなく、中止すべきであった。

住環境や自然環境を壊すだけでなく膨大な税金を投入する東京外環道路などの新規道路建設は一旦中止し、その必要性について大本から再検討の必要がある。すでに事業化して予算が執行されている事業についても、大胆な見直しが求められる。自然環境や歴史的景観、文化を破壊するとして裁判中の圏央道をはじめ、沿線住民などが強く中止を求めている新山梨環状道路、京都第二外環道、京奈和自動車道などもいったん計画を止めて、厳格な費用対効果の見直しや、事業の中止を検討すべきである。

社会実験と称して1,000億円を投じる「高速道路無料化」政策は、車の需要を誘発し、二酸化炭素を増加させ地球温暖化防止策に逆行する。さらに、国民の重要な足である鉄道や長距離バス、フェリーの乗客を奪い、公共交通を衰退させるという点からも愚策である。

道路を造り続ける自動装置であった道路特定財源は前通常国会で一般財源化された。ガソリン暫定税は、当面、温暖化対策、道路公害被害者の救済、道路のバリアフリー、自転車道路の建設などに振り向ける必要がある。

「コンクリートから人へ」「国民の命を大切に」政治の実現を切に願うものである。

3 説明責任と情報開示

国土交通省は事業を進めるにあたり、関係住民や国民に対して、事業の説明責任を果たし、合意形成をめざすとしている。事業説明責任の徹底やパブリック・インボルブメント（PI）の実施である。

しかし、その実態は従来のやり方と何も変わらず、「先に道路ありき」の姿勢がつかぬかれ、情報開示や説明責任は全く果たされていない。行政が独占している膨大な情報を国民に開示させる必要がある。道路全国連は、民主党が野党時に情報公開を進めると公言していた国交省大臣や副大臣、政務官、国会議員などに対し、その実行を強く求めている。

4 地球温暖化問題

人類の生存を危うくする地球規模の温暖化が進行し

ている。コペンハーゲン開催のCOP15（国連気候変動枠組み条約第15回締約国会議）は合意に至らず、課題は2010年末メキシコのCOP16に引き継がれた。鳩山政権は国連事務局に、2020年までに温室効果ガスを1990年比で25%削減する、との目標を提出した。先進国である日本は、原発や石炭火発に依存しない国内25%削減の完全実施と開発途上国への積極的援助が求められている。

EU諸国は、地球温暖化防止策に逆行する大規模港湾、空港建設や高速道路建設を抑制している。公共交通を充実させ、都市部には車を入れない政策が拡大している。しかし、日本は、大型道路建設が依然として続けられている。日本の車依存政策は、世界の温暖化防止の流れに逆行していると言わざるを得ない。

5 司法のチェック機能

依然として止まらない道路建設に対し、住民は最後の手段として司法に頼らざるを得ないのが実情である。東京の圏央道高尾山、西東京3・2・6号線、下北沢補助54号線、国分寺3・2・8号線、二子玉川補助49号線、横浜環状道路南線（圏央道）、広島国道2号線などが係争中である。原告適格の拡大や行政処分の事前差し止めなど行政事件訴訟法が改正されたことで、さらに行政を被告とした訴訟が増えると考えられる。

国会議員や行政への働きかけを強めることは当然であるが、司法が国民の目線で行政を厳しくチェックすることが求められている。これまで司法は、行政の過ちや暴走に対し十分チェック機能を発揮することができず、行政無謬論におちいる傾向が強かった。

2009年10月1日、広島地裁は鞆の浦の歴史的景観を国民的財産として、広島県に鞆の浦港の埋め立て許可を認めないという画期的な判決を下した。行政へのチェック機能が働いた好例である。司法の役割は、いよいよ重要と言わざるを得ない。

ハッ場ダム訴訟報告

弁護士 広 田 次 男

1 政権交代により、ハッ場ダムは突然に有名になった。これまでは「ヤンバ」とフリガナの必要があったが、テレビが毎日のように「ハッ場」を連発した結果、その必要性は全くなかった。

その替りに、原告団・弁護団には、様々な声が寄せられるようになった。

曰く、

「勝利の展望がないのなら、裁判は早く取り下げるべきだ。」

「敗訴判決が続けば、中止を言明する現政権の足を引っ張る事になる。」

「政権が中止を言明している以上、訴訟の目的は達したのではないか。」

等々……。いずれも誠に説得力のある意見であった。

他方、中止言明直後のマスコミ報道は、殆んどが「ダム計画に翻弄された50年」といった地元住民の反応状況や、「あと1,000億でダムは完成するのに」といったモッタイナイ論であり、5年間続けてきた私達の訴訟に触れた報道は、皆無に近かった。

2 原告団・弁護団は、政権交代の事実、マスコミ報道の状況を踏まえて、議論と分析を進めた。

議論の基礎は以下の2点だったと思う。

(1) 政権は交代したが、訴訟で求めている支出差止と既払分相当賠償が法的に完全に処理されるまでには紆余曲折が予想される事。

(2) 私達が訴訟で求めたものは、正確な情報開示と公正な税金使用という、民主主義の原則の実現である事。

実に活発にして率直な議論が交わされた。

「政治的中立は貫徹するが、政治的音痴にはならない」との原告団・弁護団の基本的立場を全員が心得ての議論だった。

当面の結論は以下の2点に集約できる。

(1) 敗訴判決の回避のために全力を尽くす（「勝訴を

勝ち取る」としない所に、原告団・弁護団の苦悩が滲んでいる）。

(2) 当面の状況に対応する適切な運動を展開する。

民主的にして、知的な議論というのは、落ちつくべきところに落ちつくものだとの実感を新たにした。

3 上記方針に基づき、以下の如き方針が実施された。

(1) 「みんなのハッ場パーフェクトガイド」と題したパンフレットを作成した。表紙を含めると、10頁に及ぶ力作で「ハッ場ダムは継続するより中止する方が高くつく?」「ハッ場はすでに7割もできているので、今さらストップ出来ない?」といった誠にタイムリーな疑問に、図表・写真などをタッブリと使って分り易く説明していた。

(2) 10月18日「ハッ場ダムのウソ or ホント?徹底検証!緊急集会」を池袋にて開催した。準備期間の殆んどない正に緊急集会であったが、会場は約150人で満員となり、熱のこもった報告と同時に質疑・応答が交された。

(3) 12月6日には「ハッ場ダムはかくして止まる」と題した提訴5周年集会が開催され、同様に会場は満員となり、保坂展人氏の講演、各政党代表の挨拶、各地の斗いの報告、訴訟の解説、等々で会場は大いに盛り上がった。

4 裁判準備も大童であった。

(1) 高橋弁護団長の執念とも言える、八斗島（ヤッタジマ）上流域の河川整備状況の現地調査書も遂に完成した。これは東京地裁判決の「(基準点である)」八斗島上流域に於る河川整備が進行すれば（それまでの堤防未整備による氾濫水がなくなつて）河道の水量が増加するので、八斗島に於る基本高水毎秒2万2,000m³との試算も是認できる」との認定に対して、計画されてから約60年を経て、実施されていない河川整備が、今後、実施される可

能性は極めて低いから、計画策定時の1952年以後に実施された河川改修箇所の有無を、現場踏破により、調査するとの大変な労作であった。

調査結果は、1952年以後の河川改修は1箇所のみであり、それも極めて不完全なものであった。

即ち、前記東京地裁の認定の誤りを正に足で証明する内容となった。その結果は、11月27日付東京新聞の紙面に大きく紹介された。

- (2) 栃木弁護士は、栃木県がハッ場ダム参加を決定した時の前県知事を尋ね、証人としての出廷、陳述書の作成を依頼し、遂にO.K.を取り付けた。陳述書の作成のための対話を録音する事を前知事は快諾され、参加決定時に「与えられた資料は、見取図1枚」「当時は国の決定に逆える状況にはなかった」等々の生々しい体験が語られ、陳述書とし

て提出された。

- (3) 千葉弁護士は、既に結審した弁論を再開すべく、工夫を凝らした弁論再開申立書を提出したが、2010年1月19日敗訴判決が出された。
- (4) さいたま弁護士は、12月結審予定を3月結審への延期する事に成功した。
- (5) そして、東京弁護団の総力を挙げた控訴理由書が完成・提出された。約250頁に及ぶ力作である。

- 5 裁判の結果を楽観視できる要素は全くない。しかし原告と弁護団が力を合せて裁判と運動を展開した後には、必ず何かが残せるだろうと思うし、そんな手応えを感じるハッ場の政権交代以来の動きである。

公害・地球環境問題懇談会の報告

公害・地球環境問題懇談会
事務局長代行 清水 瀧

<はじめに>

いま、私たちは、人類の生存をかけた「待ったなしのストップ温暖化」の課題に挑戦している。

- 公害弁連、公害総行動実行委員会、公害・地球懇の三者は、(1) 2008年2月に「共同声明」にもとづく政府交渉をおこない、(2) 積極的な中期・長期削減目標(2020年までに30%、2050年までに80%)の決定と大口排出源に対する削減義務化を求める「国民署名」を開始し、(3) 第33回及び第34回公害総行動において政府交渉、経団連・電事連交渉をおこなうなど、2年余にわたる取り組みを前進させてきた。この取り組みをすすめるうえでは、全労連・自治労連・新婦人・農民連等の参加する「温暖化対策推進委員

会」(2008年10月から2010年2月までに16回開催)が大きな役割を発揮してきた。

- この間、情勢は大きく変化した。都議選に続き総選挙においても国民の積年の怒りが爆発し、政権交代が実現。鳩山連立政権の誕生という新しい政治情勢のもとで、要求の前進と実現の可能性が大きく広がった。鳩山民主党代表は、総選挙直後にオバマ大統領との電話会談で核廃絶と温暖化に取り組むことを約束。「25%削減」を明言した国連演説は内外から歓迎されるなど、期待と注目を集めた。しかし、COP15では、「すべての主要国の参加が前提」という条件をつけ、積極的な国内対策も打ち出さないまま、先進国としての責任をはたさなかった。

■ そしていま、「地球温暖化対策基本法案」が近く閣議決定され、3月中にも国会に提出される見込みとなった。この2年余、私たちが要求してきたことが、この基本法案に盛り込まれるかどうか、重要な分岐点にある。鉄鋼・電力を中心とする産業界は「25%削減目標や削減義務化制度に反対」の態度を打ち出し、猛烈に抵抗している。こうした厳しい「せめぎ合い」の局面にある。

1 私たちが変えてきた温暖化対策

5月9日の2009年総会以後、麻生政権の消極的な温暖化対策を変えるため、私たちは連続的な取り組みをおこなった。

- (1) 第34回公害総行動（6月1～2日）では、◇環境大臣交渉◇各省交渉（内閣府、経産省、環境省）◇総決起集会（早川弁護士の特別報告、本間慎先生、大黒全労連議長、高田新婦人会長の連帯あいさつ）◇経団連交渉などをおこなった。
- (2) 経団連が中期削減目標をめぐる「4%増」のキャンペーンをはるなかで、麻生首相は6月10日に「1990年比8%削減（2005年比15%削減）」を発表した。公害・地球懇等の11団体は同日、直ちに「撤回と再検討」を求める声明を出した。
- (3) また6月16日には、第二次国会請願・院内集会を開き、国民署名61,721名分を提出。署名の累計は、218,990名に達した。
- (4) 大口排出源に対する行動として6月17日に電気事業連合会との交渉をおこなった。CO₂大幅排出増は需要増によるものであると、利用者に責任を転嫁し、エネルギー自給率4%とコスト・安定供給を理由に、石炭火発・原発推進を主張。極めて挑戦的な態度であった。

2 COP15の成功をめざして

都議選と総選挙の結果によって情勢は大きく変化し

た。新しい政治情勢のもとでCOP15の成功をめざす取り組みが始まった。

- (1) 「25%削減の国内対策に関する要求案—提言」をまとめる討議を温暖化対策推進委員会で始めた。
- (2) 東西1ヵ所でストップ温暖化のフォーラムを開催した。西は熊本で「九州環境フォーラム」（10月31日）を開催し、東は千葉で「千葉県民のつどい」（11月28日）を開催した。
 - ① 熊本は、水俣病、川辺川、有明海など環境破壊・公害被害とたたかっている現場であり、千葉も全国初の大気汚染公害裁判をたたかった貴重な経験をもち、いまま首都圏の大気汚染問題に取り組んでいる現場である。
 - ② まさに、被害の現場から、ストップ温暖化に取り組んでいく方向を実践したフォーラム・つどいであった。熊本のフォーラムには、水俣から不知火患者会がバス2台で参加。COP15代表団に患者会世話人・鶴川さんと中村弁護士の2名を送り、コペンハーゲンでも「ノーモア・ミナマタ」を世界にアピールした。千葉のつどいでは、国・県・市等の出席を強く要請、生協・農協・多くの市民グループにくりかえし足を運び、熱意をこめて参加をよびかけ、貴重なつながりが生れた。COP15代表団に伊藤さんが参加、その語学力を発揮して活躍。さっそく1月23日に報告集会をおこないCOP16をめざす活動を開始している。
- (3) 東京公害患者会は大気汚染の被害と温暖化を考える学習会（11月14日）を開き、COP15に患者会副会長・繁野さんが参加した。ノーモア・ミナマタ写真展（横浜）では温暖化による農業・漁業被害を考えるシンポジウム（11月23日）を開いた。また、日弁連人権大会（和歌山）の温暖化シンポジウム（11月5日）では参加した地元高校生と弁護士に私たち制作のパンフ「地球の温暖化をとめて」を1,200部配布した。

3 COP15に22名の代表団派遣

12月7～18日のCOP15は会議日程を1日延長したもの

の、残念ながら合意に至らず「留意」にとどまった。2020年までの削減目標の合意など重要課題はCOP16へ先送りされたが、「120カ国の首脳が一堂に集まり、温度上昇を2度以下に抑えなければならないという科学的認識を共有したことは大きな一歩とうけとめたい。先進国と途上国—とりわけ京都議定書に加わっていないアメリカと中国の果たす役割は重大である。会議開催中に不名誉な化石賞を2回も貰った日本政府の姿勢は何とか変えなければならない」（公害・地球懇COP15代表団・橋本団長）

- (1) COP15代表団は、当初の目標を上回る22名となり、4名の青年が合流。全労連・自治労連・全教・新婦人・農民連（2名）の組織代表が7名、公害関係から水俣病（2名）大気（東京・千葉）、高尾山関係が2名の弁護士を含め5名、そして個人5名（大阪、神奈川、東京、埼玉）と非常にバランスのとれた構成となった。12月10日に成田出発、19日帰国の日程で「COP15参加」と「デンマーク研修」をおこなった。
- (2) COP15の会場のベラセンター（1万5千人規模）は4万人の参加者を収容しきれず、厳しい入場制限となったが、グローバルアクションの10万人デモは圧巻であった。このデモとKLIMAFORUMの会場では、横断幕と高尾山天狗（繁野）シロクマ帽子・手袋姿のパフォーマンスが各国NGOに歓迎され、海外報道陣の取材を受けた。悲惨な公害体験を活かした実効ある温暖化対策を訴える英文チラシを配りながら、世界のNGOと共通の目標を確認することができた。
- (3) 幸福度世界一と言われるデンマークの人々と交流し学ぶ研修では、デンマークに30年以上在住の澤渡夏代ブラントさんと奥田さが子さんの綿密な企画（奥田さんは打合せのため8月にデンマークを訪問）によって充実した研修が準備された。エコビレッジ・環境事務所・ロスキレ市役所・消費者組合等を訪問し、福祉大国・環境先進国から大いに学ぶことができた。とくに、原発に頼ることなく、自然エネルギーの普及に力を入れてきた国民の選択・政府の政策は、いま日本が直面しているテーマであり、生かさなければならない。

4 COP16への課題—こんどこそ成功を！

COP15代表団派遣の活動は、公害・地球懇の存在と役割を大いに発揮したものと確信している。この成果を、COP16をめざす運動に生かさなければならない。日本の25%削減目標の実効ある国内対策（石炭火発・原発に頼らない）を実施し、低炭素社会への転換をすすめる、こんどこそ国際合意をつくるために貢献することが求められている。

- (1) COP15代表団の報告集会（1月30日）を開き、報告・学習会が①千葉（1月23日）②石播（1月29日）③東京保険医協会（2月8日）④東京保健生協（2月19日）⑤神奈川（2月27日）等でおこなわれ、COP16への取り組みが始まっている。
- (2) 検討してきた「私たちの要求案（提言）」を大いに普及し、国民的な共同を広げるための宣伝・学習の武器として、①リーフレット②パワーポイント③パンフレットの制作をすすめている。また、「温暖化対策と原発問題を考えるシンポジウム」の開催（5月23日の予定）を準備している。
- (3) そして、4月17日に2010年度総会を開催し、①12月にむかえる結成20周年の記念行事（12月18日）と、②COP16の成功をめざす課題を結び、新しい発展に踏み出す方針を確立したいと考えている。

全国じん肺弁護団連絡会議 報告

全国じん肺弁護団連絡会議
幹事長 山下 登司夫

1 2009年の主な成果

2009年は、じん肺患者の権利救済とじん肺の根絶を求める闘いにとって極めて大きな成果をあげることが出来た年であった。以下に、主な成果を報告しておく。

(1) その一つは、アスベスト関連訴訟である三菱重工長崎造船石綿じん肺第2陣訴訟において、福岡高裁で勝訴判決（2009年2月9日）を勝ち取り、三菱重工に上告させずに確定させたことである。この訴訟は、下請工や管理2非合併症の現役労働者が原告に加わって、本工が中心となって闘われた第1陣訴訟（地裁段階で和解）に引き続いて提訴された。三菱重工が下請工に対し安全配慮義務を負うことについては、三菱重工神戸造船所の難聴事件の最高裁判決があることから、地裁、高裁判決とも、三菱重工の安全配慮義務違反を認定し、下請工の被害者・遺族に損害賠償を命じた。これに対し、管理2非合併症の者については、じん肺の管理区分そのものが争われた。高裁判決は、管理2非合併症の者のうち5名について、地裁判決と異なりプラーク（胸膜肥厚斑）の存在のみを認め、管理区分2非合併症の者の損害額（900万円）の半額の損害額を認定した。プラーク（アスベスト粉じん曝露の証拠）の存在のみでアスベスト被害を認めることができるかは、極めて争いのあるところである。原告らは、単にアスベスト粉じんに曝露したという証拠だけでなく、肺ガン、中皮腫の発症リスクが極めて高く、少なくとも、じん肺管理区分2非合併症相当の損害があると主張した。高裁判決も一定このことを認め、アスベスト粉じん作業に従事したことにより、「中皮腫や肺癌を念頭においた経過観察を要する肺内変化が存在することが認められ…現時点では…肺内変化が具体的に健康に対する悪影響を与えるまでには至っていないとしても、このような人体被害は、法的に救済すべき損害と

いうことができる」と判示し、上記のように管理区分2非合併症の者の損害額（900万円）の半額の損害額を認定した。この高裁判決の判断は、石綿肺、肺ガン、中皮腫の重篤なアスベスト関連疾患の予備軍である多数のプラークの者の権利救済に一步を踏み出したものであり、評価をすることができる。

原告団・弁護団や支援組織は、高裁判決に承服できない部分があるものの、高裁判決を契機に、長崎造船所におけるじん肺問題を解決していくとの方針を立て、三菱重工の上告を阻止する闘いを展開した。その結果、三菱重工は上告を断念し、高裁判決が確定した。現在、原告団・弁護団や支援組織が中心となって、長崎造船所におけるじん肺問題の解決に向けて粘り強く協議を継続しているところである。

(2) 二つ目は、リゾートソリューション（エタパイ）石綿じん肺第1陣・第2陣訴訟（エタパイ訴訟）において、高松地裁で勝利判決（2009年9月14日）を勝ち取り、控訴期限内に被告との間で「合意書」を締結し、控訴させずに全面解決したことである。この訴訟は、リゾートソリューション（株）の前身である日本エタニットパイプ（株）高松工場（1969年12月まで操業）で石綿セメント管の製造作業に携わった結果、石綿肺、肺ガン、中皮腫に罹患した元労働者（第1陣訴訟）とプラークが現れている元労働者の家族（第2陣訴訟）が損害賠償を求めた事案であるが、就労時期が戦前だけの原告、戦後直後の短期就労の原告、消滅時効期間（10年）を経過している原告が加わっており、争点が極めて多岐にわたっていた。高松地裁は、1958年（注1）時点以降の予見可能性を認め（就労期間が、戦前あるいは戦後直後だけの原告は棄却）、被告企業の安全配慮義務違反を認めるとともに、消滅時効の援用は権利の濫用に当たるとして排斥した。しか

し、第2陣訴訟の家族曝露については、予見可能性の時期を1975年（注2）と認定して棄却した。原告団・弁護士と原告たちが加盟する建交労は、高松地裁の判決には承服できない部分があるが、いずれの原告も高齢であることから、控訴させないで解決させるとの方針を立て、被告企業の控訴を断念させる闘いを展開した。その結果、控訴期限である2009年9月28日、被告企業との間で「合意書」を締結し、全面解決した。被告企業は「合意書」において、遅延損害金、弁護士費用を含む高松地裁判決認容額を原告団に支払い（配分は原告団が決定）、予見可能性の時期で敗訴した原告も含め、原告全員に対し、謝罪した。この時効差別のない解決と明確な「謝罪」条項は、極めて画期的なものであり、高く評価することができる。

（注1）労働省が、石綿粉じん罹患による健康障害を含む「職業病予防のための労働環境の改善等の促進について」の通達（昭和33年基発338号）を发出した時点。

（注2）特定化学物質等障害防止規則の改正時点（1975年）。

（3）三つ目は、20年目の節目を迎えた第20回「なくせじん肺全国キャラバン」が全ての都道府県で展開されたことである。「なくせじん肺全国キャラバン」は、全国各地で闘われているじん肺訴訟を中心とする闘いを線をつなぐ闘いに発展させ、じん肺の根絶と全てのじん肺訴訟の時効差別のない解決を目指して、1990年10月（第1回）から毎年展開されている運動である。全国キャラバン運動は、当初の点から線への闘いから、線から面への闘い、面からより広い面への闘いに発展し、国のじん肺防止の施策を転換させる闘いへと発展してきている。とくに、第20回「なくせじん肺全国キャラバン」では、これまでの全国キャラバン運動を振り返るリーフレット（点から線、線から面へ）を作成し、全国各地で20年目の節目にふさわしい大きな運動を展開し、じん肺の根絶、アスベスト被害の根絶の大きな世論を構築することができたと自負している。

2 2010年の闘い

（1）2010年は、3月から5月にかけて重要な事件の判決が言い渡される予定になっている。また、最大のアスベスト被害の救済を求める首都圏建設アスベスト訴訟は、提訴から3年目を迎え勝負の年である。首都圏建設アスベスト訴訟の概要等については佃弁護士事務局長の報告に譲り、前者についての概要を報告する。

（2）北海道石炭じん肺訴訟

（2010年3月26日判決言渡し予定）

① この訴訟は、国の規制権限の不行使の責任を認めた画期的な筑豊じん肺訴訟最高裁判決（2004年4月27日）、北海道石炭じん肺訴訟における国との和解（札幌高裁・2004年12月28日）を受け、九州・北海道・常磐の各炭田の炭鉱で採炭作業等に従事した結果、療養を要する重症のじん肺に罹患した患者・遺族が原告となって提訴された一連の訴訟（西日本石炭じん肺訴訟、東日本石炭じん肺訴訟、北海道石炭じん肺訴訟）の一つである。原告総数（患者単位）は、3炭田の訴訟で2,000名を超えており、働いていた炭鉱企業が潰れてしまったこと等により放置されてきた多くの炭鉱夫じん肺患者たちである。

国は、筑豊じん肺訴訟最高裁判決の判断基準（①1960年4月1日～1986年3月31日の間に炭鉱の坑内作業に従事していたこと、②じん肺死及び要療養患者であること、③除斥期間を経過していないこと）を満たしている原告について、順次和解を成立させる意思を表明し、今日までに相当数の原告らが国との間で和解を成立させている。しかし、国は、北海道石炭じん肺訴訟においては、筑豊じん肺訴訟最高裁判決から4年を経過して提訴した一定の原告について消滅時効を援用し、この3月26日に判決言渡しが予定されている。

② ところで、筑豊じん肺訴訟訴訟の最高裁判決は、1960年4月1日以降の国の責任を認めたが、その責任が認められたのは、何と40年以上が経過した後である2004年である。しかも、必死の思いで18年をかけて裁判を闘った170名という極少数のじん肺患者（その3分の2の患者は最高裁

判決以前に裁判中に死亡)に僅かな賠償金を支払っただけである。この40年間に、多数の石炭じん肺患者が発生している。しかし、国は、裁判を提起した石炭じん肺患者・遺族に対してだけ、筑豊じん肺訴訟の基準に合致すれば僅かな賠償金を支払うという以外に、何の責任も取ろうとはしていない。

国は、救済されない多数の石炭じん肺患者が存在していることを十二分に知悉していたのであるから、筑豊じん肺訴訟最高裁判決及び北海道石炭じん肺訴訟の和解が成立した時点で、国による隙間のない救済を図る制度を創設すべきであり、私たちもこのことを強く国に要求してきた。しかし、国は、この要求を拒否しただけでなく、提訴すれば救済されることを石炭じん肺患者に知らせようともしていない。あまつさえ、筑豊じん肺訴訟最高裁判決から4年を経過して提起した原告患者には時効を援用してきている。このような不条理、非道な援用権の行使は、権利の濫用であり許されるものではない。しかも、現在消滅時効期間が経過している原告らの管理区分が進展したり、不幸にしてじん肺で亡くなれば、その時から新たに消滅時効期間が進行することになる。したがって、国が消滅時効を援用して患者を切り捨てても、何らの解決にもならない。現に、新北海道石炭じん肺訴訟において、国が消滅時効を援用した患者がじん肺で亡くなったが、国は消滅時効の援用を撤回し、遺族との間で和解を成立させている。このような国の対応は、自らの責任で発生させた患者に、「じん肺で死んだら金をやる」というに等しいものである。

現在、石炭じん肺患者の隙間のない救済を図るために、立法による「石炭じん肺基金」の創設を求める運動を展開している。3月26日には、勝訴判決を勝ち取り、判決を武器に運動を強めていく決意である。

(3) 泉南アスベスト(石綿)国賠訴訟

(2010年5月19日判決言渡し予定)

- ① この訴訟は、石綿紡織産業の集積地ともいえる大阪泉南で石綿関連疾患(石綿肺、肺ガン、中皮腫等)に罹患した患者・遺族(工場労働者

と工場周辺の住民)が原告(患者単位30名)となつて、2006年5月26日に大阪地裁に提訴した事件であり、2009年11月11日に結審し、2010年5月19日に判決言渡しが予定されている。

訴訟においては、石綿粉じん曝露による石綿関連疾患発症の知見が確立した時期、規制権限不行使の違法が認められる時期等について、原告側と国との間で厳しく争われており、アスベスト被害と加害の原点から国の責任を真っ正面から問う訴訟であるとともに、アスベスト粉じん暴露による家族、近隣住民の健康被害の国の責任を初めて問う訴訟でもある。原告団・弁護団や支援組織は、「勝たせる会」を結成し、国はアスベストによる健康被害を「知っていた」、アスベスト被害を防止する規制は「できた」、でも「やらなかった」をスローガンに、大阪地裁に宛てた30万署名に取り組んでおり、すでに35万筆以上の署名を集約し、大阪地裁に提出している。それとともに、「70年以上も続く泉南アスベスト被害の早期解決」の一点で政治に決断を求めていく方針をたて、①国による真摯な謝罪、②国の責任原因の明確化、③本件原告らの早期救済、④泉南地域のアスベスト被害の救済基準・救済システムの確立と被害実態調査の実施等を協議する機関の設置、を求めて、現在大きな運動に取り組んでいる。

- ② ところで、この訴訟の判決は、アスベスト被害の原点に関する司法判断であり、国の責任が認められるか、また、それがいかなる内容であるかは、泉南地域の被害者救済にとってはもちろんのこと、現在、東京・横浜地裁で闘われている国と石綿含有建材の製造メーカー46社を被告とする首都圏建設アスベスト訴訟、さらにはクボタと国を被告として闘われている尼崎訴訟(神戸地裁)の帰趨や「石綿の健康被害の救済に関する法律」(石綿新法)の改正に影響を及ぼすことは明らかである。

とくに、首都圏建設アスベスト訴訟の原告団と原告らが加盟する東京土建等の首都圏の土建組合等は、泉南アスベスト国賠訴訟を我がこととして受けとめ、同訴訟の原告団や支援組織と団結し、同訴訟の勝利と国のこれまでの施策を抜本的に転換させる運動に取り組んでいる。今

回の総選挙で政権与党となった民主党は、マニフェストの「INDEX 2009」で、①アスベスト問題についての過去の法令や通達を精査し、行政責任を明確にすること、②アスベストによる被害などの個別的な対策が求められている環境健康被害については、個別立法による速やかな被害者救済と被害の拡大防止を図り、包括的な解決に向けて全力で取り組むことを明らかにしている。また、民主党は、旧自公政権時代の「官」主導から「政」主導に重要な政治的变化として実践しようとしていること。さらに、鳩山首相は、所信表明で「いのちの大切さ」を強調している。それとともに、同訴訟の判決（5月19日）が、政権交代後の初めての本格的な国賠判決であり、参議院選挙の直前にあることなど政治情勢を踏まえれば、世論の形成如何では、判決を契機に泉南アスベスト国賠訴訟の全面解決を勝ち取れる展望は十分あると確信している。より大きなご支援をいただきたい。

3 日鉄鉱業訴訟・全国トンネルじん肺根絶訴訟等の闘い

- (1) 上記した他に、じん肺訴訟で最悪の加害企業である日鉄鉱業に対する28回目の判決が、泉南アスベスト国賠訴訟の判決言渡し期日と同じ日に言渡される予定になっている。また、日鉄鉱業に対する訴訟は最高裁にも継続している（日鉄鉱業が上告受理申立）。原告側は、日鉄鉱業は最高裁で8回、高・地裁を入れれば27回もじん肺加害責任を明確に断罪され、敗訴判決を受けているにもかかわらず、「三審制」であるとして、同じ理由でいずれも上訴しており、明らかに上訴権の濫用であるとして、制裁の申立（民訴法313条5項）をしている。最高裁の判断は、いつ出されてもおかしくない状況にある。

じん肺弁連としては、日鉄鉱業に対する闘いは、じん肺訴訟の原点の闘いであり、何としてでも全面解決を勝ち取るために奮闘していく決意である。

- (2) その他に、全国トンネルじん肺根絶第3陣訴訟（東京地裁等12地裁に係属、原告数は患者単位で295名）、住友横須賀造船石綿じん肺第3陣訴訟（横

浜地裁横須賀支部）、三菱重工下関造船石綿じん肺訴訟（山口地裁下関支部）が闘われている。

とくに、全国トンネルじん肺根絶訴訟においては、2000年11月30日に東京地裁民事27部が提示した「和解提案書」に基づく基準金額でこれまでに多数の原告（約2,000名・患者単位）が元請ゼネコン企業と和解を成立させてきた。したがって、現在係属している本件訴訟は、通常の紛争とは異なり、裁判所の訴訟手続を経てトンネル建設労働者の被害救済を図る必要性はなくなっているといえる。つまり、原告らがトンネル建設作業によりじん肺に罹患したという職歴が確定され、元請ゼネコン間における公平・公正な負担を担保できる枠組みさえ揃うならば、裁判外のシステムで被害者を早期に救済することが可能である。これまでの原告も含む原告団、家族の会、原告らが加盟する建交労、弁護士で組織する闘争本部は、裁判外の救済システムとして、立法による「トンネルじん肺基金」の可及的速やかな創設を求めて運動を展開している。原告たちが求める「トンネルじん肺基金」は、トンネル建設工事現場を転々とするトンネル建設労働者の就労形態がじん肺多発の大きな要因（工事現場における各ゼネコン毎のじん肺防止努力に期待するだけでは極めて不十分）となっていることから、元請ゼネコン業界が一丸となって全てのトンネル建設労働者の就労を一元的に管理し、「健康管理」と「じん肺教育の徹底充実」等を図るシステムをも盛り込むことも要求している。そして、前政権時代ではあるが、法律案のたたき台となる「トンネルじん肺基金構想」（骨子案）も提案されており、民主党政権に対しても、同様の働きかけを行っており、立法による「トンネルじん肺基金」の創設は十二分に実現可能だと考えている。

首都圏建設アスベスト訴訟の報告

首都圏建設アスベスト訴訟弁護団
弁護士 佃 俊彦

1 この裁判のめざすもの

これまで日本に輸入された約1,000万トンの石綿のうち、7割ないし9割が建材に使用され、建設作業従事者は石綿含有建材を取り扱う過程で大量の石綿粉じんに曝露した結果、石綿肺・肺ガン・中皮腫等の重篤な石綿関連疾患に多数罹患した。この裁判では、まず重篤な石綿関連疾患に罹患し、自らの健康を侵され、生命を奪われた原告たちに対する謝罪と賠償の実現を求めている。

それにとどまらず、建設作業従事者の潜在患者は膨大な数になると予測されている。また、建設作業従事者にとどまらず、解体作業等に伴い飛散する石綿粉じんに曝露する市民の中からも被害者が発生し、今後も被害の発生が確実視されている。したがって、原告らは、自らの権利救済にとどまらず、仲間である建設作業従事者をはじめとする全てのアスベスト被害者の被害救済（アスベスト被害者救済基金の創設）を求めるとともに、今後のアスベスト被害を予防するために国と建材メーカーによる「新たな政策の確立」をめざしている。つまり、この裁判は、建設作業に従事して石綿関連疾患に罹患した患者・遺族が、膨大な数の顕在患者と潜在患者を代表して闘う訴訟であると位置づけている。

2 裁判の経過と現状

(1) 裁判は、2008年5月16日に東京地裁、同年6月30日に横浜地裁に提訴した。原告数は、患者単位で、東京地裁172名、横浜地裁40名、計212名である。被告は、国と主要な建材メーカー46社である。

国の責任は、国賠法1条1項に基づき、内閣総理大臣、厚労大臣及び国交大臣が政省令制定権限及び監督権限を行使して、原告らの石綿関連疾患罹患による被害を防止すべき義務を負っていたにもかかわらず、これを怠ったこと（規制権限不行使）

により、原告らに損害を与えたことである。

具体的には、内閣総理大臣、厚労大臣は、旧労働基準法、労働安全衛生法に基づき、①1960年以降、粉じん曝露濃度の測定と評価、作業場の換気・局所排気装置の設置、集じん機付電動工具の使用等の石綿含有建材加工時における曝露防止規制措置、特別教育等を、②1970年以降、石綿吹付け作業の禁止措置を、③1972年以降、製造等の禁止措置を、それぞれ行うべきであったにもかかわらず、これを怠ったことである。

また、内閣総理大臣、国交大臣は、建築基準法に基づき、①1970年以降、石綿吹付けに関する告示を削除すべきであったし、②1972年以降、石綿含有建材の使用を認めた建築基準法施行令、告示を発すべきでなかったし、削除すべきであったにもかかわらず、これを怠ったことである。

建材メーカーの責任は、民法719条の共同不法行為責任に基づき構成している。共同不法行為の「関連共同性」について、建材メーカーは主観的要素までも要件にして主張しているが、これまでの大気汚染公害訴訟の判決などに基づき「関連共同性」は緩やかに解されていることを明らかにした。そして、建材メーカーは、いずれも石綿含有建材を製造・販売することで加害行為に加担しており、日本石綿協会や石綿スレート協会を通じて建設現場の施工等について多大な影響力を及ぼしているため、建材メーカー間に「関連共同性」が認められることは明らかである。注意義務は、1955年以降の警告・表示義務違反と1965年以降の石綿不使用義務違反を主張している。

ところで、本件では、石綿粉じんの固有の危険性（ガン原性）に対する知見が主要な争点である。とくに、製造等の禁止措置の不行使、石綿吹付け作業の禁止措置の不行使に関連して大きな争点となっている。この点について、肺ガンは1955年のイギリスのドール報告により、中皮腫は1964年の

ニューヨーク科学アカデミーの「報告及び勧告」により、石綿のガン原性は明らかになっており、さらに、1972年のILO、WHOの石綿を発ガン物質と認める報告により国際的コンセンサスが得られたことを明らかにした。そして、これらの時期を、上記の国の規制権限不行使の違法と建材メーカーの注意義務違反の始期ととらえている。

- (2) 提訴時に既に半数近くの原告が亡くなっており、しかも、提訴後1年あまりの間に、東京原告で17名、横浜原告で8名が亡くなっている。このような、他に類を見ない極めて深刻な状況を踏まえて、裁判所に対し、2年以内の結審をめざし、そのために主張・争点整理と同時並行して証拠調べを行うことを強く求めた。被告らは、争点整理がなされない段階で証拠調べに入ることに強く反対したが、両裁判所とも、原告らの方針を一定程度受け入れて審理を進めている。

東京地裁では、第4回期日（2008年3月25日）には「建設現場における発じん状況」と「石綿関連疾患の患者の症状」を撮影したDVDを法廷で再生して取り調べ、第5回（6月5日）と第6回（9月2日）の期日には、石綿関連疾患の病理、症状と建設作業従事者の石綿関連疾患の特徴について藤井正實医師の証人尋問を実施した。第7回（11月6日）、第8回（2010年1月20日）、第9回（3月17日）の期日には、原告数の多い大工、電工、保温工、左官、塗装工、解体工、内装工、配管工、タイル工及び防水工の10職種について、作業内容、粉じん曝露等の実態を明らかにする原告本人尋問を行った。第10回期日（6月30日）には、石綿被害が建設業に集中的に現れた要因について、森裕之立命館大学教授の証人尋問を行う予定である。その後の進行について、被告らに対し立証計画を明らかにするように求めているが、国は石綿のガン原性の知見についての立証を検討しているとのことであり、建材メーカーは黙して語らずという状況である。被告らの立証計画と関わることはあるが、本年の秋以降に被害立証に入ることも検討している。

横浜地裁では、第3回期日（2008年6月19日）に「発じん状況」のDVDを法廷で再生して取り調べ、第4回（7月17日）、第6回（10月9日）、第7回（11月13日）、第8回（12月11日）の期日には証拠保全と

して、それぞれ原告本人2名の尋問が実施された。今後は、建設作業と粉じん発生状況のまとめと石綿含有建材の使用を事実上強制された実態などについて証人尋問を行う予定である。

3 終わりに

裁判は既に証拠調べという第二段階に突入し、結審を見据えて審理を進めている。また、与党民主党は、旧政権のアスベスト政策の検証を行い、「政策集INDEX 2009」ではノンアスベスト社会とアスベスト健康対策の実現を掲げており、その民主党内に、2010年2月3日、49名の国会議員が参加してアスベスト対策推進議員連盟が設立された。それとともに、全てのアスベスト被害者の救済を求める200万人署名も110万筆を突破し、法廷外において被害者救済と被害の根絶を求める世論を全国に大きく構築しつつある。

私たちは、これからの1年を「勝負の年」と位置づけ、原告団・弁護団・建設労働組合が、より一層団結を強め、法廷内外の闘いを車の両輪として展開することが必要であると考えている。また、2010年5月19日に出される大阪泉南アスベスト訴訟の判決は、その勝利を確信しており、より一層私たちを勇気づけ、確信をもたせることは間違いない。私たちは、大阪泉南アスベスト訴訟がこの勝利判決を契機に解決することをめざして、全力で支援することを確認している。

最後に、水俣病や大気汚染など、これまでの公害訴訟やその運動の教訓に学び、公害弁連に結集する皆さんと連帯して奮闘する所存である。

薬害肝炎第3幕（続編）

薬害肝炎全国弁護団
代表 鈴木利廣

2002年に始まった薬害肝炎訴訟は、5つの地裁判決を経て（第1幕）、2008年、薬害肝炎救済法が制定され、厚労省・被告企業との間で基本合意が締結された（第2幕）。

第3幕の課題は以下の3つである。

- 1) すべての薬害肝炎被害者について、薬害肝炎救済法に基づき訴訟上の和解手続を介して金銭的救済を実現すること
- 2) 国の責任と医療費助成・生活支援を明記した肝炎対策基本法（原告団は肝炎患者支援法と呼んでいる）を制定し、350万人とも推計されているすべてのウィルス性肝炎患者が、安心して治療に専念できる公的生活支援を実現すること
- 3) 「薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会」の提言に基づき、薬務行政の抜本的見直しを行い、薬害根絶を実現すること

1) について

薬害肝炎救済法制定当時（2008年1月）200名にすぎなかった原告団は、約1,660名（2010年1月現在）に及ぶ被害者が訴訟手続に参加し、その80%近くの方々の和解が成立した。弁護団は現在もなお、全国医療機関に対する血液製剤投与証明を呼びかけている。

2) について

肝炎対策基本法制定は長年の肝炎患者の願いであるが、与野党の政権抗争の具とされ、誰の反対もない中、2008年通常国会、臨時国会、2009年通常国会と3度にわたり、審議もないまま廃案となった。

そこで原告団はB型肝炎原告団・肝炎患者会と協同して、2008年秋から街頭キャンペーンを開始し、2009年総選挙後の臨時国会において最後の闘いを展

開し、11月30日成立をみた。

これからは、この法律を根拠に公的支援を拡充し、健康を取り戻す闘いとなる。

3) について

検討委員会は1年延長して2年間に及び、「中間とりまとめ」（2008. 7）、「第一次提言」（2009. 4）、そして「最終報告書」（2010. 3予定）と発展し、現行の薬務行政について薬事法改正等の抜本的改革、並びに第三者機関（公的監視機関）の創設に向けて検討を重ねている。

これからも全国原告団弁護団は3つの課題の実現に向けて闘いを継続することになるが、当面の大きな山は超えつつある状況である。

第4次厚木基地爆音訴訟 2年目の報告

弁護士 北村 亮典

1 訴訟の概要

第4次厚木基地爆音訴訟は、厚木基地周辺にある大和市、綾瀬市、相模原市、座間市、藤沢市、海老名市、茅ヶ崎市、及び町田市計8市の被害地域住民約7,000名を原告として、厚木基地を離発着する自衛隊機及び米軍機の飛行差止めと損害賠償の支払いを求めて提訴した訴訟です。

本訴訟は、平成19年12月に民事訴訟と行政訴訟を提訴し（その後平成20年4月に追加提訴）、現在も横浜地方裁判所に係属中です。

民事訴訟では、自衛隊機及び米国軍隊の①午後8時から翌朝午前8時までの離着陸及びエンジン作動、及び②70ホン（A）を超える騒音、の差止め、並びに差止めが実現するまでの損害賠償の支払い、を求めています。

行政訴訟では、自衛隊機について、①午後8時から翌朝午前8時までの運航、②訓練のための運航、③WECPNL75を超えることになる運航の差止めを、米軍機について、日米地位協定2条4項（b）の規定のある施設・区域の①米軍専用施設・区域への出入りのため以外の使用、②午後8時から翌朝午前8時までの使用、③WECPNL75を超えることになる使用、の差止めを求めています。

2 訴訟の主な進行状況

（1）訴訟の経過

平成21年も昨年と同様に、一月ごとに弁論期日と進行協議期日が交互に開かれるという形で進められており、月に1度は原告側、国側、裁判所の三者が顔を合わせるといった訴訟進行により行われています。

弁論期日においては、原告による意見陳述の機会を毎回必ず設けてもらっており、裁判官に対して原告の口から直接騒音の被害の深刻さを訴えるということを続けています。

（2）差止請求の審理

ア、日米地位協定2条4項bに基づく米軍機の差止め

米軍機の差止めに関して厚木基地訴訟に特有の争点として、日米地位協定2条4項bに基づく米軍機の差止請求があります。

日本によって米軍の基地として提供される基地の使用形態には2種類あり、米軍が管理権を有し使用するもの（地位協定2条1項a号）と、日本が管理権を有し一定の期間を限って米軍が使用を許されるもの（地位協定2条4項b号）がありますが、厚木基地の滑走路は地位協定2条4項b号の対象部分として日本が管理権を有することとされています。そして、政府の国会答弁や内閣の閣議決定によれば、米軍が厚木基地の滑走路の使用を許されるのは「米軍専用区域への出入のため及びそれに関連したその他の運航上の必要をみたすため」という目的に限定されています。

以上の解釈を前提とすれば、米軍が厚木基地の滑走路を「米軍専用施設への出入のため」という目的ではなくタッチアンドゴーなどの訓練飛行といった目的外の使用をしている場合には、日本は自ら厚木基地の滑走路の「管理権」を行使してこれを差止めるべき権限と義務があるということになります。

本訴訟では、原告側よりこの主張を展開し、第1次厚木基地訴訟最高裁判所平成5年2月25日判決の「（国の）支配の及ばない第三者の行為の差止めを請求するもの」という判示事項が誤った事実認定・解釈に基づくものであるということを強く訴えています。

イ、行政訴訟による差止の訴え

行政訴訟においては、原告側より、差止めの訴えにおける訴訟要件である「重大な損害を生じるおそれ」、日米地位協定2条4項b号に基づく米軍機の差止め、といった争点についての主張を展開しましたが、国側からの積極的な主張・反論は特にありませんでした。また、平成21年4月に裁判体の構成が変更したことも影響してか、行政訴訟については裁判所の理解も進まず争点整理も低調のま

ま終始しました。

もっとも、差止めの対象たる「処分」について、国側は、従前「原告側の主張では対象が特定されておらず不適法である」旨述べて争っていましたが、その後「事実行為としての自衛隊機の運航は、「自衛隊機の運航に関する防衛大臣の権限の行使」として行われるものであり、そのような防衛大臣の権限行使としてされる自衛隊機の運航という事実行為が抗告訴訟の対象となるというものであれば、被告は、特に争わない。」と述べるに至り、自衛隊機の運航が審理の対象となることについては、争いがなくなりました。

(3) 事実上の検証の実施

平成21年5月18日、厚木基地に隣接する公園及び原告宅における進行協議期日（事実上の検証）が行われました。期日直前の一週間は、空母が出航する直前ということもあってか、艦載機が昼夜問わず飛行し、また、期日当日の午前中も頻繁にジェット機が飛行していましたが、午後2時に裁判官が現地に到着した途端にジェット機の飛行・爆音は一切やみ、その後裁判官が現地にいた4時までの間、爆音を轟かせるジェット機は1機も飛行せず、ヘリやプロペラ機が数機飛行したのみでした。結局、基地周辺住民が日々浴びせられる航空機の激甚な爆音を、裁判官は全く体感することなく進行協議期日は終了しました。

今後も、検証申請を行う予定ですが、裁判官に航空機の激甚な爆音を体感してもらうべく、検証の申請方法、時期、及びその他の手段も含めて効果的な方法を検討する必要性を痛感した次第です。

(4) 被害状況陳述書の提出

平成21年5月から10月にかけて、毎週末に弁護団が各原告から個別に事情を聴取して被害状況陳述書を作成し、12月2日の弁論期日において原告611名分の被害状況陳述書を提出しました。毎週土日を返上しての作業は原告団の運営担当の方や弁護団にもかなりの負担を伴うものでしたが、弁護団以外の弁護士にも広く協力を募るなどし、結果的にスムーズに作成を進めることができました。

平成22年は、これに加え、さらに原告7,054名全員について居住状況陳述書を作成し、提出する予定です。

3 訴訟の今後の展望

平成22年は、1月に裁判長の異動があったため、今後の訴訟進行に多少の変化が出てくるかもしれませんが、基本的には従前から同様に主張・立証を進めていく予定です。民事訴訟においては、今後は、主に騒音被害の主張・立証、原告本人尋問、現地検証といった立証活動に重点が移っていくことになります。また、行政訴訟においては、請求認容をより確実なものとするべく、今後、差止めの訴えにおける「重大な損害」の主張・立証や、当事者訴訟や法定外抗告訴訟といった差止訴訟以外の訴訟類型を主張していくことを検討しています。

悲願の差止めに向けて今後も原告団、及び他の基地訴訟の原告・弁護団と連携し協力しながら訴訟を進めていきたいと考えていますので、今後ともご協力よろしくお願い致します。

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

第四次厚木爆音訴訟原告団 事務局長
齋 藤 英 昭

I. 連絡会議結成の経緯

2008年12月7日・8日、米海軍厚木基地を抱える神奈川県大和市で、米軍機や自衛隊機の騒音に苦しみ、その解消などを求めて国を相手に裁判で争っている、全国の爆音訴訟原告団と訴訟準備会が集まって、「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」（略称・全国基地訴訟連絡会議）を結成した。

参加したのは嘉手納基地、普天間基地、厚木基地、小松基地、横田基地（飛行差し止め訴訟団と公害対策準備会）、岩国基地（当時は準備会）の訴訟団と訴訟準備会の七団体である。

代表には第四次厚木爆音訴訟原告団の藤田榮治団長が選任された。

「連絡会議」が結成された発端は、2008年1月沖縄の基地情勢を調査するために、沖縄を訪問した厚木基地爆音防止期成同盟（1960年厚木基地周辺住民が、米軍機による爆音被害の解消や厚木基地撤去などを目的に結成した市民団体。略称・厚木爆同）の市議会議員団と、対応した沖縄議員団の間で、今後の課題の一つとして「爆音訴訟原告団の全国組織化」を図ることが「爆音解消の運動」を進めるために重要であるとの確認が成された。これを受けて厚木爆同が推進役となり組織結成のための準備活動に入った。

2008年9月5日～7日、全国の訴訟の現状を相互が理解し、意志の疎通を図るため「全国基地爆音訴訟原告団交流集会in大和」が開催され、参加した全訴訟団・準備会の総意で、「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の結成」が決定した。

II. 裁判の判決と爆音被害の現状

各裁判で司法は「爆音は周辺住民の受忍限度を超え、違法である」との判決を下して、被告・国に対し「損害補償金の支払い」を命じたが、基地周辺住民の悲願である「飛行差し止め」は未だに実現していない。

1975年9月に小松基地周辺住民が提訴して、以来30数年にわたり各訴訟団が繰り返し繰り返し司法に爆音解消の救済を求めたが、日米安全保障体制の厚い壁に阻まれて来た。

各地の騒音被害が改善される気配は微塵も感じられない。嘉手納基地では依然として深夜飛行が日常当たり前のように行われ、普天間基地では移転先が定まらず揺れ動いている。厚木基地では横須賀基地を母港とする米海軍・原子力空母「ジョージ・ワシントン」の配備で、連日艦載機の爆音に曝され続けている状態である。さらに岩国基地では米軍再編による厚木基地からの米海軍・艦載機移駐で、騒音被害の拡大が懸念され、横田基地では「飛行差し止め」が審理もされることもなく門前払いとなり、小松基地では沖縄駐留米軍機の訓練が展開されるなど、各地の爆音被害はこれからも軽減されることはなくとも、益々「拡大・増大」されていくことは誰の目にも明らかである。

III. 活動方針とこれまでの活動

この悪循環を断ち切るため、これまで個々に活動して来た「共通の課題を抱える全国の原告団が相互に連携」して「違法爆音を許さず 基地のない日本をめざして」をスローガンに、「爆音被害をなくして平和で静かな生活環境を取り戻す」ことを目的に活動を行うこととした。

活動方針として

1. 裁判に必要な情報交換や資料提供など各訴訟への相互支援
2. 国や地方行政など関係機関に対する抗議・要請行動
3. 反基地運動を博くアピールするための共同行動
4. 原告の意識高揚を図るための全国原告団交流集会開催
5. その他目的達成のための諸活動を推進して行くことを決定した。

初年度に当たる2009年は、次の活動に取り組んできた。

1. 各訴訟への支援

- (1) 2月27日「新嘉手納基地爆音差止訴訟」
控訴審判決・応援参加
- (2) 3月23日提訴「岩国爆音訴訟の会」
提訴準備活動支援 など

2. 関係機関への要請・アピール行動支援

- (1) 「新嘉手納基地爆音差止訴訟原告団」・各行動
応援参加
 - ①6・1 東京行動応援参加（6月1日・2日）
 - ・「全国公害被害者第34回総行動デー」
アピール行動（日比谷公会堂）
 - ・「最高裁へ飛行差止を求める要請ビラ」
配布行動（最高裁前）
 - ②7・24 東京集会応援参加（7月24日）
 - ・「最高裁へ飛行差止を求める7・24東京集会」
（水道橋・全水道会館）
 - ③最高裁・政府・国会要請行動応援参加
（11月18日）
 - ・「普天間基地の嘉手納基地への統合反対、
嘉手納基地爆音被害解消」
（国会議員事務所、外務省、防衛省）
 - * 11月7・8日 嘉手納町民集会・沖縄県民
集会を受けての要請行動
 - ・「嘉手納基地の爆音被害を止める」
署名簿提出行動

3. 爆音訴訟該当地域外住民への呼びかけ

- (1) 三沢基地（青森）周辺住民との交流（10月
17・18日）

4. 12月21・22日「新政権への政策要請行動」

民主党を核にした社民党・国民新党の3党連立政権に対し、爆音訴訟原告の悲願で有る「爆音被害の全面解消」を求めて、連絡会議発足後初の共同行動として「7項目の政策要請」を行った。要請は「内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、環境大臣」および両院の関連委員会委員約170名の国会議員である。

IV. これからの活動

昨夏の衆院選の結果、「緊密で対等な日米関係の構築」、「日米地位協定の改定提起」および「米軍再編や在日米軍基地の在り方の見直し」を掲げた新政権の誕生は、われわれ基地周辺住民にとって、司法が再三示した「違法状態にある爆音被害」の解消が、早期に実現出来るものと大きな期待を寄せている。新政権のこの姿勢に対して、われわれはこれ迄の自民党政権に対する「抗議行動的対立の構図」から「政策要求を前進させる方向へ」と運動を転換させる考えである。

また、「連絡会議」では、九州を主体にした自衛隊基地が、沖縄駐留米軍機の訓練基地化されたことにより爆音被害を被っている周辺住民の方々、全国の山間部に「七つの訓練ルートと二つの訓練空域」が存在していると言われる「低空飛行訓練空域」の直下で、激的な爆音被害を受けている群馬県渋川周辺、四国山地、中国山地等の地域住民の方々や、自衛隊を含む演習場周辺の方々など、まだ声を上げていない地域にも活動の輪を拡げていく考えである。

さらには、関係省庁のトップ3（大臣、副大臣、政務官）へ、基地周辺住民の被害を認識して貰うための「レクチャー」を行って行きたい。

これまでの各訴訟団個々の闘いから、全国組織として結集した「大きな力強い組織」の闘いへと転換し、「爆音被害をなくして、平和で静かな生活環境を取り戻す」ことを実現させるために、粘り強い闘いを進めて行く所存である。

景観と住環境を考える全国ネットワークの活動

代表 弁護士 日 置 雅 晴

景観と住環境を考える全国ネットワーク（景住ネット）は、2008年7月19日に発足したが、2009年度の活動内容は以下の通りである。

1 船橋市における高度地区指定の実現と、それを契機とした地域ネットワークの設立などの実践活動

千葉県船橋市では、マンション紛争を押さえるための高さ規制（高度地区指定）が市により検討されていたが、地主や一部議員の反対などで進展していなかった。会結成を契機として市内の多数の紛争地域の住民が地域ネットワークを結成、会の支援なども受けて早期指定を求めるシンポジウムを2008年11月に開催、これが行政の重い腰を上げさせることとなり2009年2月10日に告示に至った。この結果は、市民の結束が行政を動かした実績として大きく評価することができる。これを踏まえ、首都圏だけでも千葉、埼玉、都内などこれまで地域ネットワークの無かった地域において住民運動のネットワーク結成の動きが進展している。また、それぞれが地域で勉強会や選挙時のアンケートなどを実施するなど自主的に活動している。

2 衆議院選挙を巡る候補者アンケートの実施、法改正署名、院内集会などの政治への働きかけ

政権交代の動きと都市法改正の動きを見据えて、政治的な働きかけを行った。

- 1) 8月30日の総選挙とその後本格化すると見られる都市計画法改正に向けて、会としては都市問題の根本的な解決を目指して活動することとし、法改正を求める署名運動と候補者向けアンケート活動を実施した。

アンケートは1,000通以上を送付。約300通の回答はホームページで閲覧できる。<http://machi-kaeru.com>

2) 法改正署名8月から継続中

都市計画法改正の4つのポイントに絞り全国で署名活動を展開。関東地区4カ所、関西で提案内容の勉強会を開催。各地で街頭署名活動をするなどして、署名としてはかなり難しい内容にもかかわらず10月末までで3万筆の署名を集めた。

3) 衆議院院内集会 11月4日

衆議院第1議員会館で都市計画法・建築基準法改正を求める新フォーラムを開催。平日の昼間にもかかわらず国会議員、秘書合わせて約40人、全国からの160人の参加者。全国から集まった法改正署名約3万筆を民主党の代表議員に手渡した。

3 大阪全国集会 12月5日

関西地域での運動の成果、箕面市の高さ規制の事例など具体的な報告。また建築家協会出江会長から美しい町並みづくりへの提言を聞いた。開催する地域が、全国からの参加者を迎えることで運動の必要性を改めて確認した。

4 シンポジウムや勉強会などの活動

難解な都市問題の理解を拡大し、各自が勉強するとともに法改正につなげることを目的とした企画を継続的に開催し、反対運動の当事者に留まらず自治体関係者や学者、マスコミなど着実に参加者が拡大してきた。

1) 神楽坂サロン 2月～6月

法改正、条例、海外の制度、さまざまなテーマで講師を招き勉強会を開催した。大学のゼミと合同の合宿勉強会も好評だった。

2) シンポジウム 都市計画法改正へ 8月24日

都市計画法の改正案、意見書などを出している各団体の関係者をパネリストに、都市計画法改正をど

のように変えるべきかをテーマに議論した。

3) 連続シンポジウム

共催：景住ネットワーク、法政大学五十嵐研究室
法改正に向けた論点を集中的に検討する企画だが、
毎回100名近い参加者が集まり活発な議論を行った。

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1. 始まったマンションの放棄 | 10月31日（土）午後6時～ |
| 2. 都市マスタープラン | 11月14日（土）午後6時～ |
| 3. 都市計画事業 | 11月29日（日）午後6時～ |

- | | |
|-----------|----------------|
| 4. 土地利用規制 | 12月19日（土）午後6時～ |
| 5. 建築確認 | 1月10日（日）午後6時～ |
| 6. 法改正 | 1月23日（土）午後6時～ |

5 2010年に向けて

2010年度には、いよいよ都市法制の改正が動き始める。ここにどれだけ市民の声を反映できるか、まさに運動としての正念場といえよう。

2009年度以上に各種の活動を拡大していきたい。

環境影響評価法の改正をめぐる状況

弁護士 藤 原 猛 爾

1 法改正をめぐる現状の状況

昨年度の第38回総会で環境影響評価法（アセス法：1996年制定）の改正作業について中間的な報告をした。アセス法は全面施行（1999年6月）から10年目を迎えるにあたって見直作業が進められ、必要な改正を行うべく検討が重ねられていた。

このアセス法改正に向けた検討作業は、2008年度には環境省内に設置された環境影響評価制度総合研究会を中心に進められ数回のヒヤリングを重ねながら改正すべき手続と事項をリストアップしたうえで2009年6月に「環境影響評価制度総合研究会報告書（案）」（以下、「研究会報告書案」）をまとめたうえでパブリックコメントを実施した。そして、2009年8月19日、環境大臣から中央環境審議会に対し、今後の環境影響評価制度の在り方について諮問がなされ、これを受けた同審議会は、中央環境審議会総合政策部会に設置された専門委員会において調査、検討を行い、同専門委員会は2010年1月に「今後の環境影響評価制度の在り方について（案）」（以下、「専門委員会報告書案」）をまとめ、現在パブリックコメント募集中である。

しかしながら、研究会報告書及び部会意見でまとめられているアセス制度の改正内容は、実効性のあるアセス法とは大きくかけ離れている。

2 わが国のアセス法の問題点

アセス法制定以降に実施された案件は、国の制度としては、閣議決定要綱にもとづく案件が448件、アセス法にもとづく案件が119件（2008年3月現在）、自治体の制度としては、要綱・指針にもとづく案件が1,362件、条例にもとづく案件が814件（2007年3月現在）となっている。しかし、このアセス実施状況にも関わらず、全国各地では、保護されるべき良好な生活環境、自然環境が破壊され、生物の多様性の保全にとって危機的な状況が依然として続いている。

この状況は司法のレベルでは是正されるべきであるが、アセス法の手続全般における事業者の広範な裁量の許容、是正措置を求める争訟資格付与の不十分さなどの制度的欠陥があることから、アセス法違反を理由とした環境保全争訟は機能していない。

実際、アセス法手続については、事業アセスである

こと、規模・事業種・国関与要件により対象事業が限定されて狭すぎることで、事業の細切れ実施などによるアセス逃れがあること、アセスの手続的側面の強調、事業者による評価項目の選定や環境配慮措置に対する広範な裁量が許容されていること、評価の客観性の欠如、住民参加による是正手続が組み込まれていないこと、いわゆる横断条項の運用による事業の許認可判断が不透明であることなど多くの欠陥が指摘できる。

司法のレベルでは、東京都アセス条例に定める「関係地域」の住民に事業認可取消訴訟の原告適格を肯定した小田急事件判決があるが、同判決が認めた周辺住民の原告適格についてもなお議論があり、その後の下級審も一貫した判断にはなっていない。また、2009年11月に住民側の勝訴が確定した泡瀬干潟干拓差止め（住民訴訟）においても、沖縄県・沖縄市の計画が杜撰という理由で勝訴はしたものの住民側のアセス法手続違法の主張については事業者の広範な裁量を理由として適法としている。

地域に影響及ぼす行為に関する意思決定に住民が参加する利益、地域環境に関わる住民の生活環境利益の保護は、環境権の具体化として（法的利益として）アセス手続に組み込まなければならない。

3 改正すべき手続、事項とその内容

現在のわが国の環境状況、現在のアセス法の問題点をふまえ、アセス法は以下のとおり改正されるべきである。

（1）制度全般についての改正事項は、①SEAの法制度化と実施、②第三者機関としてのアセス審査会の設置による手続の監視や評価書審査の実施、③手続全般における住民参加手続の拡充、④事後監視と是正手続の導入、⑤アセス手続と環境配慮の実効性を担保するための争訟手続の導入である。

（2）対象事業

- ①規模要件、事業種要件を廃止し、国関与要件については、許認可等に係るもの及び国が公金支出の対象する事業すべてに拡大する。
- ②①をふまえて、事業の種類や性質、地域特性を考慮して対象事業を決定するためのスクリーニ

ング手続を定める。

- ③アセス逃れ防止のために一定期間内に実施予定の関連事業すべて対象とする。

（3）代替案

事業者には、スコーピング段階から代替案の提示を義務付け、代替案には、事業者にとって実行可能な代替案、事業目的を達成しうる他の手段・方法に関する代替案、何もしない案、環境に最も好ましい案等を含むこととする。

（4）スコーピング

スコーピング手続に先立って、当該対象地域の環境を改変する虞のある調査を行うことを禁止する。

（5）評価項目など

事業行為の性質・態様及び地域の特性に応じて、歴史的・文化的環境、生活の質・アメニティ、危険性・災害等からの安全確保、行為による社会的・経済的影響等についても調査・予測・評価の対象にすることができることとする。

（6）評価の手続の監視、審査など

手続の遵守、調査・予測・評価の適正さ、客観性、信頼性を確保するために、調査、監視及び評価を実施するアセス審査会（第三機関）を設置する。

（7）市民参加

- ①参加には、情報提供、判断形成、権利防衛などの態様と機能があることをふまえて、アセス手続全般において市民参加手続を充実させる。
- ②謄写の許容など公告・縦覧方法を改善し、スクリーニング手続から事後監視手続まで、すべての手続関連情報をホームページで公開することとする。

（8）アセス結果の許認可への反映

- ①アセス結果を許認可等を実質的に反映させるために、許認可権者とアセス評価の結果をふまえた環境大臣との協議手続を定める。
- ②許認可権者は、許認可等においてアセス評価結果をどのように考慮したかの記録を作成し公表することとする。

(9) 争訟手続の保障

- ①アセス手続に不当または違法事由を主張する住民（NGOを含む）は、事業に係る許認可権者に対して、是正を求めるために「異議の申出」ができることとする。
- ②異議の申出をした者は、当該事業に対する許認可等の処分に関する争訟資格を有する扱いとする。団体の争訟資格を定める。

(10) 地方自治体の制度との関係

現行法で地方交渉団体によるアセスを拘束しているアセス法61条2号の括弧書きを削除する。

(11) 事後監視手続

アセス手続として事後調査手続を規定し、環境大臣による調査権限、事業者による事後調査結果の公表、住民による意見提出権、許認可権者による是正措置手続を定める。

4 研究会報告書案及び専門委員会報告書案におけるアセス法改正の消極性

上記の改正事項は、日弁連、環境NGO、地域の環境保護団体などが共通に指摘しているアセス法改正要求事項である。

ところが、上記2つの報告書案の結論は、下記の通り改正を検討すべき事項を指摘しつつも、アセス法の実効性を確保するとの観点からみるとあるべきアセス法の基本的手続及び事項においてきわめて消極的な内容となっている。特に、環境保全の実効性を実質的に確保するためには不可欠であり、本来アセス法による環境保全のその中核をなす手続保障である下記（2）の事項を否定することは現行アセス法の欠陥を放置するものというべきである。

私たちは、いま進められている不十分なアセス法改正を認めることなく、今後の国会審議を含めた改正作業の段階で是正していくための行動を強めなければならない。

(1) 改正を検討すべきであるとしている事項

- ①戦略アセス制度は法制度として導入する。ただし、その対象は「個別事業の計画・実施段階前における事業の位置、規模又は施設の配置、構造等の検討段階とする」。また、戦略アセスでは、

「環境面の影響のみ評価を行うこととすることが適当である」。

- ②対象事業については、補助金等の交付対象のほかに「交付金の交付対象事業についても法対象とできるように対応することが必要である」。しかし、法的関与要件は維持し、規模要件は変更しない。
- ③事業種要件については、風力発電施設の設置を法の対象事業として追加することを検討すべきである。
- ④方法書段階での説明会を法において制度化すべきである。
- ⑤例えば公有水面埋立法事業のように許可権者が地方公共団体である事業についても、環境評価手続において環境大臣の意見提出の機会を設ける。
- ⑥方法書段階で環境大臣が技術的な見地からの意見を述べられる仕組みが必要である。
- ⑦方法書・準備書の段階で政令指定都市が事業者に直接の意見提出権限を付与することが必要である。
- ⑧事後調査の実施、事後調査の結果の報告及び公表を法制度化する必要がある。
- ⑨環境影響評価図書（情報）の電子縦覧の手続電子化を義務付けるべきである。

(2) 改正をすべきであるとの意見を否定または消極扱いとしている項目

- ①公聴会については、地方公共団体が条例に基づき公聴会を開催していることから、法による義務付けは不要である。
- ②方法書に関する意見に対する事業者の見解書作成、公表の義務付けは適当でない。
- ③歴史的、文化的項目を評価項目として拡大することは、個別の事業法や規制法で対応すべきである。
- ④環境大臣が環境影響評価に関する意見提出するに当たって常設の審査会を設けることについては不要との意見が多数を占めた。
- ⑤許認可に際して環境影響評価の結果をどのように考慮したかを公表する仕組みを設けるべきかについては、「導入の可能性について検討する」ことが必要である。
- ⑥環境影響評価手続に係る不服申立・争訟制度については「今後の課題として検討していくことが必要である」。

鞆の浦世界遺産訴訟第1審判決について

弁護士 越 智 敏 裕

広島地方裁判所（能勢顯男裁判長）は、平成21年10月1日、鞆の浦世界遺産訴訟において、広島県知事に対し公有水面埋立法（以下「公水法」という。）に基づく埋立免許の差止めを命ずる原告全面勝訴判決を言い渡した。これは、かの高名な日光太郎杉事件判決以来の画期的な判決である。

鞆の浦世界遺産訴訟とは、高い文化的・歴史的価値を持ち、地元住民にとって生活の基盤でありまちづくりの基点ともいえる港湾の一部を埋め立てて架橋するという公共事業を巡る紛争について、地元住民である原告らが、広島県を被告として、公水法2条に基づく広島県知事による埋立免許の差止めを求めて提起した行政訴訟である。

本判決は、次の3点で特に画期的である。

第1に、鞆の浦に居住しその良好な景観を享受する原告らの原告適格を認めた。本判決はまず、一定の景観利益が法的保護に値する場合があることを認めた国立マンション事件最高裁判決を踏まえて、良好な鞆の景観が客観的価値を有するとした上で、これに近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者の景観利益は、私法上の法律関係において、法律上保護に値するとした。そして、利害関係人の意見書提出規定、公水法の環境配慮規定、関係法令としての瀬戸内法の配慮規定及び同法上の国の基本計画・県計画の環境配慮規定を考慮し、上記景観利益が原告適格を基礎づけるものとしたのである。

これは、民事不法行為に関する同最高裁判決に依拠し、行政訴訟の原告適格を基礎付ける利益として景観利益を承認した初めての判決であって、同最高裁判決の意義を真摯に受け止めて原告適格を柔軟に解し、景観訴訟の新しい可能性を開く画期的な判断である。

第2に、本判決は、差止訴訟の重大な損害要件（行訴法37条の4第1項）について、注目すべき柔軟な判断を示した。同要件については、原告の被る損害が、処分がされた後にその取消訴訟を提起して執行停止を受けることにより避けることができるような性質、程度のものである場合には充足しないと理解する下級審判決

が一般的となりつつあり、多くの差止訴訟がこの要件により却下され、その活用が阻害されてきた。

しかし本判決は、手堅くこの一般論を採用しつつも、本件事業の進行予定を踏まえると、本件訴訟の争点が多岐にわたること等から、直ちに執行停止の判断が得られるとは考え難いとした。さらに、景観の利益について、生命・身体等といった権利とはその性質を異にするものの、「日々の生活に密接に関連した利益」であり、「一度損なわれたならば、金銭賠償によって回復することは困難な性質のものである」として、重大な損害要件を認めたのである。行訴法改正後も、解釈論に根強く残る取消訴訟中心主義のもとで、差止訴訟の活用範囲が大幅に限定されている現状で、これは、重大な損害要件の判断を柔軟に解した画期的な判断である。

第3に、本判決は、次のように、本案について適切な裁量審査を行い、本件処分をするとすれば、裁量権の逸脱濫用があると判断した。

公水法4条1項1号は、埋立が「国土利用上適正且合理的ナルコト」を要求しているところ、これについては免許権者である広島県知事の政策的な裁量が認められる。本判決は、瀬戸内法の規定を踏まえて、広島県知事は、「本件事業による鞆の景観に及ぼす影響と、本件事業の必要性・公共性とを比較衡量の上、瀬戸内の良好な景観をできるだけ保全するという瀬戸内法の趣旨を踏まえつつ、合理的に判断すべき」とであるとし、「その判断が不合理であるといえる場合には、本件埋立免許をすることは、裁量権を逸脱した違法な行為に当たる」とした。

そしてさらに本判決は、鞆の景観の価値は私法上保護されるべき利益であるだけでなく、瀬戸内海における美的景観を構成し、文化的、歴史的価値を有する景観として、いわば「国民の財産」ともいうべき公益であって、本件事業が完成した後に復元することはまず不可能であるから、本件埋立架橋が鞆の景観に及ぼす影響は、決して軽視できない重大なものであり、瀬戸内法等が公益として保護しようとしている景観を侵害するものと言えらした。したがって、「政策判断は慎

重になされるべきであり、その拠り所とした調査及び検討が不十分なものであったり、その判断内容が不合理なものである場合には、本件埋立免許は、合理性を欠く」ものとして裁量権の範囲を超えた場合に当たるとしたのである。

本件事業の必要性及び公共性についての詳細な判断をここで紹介する余裕はないが、本件事業で主張される道路整備効果について、山側トンネル案という代替案でも狭隘部の交通混雑の解消が十分に可能であると考えられるところ、比較の前提として行われるべき事業者側の調査は、時間帯別の交通流動を把握していない点で不十分であるだけでなく、妥当性にも疑問があるコンサルタントによる交通量推計のみに依拠して道路整備効果を判断することは合理性を欠くとした。

「初めに埋立架橋ありき」で推進されてきた本件公共

事業には、埋立てによる駐車場の整備、小型船だまりの整備、フェリー埠頭、防災整備、下水道整備といった、後付けとも言える事業理由が多数付け加えられていたが、本判決は、本件公共事業の実際を捉えた実質的な判断をしたものであり、高く評価すべきものである。

かつて公共事業は聖域であって、環境訴訟がほとんど機能してこなかった。しかし近時、裁判所は、余りに無用無駄な公共事業について待ったを掛け始めた。本判決は、わが国においても、環境紛争の解決にあたり司法審査が機能しうることをはっきりと示した歴史的判断である。

これから舞台は広島高裁に移るが、本件埋立計画を阻止し、軀の世界遺産登録を実現するために、本件訴訟への一層のご支援をお願いする次第である。

泡瀬干潟埋立事業差止・高裁判決とその後の展望

弁護士 堀 雅 博

1 平成21年10月15日午後2時、福岡高等裁判所那覇支部において、一審の差止判決を支持する判断が下されました。

内容は、沖縄県と沖縄市に対して、泡瀬干潟埋立事業について、公金支出の差止（調査費用とその人件費を除く。）を命じるものです。

本記事は、前回報告した地裁判決から高裁判決に至る経緯、判決内容及び今後の展望について、記載するものです。

2 本件についての控訴審は、以下の流れで進みました。

- ①平成20年 11月 19日 一審判決
- ②平成20年 12月 3日 沖縄市長・沖縄県知事が控訴
- ③平成21年 3月 11日 第1回事前進行協議

- ④平成21年 4月 22日 第2回事前進行協議
- ⑤平成21年 5月 28日 第1回口頭弁論
- ⑥平成21年 6月 25日 第2回口頭弁論
- ⑦平成21年 7月 8日 現地進行協議
- ⑧平成21年 7月 23日 第3回口頭弁論
- ⑨平成21年 10月 15日 判決

(1) 本件控訴審においては、原告からの控訴や附帯控訴はしませんでした。

一審の判決が、「現時点」での経済的合理性を否定しているため、県と市が、新計画を策定して、経済的合理性を主張することが予想されたからです。新計画を完成させないためには、早期に結審する必要があります。

また、工事が日々進んでいることから、早期結審は必要不可欠でした。

そのため、控訴や附帯控訴は控えました。

(2) 現地進行協議については、裁判所から提案を受けました。

一審と同じく、泡瀬干潟等の現場を裁判所に視察してもらうことは、有効であったと思っています。

3 控訴審における主張

(1) 控訴審においても、環境面での主張は、追加主張しました。

自然の重要性は、事業に求められる経済的合理性のハードルを上げるものであると考えたからです（もっとも、高裁判決では、主張は排斥されています。）。

(2) 経済面について

①現時点での経済的不合理性のほか、②平成12年当時の埋立事業計画の経済的不合理性を主張しました。

①については、沖縄市による新計画策定がありましたが、新計画の完成前に結審することができました。

なお、沖縄市長は、市長声明について沖縄市の方針を変更させるほどの大きな意味はないという自己矛盾ともとれる主張をしていました（この点については、弁護団の主張に沿う形で、市長声明は、計画を変更せざるを得ない状況にあったことを示す事実であると認定されています。）。

4 判決について

本件高裁判決についても、現時点での経済的合理性がないことを理由として、一審の結論を支持していました。

高裁判決では、さらに、一審判決を理論的に押し進めたものでした。

判決では、公有水面埋立法13条の2での変更許可を得る前に、変更許可を得る見込みがあれば、暫定的に工事を進めることを禁止していないという解釈を示しました。そして、変更許可を得る見込みがあれば、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項に違反しないとしました。その上で、変更許可を受ける見込みがあるのか

どうかは、実質的には、現在沖縄市において策定中の新土地利用計画に経済的合理性が認められるかどうかという判断の枠組みを示しました。

経済的合理性について、判決では、①新計画は、平成12年当時の計画（判決では、経済的合理性を欠くとはまではいえないという認定になっている。）を前提としているが、平成12年当時の計画自体にも、多々疑問点があることから、新計画について経済的合理性があると直ちに推認できない。②平成12年当時の計画から既に9年経過し、その間経済的事情等に大きな変化が生じているため、新計画に経済的合理性があることの推認がいっそう困難となっている。③第Ⅱ区域については新計画で埋立を撤回しているため、第Ⅰ区域だけでは、アクセス道路が制限され、従前の計画で得られたスケールメリットを放棄せざるを得ない状況にもなっているとの判断を示しました。

そして、結論として、「新たな土地利用計画に経済的合理性があるか否かについては、従前の土地利用計画に対して加えられた批判を踏まえて、相当程度に手堅い検証を必要とするのであり、そもそも新しい土地利用計画の全容が明らかとなっていない現段階においては、これに経済的合理性があるとは認められない。」として、Ⅰ区の経済的合理性を否定しました。また、事実上撤回されているⅡ区の経済的合理性も否定しました。

高裁判決における勝訴の要因として、市長声明とそれ以後の沖縄市の計画変更が大きかったとは思いますが。

しかし、東門市長の当選・東門市長の声明文・沖縄市の計画変更という流れになったのは、やはり、ひとえに、「泡瀬干潟を守る連絡会」をはじめとする原告団の熱意ある運動の結果であることは間違いありません。

また、一審同様、現場検証（進行協議期日）や各弁論期日における意見陳述において、原告団の熱意及び泡瀬干潟の自然の重要性が裁判所にも伝わったことも大きかったのではないかと考えています。

なお、一審で判決が出た後も、一審判決を無視するような形で工事が続行されていました。このような司法の判断を無視した行政の傲慢さに対する裁判所からの戒めという見方も、できるのかもしれませんが。

5 今後について

判決において、差止の対象から、調査費用及びその人件費が除かれていることを根拠として、現在、沖縄市は、新しい土地利用計画を作成し、埋立を推進しようとしているようです。

しかし、①沖縄市も沖縄県も、現時点での経済的合理性を否定した高裁判決に対する上告をあきらめて、高裁判決を確定させたこと、②高裁判決が新計画に対しても従前の計画に対する批判を踏まえた手堅い検証を求めていること（釘をさしていること）などからも、新計画を策定さえすれば、埋立を続行できるという安易な態度は慎むべきです。

原告団及び弁護団としては、公有水面埋立の変更許可が出ないように見張る運動を展開することが当面の目標になると思われます。

本件高裁判決を弾みとして、泡瀬干潟の埋立中止へと運動を発展させていくつもりです。

【四】2009年度 組 織 活 動

1 活動の概要

(1) 今年度の活動としては、先ず2009年3月29日に東京都港区で第38回総会・記念シンポジウム「新たな大気汚染公害被害者救済制度をめざして」が約150名の参加者を得て開催された。このシンポジウムは、日本環境会議との共同主催で、先ず同会議の淡路剛久理事長の挨拶と趣旨説明で始まり、石川牧子東京大気汚染公害裁判原告団事務局長と原希世已同弁護団事務局長が被害者救済制度の必要性と東京大気汚染公害裁判における経験について報告した。続いて、大気汚染被害者救済制度検討会・提言作成ワーキンググループ座長である吉村良一立命館大学教授が検討してきた被害者救済制度の基本的考え方について講演した。吉村教授は、1988年の指定地域解除後も大気汚染が継続し、被害者が増加しているとの認識のもとに、基本的考え方として①新たな救済制度は、現行の公権法の制度とは別の制度、②医療費救済制度と被害補償制度の二本立て、③「責任ある関与」をした者に費用負担させるという三点を挙げ、詳しく説明した。次にワーキンググループの事務局担当の除本理史東京経済大学教授が費用負担のあり方について説明した。後半は、磯野弥生東京経済大学教授のコーディネートのもとに、パネルディスカッションと質疑応答が活発に行われた。

(2) 今年度は、6月2日に開催された第1回幹事会において、ノーモア・ミナマタ弁護団を中心に、加害企業チッソの免責を画策する「水俣病救済特別措置法案」に反対し、チッソの分社化を阻止するための討議を行った。ノーモア・ミナマタ訴訟は、これまでの熊本訴訟に加え、2009年2月には近畿訴訟、同年6月には新潟訴訟が提起されたが、第1回幹事会には園田、徳井、中村の3訴訟の弁護団長を始め、26名の弁護士らが参加した。その後自公政権による法案が提出され、一方ではチッソの免責を認めない民主党法案も提出されて、両者による協議が重ねられたが、民主党がチッソの分社化を

認める形で修正が行われ、7月8日同法案は成立してしまった。しかし、ノーモア・ミナマタの原告団、弁護団、支援者らは、約2週間にわたって連日衆議院議員会館前や民主党本部前で坐り込み行動等を実施した。多くの国会議員の支援を受けながら、この運動は大いに盛り上がった。公害弁連としても全力を上げて支援を行った。この坐り込み行動の盛り上がり、その後の訴訟団、弁護団の運動に引き継がれ、9月大検診による新たな患者の出現と相俟って、2010年1月からの和解協議の開始へとつながっていった。さらに、同年2月には東京訴訟も提訴された。

(3) 大阪弁護士会で開催した9月26日の第2回幹事会では、アスベスト国賠訴訟として最初に判決を受けることになる大阪・泉南アスベスト国賠訴訟が11月11日に最終弁論を迎えるにあたって、当該弁護団とじん肺弁連と公害弁連で合同の集中討議を行った。当該弁護団等から13名、尼崎アスベスト弁護団から2名、じん肺弁連から2名に公害弁連の弁護士を加えて総勢25名で熱心に討議された。同訴訟は、2010年5月19日に大阪地裁で一審判決がなされる予定で、署名運動や大阪・東京での行動が繰り返し行われている。

(4) 続いて第3回幹事会は、11月19日に京都弁護士会で開催された。これは、翌20日、21日京都で開催された第9回アジア・太平洋NGO環境会議（APNEC9）と22日の日本環境会議尼崎大会に続ける目的で開催されたものである。幹事会では、ノーモア・ミナマタ、よみがえれ！有明、イレッサ西日本、泉南アスベスト、川辺川ダム、圏央道高尾山（書面参加）の各弁護団報告とともに、9月の政権交代後いかに公害・環境事件に勝利解決を獲得していくかについて突っ込んだ議論を行った。後半は、APNEC9に参加される張五林南京大学教授、劉湘弁護士、桜井次郎名古屋大学大学院助教授の3名が加わって、中国の環境問題に関する報告を受けた。

11月20日、21日には、京都市国際交流会館と京都大学において、APNEC9京都会議が開催され、日本をはじめアジア・太平洋の14の国・地域から参加して、「民主化・地方分権化と環境ガバナンス」「環境公益訴訟と被害者救済」「アジアの廃棄物問題と国際リサイクル」「これからのアジア環境協力とAPNECの課題」の各課題について討議が行われた。同日午後には、市民公開シンポジウム「持続可能な低炭素社会をアジアから」が開かれた。翌22日には、尼崎アルカイックホールにおいて日本環境会議30周年記念尼崎大会「環境再生から持続可能な地域づくりへ」が開催された。午前中は「道路公害問題」と「アスベスト被害」の分科会に分かれて討議が行われ、午後からは白井文尼崎市長も参加したシンポジウム「環境再生から持続可能な地域づくりへ」が開催された。いずれの会議にも、公害弁連に所属する弁護士が積極的に参加した。

- (5) 2009年度一年間を通じて、公害弁連は「地球温暖化問題」に積極的に取り組んだ。一昨年から毎月一回開かれる公害・地球環境問題懇談会を中心とする温暖化対策推進委員会のメンバーとして、シンポジウム、署名、宣伝活動等の共同行動に参加してきた。特に、昨年12月にはデンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15、COPMOP5の国際会議に向けて地球懇が派遣した22名の代表団の一員としてノーモア・ミナマタ訴訟・圏央道高尾山の各弁護団と公害弁連事務局から4名が参加した。国際会議の会場となったベラセンター内のブースでノーモア・ミナマタの訴えを行ったり、またNGOの活動拠点となったクリマフォーラムでは天狗やシロクマの衣装を着けたパフォーマンスをして地球温暖化防止を訴えた。さらに、環境問題に先進的に取り組んでいるデンマークの状況を視察するため、エコビレッジ、市役所、エネルギー事務所、生協等を訪問した。帰国後は、1月30日に新宿農協会館で代表団の報告集会が開かれ、環境省等への要請行動も行った。

1月8日の第4回幹事会では、地球温暖化防止「COP15の報告」と題して早川光俊副幹事長より、中期削減目標や途上国支援について決議をすることができず「留保決議」となったことの正確な意

味、温暖化防止に向けて世界120カ国の首脳が一堂に会して討議したCOP15の成果、COP16メキシコ会議に向けての課題などについて報告を受けた。また、民主党政権がCO₂削減のエネルギー政策として原子力発電の増設を容認しようとしているとき、熊本県天草における原発新設の動きに対する反対運動について、田中芳典弁護士より報告があった。

- (6) 今年度は、幹事会4回と事務局会議5回を開催したが、その内容は活動報告として掲載した。幹事会の主要テーマは、前記のとおりであるが、各会議毎に出席した各弁護団が訴訟等の報告を実施し、意見交換を行っている。幹事会の出席者は9名～26名（平均約20名）と、昨年よりも大幅に増えた。事務局会議の出席者は6名～7名とほぼ一定しているが、圏央道、有明、川辺川の公共事業をめぐる弁護団とノーモア・ミナマタ、横田、アスベストの弁護団が大半を占めている。事務局会議や幹事会に出席しない弁護団に対する取り組みがどうしても弱くなるため、できる限り一人だけでも出席することが望まれる。

- (7) 今年度の公害弁連ニュースは、No.162～No.165の4回発行した。昨年9月の政権交代という歴史的転換点に立って、無駄で有害な公共事業の事前差止等を求めるたたかいをいかに展開していくかという観点に立って、No.164に「公共事業特集号」を組んだ。民主党が選挙中からマニフェストにその中止を掲げた八ッ場ダムと川辺川ダム、昨年10月に相次いで画期的な勝利判決を獲得した鵜の浦と泡瀬干潟、公害弁連の中核を担う有明と高尾山、さらに新たに公害弁連に加入した国分寺道路と馬奈木代表委員の巻頭言、弁護士1年目の和泉弁護士の若手弁護士奮戦記と豊富な内容の特集号とすることができた。その他の公害弁連ニュースについても、熊本・近畿・新潟のノーモア・ミナマタ訴訟、PM2.5の環境基準やロードプライシングの大气訴訟、基地騒音・アスベスト・薬害イレッサ等の公害弁連加入弁護団のニュースに加え、全国展開となったB型肝炎訴訟について出筆をしてもらった。また、これまでの公害弁連ニュースと同様に経験豊富な代表委員・顧問の出筆による巻頭言と若手弁護士奮戦記を毎回掲載してきたが、今後も

継続していきたい。発行部数は、650部であるが、新たな加入弁護士や訴訟が終了した弁護士などへの配布部数の調整を行ってきたい。

公害弁連内部での通信手段として、速報性を重視した「情報と通信」をFAX通信している。今年度は2月末現在でNo.253～No.274まで22回発行したが、各弁護団の支援や署名要請等も随時FAXしているので、どんどん事務局宛に要請して欲しい。速報性としては、テレビや新聞に劣るため、各弁護団には積極的に判決要旨や声明などの資料を事務局宛メールやFAXで送付されたい。FAX通信ではなく、メーリングリストに変更することも考えられるが、資料をどのように扱うのか、今後の課題としたい。

(8) 国際交流としては、昨年7月2日から11日の間、韓国の司法修習生の来日研修が行われた。「日本の公害・環境訴訟」をテーマに11名（司法修習生10名、指導教官1名）が参加し、大阪と東京で、西淀川、アスベスト被害、基地騒音の講義を受けるとともに、泉南アスベストと横田基地の現地調査を実施し、司法研修所の見学や日本司法修習生などとの交流会も行った。このほか第3回幹事会において、南京大学の張五林教授や劉湘弁護士と交流したこと、APNEC9に参加したことは前述のとおりである。

(9) 今年の第39回公害弁連総会記念シンポジウムでは、「沖縄から基地騒音被害の解消を目指して」と題して、普天間基地の移設問題で揺れる沖縄県沖縄市において3月27日に開催する。シンポジウムでは、先ず、普天間基地の移転をはじめとする米軍再編などの軍事状況と基地騒音について琉球新報社の松元剛氏、航空機騒音による身体的被害等について京都大学の松井利仁教授より二つの基調報告を受けたのち、各基地騒音訴訟弁護士に全国基地爆音訴訟原告団連絡会議の責任者を交えて、各弁護団がどこに重点を置いて訴訟を進めているか、基地騒音被害の解消を目指して何を為すべきなのかについて討議する。また、翌日はバスで嘉手納基地、普天間基地等とその移転先候補とされている辺野古を視察する。

公害弁連としては、全国公害被害者総行動実行

委員会との連帯を中心として、日本環境会議、公害・地球環境問題懇談会、日本環境法律家連盟、全国じん肺弁連、薬害弁連、道路全国連、景観と住環境を考える全国ネットワーク等の関係団体との交流や連携を広げ、互いに活動の経験、成果、知恵を共有して、公害・環境の運動を一段と推進していく必要がある。

2 活動報告

(1) 幹事会

① 第1回幹事会

日 時：2009年6月2日

場 所：東京

出 席：近藤、板井（優）、園田、寺内、
板井（俊）、中村（輝）、高峰、菅、
久保田、吉野（隆）、後藤、市橋、
池永、山本、関島、松尾、村松、
伊藤、西村、白井、加納、中杉、
（修習生）
（特別参加）徳井、井奥、中村（周）
計 26名

内 容：

- ・「水俣病救済特別措置法案」、チッソ分社化阻止
- ・第9回アジア太平洋NGO環境会議（APNEC9）の開催
- ・韓国修習生の日本研修について
- ・各事件報告（ノーモア・ミナマタ、東京大気、アスベスト、有明、高尾山、イタイイタイ病、基地騒音）

② 第2回幹事会

日 時：2009年9月26日

場 所：大阪

出 席：近藤、板井（優）、西村、白井、加納、
松尾、板井（俊）、中杉、
（じん肺弁連）山下、井上
（大阪じん肺アスベスト弁護団）芝原、
村松、鎌田、谷、八木、伊藤、小林、
半田、奥村、山上、松尾、岡、
（支援）澤田
（兵庫尼崎アスベスト弁護団）八木、

八田

計 25名

内 容：

・大阪・泉南アスベスト国賠訴訟の集中討議

③ 第3回幹事会

日 時：2009年11月19日

場 所：京都

出 席：馬奈木、中島、村松、白井、森、

伊藤、板井（俊）、寺内、中杉

計 9名

張五林南京大学教授、劉湘弁護士、

桜井次郎名古屋大学大学院助教授

内 容：

・各事件報告（ノーモア・ミナマタ、有明、
イレッサ西日本、泉南アスベスト、川辺川、
高尾山（書面））

・「中国の環境問題」の報告

④ 第4回幹事会

日 時：2010年1月8日

場 所：東京

出 席：豊田、馬奈木、中島、村松、早川、

寺内、板井（俊）、田中、堀、

吉野（隆）、後藤、板井（優）、森、

八木、関島、松尾、加納、中杉

計 18名

内 容：

・地球温暖化防止「COP15の報告」（早川光俊
弁護士）

・天草原発の動き（田中芳典弁護士）

・各弁護団の報告（ノーモア・ミナマタ、有
明、川辺川、アスベスト、圏央道、イレッ
サ）

(2) 事務局会議

① 今年度の開催と参加状況は次のとおりである。

5月14日（7名）、7月9日（6名）、10月15日（7
名）、12月1日（6名）、2月5日（6名）

② 参加者が固定化される傾向にあるが、毎回6～
7名の参加を得て、事務局内での分担を図りなが
ら、討議・実行してきた。

(3) ニュース・通信の発行

① ニュースは、今年度は4回発行した。

② 「情報と通信」は22回出した。トピックな情報
を事務局に集める方法を工夫し、さらに充実さ
せる必要がある。

(4) 財政

公害弁連の収入は、会費収入とカンパ収入が根
幹となっているが、今年度はカンパなしの会費収
入のみであった。

【五】2010年度 活 動 方 針

1 大気汚染公害被害者の闘いを発展させ、裁判闘争の成果や裁判での前進を被害者のたたかいに結合させて、大気汚染公害の根絶と新たな被害者救済制度の確立をかちとる。

- (1) 西淀川・川崎・尼崎・名古屋南部判決と東京大気和解を梃子に自動車メーカー・道路管理者等汚染原因者の負担に基づく国レベルでの新たな被害者救済制度の確立に全力をつくす。
- (2) 公害認定患者の等級切下げ、現行補償法改悪の動きに断固反対してたたかうとともに、自治体レベルでの新たな被害者救済制度の確立のための取組みを強化する。
- (3) 全国の大気汚染地域で、実態調査、被害者掘りおこしに取り組むとともに、各自治体レベルでの医療費救済制度の確立を追求する。
- (4) PM2.5測定体制を早急に整備させ、PM2.5低減のための対策の早期実施を追及する。
- (5) 東京都をはじめとする首都圏等自治体のディーゼル規制条例を梃子に、国に対し、自動車NOx・PM法の抜本的強化をはじめとした自動車排ガス対策の強化を迫るとともに、自動車メーカーに対し、後付けの排ガス低減装置の開発・無償装着を求めたたかいを強める。
- (6) 尼崎での公調委あっせん成立を契機として、各地「連絡会」での実効性ある協議を推進し、大型車の交通総量削減をはじめとした抜本的対策の実現を追求する。
- (7) 裁判闘争の成果をふまえて、地域再生の課題に取り組む、とりわけ環境教育、語り部活動を重視し、この点で国、自治体に対する要求実現行動にも取り組む。

2 公害道路の建設強行を許さず、裁判闘争の成果をふまえて、道路行政の抜本的転換を求める。

- (1) 各地の大気汚染裁判の前進を梃子に全国の道路反対運動との連携を進めて、道路建設至上主義の

道路行政の抜本的転換のためのたたかいに取組む。

- (2) 圏央道・広島国道2号線高架道路・国分寺都市計画道路をはじめとする環境破壊、公害拡大の道路建設の強行を阻止し、道路建設をめぐる裁判、調停でのたたかいを強め、道路計画の見直しを迫る。
- (3) 「改正」土地収用法下での強引かつ非民主的な収用委員会審理に断固反対し、事業認定の違法を争わせない審理方式に対する批判を集中してたたかう。
- (4) 圏央道高尾山裁判の判決の誤りをただし、豊かな自然環境を破壊する圏央道建設を許さないため、法廷内外の取組みを強める。
- (5) 国道43号線裁判の最高裁判決の成果をふまえて、道路騒音環境規準の見直しを求め、道路騒音・振動公害の根絶をめざす。

3 基地・空港などの騒音裁判に勝利し、基地、空港、新幹線などによる騒音・振動被害の根絶をめざすたたかいを強める。

- (1) 平穏な生活を取り戻すため、差止請求を棄却した最高裁判決の誤りをただす差止勝利判決をかちとるため全力をつくす。
- (2) 基地周辺の全被害地域に居住する住民に対し、将来請求を含む損害賠償を認めさせるたたかいを強める。
- (3) 現在訴訟を起こしていない基地周辺の騒音公害にも反対し、新訴訟を含む新たな運動を展開する。
- (4) 国およびアメリカ政府に対し日米合同委員会における騒音防止協定の遵守を徹底させるとともに、騒音コンターの縮小的見直しなど周辺対策の切り下げを阻止し、騒音発生源対策など被害そのものの縮小を迫る。
- (5) 名古屋新幹線訴訟でかちとった「和解協定書」にもとづき、発生源対策を一層強化させ、JR、国交省、環境省などに対し、新たな被害の発生、拡大を許さないたたかいを強める。
- (6) 「基地公害の根絶は基地の撤去から」という立場から、沖縄県民の基地撤去のたたかいを支援する。

- (7) 在日米軍再編に伴う軍民共用、軍軍共用等の基地強化の策動に反対し、騒音被害の拡大を阻止する。

4 不知火海沿岸住民の健康調査の実現及び司法救済制度の実現により全面解決を図り、安上がりの解決を阻止するとともに、世界に水俣病の教訓を伝えるたたかいに取り組む。

- (1) 全ての水俣病患者を救済するために、不知火海沿岸住民47万人の健康調査を実施させるとともに、安上がりの解決を目的とする不十分な調査に反対する取り組みを強化する。
- (2) 新たな国賠訴訟（ノーモア・ミナマタ国賠訴訟）へ多くの被害者の結集を図るとともに、訴訟の進行を促進させ、司法救済制度による早期救済を実現させる。
- (3) 認定基準を改めないままの認定審査会の再開を糾弾するとともに、水俣病と認めず責任を曖昧にする安上がり解決を阻止する。
- (4) チッソの消滅時効、除斥の主張、すでに成立した「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」による責任逃れの分社化を許さず、最後の一人まで補償を完遂させるためのたたかいを強化する。
- (5) 他団体との共闘を図り、民医連、保険医協会などの医療機関をはじめ広範な医師、研究者との関係を強め、患者の立場に立った水俣病医学の確立の実現をめざす。
- (6) 「総合対策医療事業」の内容の充実、継続を求めて、引き続き取り組みを続ける。
- (7) 不知火海沿岸、阿賀野川流域の汚染地域の再生、復興、街づくりの課題に、加害者の責任を明らかにする立場から取り組む。
- (8) 全ての公害の根絶に向け、ノーモア・ミナマタを訴え、闘いと教訓を世界に伝える。

5 カネミ油症などの食品公害やスモン、ヤコブ、イレッサなどの薬害被害者の恒久対策と医療の充実をめざすたたかいを進める。

- (1) 薬害ヤコブ病の全面救済を勝ちとるとともに、薬害根絶、再発防止のための制度確立のため全力

をつくす。

- (2) 薬害イレッサの裁判勝利と早期全面解決を勝ちとるため全力をつくす。
- (3) すべてのカネミ油症被害者が救済を受け、安心して治療、療養を受けながら生活を送れるよう、カネミ倉庫はもちろん、国に対して行政上の措置をとらせるたたかいを強化する。
- (4) スモンの全面解決を踏まえて、薬害弁連の運動とも連帯して、健康管理手当の増額を含む薬害根絶の運動を発展させる。
- (5) カネミ油症、スモン、エイズ、ヤコブなどの治療法の研究開発を進める要求を支持し、難病対策の充実を求める運動を支持する。
- (6) 独立行政法人医薬品・医療機器総合機構制度の充実、改善をめざす。
- (7) 抗がん剤にも医薬品副作用被害救済制度を適用するたたかいを強力に進める。
- (8) 食品の安全性を求めるたたかいを消費者、農民とともに協力してたたかう。食品の安全性を確保する法制度の改善をめざし、食品衛生法などの改正を求めてたたかう。

6 神通川流域、安中公害など各地の重金属による汚染の監視を継続し、汚染土壌の復元を計画どおり完了させる一方、市街地土壌、地下水汚染問題に取り組む。

- (1) 神岡鉱業所、東邦亜鉛安中精錬所での公害防止協定に基づく立入調査を引続き成功させ、周辺での環境調査と合わせて発生源対策の継続をはかっていく。
- (2) 神通川流域、安中の土壌復元事業を、計画どおり完了させる。
- (3) イタイイタイ病患者の認定行政の適正化のたたかいを支援する。カドミ腎症の救済を勝ちとり、環境省の調査研究を引続き監視していく。
- (4) イタイイタイ病の原因論争の蒸し返しを警戒し、重金属による人体被害、農業被害についての科学者との学際的協力を重視していく。
- (5) 市街地土壌・地下水汚染問題に取組み、真に実効性のある土壌汚染対策法の制定をめざす。

7 自然・環境破壊の公共事業に反対するたたかいを強化し、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

- (1) 諫早湾干拓地潮受堤防排水門を開放させ、干拓事業の抜本的な見直し及び真の有明海再生事業、漁民の救済制度を確立し、宝の有明海をよみがえらせる。
- (2) 諫早湾干拓農地に対する公金の支出など無駄で有害な公共事業に対する際限ない税金投入をやめさせる。
- (3) 流域住民の力で勝ち取った川辺川ダム建設中止の成果に学び、全国の無駄なダム建設計画を中止に追い込む。
- (4) 自然・環境破壊の公共事業に反対するたたかいを強化し、道路建設反対のたたかいと連携して、大型公共事業の中止・見直しを迫る。

8 日韓公害・環境シンポジウムの成功をふまえ、韓国、中国をはじめとしたアジア諸国との広範かつ実践的な交流を強化する。

- (1) 韓国・中国の法律家との交流を深め、3カ国の弁護士らによる会議の開催をめざす。
- (2) 毎年実施されている、韓国司法修習生の公害環境研修に積極的に協力する。

9 官僚司法を打破し、国民のための司法改革運動を進め、非人道的な長期裁判に反対し、公害被害者の早期救済と公害根絶に役立つ勝利判決をかちとるたたかいを法廷内外で展開する。

- (1) 公害等調整委員会が行政追従の姿勢を改め、公害紛争に関する専門的機関としての本来の役割に立ち返るよう求める取組みを強める。
- (2) 国民主権に根ざした司法の行政に対するチェック機能の抜本的強化をはかるため、改正行政訴訟法を活用し、さらに行政訴訟改革への取組みを強める。
- (3) 法曹一元など、さらなる国民のための司法をめざす。
- (4) 裁判所の異例な人事政策や判・検事交流の実態

を明らかにし、広く国民に知らせるとともに、裁判所として国民の権利擁護の立場に立たせ、正義と公平を実現させるための本来の姿を堅持させるよう裁判所の内外での努力を強めていく。

- (5) 「生きているうちに救済を」という公害被害者の切実な要求を実現させるために、公害裁判の長期化に断固として反対し、公害被害者の早期救済、全面解決の早期実現の必要性を裁判の内外で常に訴えて、あらゆる公害裁判での早期結審・判決の実現に努力する。
- (6) 公害裁判の中で、加害企業、行政の立場を批判するとともに、裁判所の公害被害者の立場を理解しない訴訟指揮については断固として反撃する。
- (7) 被害者とともにたたかう公害弁護団として、日常の法廷で加害者を圧倒する活動を展開する。
- (8) 戦略的環境アセスメント法制定のためたたかうとともに、地方自治体において、実効ある環境アセスメント条例の制定をめざす。

10 国際的視野から地球環境の破壊に反対し、環境保全のために被害者・住民・専門家などの諸団体との提携を強め、環境保全の課題の基本は現在の公害被害者の救済と公害根絶に努力するところにあることを広く国民に訴えていく。

- (1) 環境保全は国民的課題であるとの観点で、地球環境保全の様々な取組みに積極的に参加するとともに、わが国の公害被害者の救済と公害根絶の課題を達成することこそが地球環境保全の基礎であることを広く訴える。
- (2) 地球温暖化問題では、政府、自治体、企業に対し、京都議定書及び25%の中期削減目標を完全に達成するための施策を実施させるたたかいを強力に進める。
- (3) 国内外の公害・環境破壊反対の運動や団体との連携を強め、多くの公害被害者や運動体と連携し、全国的、地域的ネットワークづくりを含め、創意をこらし多種多様な行動に積極的に取り組む。とりわけ、日本環境法律家連盟との連携を強め、自然環境保全の運動を支援する。
- (4) 第35回全国公害被害者総行動デーの成功のために積極的に参加し協力する。

- (5) 医師、科学者などの専門家、とりわけ民主医療機関連合会、日本環境会議、日本科学者会議との連携を深め、公害被害者の発掘に努め、加害者の責任を明確にし、公害反対運動の実戦的理論の確立、被害者救済と公害根絶の推進に努力する。
- (6) 公害根絶と被害者救済に関する法制度の拡充、強化をめざし、公害問題に関する立法、行政、地方自治体などに対する提言、申入れを積極的に行っていく。
- (7) 知る権利を具体化した、実効性ある情報公開制度の確立、環境権、人格権の尊重の原則の法制化、自然の権利の確立のために、積極的に取り組む。

11 廃棄物問題、ダイオキシンなどの環境ホルモン汚染問題への取組みを強め、「ゴミ弁連」との交流を進め、住民団体の活動を支援する。

12 アスベスト問題を史上最大の社会災害と位置づけて、国と大企業に対して、被害者の全面的な救済と抜本的なアスベスト対策を求めるたたかいに取り組む。

- (1) 泉南アスベスト国賠訴訟の勝利判決を勝ち取り、判決を契機にした早期解決をめざす。
- (2) 真に隙間のない救済に向けて、「アスベスト救済法」の改正を要求する。
- (3) 被害の全面的な把握を行うために、国に対して大規模な疫学調査や被害実態調査を要求する。
- (4) アスベスト被害の根絶のために、アスベスト基本法の制定とアスベスト問題を統一して扱う行政機関の設置を要求する。
- (5) シンポジウムなどの開催、全国各地の被害者の掘り起こし、さらには国家賠償訴訟の勝利など、アスベスト問題の解決に向けた取り組みを一層強化する。
- (6) 建築解体によるアスベスト飛散問題に積極的に取り組む。

13 最大の環境破壊である戦争に向けた策動に反対し、平和憲法改悪を断固阻止する運動に飛躍的に取り組む。

- (1) 米軍再編、防衛「省」昇格、自衛隊と在日米軍の連携強化、国民投票法案上程など、改憲への地均しがなし崩し的に押し進められる情勢において、アメリカと一体となった集団的自衛権行使を狙った憲法改悪を断固阻止し、平和条項を守り発展させる運動への取り組みを強化する。
- (2) 「戦争は最大の環境破壊」をキーワードに、アメリカのイラク侵略戦争と自衛隊のイラク派遣に象徴される、反テロリズムと国際協調の大義名分の下に押し進められる戦争を含め、あらゆる戦争に向けた策動に反対するたたかいに取り組む。

14 公害弁連の組織、体制など

- (1) 幹事会、事務局会議への参加を強めて、その内容を充実させ、各弁護団がかかえている課題、問題点を明確にし、共同の討議を通じて理論的、実践的水準を一層引き上げていく。
- (2) 各公害の分野別の弁護団の交流を積極的に進めるとともに、公害弁連の担う課題、任務分担を明確にさせて、総合的なたたかいを進めていく。
- (3) 公害弁連ニュースの定期発行、情報と通信の随時発行、公害弁連ホームページの充実、法律雑誌への投稿、パンフレットなどによって、宣伝活動の強化、充実を図る。
- (4) 新規加入弁護団の増加をはかり、財政の確立に向けて抜本的な改革を検討し、組織、財政の拡大、充実を図る。
- (5) 役員・事務局体制を充実させる。

イ 幹事会の充実

ロ 事務局会議の充実

【六】公 害 関 係 資 料

〔水俣病関係〕

和解勧告についての声明

2010年1月22日

ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟原告団

本日午前10時00分、熊本地方裁判所民事第2部（高橋亮介裁判長）は、ノーモア・ミナマタ国家賠償等訴訟第23回口頭弁論期日において、「係属中の全ての事件」の原告2,018名、並びに、国、熊本県及びチッソ株式会社に対し、訴訟上の和解による解決を勧告した。我々は、水俣病問題の全面解決に向けた裁判所の英断に心から敬意を表する。

この和解勧告は、本年1月15日付けでなされた原告らによる和解勧告の要請、及び、被告国及び熊本県による和解勧告の要請を受けてなされたものである。かつて長年にわたり争われた水俣病第三次訴訟において、被告国は、熊本をはじめ、東京、大阪、福岡の各裁判所から再三にわたり和解勧告を受けたにもかかわらずこれを拒否し続けた。しかし、本日の和解勧告を受け、被告国は、これまでの姿勢を転換し、訴訟上の和解のテーブルについた。我々は、本日の和解勧告とこれに続く和解協議の開始が、水俣病問題の解決に向けた歴史的転換であることを確認するものである。

本訴訟における主要な論点の一つとして、いかなる症状を有する者が水俣病被害者であるか、その症状をどのように診断するか、という問題がある。しかし、被告国及び熊本県は、本日の和解勧告の直前の本年1月18日、臼杵扶佐子医師の証人尋問の申出を撤回し、反証の機会を放棄した。これにより、この争点における我々の主張の正しさは、よりいっそう明らかになった。

本日午後1時30分から第1回目の和解協議が行われた

が、これに続く裁判所での和解協議の内容こそが、水俣病問題の解決の在り方を左右するものとなる。我々は、すべての水俣病被害者が最高裁判決に従った正当な補償を受けるための司法救済制度の構築を勝ち取るために協議を行う。しかし、すべての水俣病被害者に対する補償の大前提となる不知火海沿岸地域の健康調査も行われていない現状においては、健康調査の実施が喫緊の課題であるほか、水俣病被害者の判定方法、一時金や療養手当の水準のみならず、対象地域の線引き問題、昭和44年以降に水銀曝露を受けた水俣病被害者に対する補償問題、そして、未だ名乗りを上げることができない水俣病被害者への補償問題のいずれもが大きな課題である。

我々は、すべての水俣病被害者に対する正当な補償を実現するために、国会・政府、世論の理解と支持も広げていく。そして、今後、新たに立ち上がるであろう水俣病被害者をはじめ、熊本、近畿、新潟の訴訟団、及び、新たに闘いを始める関東在住の水俣病被害者などと一致団結して、最後の最後まで闘い続けることをここに誓う。

声 明

平成22年2月23日

ノーモアミナマタ東京訴訟原告団
不知火患者会関東支部

私たちは、本日東京地方裁判所にノーモアミナマタ東京国賠訴訟を提起致しました。

私たちは、水俣病の被害発生地である不知火海沿岸地域に生れ育ちましたが、種々の理由により関東周辺に移住し生活してきました。この間水俣病の症状に苦しめられながら、水俣現地で起っている患者救済をめぐる状況については、ほとんど知らないまま、まして国や出身県からは何らの情報も得られず、放置されたままにされてきました。

今般、私たちは国が解決に向けて動き出したことや、東京でも有志の医師による検診が行われることを知り、ようやく正当な補償を求めて、国・熊本県・チッソを被告とする裁判に立ち上がることができましたが、関東周辺にはまだまだ情報を知らされないまま苦しんでいる多数の水俣病患者がいるはずです。

私たちは、ノーモアミナマタを合い言葉に、これらの患者も加えたすべての水俣病患者が正当な補償を受け、全面解決が実現するまで、一致団結して闘い抜く覚悟です。

みなさまのご理解ご支援を切にお願い致します。

諫早湾内漁民の新たな提訴にあたって

2010年3月11日

よみがえれ！有明訴訟弁護団

本日、諫早湾内の瑞穂漁協に所属する漁民18名、国見漁協に所属する漁民6名、小長井漁協に所属する漁民5名が、新たによみがえれ！有明・開門訴訟に立ち上がり、長崎地裁に提訴した。

この裁判は、2008年4月30日に湾内の小長井漁協、諫早湾近傍の佐賀県大浦漁協の漁民が長崎地裁に起こした開門訴訟に続き、目下の焦点となっている開門の判決を求めるものである。

今回の提訴をもって、諫早湾内の全ての漁協から漁民が開門を求めて立ち上がったことになる。よみがえれ！有明訴訟は、福岡高裁に継続している佐賀地裁平成19年6月27日開門判決の控訴審、長崎地裁に継続していた干拓農地リース事業公金支出差し止め訴訟の控訴審、長崎地裁に継続している小長井・大浦開門訴訟に、今回の瑞穂開門訴訟、国見開門訴訟が加わり、小長井・大浦開門訴訟の原告数が増加し、訴訟の数も原告数も増加することとなった。

諫早湾内漁民は、諫早湾干拓事業開始早々から不漁に苦しみ、諫早湾干拓事業の被害をもっとも長く受けてきた人々である。しかも、湾内漁民は、不漁の中で、生活の糧を得るために、自らの生業を破壊した干拓工事現場に仕事の間を求めたり、国や自治体の補助金をあてにすることを余儀なくされ、いつしか、干拓に反対すると仕事を失い、補助金で差別され、生活を奪われるのではないかと強迫観念にかられながら、干拓に対する異議申立をためらわざるをえなくなった。諫早湾内漁民の受けた被害は、経済的被害にとどまらず、人間の精神の自由、行動の自由という、人間の尊厳の域にまで及んでいる。

しかも、国や長崎県は諫早湾内漁民は干拓事業に反

対していないなどと豪語し続け、湾内漁民の気持ちを踏みにじりながら、その結果を最大限、開門反対の拠り所としてきた。今回の提訴は、それが全くの虚構にすぎなかったことを明らかにした。

民主党政権は、いま、諫早湾干拓事業検討委員会を設置し、白紙の立場から、開門を検討している。

同委員会と国が、今回の提訴の事実を重く受け止め、一日でも早く、漁業と農業と防災が両立する開門が実現されることを願ってやまない。

そもそも今回の開門をめぐる議論は、よみがえれ！有明訴訟を契機としている。したがって、開門問題の合理的な決着にあたって、裁判上の協議は不可欠の要素である。

今回の提訴にあたり、国が、裁判上での開門協議に直ちに応じることを、改めて、強く求めるものである。

【七】2008年度 活 動 日 誌

公害弁連をめぐる動き	
2009. 3. 29	第38回公害弁連総会・記念シンポジウム「新たな大気汚染公害被害者救済制度をめざして」(東京)
5. 14	公害弁連 第1回事務局会議 (東京)
6. 1～2	第34回 全国公害被害者総行動デー
6. 2	公害弁連 第1回幹事会 (東京)
6. 12	ノーモア・ミナマタ新潟全被害者救済訴訟 提訴 (新潟地裁)
6. 25～7. 8	水俣国会前座り込み行動
7. 8	水俣病特別措置法 成立
7. 2～11	韓国司法修習生・日本研修 (大阪・東京)
7. 9	公害弁連 第2回事務局会議 (東京)
8. 9	イタイイタイ病第38回立入調査 (富山)
8. 30	衆議院総選挙
9. 9	PM2.5環境基準告示
9. 16	鳩山内閣発足
9. 26	公害弁連 第2回幹事会 (大阪) 大阪泉南アスベスト集中討議
10. 1	鞆の浦世界遺産訴訟 差止判決 (広島地裁)
10. 15	公害弁連 第3回事務局会議 (東京)
	泡瀬干潟埋立工事差止訴訟 差止判決 (福岡高裁那覇支部)
11. 3～29	ノーモア・ミナマタフォーラム (写真展・横浜)
11. 11	大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 結審 (大阪地裁)
11. 13	裏高尾事業認定・収用裁決取消訴訟 最高裁判決
11. 19	公害弁連 第3回幹事会 (京都)
11. 20～21	第9回アジア・太平洋NGO環境会議 (京都)
11. 22～23	日本環境会議30周年記念 尼崎大会
11. 30	福岡県川崎町安定型処分場差止訴訟 判決 (福岡高裁)
12. 1	公害弁連 第4回事務局会議 (東京)
12. 7～19	COP15 コペンハーゲン会議
2010. 1. 8	公害弁連 第4回幹事会 (東京)
1. 22	ノーモア・ミナマタ国賠等訴訟 和解協議開始 (熊本地裁)
1. 25	国道2号線高架道路延伸工事差止訴訟 結審 (広島地裁)
1. 28	普天間基地爆音訴訟控訴審 結審 (福岡高裁那覇支部)
2. 3	熊本県知事 荒瀬ダム撤去表明
2. 5	公害弁連 第5回事務局会議 (東京)
2. 17	高尾山トンネル事業認定取消請求訴訟 結審 (東京地裁)
2. 23	ノーモア・ミナマタ東京国賠訴訟 提訴 (東京地裁)
3. 4	圏央道工事差止請求訴訟 結審 (東京高裁)
3. 27～28	第39回公害弁連総会・記念シンポジウム「沖縄から基地騒音被害の解消を目指して」(沖縄)

【八】公害并連歴代人事一覽

決定総会	代 表 委 員		幹 事 長	副 幹 事 長	事務局長	事 務 局 次 長			
第1回 1972 (東京)	正力喜之助 (イ病)	北村利弥 (四日市公害)	渡辺喜八 (新潟水俣病)	近藤忠孝 (イ病)	豊田 誠 (イ病)				
第2回 1973 (大阪)	正力喜之助	北村利弥	渡辺喜八	近藤忠孝	豊田 誠				
第3回 1974 (名古屋)	正力喜之助		渡辺喜八	坂東克彦 (新潟水俣病)	豊田 誠				
第4回 1975 (横浜)	正力喜之助	東 敏雄 (熊本水俣病)	山本正男 (名古屋新幹線)	木村保男 (大阪国際空港)	豊田 誠				
第5回 1976 (北九州)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄 (カネミ)	豊田 誠	篠原義仁 (川崎・安中)	林 光佑 (新幹線)	石橋一晃 (空港・イ病)	
第6回 1977 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄	野呂 汎 (四日市公害 新幹線公害)	長谷川正浩 (新幹線)	白川博清 (東京スモン)	犀川季久 (安中)	能勢英樹 (イ病)
第7回 1978 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄	野呂 汎	長谷川正浩	白川博清	犀川季久	能勢英樹 (東京スモン)
第8回 1979 (東京)	正力喜之助	東 敏雄	山本正男	内田茂雄	野呂 汎	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次 (西淀川)	中村雅人
第9回 1980 (川崎)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	鈴木堯博 (東京スモン)
第10回 1981 (北九州)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	水野武夫	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人

決定総会	代 表 委 員			幹 事 長	副 幹 事 長		事務局長	事 務 局 次 長			
第11回 1982 (東 京)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之 (名古屋新聞)	篠原義仁 石橋一晃	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人 中本源太郎 (東北新幹線)
第12回 1983 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁 石橋一晃 吉野高幸	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人 中本源太郎
第13回 1984 (大 阪)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	豊田 誠	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	峯田勝次	中村雅人 中本源太郎
第14回 1985 (東 京)	山本正男	内田茂雄	内田政雄 (西淀川)	高田新太郎 (安中)	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊 (西淀川)	中村雅人 中本源太郎
第15回 1986 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	梨木作次郎	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	鈴木堯博	長谷川正浩	白川博清	早川光俊	鈴木 守 (千葉川鉄)
第16回 1987 (千 葉)	山本正男	内田茂雄	内田政雄	高田新太郎	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉
第17回 1988 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	内田政雄	高橋 勲 (千葉川鉄)	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	白川博清	鈴木 守	早川光俊	中村雅人	管野兼吉
第18回 1989 (神 戸)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平 (川崎)	高橋 勲	石川康之	篠原義仁 高橋 勲	白川博清	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄
第19回 1990 (熊 本)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	管野兼吉	関島保雄	板井 優
第20回 1991 (東 京)	内田茂雄	梨木作次郎	矢島惣平	井関和彦	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優

決定総会	代 表 委 員				幹 事 長	副 幹 事 長		事務局長	事 務 局 次 長						
第21回 1992 (大 阪)	内田茂雄	梨木作次郎	斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優		
第22回 1993 (川 崎)	内田茂雄		斉藤一好	矢島惣平	井関和彦 (西淀川)	篠原義仁 中島 晃 白川博清	石橋一晃 馬奈木昭雄	吉野高幸 鈴木堯博	鈴木 守	早川光俊	宮田 学	関島保雄	板井 優		
第23回 1994 (岡 山)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和	
第24回 1995 (大 阪)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和	
第25回 1996 (熊 本)	内田茂雄	斉藤一好	矢島惣平	千場茂勝	花田啓一 (京都水保)	篠原義仁 吉野高幸 馬奈木昭雄	鈴木堯博 白川博清 鈴木 守	関島保雄 尾藤廣喜	板井 優	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	村松昭夫	白井 剣 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳
第26回 1997 (東 京)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	花田啓一	加藤満生	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 板井	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳	
第27回 1998 (神 戸)	内田茂雄	千場茂勝	花田啓一	近藤忠孝	加藤満生	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 板井	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳	
第28回 1999 (名古屋)	内田茂雄	千場茂勝	花田啓一	近藤忠孝	加藤満生	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 板井	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳	
第29回 2000 (名古屋)	内田茂雄	千場茂勝	花田啓一	近藤忠孝	加藤満生	吉野高幸 馬奈木昭雄 尾藤廣喜	鈴木堯博 鈴木 板井	白川博清 関島保雄	村松昭夫	早川光俊	宮田 学	西村隆雄	白井 剣 森 徳和	中杉喜代司 原希世巳	
第30回 2001 (東京八王子)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	花田啓一	加藤満生	吉野高幸 鈴木 板井	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田 学	白井 剣 中杉喜代司 加納力 高橋	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井幸一		
第31回 2002 (東 京)	内田茂雄	斉藤一好	千場茂勝	花田啓一	加藤満生	吉野高幸 鈴木 板井 高木健康	鈴木堯博 関島保雄 村松昭夫	白川博清 尾藤廣喜 早川光俊	西村隆雄	宮田 学	白井 剣 中杉喜代司 加納力 高橋	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井幸一		

決定総会	顧 問	代 表 委 員			幹 事 長	副 幹 事 長			事 務 局 長	事 務 局 次 長		
第32回 2003 (人吉)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 近藤忠孝 加藤満生 豊田 誠	榎本信行 中島 晃 馬奈木昭雄 吉野高幸	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	宮田 学 籠橋隆明 山本 孝 松浦信平	白井 剣 中杉喜代司 加納 力 高橋 徹	森 徳和 原希世巳 大江京子	松野信夫 久保博道 岩井羊一
第33回 2004 (熊本)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	板井 優	鈴木堯博 関島保雄 早川光俊	白川博清 尾藤廣喜 高木健康	鈴木 守 村松昭夫	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和
第34回 2005 (東京)	内田茂雄 斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 村松隆雄	鈴木 守 早川光俊	西村隆雄	白井 剣 森 徳和 籠橋隆明 松尾文彦	中杉喜代司 原希世巳 久保博道	加納 力 大江京子 岩井羊一	高橋 徹 松浦信平 後藤富和
第35回 2006 (大阪)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第36回 2007 (東京)	斉藤一好 千場茂勝	花田啓一 豊田 誠 馬奈木昭雄	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	関島保雄	鈴木堯博 尾藤廣喜 高木健康	白川博清 村松昭夫 西村隆雄	鈴木 守 早川光俊 宮田 学	中杉喜代司	白井 剣 加納 力 後藤富和	森 徳和 大江京子 島戸圭輔	岩井羊一 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦
第37回 2008 (諫早)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 後藤富和	白井 剣 大江京子 島戸圭輔	森 徳和 高橋 徹 板井俊介	松浦信平 松尾文彦 中村輝久
第38回 2009 (東京)	千場茂勝 花田啓一	近藤忠孝 榎本信行 吉野高幸	加藤満生 中島 晃 篠原義仁	村松昭夫	白川博清 早川光俊 宮田 学	鈴木 守 高木健康	尾藤廣喜 西村隆雄	中杉喜代司	阿部哲二 加納 力 島戸圭輔	白井 剣 伊藤明子 板井俊介	森 徳和 松尾文彦 中村輝久	松浦信平 後藤富和 吉岡孝太郎

【九】公 害 弁 連 規 約

1. (名 称) 本会は全国公害弁護団連絡会議(略称、公害弁連)といい、事務局を東京都におく。
2. (組 織) 本会は公害根絶のために活動している弁護団(調査団を含む)により組織する。
3. (目 的) 本会は公害弁護団の自主性を尊重し、公害訴訟、公害調査その他公害をなくすために必要な理論的実践的諸問題を法律家の立場から相互に研究し、且つ、必要に応じ支援協力することを目的とする。
4. (運 営) (1) 本会は総会を年1回開催し、人事財政等運営上の重要事項を協議する。
(2) 本会は前記の目的を達するため必要に応じ連絡会議を開催する。
5. (役 員) (1) 本会は顧問、代表委員若干名および各弁護団より幹事1名を選出する。
(2) 幹事会の互選により幹事長1名を選出する。
(3) 事務局として、事務局長および事務局員若干名をおく。
6. (財 政) 本会の財政は会費その他の寄付金による。
 会費は、各弁護団あたり年1口(10,000円)以上とする。
7. 本会の規約改正は総会の決議により行う。

